

令和6年版（令和5年度実績）

杉並区保健福祉事業概要



保 健 福 祉 部
子 ど も 家 庭 部

目 次

| | |
|---|-----------|
| 1 保健福祉部管理課 | 1 |
| ○ 庶務係 | 1 |
| 社会福祉基金の運営 | 1 |
| 社会福祉協議会との連携協働 | 1 |
| ○ 社会福祉法人指導担当 | 2 |
| 社会福祉法人の認可・指導監査 | 2 |
| 社会福祉連携推進法人の認定・指導監査 | 3 |
| ○ 地域福祉係 | 4 |
| 民生委員・児童委員活動 | 4 |
| 小災害被災者見舞金・弔慰金の支給 | 5 |
| 大規模災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付 | 6 |
| 戦没者の遺族等の援護 | 6 |
| 区民葬儀 | 6 |
| 更生保護事業への支援 | 7 |
| ○ 地域福祉推進担当 | 8 |
| 災害時要配慮者対策の推進 | 8 |
| 日本赤十字社の地区事務 | 10 |
| ○ 計画調整担当 | 11 |
| 心のバリアフリーの推進 | 11 |
| ○ 保健福祉支援担当 | 12 |
| 成年後見制度等の利用促進 | 12 |
| 保健福祉サービス苦情調整委員制度 | 14 |
| 福祉サービス第三者評価 | 14 |
| 在日外国人無年金者等特別給付金の支給 | 15 |
| 移動困難者の支援 | 16 |
| 2 障害者施策課 | 17 |
| ○ 管理係 | 17 |
| 障害者福祉の啓発及び推進 | 17 |
| 障害者グループホームの利用者家賃助成 | 17 |
| 地域生活支援事業 | 18 |
| 障害者の権利擁護の推進 | 20 |
| 緊急時地域生活支援体制の整備 | 21 |
| ○ 障害者保健担当 | 22 |
| 医療的ケア児の相談支援体制の整備 | 22 |
| 重症心身障害児（者）在宅レスパイト訪問看護事業 | 23 |
| 成人期発達障害者支援事業 | 23 |
| ○ 事業推進係 | 25 |
| 障害に関する理解の促進 | 25 |
| 心身障害者団体の育成 | 26 |
| 障害者の意思疎通支援 | 26 |
| 障害者の社会参加の促進 | 28 |
| ○ 認定・給付係 | 29 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害支援区分の認定と障害福祉サービスの支給決定 | 29 |
| 居宅介護事業所、ショートステイ事業所、グループホーム事業所及び相談支援事業所等の指導 | 31 |

| | |
|----------------------------|-----------|
| 指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の指定 | 32 |
| ○基幹相談支援係 | 33 |
| 緊急時地域生活支援体制の整備 | 33 |
| 障害者の相談支援の充実 | 33 |
| 地域移行の促進 | 36 |
| 地域の支援ネットワークづくりの推進 | 37 |
| ○障害福祉サービス係 | 39 |
| 障害者の相談と手帳の交付等 | 39 |
| 自立支援医療（更生医療）の支給 | 41 |
| 補装具費の支給等 | 41 |
| 日常生活用具の給付等 | 42 |
| ○障害者手当・医療係 | 43 |
| 心身障害者等の医療費助成及び手当支給 | 43 |
| 心身障害者の福祉増進支援 | 44 |
| ○児童支援係 | 50 |
| 療育支援の充実 | 50 |
| 重症心身障害児通所施設わかばの運営 | 51 |
| 児童発達支援事業所の運営支援 | 51 |
| 保育対応型児童発達支援の実施 | 52 |
| 重症心身障害児放課後等デイサービス事業所の運営支援 | 52 |
| ○児童発達相談係 | 53 |
| 障害児の発達相談 | 53 |
| ○こども発達センター | 55 |
| 療育支援の実施 | 55 |

3 障害者生活支援課 58

| | |
|-----------------------------|-----------|
| ○管理係 | 58 |
| 障害者集会施設の運営・多様な講座の実施 | 58 |
| 障害者通所施設等の運営支援 | 61 |
| ショートステイ事業所及びグループホーム事業所等への支援 | 62 |
| ○施設整備担当 | 64 |
| 重度障害者通所施設の整備 | 64 |
| 住まいの確保支援 | 65 |
| ○事業者支援係 | 66 |
| 障害福祉サービス事業者等の人材確保・育成・定着 | 66 |
| 共生型サービスの推進 | 67 |
| ○就労支援係 | 68 |
| 障害者の就労支援 | 68 |
| ○地域生活支援係 | 72 |
| 中途障害者の支援 | 72 |
| 地域活動支援センターの運営 | 74 |
| ○区立生活園 | 75 |
| 重度障害者通所施設の運営 | 75 |

4 高齢者施策課 78

| | |
|-------------|-----------|
| ○管理係 | 78 |
| 高齢者保健福祉の推進 | 78 |
| 介護保険運営協議会 | 78 |

| | |
|-------------------------|-----------|
| 介護老人保健福祉施設及び通所介護施設の維持管理 | 79 |
| ○いきがい活動支援係 | 80 |
| 高齢者の就業支援及び杉の樹大学等社会参加の支援 | 80 |
| 杉並区シルバー人材センターへの支援 | 80 |
| 敬老事業 | 81 |
| ふれあい入浴等 | 82 |
| いきいきクラブ（老人クラブ）の支援 | 83 |
| ゆうゆう館における関連事業 | 83 |
| ○長寿応援ポイント担当 | 85 |
| 長寿応援ポイント事業の推進 | 85 |
| ○施設整備推進担当 | 86 |
| 介護サービス基盤の整備 | 86 |
| ○施設担当 | 89 |
| ゆうゆう館 | 89 |
| 高齢者活動支援センター | 90 |
| 高齢者ゲートボール場 | 90 |

5 高齢者在宅支援課 **91**

| | |
|-------------------------|------------|
| ○管理係 | 91 |
| 日常生活支援サービス | 91 |
| 家族介護者支援サービス | 92 |
| ○高齢者見守り連携係 | 95 |
| 地域の見守り体制の充実 | 95 |
| ○施設入所係 | 97 |
| 老人福祉法の規定による措置 | 97 |
| 特別養護老人ホームの入所希望者第一次評価の実施 | 97 |
| 高齢者の緊急一時保護 | 98 |
| 成年後見制度における区長申立て | 98 |
| ○地域包括ケア推進係 | 99 |
| 地域包括ケアシステムの推進 | 99 |
| 認知症施策の推進 | 102 |
| ○日常生活支援事業係 | 106 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | 106 |
| 生活支援体制整備 | 108 |
| 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 | 110 |

6 在宅医療・生活支援センター **111**

| | |
|-----------------------|------------|
| ○在宅医療・介護連携推進係 | 111 |
| 在宅医療体制の充実 | 111 |
| ○包括的支援係 | 113 |
| 包括的な相談支援体制の強化 | 113 |
| ○地域ささえあい連携推進担当 | 114 |
| 地域支え合いの仕組みづくりの推進 | 114 |

7 杉並福祉事務所 **115**

| | |
|-----------------|------------|
| ○計画調整担当 | 115 |
| 被生活保護世帯に対する法外援護 | 115 |

| | |
|--------------------------|------------|
| 生活安定応援事業 | 115 |
| ○徴収調整担当 | 116 |
| 応急小口資金貸付 | 116 |
| 女性福祉資金貸付 | 116 |
| 母子及び父子福祉資金貸付 | 117 |
| ○相談係 | 118 |
| 行旅病人等援護 | 118 |
| 助産施設の入所支援 | 118 |
| 母子・女性・家庭相談 | 119 |
| 民営母子生活支援施設に対する保護委託 | 119 |
| 家庭内、配偶者、パートナー間の暴力対策の推進 | 120 |
| ○保護係 | 121 |
| 中国残留邦人等への支援 | 121 |
| 生活保護受給者への支援 | 121 |
| ○生活自立支援担当 | 127 |
| 生活困窮者・世帯及びひきこもり等の自立支援の推進 | 127 |
| 路上生活者の自立支援 | 129 |

8 健康推進課 **130**

| | |
|----------------------|------------|
| ○管理係 | 130 |
| 杉並保健所及び保健医療センターの維持管理 | 130 |
| 人口動態調査及び保健衛生に係る統計調査 | 130 |
| 医師会等保健医療関係団体との連絡事務 | 133 |
| 杉並区歯科保健医療センターの運営 | 133 |
| 健康危機管理 | 134 |
| 献血及び骨髄バンク事業の推進 | 134 |
| 杉並区生活習慣行動調査の実施 | 135 |
| ○健康推進係 | 136 |
| 健康づくり推進協議会の運営 | 136 |
| 健康づくり推進事業の実施 | 137 |
| 健康づくり表彰の実施 | 138 |
| 受動喫煙防止対策 | 138 |
| 特定不妊治療費の助成 | 139 |
| ○医療連携担当 | 140 |
| 医療連携 | 140 |
| AEDの普及及び講習の実施 | 140 |
| 救急医療及び災害医療 | 141 |
| 医療安全窓口の運営 | 144 |
| ○保健指導担当 | 145 |
| 健康づくり推進活動、生活習慣病予防対策 | 145 |
| 不妊相談 | 148 |
| 喫煙・飲酒対策 | 149 |
| ○栄養指導担当 | 150 |
| 特定給食施設指導の充実 | 150 |
| 食育の推進 | 152 |
| 栄養成分表示 | 156 |
| ○歯科衛生担当 | 157 |
| 歯科保健及び歯科衛生 | 157 |

| | |
|-------------------|-----|
| ○健康危機管理保健調整担当 | 159 |
| 健康危機に備えた人材の確保及び育成 | 159 |
| ○健診係 | 160 |
| 健康診査の推進 | 160 |
| 各種検診等の実施 | 166 |
| がん検診の推進 | 168 |

9 生活衛生課 174

| | |
|--------------------|-----|
| ○管理係 | 174 |
| 医療従事者の免許に関すること | 174 |
| 動物と共生できる地域社会づくりの推進 | 174 |
| 薬物乱用防止対策の推進 | 179 |
| ○保健衛生担当 | 180 |
| 医療の安全確保 | 180 |
| 医薬品等の安全確保 | 183 |
| 環境衛生営業施設等における衛生確保 | 187 |
| 住居等における衛生確保 | 191 |
| ○食品衛生担当 | 194 |
| 食の安全対策の推進 | 194 |
| 調理師・製菓衛生師免許に関すること | 201 |
| ○衛生検査係 | 202 |
| 試験検査による安全確保 | 202 |

10 保健予防課 205

| | |
|--------------------------|-----|
| ○保健予防係 | 205 |
| 予防接種事業の推進 | 205 |
| 精神保健に関する普及啓発 | 210 |
| 精神保健相談、精神障害者社会復帰訓練等の連絡調整 | 212 |
| 精神保健福祉法等に関する事務 | 216 |
| 自殺予防対策の普及啓発等 | 218 |
| 難病対策の推進 | 221 |
| 公害保健福祉の実施 | 225 |
| 自立支援医療（育成医療）等医療費の給付 | 228 |
| ○保健指導担当 | 229 |
| 課内の保健師業務に関すること | 229 |
| ○感染症係 | 230 |
| 感染症対策の推進 | 230 |
| ○感染症担当 | 237 |
| 放射線業務に関すること | 237 |

11 保健サービス課 238

| | |
|--|-----|
| ○管理係・高井戸業務係・高円寺業務係 | 238 |
| 障害者施設入所者等に対する健診 | 238 |
| ○荻窪健康づくり事業担当・高井戸健康づくり事業担当・高円寺健康づくり事業担当 | 239 |
| 生活習慣病予防対策 | 239 |
| ○健康づくり調整担当 | 242 |
| 健康づくり組織・団体とネットワークの育成・支援 | 242 |

| | |
|------------------------|------------|
| 高齢期における健康づくり | 244 |
| ○保健センターの役割 | 250 |
| 多岐にわたる分野の相談や事業の保健活動の拠点 | 250 |
| 12 子ども家庭部管理課 | 255 |
| ○庶務係 | 255 |
| 子育てを応援する企業・事業者への支援 | 255 |
| 子育てサイトの充実・すぎラボの運営 | 256 |
| ○子ども医療・手当係 | 257 |
| 児童手当 | 257 |
| 子どもの医療費助成 | 258 |
| 児童扶養手当 | 258 |
| 児童育成手当 | 260 |
| ひとり親家庭等医療費助成 | 261 |
| ○ひとり親家庭支援担当 | 262 |
| ひとり親家庭の相談体制の整備 | 262 |
| ひとり親家庭の就業支援 | 262 |
| ひとり親家庭の子育て支援 | 264 |
| ○子ども政策担当 | 266 |
| 子ども・子育て会議の運営 | 266 |
| 子どもの権利擁護の推進 | 266 |
| 子どもの貧困対策の連携、推進等に係る調整 | 267 |
| 13 地域子育て支援課 | 268 |
| ○子育て支援係 | 268 |
| 子育て支援サービス | 268 |
| ○子どもセンター | 274 |
| 子育て支援サービスの利用相談及び情報提供等 | 274 |
| ○母子保健係 | 275 |
| 母子保健に関すること | 275 |
| 14 子ども家庭支援課 | 295 |
| ○事業係 | 295 |
| 子ども家庭支援事業等の実施 | 295 |
| ヤングケアラーの支援 | 297 |
| ○子ども家庭相談担当 | 298 |
| 子どもと家庭に関する総合相談 | 298 |
| ○子ども家庭支援係 | 300 |
| 児童虐待対策 | 300 |
| 15 児童相談所設置準備課 | 304 |
| ○設置・運営準備係、施設整備担当 | 304 |
| 区立児童相談所の設置 | 304 |

16 保育課 307

| | |
|---|-----|
| ○管理係..... | 307 |
| 区立保育所の運営..... | 307 |
| 地域型保育事業所（直営）の運営..... | 308 |
| 区保育室（直営型）の運営..... | 308 |
| 区立保育所（指定管理保育所等を除く）の職員に関すること..... | 309 |
| 多様な保育サービスの推進..... | 309 |
| ○保育施設整備係..... | 312 |
| 区立保育所、区立子供園等の施設整備..... | 312 |
| 区立保育所、区立子供園等の維持管理..... | 312 |
| ○認定・入園係..... | 313 |
| 各種保育サービスに係る相談及び案内..... | 313 |
| 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定..... | 313 |
| 認可保育所、地域型保育事業所等の利用に係る調整、あっせん等..... | 314 |
| ○保育料担当..... | 315 |
| 認可保育所、地域型保育事業所等の利用者負担..... | 315 |
| 認可保育所等の利用者負担に係る滞納金の徴収及び整理等..... | 316 |
| 保育に係る徴収金の滞納処分..... | 317 |
| 認証保育所等保育料補助..... | 317 |
| ○事業計画調整係..... | 318 |
| 区立保育所の民営化..... | 318 |
| 認可外保育施設の認可化移行支援..... | 319 |
| ○子供園・幼稚園係..... | 320 |
| 区立子供園の運営..... | 320 |
| 私立幼稚園の運営に関する支援..... | 320 |
| 私立幼稚園等園児保護者の経済的負担軽減に関する支援..... | 321 |
| 私立幼稚園における一時預かり事業に関する支援..... | 321 |
| ○保育施設給付係..... | 322 |
| 指定管理保育所等の運営..... | 322 |
| 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認並びに施設型給付費及び地域型保育給付費等の支払い..... | 323 |
| 認証保育所等認可外保育施設の運営費の支払等..... | 325 |
| ○保育施設建設係..... | 327 |
| 認可保育所事業者の公募等..... | 327 |
| 地域型保育事業所の認可等..... | 327 |
| 認可保育所における園庭確保のための支援..... | 327 |
| ○保育巡回支援担当..... | 328 |
| 巡回指導・巡回訪問..... | 328 |
| ○指導検査担当..... | 329 |
| 保育施設への指導検査..... | 329 |

17 児童青少年課 330

| | |
|-----------------------------------|-----|
| ○管理係・児童館運営係・計画調整担当・学童クラブ整備担当..... | 330 |
| 児童館の運営..... | 330 |
| 学童クラブの運営..... | 331 |
| 小学校内での放課後等居場所事業の実施..... | 333 |
| 子ども・子育てプラザの運営..... | 334 |
| その他の主な事業..... | 335 |

| | |
|-------------------------|------------|
| ○事業係 | 336 |
| 児童青少年センター（ゆう杉並）の運営..... | 336 |
| 友好都市交流事業..... | 337 |
| ○青少年係 | 338 |
| 青少年の健全育成の促進に関すること..... | 338 |
| 青少年健全育成団体の育成に関すること..... | 339 |
| 青少年の自立支援に関すること..... | 340 |
| ○次世代育成基金担当 | 341 |
| 次世代育成基金の活用推進..... | 341 |

18 国民健康保険 **342**

| | |
|-----------------------|-----|
| 概説..... | 342 |
| 国民健康保険の運営に関する協議会..... | 342 |
| 資格事務..... | 343 |
| 賦課事務..... | 344 |
| 収納事務..... | 346 |
| 過誤納保険料の還付及び充当..... | 347 |
| 滞納整理・滞納処分..... | 347 |
| 保険給付..... | 347 |
| 保健事業..... | 352 |
| 趣旨普及..... | 353 |

19 後期高齢者医療 **354**

| | |
|-----------------------------|-----|
| 概説..... | 354 |
| 被保険者の状況..... | 354 |
| 保険料事務..... | 355 |
| 給付事務..... | 355 |
| 健康診査事業..... | 356 |
| 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業..... | 356 |
| 趣旨普及..... | 356 |

20 国民年金 **357**

| | |
|--------------------|-----|
| 概説..... | 357 |
| 保険料及び保険料免除制度等..... | 358 |
| 年金給付..... | 360 |

21 介護保険 **365**

| | |
|-----------------------|-----|
| 介護保険制度の概要..... | 365 |
| 介護保険運営協議会..... | 366 |
| 介護保険の被保険者..... | 366 |
| 要介護認定..... | 367 |
| 介護保険料..... | 367 |
| 介護保険給付..... | 368 |
| 介護保険サービスの適切な利用促進..... | 372 |
| 介護保険サービスの質の向上..... | 375 |
| 地域密着型サービス事業所等の指定..... | 376 |

22 新型コロナウイルス感染症等に関する主な取組 377

安定的な地域医療体制の維持・強化..... 377
ワクチン接種及びワクチン接種体制整備..... 380
その他新型コロナウイルス感染症対策の取組..... 381
物価高騰等緊急支援対策等の取組..... 384

23 資料 385

○食品の安全確保 385

食品関係営業施設数及び監視指導状況..... 385

○杉並区の人口動態 390

人口推移統計..... 390
人口動態年次別統計..... 391
出生統計..... 393
死亡統計..... 395
乳児死亡統計..... 400
死産統計..... 401

福祉事務所・保健センター所管・担当区域

| 町 丁 名 | 番地 | 福祉事務所 | 保健センター | 町 丁 名 | 番地 | 福祉事務所 | 保健センター | | |
|-----------|------------------------------|-------|--------|-----------|--------------------------------|-------|--------|----------|----------|
| あ | | | | せ | | | | | |
| 阿佐谷北1～6丁目 | 全域 | 高円寺 | 高円寺 | 善福寺1～4丁目 | 全域 | 荻窪 | 上井草 | | |
| 阿佐谷南1～3丁目 | 全域 | | | た | | | | | |
| 天沼1～3丁目 | 全域 | 荻窪 | 荻窪 | 高井戸西1～3丁目 | 全域 | 高井戸 | 高井戸 | | |
| い | | | | 高井戸東1～4丁目 | 全域 | | | な | |
| 井草1・2丁目 | 全域 | 荻窪 | 荻窪 | 成田西1～4丁目 | 全域 | 荻窪 | 荻窪 | | |
| 井草3～5丁目 | 全域 | | 上井草 | 成田東1～5丁目 | 全域 | | | に | |
| 和泉1～4丁目 | 全域 | 高円寺 | 和泉 | 西荻北1・2丁目 | 全域 | 荻窪 | 荻窪 | | |
| 今川1～4丁目 | 全域 | 荻窪 | 上井草 | 西荻北3丁目 | 1～11番、15～23番、 28～34番、39～45番 | | | 上井草 | |
| う | | | | | 西荻北4丁目 | | 全域 | | 荻窪 |
| 梅里1・2丁目 | 全域 | 高円寺 | 高円寺 | 西荻北5丁目 | 1番、7～11番 2～6番、12～26番 | | 荻窪 | | |
| え | | | | 西荻南1・2丁目 | 全域 | | 高井戸 | 高井戸 | |
| 永福1丁目 | 1～3番、8～14番 28～35番、41、42番 | 高円寺 | 和泉 | 西荻南3・4丁目 | 全域 | 荻窪 | 荻窪 | | |
| | 4～7番、15～27番 36～40番、43、44番 | 高井戸 | 高井戸 | は | | | | | |
| 永福2～4丁目 | 全域 | | | 浜田山1～4丁目 | 全域 | 高井戸 | 高井戸 | | |
| お | | | | ほ | | | | | |
| 大宮1・2丁目 | 全域 | 高円寺 | 和泉 | 方南1・2丁目 | 全域 | 高円寺 | 和泉 | | |
| 荻窪1～5丁目 | 全域 | 荻窪 | 荻窪 | 堀ノ内1・2丁目 | 全域 | | 高円寺 | 高円寺 | |
| か | | | | 堀ノ内3丁目 | 全域 | | | | ま |
| 上井草1～4丁目 | 全域 | 荻窪 | 上井草 | 本天沼1丁目 | 1、27、28番 2～26番 | 荻窪 | 荻窪 | | |
| 上荻1～3丁目 | 全域 | | 荻窪 | 本天沼2・3丁目 | 全域 | | | み | |
| 上荻4丁目 | 1～19番 20～30番 | | 高井戸 | 高井戸 | 松ノ木1～3丁目 | 全域 | 高円寺 | 高円寺 | |
| 上高井戸1～3丁目 | 全域 | | | も | | | | | |
| く | | | | 南荻窪1～4丁目 | 全域 | 荻窪 | 荻窪 | | |
| 久我山1～5丁目 | 全域 | 高井戸 | 高井戸 | 宮前1～5丁目 | 全域 | 高井戸 | 高井戸 | | |
| こ | | | | わ | | | | | |
| 高円寺北1～4丁目 | 全域 | 高円寺 | 高円寺 | 桃井1・2丁目 | 全域 | 荻窪 | 荻窪 | | |
| 高円寺南1～5丁目 | 全域 | | | 桃井3・4丁目 | 全域 | | 上井草 | | |
| し | | | | を | | | | | |
| 清水1～3丁目 | 全域 | 荻窪 | 荻窪 | 和田1～3丁目 | 全域 | 高円寺 | 高円寺 | | |
| 下井草1丁目 | 1～4番、12～17番 | 高円寺 | 高円寺 | | | | | | |
| | 5～11番、18～32番 | 荻窪 | 荻窪 | | | | | | |
| 下井草2・3丁目 | 全域 | | 上井草 | | | | | | |
| 下井草4・5丁目 | 全域 | | | | | | | | |
| 下高井戸1～5丁目 | 全域 | 高井戸 | 高井戸 | | | | | | |
| 松庵1～3丁目 | 全域 | | | | | | | | |

1 保健福祉部管理課

庶務係

●社会福祉基金の運営

目 的

杉並区社会福祉基金は、高齢者・障害者・児童に関する福祉施設の建設助成や社会福祉事業の充実などを通じて、社会福祉の増進に役立てていくことを目的としています。

事業内容・実績等

社会福祉基金への寄附金は、福祉施設の整備をはじめ、社会福祉資源や社会福祉活動の充実のために使われます。基金の使い途は毎年度「社会福祉基金運営委員会」において決定しており、また、多くの方に寄附いただけるよう、ポスターや区公式 X、ホームページ等により基金の PR 活動も行っています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-------|---------|--------|-------|-------|
| 寄附件数（件） | 60 | 68 | 89 | 56 | 74 |
| 寄附金額（千円） | 5,385 | 154,088 | 19,568 | 2,066 | 4,674 |
| 基金残高（百万円） | 632 | 787 | 803 | 805 | 810 |

●社会福祉協議会との連携協働

目 的

社会福祉協議会は、地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生等に関連のある関係者の参加と協力を得て、住民の福祉を増進することを目的に設立された民間組織であり、社会福祉法に基づいて全国の区市町村に設置されています。

区は、社会福祉協議会の取組を支援し、地域における福祉活動の活性化を図っています。

事業内容・実績等

社会福祉協議会の実施している主な事業（区の委託事業を含む）は次のとおりです。
 ささえあいサービス事業、ファミリーサポートセンター事業、地域福祉権利擁護事業、福祉相談、きずなサロン支援事業、生活福祉資金貸付事業、生活困窮者等自立支援事業、ボランティア活動推進事業、地域包括支援センター及び介護予防支援事業、要介護認定調査事業、食を通じた見守り支援事業、生活支援体制整備事業、地域支え合いの仕組みづくり事業、災害ボランティアセンター事業

社会福祉法人指導担当

●社会福祉法人の認可・指導監査

目 的

社会福祉法人の運営の適正化を図ります。

事業内容・実績等

主たる事業所の所在地と、その事業区域がともに区内である社会福祉法人を所轄法人とし、社会福祉法人指導監査実施要綱に基づく指導監査を実施しています。

社会福祉法人の運営に関する事務として、法人の設立認可申請受付、定款変更等諸届の受理などを行っています。

〔法人認可・指導等の実績〕

| 年度 | 当初所轄 法人数 | 認可 審査 | 合併・所轄 変更等 法人数 | 定款変更 等諸届 件数 | 指導監査（法人数） | | |
|----|-------------|----------|---------------------|-------------------|------------|------------|------------|
| | | | | | 監査対象 法人 | 口頭指導 のみ | 文書指導 あり |
| 元 | 16 | — | 1 | 5 | 3 | — | 3 |
| 2 | 15 | — | — | 2 | 7 | 1 | 6 |
| 3 | 15 | — | — | 9 | 4 | 1 | 3 |
| 4 | 15 | — | — | 1 | 7 | 1 | 6 |
| 5 | 15 | — | 1 | 7 | 5 | — | 5 |

社会福祉法人の事業実施にあたり、地域の福祉ニーズを反映させる仕組みの一つとして「地域協議会」があります。

社会福祉法人が地域公益事業の実施を計画する際には、杉並区社会福祉協議会を運営主体とする地域協議会を開催し、区民その他関係者から意見聴取を行い、地域の福祉ニーズを反映させることとしています。

地域協議会は地域公益事業を行う社会福祉充実計画（※）の策定が必要な社会福祉法人からの申出があった場合に開催されます。

※社会福祉充実計画

社会福祉法人が有する財産から事業継続に必要な財産を控除して求めた再投下可能な財産を「社会福祉充実残額」といい、その残額が生じた場合に既存事業の充実または新規事業の実施に関する計画を作成することとされており、その計画のことを「社会福祉充実計画」といいます。

●社会福祉連携推進法人の認定・指導監査

目 的

社会福祉連携推進法人の運営の適正化を図ります。

事業内容・実績等

令和4年度に施行された「社会福祉連携推進法人制度」は社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取り組み等を行う新たな法人制度です。社会福祉連携推進法人の活用により、福祉・人材の確保や、法人の経営基盤の強化、地域共生の取り組みの推進などが可能となります。

主たる事業所の所在地が区内で、その事業区域が区内である社会福祉連携推進法人の設立認定、指導監査、諸届けの受理を行います。令和5年度末時点で区が所轄庁となる社会福祉連携推進法人の設立実績はありません。

地域福祉係

● 民生委員・児童委員活動

目 的

民生委員・児童委員が、支援を必要とする地域住民に対し相談支援を円滑かつ的確に行えるよう支援するとともに、人材確保に取り組みます。

事業内容・実績等

杉並区では、13 地区の民生委員児童委員協議会（以下「地区協議会」という。）が組織され、地区ごとにそれぞれ民生委員・児童委員の定数が定められています。民生委員・児童委員は担当地域を受け持ち、地域の身近な相談相手として、行政や関係機関への橋渡し役を担っています。また、主任児童委員は地区全域を担当し、民生委員・児童委員、学校及び児童福祉関連機関などと連携しながら、主に子ども、子育てに関する支援活動を行っています。

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

| 地区協議会名 | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 合計 | |
|------------|----|----------|------|-----|-------|-----|-----|----|----|----|-----|----|----|-----|-----|-----|
| | | 方南和泉 | 下高永福 | 和田堀 | 高円寺中央 | 高円寺 | 阿佐谷 | 成田 | 天沼 | 荻窪 | 下井草 | 井荻 | 宮前 | 高井戸 | | |
| 定数 (人) | 合計 | 32 | 35 | 47 | 23 | 34 | 35 | 31 | 24 | 37 | 24 | 35 | 42 | 34 | 433 | |
| | 内訳 | 民生委員児童委員 | 30 | 33 | 44 | 21 | 32 | 33 | 29 | 22 | 35 | 22 | 33 | 39 | 32 | 405 |
| | | 主任児童委員 | 2 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 2 | 28 |
| 現員数 (人) | 合計 | 29 | 31 | 37 | 19 | 31 | 31 | 30 | 21 | 28 | 23 | 32 | 42 | 26 | 380 | |
| | 内訳 | 民生委員児童委員 | 27 | 30 | 34 | 17 | 29 | 29 | 28 | 19 | 26 | 21 | 30 | 39 | 24 | 353 |
| | | 主任児童委員 | 2 | 1 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 2 | 27 |

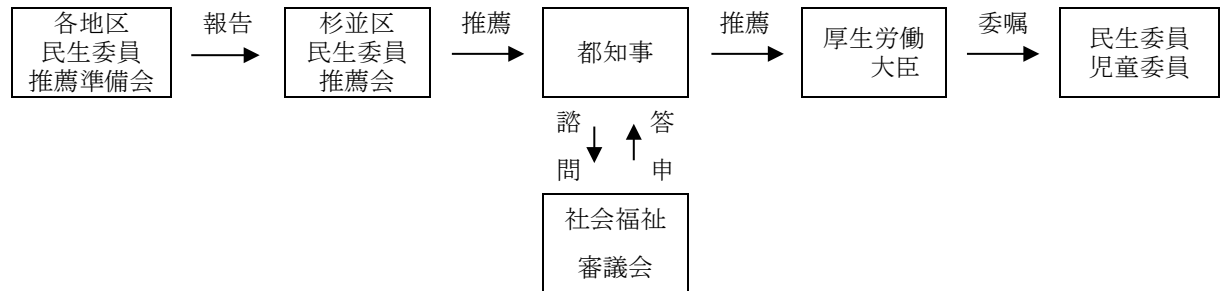
(1) 民生委員・児童委員の地域活動支援

民生委員の日（毎年 5 月 12 日）にあわせ、区役所ロビーで民生委員・児童委員のパネル展示等を行うほか、民生委員・児童委員の活動を紹介するために作成しているリーフレットを配布するなど、民生委員・児童委員活動の周知を行っています。

また、民生委員・児童委員は、毎年 6 部会（子育て支援部会・児童福祉部会・障害福祉部会・生活福祉部会・高齢福祉部会・主任児童委員部会）に分かれて研修を行い、その成果を杉並区民生委員・児童委員大会での発表や東京都民生委員・児童委員活動実績への事例掲載などの方法により公表しています。

(2) 民生委員・児童委員の委嘱

民生委員・児童委員は、民生委員法第5～7条に基づき厚生労働大臣が委嘱します。選任の適格要件や年齢基準などは、都が「東京都民生委員・児童委員選任要綱」に定めています。民生委員・児童委員の任期は3年となっており、3年ごとの一斉改選と欠員の補充のため、区は杉並区民生委員推薦会を開催するなどの推薦事務を行っています。



●小災害被災者見舞金・弔慰金の支給

目 的

杉並区内に発生した火災、風水害その他災害で、災害救助法の適用に至らない災害によって被害を受けた被災者に対し、応急的援護を行っています。

事業内容・実績等

被災の程度により、被災者又は事業所等に災害見舞金、弔慰金を支給しています。なお、避難先の確保が自力で困難な被災者に対しては、区施設等に一時的に避難するよう支援しています。

[小災害による見舞金等の支給件数(火災・風水害)]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|----|----|----|----|----|
| 支給世帯数 (世帯) | 46 | 26 | 23 | 19 | 39 |

●大規模災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付**目 的**

大規模な自然災害により被災された方や遺族に対し、給付等を行うことにより、区民の福祉及び生活の安定を図ります。

事業内容・実績等

自然災害(災害救助法等が適用された場合)により死亡した区民の遺族に対し、災害弔慰金を支給しています。また、区民が自然災害で負傷(疾病を含む)し、治ったとき(その症状が固定したときを含む)に法定の障害がある場合に、災害障害見舞金を支給しています。さらに、自然災害で住居、家財に被害を受けた世帯主に対し、災害援護資金の貸付を行っています。

●戦没者の遺族等の援護**目 的**

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として弔意の意を表すること、また、その遺族等の精神的痛苦を国として特別に慰謝することを目的としています。

事業内容・実績等

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金などの請求の受付及び国債の交付をしています。また、広報すぎなみ及び区ホームページで、請求の受付に関する情報を周知しています。

●区民葬儀**目 的**

特別区内において葬儀の標準的な形式を定め、定型的・画一化により区民の葬祭費用等の負担軽減を図ります。

事業内容・実績等

死亡した方が特別区に住んでいたか、葬儀をする方が特別区に住所を有している場合(住民登録のない者を含む)で、利用の申し出があった場合に、区民葬儀券を交付しています。利用者は、区が指定した区民葬儀取扱業者に葬儀を申し込むことで、葬儀にか

かる費用の一部を協定料金で利用することができます。

●更生保護事業への支援

目 的

更生保護活動団体等との協働により、犯罪や非行の防止及び犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支える更生保護の取組を推進します。

事業内容・実績等

杉並区保護司会に対し、活動費の一部を助成するとともに、杉並区更生保護サポートセンターの運営を支援しています。また、保護司会等の更生保護団体、警察、学校、地域団体等と推進委員会を組織し、社会を明るくする運動（法務省主唱）に取り組んでいます。

（１）杉並区保護司会等の更生保護団体への活動支援

更生保護の活動を行っている団体（杉並区保護司会、杉並区更生保護女性会、NPO 法人杉並区保護観察協会）の活動を支援しています。

（２）社会を明るくする運動の推進

社会を明るくする運動とは、犯罪や非行を防止し、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

区では、7月の強調月間に、区と杉並区保護司会をはじめとする更生保護団体が中心となって、啓発イベント「ひまわりフェスタ」等を開催しています。

[令和5年度 社会を明るくする運動主要行事]

| 実施日 | 活動名 | 内 容 | 開催場所 | 参加人数 |
|--------------|----------|--------------------------|----------------|--------|
| 6月21 ・22日 | ひまわりフェスタ | パネル展示、刑務所作業製品の販売、クイズの実施等 | 区役所中棟 1階ロビー | 1,780人 |
| 7月 | 区立図書館展示 | 更生保護関連図書の展示、貸出し等 | 区立図書館 4館 | 1,478人 |

地域福祉推進担当

●災害時要配慮者対策の推進

目 的

災害時に支援を必要とする区民が区に登録し、区が登録者の情報を警察署、消防署、消防団、民生委員・児童委員及び震災救援所運営連絡会に提供する「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」をはじめ、地域で災害時要配慮者を支援するための協力体制づくりを推進します。

事業内容・実績等

(1) 「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」の整備

① 未登録者に対する登録勧奨

要介護度や障害等の情報を集約した避難行動要支援者名簿をもとに、「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」未登録者に対し、郵送による個別勧奨を行うとともに、関係課と連携し高齢者への訪問事業の際に制度を説明するチラシと申込書を配付し、個別の登録勧奨を行います。

[避難行動要支援者名簿登載者数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 登載者数（人） | 30,543 | 31,387 | 32,576 | 33,101 | 33,470 |

[「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」登録者数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 登録者数（人） | 10,484 | 10,833 | 10,656 | 10,465 | 10,698 |

② 個別避難支援プラン作成のための体制強化

「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」登録者台帳を整備するとともに、登録者を民生委員・児童委員やケアマネジャーが訪問し、個別避難支援プランの作成を進めています。

[個別避難支援プラン作成件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 作成件数（件） | 7,769 | 7,853 | 8,005 | 7,798 | 7,718 |

(2) 震災救援所運営連絡会の運営支援

各震災救援所運営連絡会による災害時の対応を支援するため、要配慮者の情報を連絡会全体で共有できるよう個人情報保護研修を実施するとともに、要配慮者の搬送や安否確認訓練の実施に向けたアドバイス等の支援を行っています。

(3) 福祉救援所の充実

① 福祉救援所の指定に関する協定の締結推進

災害時に特別な介護や支援が必要となる方を対象とした福祉救援所を確保するため区内の福祉施設を運営する社会福祉法人等と「福祉救援所の開設及び運営に関する協定」を締結しています。

[協定を締結している施設数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|----|----|----|----|----|
| 施設数 (所) | 37 | 40 | 43 | 46 | 49 |

② 福祉救援所連絡会の運営

「杉並区福祉救援所連絡会」を開催し、各施設での備蓄品を活用した訓練の実施状況や、震災救援所との連携等について意見交換を行っています。

(4) 災害ボランティアセンター（杉並区社会福祉協議会）との連携強化

杉並区社会福祉協議会は、区との協定に基づき、震度5強の地震など大規模災害時に「杉並区災害ボランティアセンター」を設置します。災害発生時に災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、災害を想定したセンター運営訓練を実施し、運営スタッフの危機管理意識の醸成とスキルアップを図っています。

(5) 民間事業者との連携による支援体制の充実

① 福祉事業者との連携

災害時における福祉専門職の協力を得るため、福祉事業者との連携強化を働きかけています。連携が円滑に進むよう、各事業者団体の協議会や研修会に防災課・土木計画課と共に参加し、区の災害時の態勢や要配慮者対策の取組を周知しています。

② 災害時のボランティアネットワークの強化（杉並区社会福祉協議会）

災害発生時における被災者支援を目指した組織的な行動やボランティアのコーディネート等の活動が円滑に行えるよう、杉並区社会福祉協議会が運営主体となり、大学や関係団体等で構成する「災害ボランティアネットワーク連絡会」を開催しています。

(6) 安否確認を支援するためのGIS（地理情報システム）の活用

要配慮者の安否確認が迅速に行える体制の整備に向けて、関係職員に対し、GIS（地理情報システム）を活用した災害時要配慮者支援システムの円滑な操作ができるよう、震災救援所ごとの訓練を実施しています。

また、災害時要配慮者支援システムと（仮称）災害情報システムとで相互に共有できるようなシステムの運用についての検討を行っています。

(7) 家具転倒防止器具の取付助成

高齢者のみの世帯や障害者手帳の所持者などを対象に、家具転倒防止器具の取り付けを無料で実施しています。地域のたすけあいネットワーク（地域の手）登録者は特例給付を利用できます。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|--------------|-----------------------|-------|
| 家具転倒防止器具取付事業 | 障害者施策課 障害者手当・医療係 | p. 48 |
| 家具転倒防止器具の取付け | 高齢者在宅支援課 高齢者見守り連携係 | p. 96 |

● 日本赤十字社の地区事務

目 的

日本赤十字社東京都支部と連携し、活動資金（会費・寄付金）の募集、義援金・救援金の受付や青少年赤十字加盟校の育成援助など日本赤十字社の事業を推進しています。

事業内容・実績等

(1) 日本赤十字社活動資金募集等の地区活動

赤十字の事業は、町会・自治会や協賛委員の協力により集められた活動資金で成り立っています。区（杉並区地区）は、町会等から預かった活動資金を東京都支部に送金するほか、年に1回杉並区地区協議会を開催し、赤十字会員及び活動資金の募集について周知と協力依頼を行っています。

(2) 赤十字奉仕団との連絡調整

赤十字奉仕団は、赤十字の活動を通じて地域社会に貢献したいというボランティアの方々により組織されています。区は奉仕団の事務局として、奉仕団委員会の開催や研修会の実施、奉仕団だよりの発行などの補助を行っています。

計画調整担当 _____

●心のバリアフリーの推進

目 的

障害者や高齢者、小さな子ども連れの方などが抱える日常生活での困難さや不自由さを理解し、誰もが自然に支え合うこと（心のバリアフリー）について、啓発活動等により推進します。

事業内容・実績等

障害者や高齢者、小さな子ども連れの方などに配慮した対応を心掛けていたり、バリアフリーに配慮した設備が1つ以上ある店舗を「心のバリアフリー協力店」として認定し、ステッカーを店頭に掲示して、区民に周知しています。

また、心のバリアフリー啓発用のポスターを作成し、区施設等に配布しています。

[心のバリアフリー協力店登録店舗数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 店舗数（店舗） | 1,038 | 1,012 | 1,013 | 1,014 | 1,002 |

保健福祉支援担当

●成年後見制度等の利用促進

目 的

判断能力が衰えても、本人の意思を尊重した権利擁護の仕組みを活用することにより、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。

事業内容・実績等

(1) 中核機関の設置

杉並区成年後見センター（平成 18 年 4 月設立）を、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能等を担う地域連携ネットワークの中核機関として位置付け、成年後見制度をより利用しやすくするための取組を推進しています。

また、成年後見センターでは、親族の支援が得られない方の申立て支援や法人後見・監督人受任も行っています。

[権利擁護や成年後見制度に関する相談]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 相談件数（件） | 3,221 | 3,431 | 3,668 | 3,593 | 4,343 |

[第三者後見人候補者紹介後の選任件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|----|----|----|----|----|
| 紹介件数（件） | 59 | 64 | 79 | 73 | 79 |

[法人後見受任件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|---|---|---|---|---|
| 受任件数（件） | 4 | 3 | 3 | 2 | 2 |

[区民後見人に対する後見監督受任件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|----|----|----|----|----|
| 受任件数（件） | 12 | 16 | 17 | 16 | 16 |

(2) 地域連携ネットワークづくり

成年後見制度の必要な人を発見し、適切に必要な支援へ繋げる地域連携の仕組み（地域連携ネットワーク）の構築のため、専門職団体や関係機関で構成する「杉並区成年後見制度利用促進協議会」を成年後見センターに設置し、課題や対応事例等の共有を図るなど、利用者支援に向けた協議を行っています。

(3) 成年後見区長申立てと利用助成の実施

① 区長申立て

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方の権利を擁護するため、親族がいない場合等で必要があると認められる方を対象に、区長による後見開始等の審判請求手続を行っています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|----|----|----|----|----|
| 区長申立て (件) | 54 | 40 | 45 | 43 | 47 |

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|-----------------|-------------------|-------|
| 成年後見制度における区長申立て | 高齢者在宅支援課 施設入所係 | p. 98 |

② 利用助成

申立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な区民に対し、一部助成を行っています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------|----|----|----|----|----|
| 申立て費用助成 (件) | 21 | 14 | 19 | 11 | 26 |
| 報酬助成 (件) | 19 | 17 | 14 | 13 | 19 |

(4) 日常生活自立支援事業の利用促進

高齢や障害などで日常生活に不安を抱えている方を対象とした相談支援を行う「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」の利用を促進するため、実施主体である社会福祉協議会に対し事業費助成を行っています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 相談件数 (件) | 7,696 | 6,800 | 10,099 | 12,683 | 12,043 |

●保健福祉サービス苦情調整委員制度

目 的

保健福祉サービスに関する利用者等の不満や苦情の申立てを、公正・中立な立場で適切・迅速に処理するため、区長の附属機関として保健福祉サービス苦情調整委員を設置し、利用者等の権利利益を保護するとともに、保健福祉サービスの質の向上を図ります。

事業内容・実績等

第三者機関である苦情調整委員が、保健福祉サービスに対する苦情申立てに対し、申立人とサービス提供事業者の双方から事情を聴き、公正・中立な立場で問題解決のために迅速に対応しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|----|----|----|----|-----|
| 相談件数（件） | 40 | 43 | 49 | 58 | 102 |
| 申立件数（件） | 9 | 2 | 8 | 5 | 3 |

●福祉サービス第三者評価

（障害者施策課、障害者生活支援課、介護保険課、保育課、児童青少年課）

目 的

福祉サービスの更なる質の向上を図るため、第三者機関による評価を積極的に活用し、利用者本位の適切なサービスの提供に繋がります。

事業内容・実績等

福祉サービス利用者等のサービス選択のための情報提供と福祉サービスの透明性及び質の向上に向けた事業者の取組を促進するため、民間サービス事業者の福祉サービス第三者評価受審費補助を行い、第三者評価の受審促進を図っています。

同時に、区立施設においても福祉サービス第三者評価受審を推進し、利用者本位の福祉の実現に向けた取組を進めています。

① 区立事業所等における第三者評価の実施

区立の障害者施設や保育園、学童クラブ等に対し、評価機関による第三者評価を計画的に実施しています。

[受審施設数]

| 年度 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------|----------|---|---|---|----|----|
| 区立施設 | 障害者施設（所） | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 |
| | 保育園（所） | 5 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | 学童クラブ（所） | — | — | — | 10 | 11 |

※学童クラブは令和4年度から実施

② 民間事業者に対する第三者評価受審費用の助成

民間の福祉サービス事業者に対し、第三者評価の受審費用の一部を助成しています。

[受審施設数]

| 年度 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------|----------|----|----|----|----|----|
| 民間施設 | 高齢分野（所） | 32 | 28 | 28 | 28 | 23 |
| | 障害分野（所） | 13 | 12 | 8 | 14 | 13 |
| | 子ども分野（所） | 32 | 24 | 53 | 51 | 37 |

●在日外国人無年金者等特別給付金の支給

目 的

日本国籍を有していなかったために公的年金を受けられない区内に住む在日外国人等（重度心身障害者特別給付金は昭和57年1月1日以前に満20歳となった方、特別永住者等特別給付金は大正15年4月1日以前生まれの方が対象）の生活の安定を図ります。

事業内容・実績等

重度心身障害者特別給付金を月額3万円給付しています。なお、特別永住者等特別給付金（月額1万円）の給付実績は令和3年度以降ありません。

[重度心身障害者特別給付金支給対象者数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|---|---|---|---|---|
| 対象者数（人） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

●移動困難者の支援

目 的

高齢や障害により外出に困難がある方等（以下「移動困難者」という。）が「出かけたいときに出かけられるまち」を実現するための環境を整備します。

事業内容・実績等

（１）外出支援相談センターの運営

平成 19 年 10 月に設置した外出支援相談センターでは、移動サービスに関する情報を一元管理して移動困難者の相談に応じ、利便性の向上を図るとともに、関係者間の協力的体制を構築するための拠点として、各種講座や連絡会などを実施しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-------|-----|-------|-------|-------|
| 相談件数（件） | 1,229 | 880 | 1,085 | 1,160 | 1,129 |

（２）福祉有償運送団体の支援

移動困難者の活動の場を広げ、自由な社会参加を可能にするため、杉並区内で福祉有償運送活動を継続する特定非営利活動法人等の団体に対して、安全運行や利便性向上等を図る観点から、補助金の交付を行っています。

また、平成 18 年 10 月に改正道路運送法が施行され、福祉有償運送事業が明確に位置付けられたことに伴い、区に対し、安全・安心にサービス提供されるための措置（杉並区福祉有償運送運営協議会での協議・承認等や認定運転者講習会の開催等）を講ずることが求められました。これを受けて区では、福祉有償運送に携わる運転手資格を有するために必要な「福祉車両運転協力員講座」をすぎなみ地域大学で実施しています。

（３）福祉有償運送運営協議会

平成 16 年 3 月に、特定非営利活動法人等による福祉有償運送に関し、各自治体が設置した福祉有償運送運営協議会での協議を経て、道路運送法上の手続きを行うことが必要との方針が国土交通省から示されたことを受け、杉並区では平成 17 年 5 月に同協議会を設置しています。

同協議会では、福祉有償運送の必要性を確認するとともに、福祉有償運送サービスが安全かつ安定して提供され、移動困難者の利便性向上が図られるよう、各団体の活動状況を把握し、助言や調整を行っています。

2 障害者施策課

管理係

●障害者福祉の啓発及び推進

目 的

障害者の生活に役立つ情報を正確かつ迅速に提供し、必要な情報を誰でも容易に得られるようにすることで障害者福祉の推進を図ります。

事業内容・実績等

(1) 「障害福祉のしおり」の作成・配布事務

障害者の日常生活の利便性の向上を図るため、各種障害福祉施策や施設等の情報を掲載した冊子を3年ごとに発行（デジタルブック版・点字版・テープ版・CD版もあわせて作成）しています。

(2) 情報提供サイト「の一まらいふ杉並」の運営

障害者施策の啓発及び推進を目的として、障害者に関する制度情報のほか、相談窓口や支援団体・施設、イベントなど様々な情報を提供するサイト「の一まらいふ杉並」を運営しています。「の一まらいふ杉並」では、誰もが使いやすいサイト作りを重視しており、速やかに情報にたどり着けるよう情報の分類等についても工夫をしています。

●障害者グループホーム等の利用者家賃助成

目 的

障害者が共同で生活をするグループホームの安定的な運営を図り、障害者の地域生活における自立生活を支援するために、家賃の助成をしています。

事業内容・実績等

グループホームに入居している障害者（滞在型に入居している知的障害者、身体障害者又は難病患者等に限る。ただし、生活保護法に規定する住宅扶助受給者を除く。）に対し、食事の提供や生活・医療に関する相談及び指導や障害者の経済的基盤を固めるために、収入に応じて家賃を助成します。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 家賃助成者数（人） | 192 | 199 | 212 | 231 | 226 |

●地域生活支援事業

目 的

障害者が住み慣れた地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、社会参加を促すための支援を行うことで、障害福祉の推進を図ります。

事業内容・実績等

(1) 障害者(児)移動支援事業

屋外での移動に著しい困難のある障害者(児)を対象に、ガイドヘルパーを派遣することにより、その外出を支援します。児童については、原則として学齢児以上であり、家族が介護できない場合又は家族一人では対応できない場合を対象とします。

[対 象]

外出の意思がありながら、以下のいずれかに該当し、屋外での移動に著しい困難がある区内在住の就学児以上の方

- 身体障害者(児)
- 知的障害者(児)
- 精神障害者(児)
- 高次脳機能障害者(児)
- 難病患者(児)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 受給者数(人) | 1,149 | 1,159 | 1,155 | 1,203 | 1,227 |
| 利用時間数(時間) | 152,957 | 123,817 | 140,828 | 150,470 | 157,951 |

(2) 日帰りショートステイ事業

区内に居住する在宅の障害者が、保護者又は家族の疾病、休息等のため介護を受けることができなくなった場合に一時的に障害者を預かるショートステイ事業を実施しています。

[対 象]

区内に住所を有する0歳以上65歳未満の在宅の障害児(者)

[施設]

| | | | |
|------------------|------------|-------|--------------------|
| 短期入所事業所 | いたるセンター | クローバー | (昭和 60 年 9 月事業開始) |
| 短期入所事業所 | いたるセンター | マルコ | (平成 20 年 4 月事業開始) |
| 短期入所事業所 | 東京家庭学校 | 光ホーム | (平成 2 年 11 月事業開始) |
| 短期入所事業所 | 大沢にじの里 | | (平成 27 年 5 月事業開始) |
| 重症心身障害児 (者) 通園施設 | あけぼの学園 | | (平成 18 年 10 月事業開始) |
| 障害児通所支援事業所 | つむぎ萩窪ルーム | | (平成 26 年 4 月事業開始) |
| 障害児通所支援事業所 | つむぎ阿佐ヶ谷ルーム | | (平成 27 年 6 月事業開始) |
| 短期入所事業所(医療的ケア) | うららか | | (平成 31 年 4 月事業開始) |

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-------|-----|-------|-----|-----|
| 利用数 (件) | 1,328 | 912 | 1,094 | 806 | 949 |

(3) 視覚障害者代筆・代読支援事業

① 代読・代筆サービス

視覚障害者のためのコミュニケーション支援の一環として、杉並区障害者地域相談支援センター (すまいる 3 所) で日常生活文書の代読・代筆サービスを実施しています。対象は、杉並区内に住所を有する視覚障害者です。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|----|----|----|----|----|
| 利用件数 (件) | 24 | 39 | 46 | 19 | 11 |

② 代筆・代読サービス (派遣型)

視力の低下等により文字等の読み書きが著しく困難である視覚障害者(児)を対象に、書類の代筆・代読の支援を行うヘルパーを利用者の自宅へ派遣しています。

| 年度 | 5 |
|----------|-----|
| 利用件数 (件) | 286 |

※令和 5 年度から実施

(4) 重度障害者等就労支援特別事業

重度障害のある方に、通勤・職場等において必要とする移動・身体介護などの支援を行うことで、就労機会の拡大を図り、障害者の雇用を促進します。

対象は、次のすべてに該当する方です。

- ① 重度訪問介護・同行援護・行動援護のいずれかの支給決定を杉並区から受けている方
- ② 民間企業に雇用されている方、または自営業者等の方
- ③ 1週間の所定労働時間が10時間以上であること

| | |
|---------|---|
| 年度 | 5 |
| 利用者数（人） | 6 |

※令和5年度から実施

● 障害者の権利擁護の推進

目 的

障害者差別の禁止や合理的配慮の提供など障害者の権利擁護に関する理念の普及・啓発をすることで、区民・事業者・職員の障害理解の推進を図ります。

事業内容・実績等

(1) 権利擁護・障害者差別等に関する会議体の設置

① 障害者差別解消支援地域会議

障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的に、障害当事者、関係機関、行政が一体となって取り組むための障害者差別解消支援地域会議を平成28年度に設置しています。

令和5年度末に「障害者福祉推進連絡協議会」と統合し、新たに障害者の権利擁護の推進と共生社会の実現に向けた取組を計画的に進めるため「障害者権利擁護・共生社会推進連絡会」を設置しています。

[実施回数]

令和5年度 2回

② 障害者福祉推進連絡協議会

平成18年の障害者自立支援法の施行を契機に、これまで行っていた障害者福祉懇談会（昭和61年5月設置）と精神保健福祉連絡協議会（平成9年6月設置）の組織を発展的に統合し、障害者が地域で自立した生活を実現するために、区民と行政とが一体となって障害者福祉及び関係施策を推進していく組織として「障害者福祉推進連絡協議会」を平成19年度に設置しています。

令和5年度末に「障害者差別解消支援地域会議」と統合し、新たに障害者の権利擁護の推進と共生社会の実現に向けた取組を計画的に進めるため「障害者権利擁護・共生社会推進連絡会」を設置しています。

[実施回数]

令和5年度 2回

(2) ヘルプマークの普及啓発

区では、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない方が、援助が得やすくなるよう、東京都指定のヘルプマークの作成及び配布を行っています。区役所本庁、福祉事務所3か所、保健センター5か所で配布しています。

また、普及のため、啓発用グッズやチラシ等を作成し、ふれあいフェスタなどのイベントで配布しています。

● 緊急時地域生活支援体制の整備

目 的

介護者が疾病等で不在となった場合などの緊急時においても、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の支援体制を整備します。

事業内容・実績等

(1) 緊急ショートステイ事業の実施

障害者の介護者が、急病や冠婚葬祭などによって、緊急に支援が必要になった時に、障害者の安全や安心を確保するため、早朝や深夜など24時間いつでも利用できるショートステイ（緊急ショート確保ベッド1床）を提供しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------------|---|---|---|---|---|
| 緊急ショート利用者数（人） | 2 | 6 | 4 | 3 | 5 |

障害者保健担当

●医療的ケア児の相談支援体制の整備

(障害者施策課、保健サービス課、保育課、児童青少年課、特別支援教育課)

目 的

医療的ケア児が住み慣れた地域で生活を継続できるよう各施設での受入れ体制を充実させるとともに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が切れ目ない支援を目指します。

また、個々の特性に配慮した相談体制を整備します。

事業内容・実績等

医療的ケア児のライフステージに応じた支援が行われるよう、区内の小児科医等と連携して医療面での安全・安心を確保しながら、通園・通所施設や学校での受入れを促進します。

令和5年度から、各保健センターを相談窓口にするとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置し組織横断的な支援体制の運用を開始しています。

(1) 関係機関支援連絡会開催

地域自立支援協議会の専門部会の一つとして、医療的ケア児支援検討部会を開催しています。また、医療的ケア児支援庁内連絡会を開催しています。

(2) 相談体制の整備

① 医療的ケア児ピア相談事業

医療的ケア児の保護者を対象に、グループ相談やスタッフ研修を開催することで保護者の孤立を予防しています。

② 支援体制の整備

相談支援専門員向けの研修や事例検討会の開催を行うこと、及び医療的ケア児が利用する施設を変更する際に、看護師同士の引継ぎを実施する研修を開催しています。

●重症心身障害児（者）在宅レスパイト訪問看護事業

目 的

在宅の重症心身障害児（者）や医療的ケアを要する障害児のケアを一定時間代替することで、介護されているご家族等の休養を図ることや就労等を支援します。

事業内容・実績等

区が契約した訪問看護ステーションの看護師が、自宅や学校等に出向いて一定時間ケアを代替しています。1回あたり2時間以上4時間までの30分単位で、年間144時間を上限に利用ができます。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利用者数（名） | 26 | 28 | 29 | 33 | 48 |
| 延利用回数（回） | 216 | 219 | 266 | 432 | 718 |
| 委託先（所） | 8 | 11 | 15 | 19 | 25 |

●成人期発達障害者支援事業

目 的

発達障害者の家族が、障害の特性やより良いかわり方を学ぶ機会を得ることで、当事者が安定した生活につながることを目指します。また、相談担当者が相談者の生活上の課題を適切に聞き取り、状況にあった支援につなげることを目指します。

事業内容・実績等

（1）家族教室の実施

発達障害者の家族を対象に、発達障害の医学的な理解を深め、心理・社会的側面から特性を学ぶことができる家族教室を開催しています。

| 年度 | 3 | 4 | 5 |
|----------|----|----|----|
| 参加者（延人数） | 37 | 99 | 54 |

※令和3年度から実施

(2) 専門相談の実施

成人期発達障害者を支援する事業所等の職員を対象に、本人理解の促進と支援スキルの向上を図ることを目的に、臨床心理士による専門相談を実施しています。

| | | |
|----|----|----|
| 年度 | 4 | 5 |
| 件数 | 27 | 57 |

※令和4年度から実施

(3) 関係者連絡会の開催

青年期から成人期に向けた発達障害者の相談体制を整備し、関係機関との連携強化により、切れ目のない相談支援を実施します。

| | | | |
|----|---|---|---|
| 年度 | 3 | 4 | 5 |
| 回数 | 2 | 3 | 2 |

※令和3年度から実施

事業推進係

●障害に関する理解の促進

目 的

障害の有無に関わらず誰もが暮らしやすいまち「共生社会」を目指して、合理的配慮の提供を地域に広げる取り組みを行っています。

また、障害者の社会参加の促進や障害への理解や関心を深めること等を目的としています。

事業内容・実績等

(1) 共生社会しかけ隊による働きかけの実施

区では、障害の有無に関わらず誰もが暮らしやすいまち「共生社会」を目指して、合理的配慮の提供を地域に広げる取組を行っています。その一つとして、令和4年度から障害のある人や支援者が、地域で関わる様々な場所に出向き、出向いた場所のスタッフ（職員）とともに、一緒に話し合い、それぞれが感じている困りごとを解決する「共生社会しかけ隊」を実施しています。令和4年度はスポーツ施設、令和5年度は地域区民センターで「みんなのまつり」をテーマに実施し、そこで生まれた意見を合理的配慮提供のヒント集として作成・配布することで地域への障害理解を進めています。

(2) ふれあい運動会開催

障害のある人とない人が、一緒にスポーツやレクリエーションを楽しむことにより、「相互のふれあい」と「相互理解」を促進し、障害者福祉の向上を図ることを目的とした「ふれあい運動会」を毎年10月上旬に杉並区障害者団体連合会等と共催により、中学生をはじめ多くのボランティアの協力を得て実施しています。

〔対象者〕 杉並区内の障害者、介助者及びその他の参加者

〔開催場所〕 杉並区立杉並第十小学校校庭（蚕糸の森公園運動場）

(3) 障害者週間事業開催

障害者の社会参加の促進や障害への理解や関心を深めること等を目的として、国の障害者週間（12月3日～9日）とおおむね同時期に、杉並区障害者週間として、ふれあいフェスタ、ふれあい美術展、団体・施設の活動パネル展、障害者自立生活者表彰、障害者自立支援功労者表彰を実施しています。

(4) 行政サービスにおける差別解消に向けた配慮の推進

区の職員に対し職員対応要領（※1）の周知徹底を図るため、毎年新任職員や係長級

職員を対象とした職層研修を行っています。

※1 職員対応要領:杉並区における障害を理由とする差別解消の推進に関する職員対応要領

●心身障害者団体の育成

目 的

心身障害者団体への運営事務経費等を一部助成することにより、障害者の方々の社会参加機会の提供につなげています。

事業内容・実績等

(1) 心身障害者団体の運営や事業実施に係る経費の一部助成事務

杉並区の心身障害者団体の自主的な活動に要する経費を一部助成することにより、団体の円滑な運営と活発な福祉活動の促進を図っています。

[助成団体]

杉並区身体障害者協会、杉並区視覚障害者協会、杉並区聴覚障害者協会、杉並区肢体不自由児者父母の会、杉並区手をつなぐ育成会、杉並光友会、杉並家族会、杉並つくしんぼ会、すぎなみ若竹会、杉並パーキンソン病友の会、杉並失語症友の会、青空の会、杉並区中途失聴・難聴者の会、杉並高次脳機能障害家族会クローバー（全14団体）

●障害者の意思疎通支援

目 的

他者との意思疎通や情報の収集に困難を抱える障害者等の生活を支援するため、個々の障害特性に応じたきめ細やかなサポートを行うことにより、円滑なコミュニケーションを支援します。

事業内容・実績等

(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚に障害のある方等のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者・要約筆記者を派遣しています。平成24年度から、社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会（東京手話通訳等派遣センター）へ事業委託しています。対象は、杉並区内に住所のある、身体障害者手帳をお持ちの聴覚障害者並びに、聴覚、音声、言語機能その他の障害のため、意思疎通の支援を必要とする方です。

[手話通訳者派遣回数]

| 年度 | 派遣回数（回） |
|----|---|
| 元 | 1,205（杉並区登録者 1,105・東京手話通訳者等派遣センター登録者 100） |
| 2 | 974（杉並区登録者 860・東京手話通訳者等派遣センター登録者 114） |
| 3 | 970（杉並区登録者 873・東京手話通訳者等派遣センター登録者 97） |
| 4 | 935（杉並区登録者 880・東京手話通訳者等派遣センター登録者 55） |
| 5 | 921（杉並区登録者 875・東京手話通訳者等派遣センター登録者 46） |

[要約筆記者派遣回数]

| 年度 | 派遣回数（回） |
|----|-------------------------------------|
| 元 | 83（杉並区登録者 52・東京手話通訳等派遣センター登録者 31） |
| 2 | 32（杉並区登録者 0・東京手話通訳等派遣センター登録者 32） |
| 3 | 103（杉並区登録者 0・東京手話通訳者等派遣センター登録者 103） |
| 4 | 93（杉並区登録者 0・東京手話通訳者等派遣センター登録者 93） |
| 5 | 127（杉並区登録者 0・東京手話通訳者等派遣センター登録者 127） |

※令和2年度から区登録者派遣はなくなり、派遣センター登録者派遣となりました。

（２）手話に対する理解促進・普及啓発

杉並区手話言語条例を制定したことなども踏まえ、手話の普及啓発として動画の作成や、職員等向けの研修を実施しています。

（３）デジタル技術を活用した遠隔窓口手話システムの導入・運用

聴覚障害者が区役所等を訪れた際に、各窓口で円滑なコミュニケーションとよりスムーズな手続きを可能とするため、遠隔手話・音声認識・筆談機能を備えたタブレット端末を区役所本庁舎に配備するとともに、引き続き区立各施設において、スマートフォンを介した遠隔手話サービスを提供しています。

（４）障害者のデジタルデバインド対策

視覚障害、聴覚障害など情報を得にくい障害者向けのスマートフォン講座を開催し、障害者のデジタル技術の活用による情報収集を支援します。

●障害者の社会参加の促進

目 的

障害者が地域で充実した生活を送るため、余暇活動の場の拡充や情報発信を行い、障害者の社会参加の促進を図ります。

事業内容・実績等

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

障害者が普段通所している施設等へ出前教室を実施するほか、障害のある人もない人も共に参加するスポーツ・レクリエーションの体験イベント等を通じて障害者がスポーツ等を行うきっかけを作るとともに、スポーツ等を通じた地域活動への参加を促します。

[障害者スポーツ・レクリエーション事業開催回数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|---|---|---|----|----|
| 開催回数（回） | 2 | 1 | 3 | 18 | 18 |

認定・給付係

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害支援区分の認定と障害福祉サービスの支給決定

目 的

障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付などの支援を総合的にを行い、障害者の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ります。

事業内容・実績等

障害福祉サービス（介護給付）を利用するために必要な障害支援区分の認定と障害福祉サービスの支給決定を実施しています。

（１）指定特定相談支援事業所

障害福祉サービスの利用に必要な「サービス等利用計画」の作成に関する相談を行います。区内の指定特定相談支援事業所は 38 か所あります。

[サービス等利用計画案作成件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| サービス等利用計画案作成件数（件） | 2,873 （全体の 99.9%） | 2,864 （全体の 99.9%） | 2,947 （全体の 99.9%） | 3,095 （全体の 99.9%） | 3,229 （全体の 99.9%） |

※（ ）はセルフプラン以外のサービス等利用計画作成率

（２）障害福祉サービス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、日常生活に必要な介護支援を提供する「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術等を習得するための訓練を行う「訓練等給付」の給付を行います。

障害者施策課

[令和5年度支給実績] 令和5年3月～令和6年2月利用分 (小数点以下四捨五入)

| サービス名 | 支給決定人数 (人) | 支給決定日数 (日) | 利用人数 (人) | 利用実績日数 (日) |
|----------------|---------------|----------------|-------------|---------------|
| 居宅介護 | 443 | 99,948 (時間) | 413 | 62,170 (時間) |
| 重度訪問介護 | 38 | 152,142.5 (時間) | 37 | 125,323 (時間) |
| 行動援護 | 29 | 18,069.5 (時間) | 24 | 10,113 (時間) |
| 同行援護 | 227 | 101,630.5 (時間) | 194 | 37,163 (時間) |
| 生活介護 | 800 | 205,207 | 790 | 172,492 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 16 | 2,218 | 15 | 1,478 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 88 | 14,024 | 78 | 7,723 |
| 宿泊型自立訓練 | 11 | 2,548 | 9 | 2,510 |
| 自立生活援助 | 4 | — | 4 | — |
| 就労移行支援 | 340 | 49,491 | 328 | 33,498 |
| 就労継続支援 (A型) | 54 | 11,439 | 53 | 8,251 |
| 就労継続支援 (B型) | 1150 | 260,686 | 1079 | 155,685 |
| 就労定着支援 | 139 | — | 130 | — |
| 短期入所 | 877 | 55,961 | 293 | 6,854 |
| 療養介護 | 50 | 17,659 | 50 | 17,590 |
| 共同生活援助 | 609 | 200,958 | 608 | 177,624 |
| 施設入所支援 | 275 | 96,502 | 274 | 92,848 |
| 地域移行支援 | 18 | — | 18 | — |
| 地域定着支援 | 4 | — | 4 | — |
| 計画相談支援※ | 3,031 | — | 2,894 | — |
| 総計 | 8,203 | — | 7,295 | — |

※1 計画相談支援の利用者は、新規に計画を作成したケースは329人、継続で計画を作成したケースは2,565人

※2 これとは別にモニタリング(支給決定後のサービス利用状況の把握など一定期間ごとに継続的に評価を行うこと)の実績が6,929件

●居宅介護事業所、ショートステイ事業所、グループホーム事業所及び
相談支援事業所等の指導

目 的

障害福祉サービス事業者等に対し、事業所への実地検査により、助言・指導を行うことで、事業運営の適正化と透明性を確保し、サービスの質の向上を図ります。

事業内容・実績等

東京都と合同で実施する方法または区単独で実施する方法により、障害福祉サービス事業所への立入検査を実施し、改善点があれば、助言・指導を行います。

改善点は口頭指導または文書指導により行い、文書指導事項については改善状況報告書の提出を求めています。

(1) 障害福祉サービス事業者等への検査

東京都と合同または区単独での実施により、障害福祉サービス事業者に対して、実地検査を行っています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--|---|----|----|----|----|
| 実地検査実施事業所 (東京都と合同実施 及び立会い) (箇所) | 7 | 1 | 3 | 1 | 1 |
| 実地検査実施事業所 (区単独で実施) (箇所) | 9 | 11 | 14 | 35 | 18 |

● 指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の指定

目 的

障害福祉サービス利用の基になる、「サービス等利用計画書」を作成する事業者を指定し、依頼先が増え選択先が増えることで、サービス利用者の利便性を高める取組を進めています。

事業内容・実績等

障害福祉サービスの利用に必要な「サービス等利用計画書」の作成と相談を行う「指定特定相談支援事業所」及び「指定障害児相談支援事業所」を運営する事業者は、事業所所在地の区市町村から指定を受ける必要があります。これら事業所の新規指定や指定内容の変更、休止、廃止の手続きを行っています。

また、障害福祉サービス等の事業者は、法令遵守等の内容を業務管理体制として、事業所の規模により、国、都道府県、区市町村のいずれかに届出の義務があります。業務管理体制の新規、変更、廃止の届出受付の手続きを行っています。

指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の数は、新規に開設される一方で、廃止になることもあり、増減します。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--|----|----|----|----|----|
| 指定特定相談事業所 (指定障害児相談支援事業所を含む) (箇所) | 39 | 41 | 41 | 41 | 38 |

基幹相談支援係

●緊急時地域生活支援体制の整備

目 的

介護者が疾病等で不在となった場合などの緊急時においても、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の支援体制を整備します。

事業内容・実績

(1) 地域生活支援拠点の整備

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、将来を見据えた障害者の地域生活支援を推進する観点から、地域の関係機関が支援拠点の機能を分担して担う、いわゆる面的整備支援を行う体制の整備について、令和3年度から区直営の基幹相談支援センターを設置することで、地域生活支援拠点の整備・拡充を進めています。

また、令和2年度から緊急時対応コーディネーターを配置し、介護者が疾病や死亡等で介護できない緊急時に対応するための「緊急時対応計画」の作成を進めています。

●障害者の相談支援の充実

(障害者施策課、障害者生活支援課)

目 的

地域の相談支援の拠点である基幹相談支援センター、障害者地域相談支援センター(すまいる)、特定相談支援事業所からなる3層の相談支援体制を基本に、他分野との連携の強化を図ります。

事業内容・実績等

(1) 虐待の未然防止及び対応体制の充実

「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)や障害者権利条約、障害者差別解消法等、障害者の権利擁護に関する普及啓発に関するパンフレットなどの配布、障害者虐待対応会議等を実施しています。

また、通報・届出のための専用電話を設置し、区民からの障害者虐待通報を受理し、関係機関とともに対応しています。

[障害者虐待通報受理件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|----|----|----|----|----|
| 通報受理件数(件) | 46 | 28 | 31 | 39 | 40 |

① 障害者虐待対応会議

障害者虐待の通報や相談があったケースについて、適切な支援を行っていくため、障害者虐待対応会議を実施しています。また、医療や法律等の専門家を交えた在宅医療・生活支援センターの支援会議も活用しています。

② 研修

区内の障害者支援事業所を対象に障害者虐待防止研修を年に一度実施しています。令和5年度は「虐待通報後の実施を知る」をテーマに、集合およびオンラインのハイブリッドで開催し、100名の参加がありました。

③ 介護者等への支援

相談支援事業所と連携し、障害者を介護する家族等に対して介護の負担が軽減できるよう、介護に関する情報提供や相談等を行っています。

(2) 相談支援体制の充実**① 基幹相談支援センター機能の充実**

特定相談支援事業所及び一般相談支援事業所へのバックアップや権利擁護、虐待防止の取組を推進するため、地域の相談支援の中核的な役割を果たす基幹相談支援センターを令和3年4月からウェルファーム杉並に区直営として設置しました。障害者地域相談支援センターや特定相談支援事業所をはじめ様々な関係機関と連携し、障害者を支える相談支援のネットワーク構築に努めています。

② 地域における相談支援体制の充実**ア. 障害者地域相談支援センター（すまいる）の相談**

障害種別や手帳の有無を問わず、障害者とその家族等の生活に関することなど多くの相談を受けています。地域内にお住まいの方からの相談を受けるとともに、広報誌「すまいる通信」での情報発信や、地域内の関係機関と共にネットワーク作りも行います(地域分けは、福祉事務所の地域分けと同じです)。

また、障害者の集いの場の提供や、講座など自立を支援する事業の実施、障害当事者活動の支援なども行っています。

| 障害者地域相談支援センター | 所在地 |
|--------------------------------|----------------------|
| すまいる荻窪（社会福祉法人めぐはうす） | 杉並区保健医療センター（杉並保健所）2階 |
| すまいる高円寺 （社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会） | 杉並福祉事務所高円寺事務所 4階 |
| すまいる高井戸 （社会福祉法人いたるセンター） | 杉並障害者福祉会館 3階 |

[障害者地域相談支援センター(3か所)の相談件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 相談件数（件） | 27,274 | 30,414 | 34,470 | 37,732 | 36,473 |

[障害種別相談件数（重複あり）]

（単位：件）

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------|------------|------------|------------|-------------|------------|
| 身体障害 | 841 (0) | 734 (0) | 1,294 (0) | 1,498 (0) | 1,744 (0) |
| 重症心身 | 0 (0) | 0 (1) | 0 (1) | 0 (0) | 20 (0) |
| 知的障害 | 8,468 (10) | 7,963 (7) | 10,260 (3) | 11,452 (29) | 9,846 (5) |
| 精神障害 | 19,652 (2) | 23,581 (0) | 25,537 (6) | 26,808 (1) | 25,523 (0) |
| 発達障害 | 1,838 (19) | 2,309 (3) | 3,023 (7) | 3,293 (24) | 3,761 (5) |
| 難病 | 67 (0) | 98 (0) | 221 (0) | 79 (0) | 117 (0) |
| 高次脳 | 180 (0) | 229 (0) | 316 (0) | 387 (0) | 462 (0) |
| その他 | 657 (0) | 41 (0) | 113 (0) | 55 (0) | 113 (0) |

※（ ）内の数字は障害児

③ ピア(当事者)相談員等の相談支援の推進

障害者が自らの経験を基に当事者に寄り添った相談を行うピア相談員の活動を3か所の障害者地域相談支援センターで実施しています。3障害のピア相談員の育成にむけて、「ピア入門・育成講座」や「ピア交流会」を開催しています。

④ 高齢障害者の相談支援体制の推進

高齢障害者については、障害の程度や個別の状況に応じて介護保険サービスに加え障害福祉サービスを利用する方もいるため、ケアマネジャーが障害福祉サービスの利用も包含したケアプランの作成が増加しています（区独自報酬あり）。今後も増加する見込みである高齢障害者を支えるために、ケア24や居宅介護支援事業所と連携した研修の実施や支援のネットワーク構築を進めています。

また、地域自立支援協議会高齢障害連携部会では、地域の様々な関係機関と共に高齢障害者の課題について協議を進めています。

●地域移行の促進

目 的

長期で入院・入所している障害者が自ら選んだ地域・住まいで安心して、自分らしい生活を送るために、地域の支援者が地域移行に向けた支援を行います。

事業内容・実績等

(1) 地域生活への移行促進と定着支援

① 精神科病院入院者の地域生活への移行促進と定着支援の推進

平成 25 年度より精神科病院に入院している方を対象に、障害者地域相談支援センター「すまいる」(3カ所)の職員やピア相談員等が、退院への動機づけや地域生活の具体的なイメージづくり等を個別に支援する、地域移行プレ相談事業を実施しています。

また、平成 28 年 5 月からは区と契約しているグループホームに併設している居室を利用して、退院後の生活のイメージづくりや地域で安定した生活が継続できるよう支援すること等を目的に、精神障害者グループホーム活用型ショートステイ事業を実施しています。

上記事業に加え、障害者総合支援法の地域移行支援を活用することや、杉並区地域自立支援協議会の専門部会である地域移行促進部会と連携しながら課題を検討することで、精神科病院入院者の地域生活への移行促進と定着支援の推進に努めています。

[地域移行プレとショートステイの利用状況]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 地域移行プレ利用者数(人) | 11 | 24 | 19 | 26 | 22 |
| ショートステイ利用延日数(日) | 348 | 174 | 284 | 382 | 340 |

② 入所施設等からの地域移行の推進

知的障害者の地域での自立生活を促進するため、入所施設「すだちの里すぎなみ」で、おおむね 3 年間を入所期間として、社会生活体験や訓練を行い、アパートやグループホーム等の地域生活への移行を支援します。

また、広く入所施設者の地域移行を進めるため、今後、知的障害者の地域移行に関する連絡会を発足し、現状把握と具体的な取組内容の検討を行う予定です。

[すだちの里すぎなみからの地域移行者数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|---|---|---|---|---|
| 地域移行者数(人) | 5 | 2 | 4 | 3 | 2 |

●地域の支援ネットワークづくりの推進

目 的

重度化や高齢化した障害者が地域で充実した生活が続けられるよう、地域の関係機関が連携し、課題の共有や解決への取組みを目指し、地域の支援ネットワーク構築を推進していきます。

事業内容・実績等

(1) 地域の支援力強化に向けた取組の推進

① 在宅医療・生活支援センターとの連携

複数の機関との連携が必要で解決に時間を要する課題を抱える家庭等の支援について、複数の関係機関との調整や専門的な知見によるサポートを担う在宅医療・生活支援センターとの連携により、対応します。

② 研修等による事業者への支援の充実

ア. 相談支援専門員スキルアップ研修の開催

相談支援専門員に必要な価値・知識・技術等を獲得することを目的に、サービス等利用計画を作成する区内及び近隣区の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員向けに研修を実施しています。

イ. 立ち上げ支援研修

新たに区が指定した相談支援事業所の相談支援専門員や、既に事業を実施している相談支援事業所が雇用した相談支援専門員を対象に、障害福祉サービスに関する制度や区内相談支援体制等に関する情報提供、提出書類等の手続き、サービス等利用計画作成の実践等の研修を実施しています。

③ 地域自立支援協議会の開催

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、平成 19 年 4 月より「地域自立支援協議会」を設置しています。本会を年度に 4 回開催し、地域における障害者等の支援体制に関する様々な課題について情報共有し、解決に向け協議するとともに、医療・保健・福祉・教育・就労等関係機関とのネットワーク構築と体制整備に取り組んでいます。また、より深く専門的な議論をする専門部会の設置や障害者の地域生活を身近に感じてもらえるよう、区民向けにシンポジウムを開催しています。

[構成]

保健医療関係者・教育関係者・就労支援関係者・権利擁護関係者
障害当事者・学識経験者・サービス事業者・相談支援事業所
障害者団体・高齢分野

[部 会]

| | |
|-----|--------------|
| 部会名 | 相談支援部会 |
| | 地域移行促進部会 |
| | 高齢・障害連携部会 |
| | 医療的ケア児支援検討部会 |
| | 計画部会 |

(2) 地域での見守りの推進

区が委託している障害者地域相談支援センター（すまいる）では、相談により緊急対応が必要な方や、引きこもりなどで社会とのつながりがなく継続的な関わりによる支援が必要と判断した方等を訪問し、障害福祉サービスや様々な社会資源等に関する情報提供を行うとともに、関係機関との連携・調整を図り、孤立の防止に取り組んでいます。

[実績（家庭訪問・病院や施設などへの訪問・関係機関との同行訪問など）]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 障害者地域相談支援センター 3所訪問数（件） | 356 | 219 | 366 | 395 | 376 |

障害福祉サービス係

●障害者の相談と手帳の交付等

目 的

障害者の自立と社会参加を支援するため、身体障害者手帳や愛の手帳（療育手帳）の取得等手続きを行い、関連する福祉サービスの利用を促進します。

事業内容・実績等

身体障害者手帳や愛の手帳（療育手帳）の手続きを行い、手帳に付随した補装具費の支給や日常生活用具の給付、障害福祉サービスの利用に関する相談・申請業務を行っています。

（１）障害者の相談件数

[身体障害者]

| 年度 | 相談延件数（件） | | | | | |
|----|----------|-------|------|-------|--------|--------|
| | 総数 | 身障手帳 | 更生医療 | 補装具 | 交通機関割引 | その他 |
| 元 | 18,188 | 4,121 | 789 | 1,023 | 1,406 | 10,849 |
| 2 | 17,606 | 3,613 | 783 | 738 | 1,307 | 11,165 |
| 3 | 16,884 | 3,586 | 835 | 1,061 | 1,360 | 10,042 |
| 4 | 17,664 | 3,963 | 857 | 1,490 | 1,450 | 9,904 |
| 5 | 16,120 | 3,284 | 861 | 971 | 1,348 | 9,656 |

[知的障害者]

| 年度 | 相談延件数（件） | | | | | | | | |
|----|----------|------|-----|----|------|-----|----|-------|-----|
| | 総数 | 施 設 | | 職業 | 医療保健 | 生活 | 教育 | 居宅 | その他 |
| | | 援護施設 | その他 | | | | | | |
| 元 | 549 | 10 | 20 | 39 | 28 | 101 | 14 | 60 | 277 |
| 2 | 406 | 7 | 2 | 2 | 1 | 4 | 5 | 11 | 374 |
| 3 | 3,400 | 53 | 162 | 22 | 7 | 2 | 0 | 2,497 | 657 |
| 4 | 4,348 | 55 | 81 | 4 | 7 | 0 | 0 | 3,563 | 638 |
| 5 | 5,447 | 65 | 160 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,717 | 505 |

(2) 手帳の交付等

① 身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

| 種別 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 計 |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|--------|
| 肢体不自由 | 941 | 1,095 | 1,092 | 1,485 | 486 | 266 | 5,365 |
| 内部障害 | 2,883 | 195 | 686 | 1,003 | 0 | 0 | 4,767 |
| 視覚障害 | 268 | 347 | 56 | 58 | 170 | 31 | 930 |
| 聴覚又は 平衡機能の障害 | 0 | 255 | 112 | 308 | 5 | 317 | 997 |
| 音声、言語機能又は そしゃく機能の障害 | 0 | 0 | 114 | 55 | 0 | 0 | 169 |
| 計 | 4,092 | 1,892 | 2,060 | 2,909 | 661 | 614 | 12,228 |

※重複障害の方は、主な障害種別で人数を計上

② 愛の手帳所持者数

(単位：人)

| 年度 | 1 度 | 2 度 | 3 度 | 4 度 | 計 |
|----|-----|-----|-----|-------|-------|
| 元 | 72 | 716 | 633 | 1,131 | 2,552 |
| 2 | 71 | 750 | 635 | 1,180 | 2,636 |
| 3 | 72 | 764 | 649 | 1,230 | 2,715 |
| 4 | 73 | 778 | 657 | 1,260 | 2,768 |
| 5 | 71 | 816 | 691 | 1,410 | 2,988 |

● 自立支援医療（更生医療）の支給

目 的

身体障害者が効果的な治療を受けることができるよう医療費助成を行い、障害の軽減、自立を支援します。

事業内容・実績等

身体障害者（18歳以上）が、手術や投薬などによって、障害の程度を軽くしたり、取り除いたり、また障害の進行を防いだりする医療費の負担軽減を図っています。原則、医療費の自己負担額（1割）を除いた額を支給します。自己負担額は所得に応じて異なり、負担上限額が設けられています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 支給件数（件） | 5,430 | 5,388 | 5,597 | 5,465 | 5,763 |

● 補装具費の支給等

目 的

身体障害者等が自立した生活を送るために、補装具の購入を支援し、日常生活や社会参加を促進します。

事業内容・実績等

身体障害者等が日常生活や社会生活において自立しやすくするために、補装具費の支給等を行っています。（補装具とは、身体の欠損や損なわれた機能を補完・代替し、日常生活などで継続して使用するための用具のことをいいます（例：車いすや義足、盲人杖等）。）

また、障害児（乳幼児及び義務教育就学児まで）の保護者に対し、補装具の購入と修理に係る費用（利用者負担額：原則1割）を、杉並区独自で助成（無償化）しています。

（1）補装具費の支給および修理

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 支給件数（件） | 1,036 | 852 | 790 | 845 | 889 |

（2）乳幼児及び義務教育就学児費の助成

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 助成件数（件） | 242 | 203 | 218 | 299 | 294 |

● 日常生活用具の給付等

目 的

障害者が自立した生活を送るために、日常生活用具の給付を行い、生活の利便性を向上させます。

事業内容・実績等

障害者が日常生活を容易なものとするために、日常生活用具（特殊寝台や入浴補助用具、ストマ装具等）の給付を行っています。なお、自治体により、給付品目や基準額が異なります。

（１）日常生活用具の給付等

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 給付件数（件） | 6,608 | 7,503 | 6,973 | 6,928 | 6,320 |

（２）一般住宅の改修によるバリアフリー化

障害者に対して、一般住宅の一部をバリアフリー化するための改修工事費及び改造用具購入費を給付します。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|----|----|----|----|----|
| 給付件数（件） | 26 | 19 | 11 | 11 | 13 |

障害者手当・医療係

●心身障害者等の医療費助成及び手当支給

目 的

心身障害者の保健の向上、福祉の増進を図るため、医療費の助成や手当の支給を行っています。

事業内容・実績等

(1) 心身障害者医療費助成

一定の障害を有する方へ、医療費（保険診療分）の自己負担額の一部を助成しています。障害の程度や特定の疾病の有無によって、都制度（マル障）又は区制度（マル身）のいずれかが該当になります。助成の要件として医療保険に加入していること、生活保護を受給していないこと、所得制限などがあります。

(2) 区の制度の手当

いずれの手当も所得制限、施設入所制限、併給制限などがあります。

① 心身障害者福祉手当

一定の障害を有する方へ、障害の程度に応じて月額 17,000 円、11,500 円、5,000 円いずれかの手当を 3 か月ごとに支給しています。

② 難病患者福祉手当

難病を有する方へ月額 16,500 円の手当を 3 か月ごとに支給しています。

③ 児童育成手当（障害手当）

一定の障害を有する 20 歳未満の子を養育する保護者へ、月額 17,000 円の手当を 4 か月ごとに支給します。

(3) その他の手当

いずれの手当も所得制限や、施設入所制限などがあります。

① 重度心身障害者手当

都の制度の手当です。都の条例に定める程度の障害を有する方へ、月額 60,000 円の手当を毎月支給します。

② 障害児福祉手当

国の制度の手当です。法令で定める程度の障害を有する 20 歳未満の方へ、月額 15,690

円の手当を3か月ごとに支給します。

③ 特別障害者手当

国の制度の手当です。法令で定める程度の障害を有する20歳以上の方へ、月額28,840円の手当を3か月ごとに支給します。

④ 特別児童扶養手当

国の制度の手当です。法令で定める程度の障害を有する20歳未満の子を養育する保護者へ、月額55,350円又は36,860円の手当を4か月ごとに支給します。

(4) 重度脳性麻痺者介護事業

重度の脳性麻痺者の介護人へ、介護した日数分の手当(1か月12日まで、1日につき6,560円)を毎月支給します。障害者総合支援法における障害福祉サービス受給者や地域生活支援事業の個別支援型移動支援の利用者などは、対象になりません。

●心身障害者の福祉増進支援

目 的

心身障害者が住み慣れた地域で自立して暮らせるよう、外出の支援や、生活の安全を確保することで、経済的な負担の軽減や社会参加を図ります。

事業内容・実績等

(1) 心身障害者自動車燃料費の助成

心身障害者のために使用する自動車の燃料費の一部を助成します。(昭和50年10月から実施)

[対 象]

区内に住所を有する身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳(1級)の所持者で、本人又は家族が自動車税又は軽自動車税の減免の要件に合致している方。ただし、福祉タクシー券を受けている方は、対象となりません。

[助成の範囲]

月62リットルを限度に1リットルにつき50円(軽油は30円)を助成します。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 認定者数(人) | 1,628 | 1,628 | 1,578 | 1,283 | 1,234 |

(2) 福祉タクシー利用券の交付

歩行困難な心身障害者に対し、タクシーの乗車料金の一部を助成します。(昭和53年

7月から実施)

[対 象]

区内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

ア 身体障害者手帳 1～3 級の下肢・体幹・内部・脳病変による移動機能障害の方

イ 身体障害者手帳 1・2 級の視覚障害の方

ウ 愛の手帳 1・2 度(重度心身障害者手当受給者は 3 度まで)の方

エ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

ただし、いずれも自動車燃料費の助成を受けている方は、対象となりません。

[事業内容]

区と協定したタクシーの利用ができる福祉タクシー利用券を、申請により 1 か月当たり 5,300 円分を交付します。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 対象者数 (人) | 6,469 | 6,419 | 6,203 | 5,232 | 5,139 |

(3) リフト付タクシー補助券の交付

歩行困難な心身障害者が、車いすやストレッチャー（移動寝台）に乗ったままで乗降できる車両を利用する際の予約料等を助成します。（平成 4 年 4 月から実施）

[対 象]

区内に住所を有する身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳 1 級の手帳の所持者で、日常外出時に車いすを常用している方又は寝たきり状態の方

ただし、いずれも自動車燃料費の助成を受けている方は、対象となりません。

[事業内容]

区と協定した事業者が運行するリフト付タクシーを利用する場合、区が交付した補助券を渡すことで、予約料・迎車料及びストレッチャー使用料分を助成します。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 登録者数 (人) | 916 | 905 | 842 | 810 | 814 |

(4) 身体障害者電話料助成

外出困難な在宅の重度身体障害者に対して、身体障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の手段を確保するために、電話料の助成を行います。（昭和 52 年 7 月から実施）

[対 象]

区内に住所を有する、次のいずれにも該当する方

- ・視覚・下肢・体幹・内部障害に係る障害程度が 1 級・2 級で外出困難な方又は聴覚障害 2 級の方
- ・18 歳以上(個人名義の電話は、65 歳以上の方は対象となりません。)
- ・生活保護を受けているか、又は所得税若しくは住民税が非課税世帯であること

[事業内容]

個人名義の電話 回線・配線・機器使用料+60 通話分の通話料

福祉電話 回線・配線・機器使用料+60 通話分の通話料

(ただし、65 歳以上の方は回線・配線・機器使用料のみ助成します。)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------|----|---|---|---|---|
| 福祉電話対象者数 (人) | 10 | 8 | 8 | 7 | 6 |

(5) 心身障害者理美容サービス

重度の心身障害者に対し、理美容サービスを行います。(昭和 53 年 4 月から実施)

[対 象]

区内に住所を有する重度心身障害者手当(都の制度)の受給者。ただし、施設入所者、入院中、高齢者訪問理美容サービスを受給中の方は、対象となりません。

[事業内容]

自宅で理髪・美容のサービスが受けられる利用券を、年 4 回分交付します。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 対象者数 (人) | 100 | 95 | 103 | 85 | 92 |
| 利用回数 (回) | 210 | 186 | 190 | 182 | 177 |

(6) 身体障害者用三輪自転車購入費助成

身体障害のため一般の三輪自転車を利用できない方に対して、身体障害者用踏込ペダル式三輪自転車(電動式三輪自転車を含む)購入費を助成します。(昭和 58 年 9 月から実施)

[対 象]

区内に住所を有する身体障害者手帳を所持する方で、身体障害のため一般の三輪自転車を利用できない方(ただし、自ら自動車運転のできる方は、対象となりません。)

[事業内容]

購入価格の 1/2(ただし、最高限度額ペダル式 80,000 円、電動式 150,000 円)を限度とし、本人及び扶養義務者の所得税の合算額に応じた負担額を控除した額を助成します。

(7) 心身障害者入浴サービス

長期にわたり入浴が困難な在宅の重度心身障害者に対し、移動入浴車を派遣し、入浴の機会を提供します。(昭和 60 年 6 月から実施)

[対 象]

区内に住所を有する身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度の方で、家庭及び公衆浴場での入浴が困難な方。ただし、施設入所者、医師の許可が得られない方、65 歳以上の新規申請者は、対象となりません。

[事業内容]

委託業者から移動入浴車を年 52 回以内（介護保険給付者は年 14 回以内）派遣し、室内に搬入した浴槽にて、看護師等の入浴介助者が洗身、洗髪、洗顔等を行います。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 登録者数（人） | 81 | 80 | 77 | 67 | 64 |
| 延利用回数（回） | 2,329 | 2,148 | 2,162 | 2,015 | 1,849 |

（８）寝具洗濯・乾燥サービス

寝たきり状態の重度障害者のために、寝具の洗濯や乾燥サービスを行います。（昭和 61 年 4 月から実施）

[対 象]

区内に住所を有する寝たきり状態の身体障害者手帳 1・2 級または愛の手帳 1・2 度の方（ただし、施設入所者、入院中、高齢者寝具洗濯乾燥サービス受給者は、対象となりません。）

[洗濯乾燥を行う回数]

乾燥コース：乾燥 毎月 1 回、洗濯乾燥 年 2 回

洗濯乾燥コース：年 6 回

[実施方法]

委託業者が各対象者宅を訪問し、寝具を預かり、洗濯乾燥した後、再び対象者宅へ届けます。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-----|----|----|----|----|
| 登録者数（人） | 14 | 13 | 12 | 10 | 9 |
| 延利用者数（人） | 105 | 99 | 96 | 79 | 62 |

（９）おむつ支給

常時失禁状態で、おむつを使用しなければならない心身障害者に対して、おむつ（現物）を支給します。昭和 46 年 4 月からおむつ代を支給する方法で開始、平成 12 年 4 月からおむつの支給に変更しました。

[対 象]

区内に住所を有する心身の障害の程度が次のいずれかに該当する常時失禁状態又はおむつを使用しなければならない状態にある方

- ・身体障害者手帳 1～3 級
 - ・愛の手帳 1～4 度
 - ・脳性麻痺又は進行性筋萎縮症
- ただし、3 歳未満、施設入所者、高齢者おむつ支給受給者は、対象となりません。

[支給方法] 希望するおむつを、毎月送付（月額 8,000 円分まで）します。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 受給者数（人） | 953 | 941 | 908 | 920 | 963 |

(10) 緊急通報システム事業

ひとり暮らしなどの重度身体障害者世帯等に対して、家庭内で病気などの緊急事態に陥った時に、民間警備会社に自分で通報できる無線発報器を備えた、緊急通報システムを設置します。この緊急通報システムは、火災センサーと安心センサー（一定時間センサーに反応がない場合に自動的に民間警備会社に通報する。）を備えており、火災時等の緊急事態には、自動的に民間警備会社に通報がいきます。平成3年4月から実施（難病患者は平成6年4月から実施）し、平成25年度に、従来の消防庁方式から民間方式の緊急通報システムに切り替え、火災センサーと安心センサー機能が新たに加わりました。

[対象]

区内に住所を有する在宅の18歳以上のひとり暮らし等で、重度の心身障害者又は東京都難病患者等医療費助成対象の難病患者

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|----|----|----|----|----|
| 設置台数（台） | 39 | 37 | 35 | 39 | 43 |

(11) 知的障害者（児）位置探索システム事業

知的障害者（児）を在宅で介護する方に対し位置情報端末機器を貸与し、知的障害者（児）が行方不明になった場合に、位置情報の提供を行うことにより、早期発見と安全確保ができるようにします。（平成15年9月から実施）

[対象]

区内に住所を有する愛の手帳を所持している知的障害者（児）で位置探索システムが必要と認められる方と同居している介護者（扶養義務者）。ただし、知的障害者で外出困難、施設入所者、65歳以上の方は対象外です。心身障害者福祉手当に準じた所得制限があります。

[事業内容]

位置探索事業者への委託により、探索機等の貸与及び衛星回線（GPS）を利用した位置探索システムによる位置情報の提供を、介護者に対し行います。

[利用者負担]

位置探索料（1回の電話依頼につき200円）を負担

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|----|----|-----|-----|-----|
| 登録者数（人） | 31 | 23 | 21 | 22 | 22 |
| 探索回数（回） | 5 | 73 | 136 | 201 | 154 |

(12) 家具転倒防止器具取付事業

障害者手帳の所持者、難病患者福祉手当を受給している方を対象に、家具転倒防止器具の取り付けを無料で実施しています。（平成19年7月から実施）

[対 象]

- ・身体障害者手帳を所持する方
- ・愛の手帳を所持する方
- ・精神障害者保健福祉手帳を所持する方
- ・難病患者福祉手当を受給している方

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|---|----|----|---|----|
| 利用者数 (人) | 5 | 11 | 14 | 4 | 11 |

児童支援係

●療育支援の充実

目 的

児童福祉法に定められた事項を勘案し、障害児通所支援事業が必要と認められた障害児に対し、障害児通所給付の支給決定を行います。

事業内容・実績等

(1) 障害児通所給付の支給決定

発達に遅れや心配のある児童、障害のある児童の保護者から相談を受け、障害児通所支援給付の支給決定を行っています。個々の状況に応じて児童発達支援や放課後等デイサービスなどの必要なサービスを利用することで、集団生活への適応訓練その他必要な支援により、児童の心身の健やかな成長と発達を促すことに寄与しています。

[児童発達支援の支給決定者数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 支給決定者数 (人) | 1,141 | 1,131 | 1,156 | 1,222 | 1,266 |

[放課後等デイサービスの支給決定者数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 支給決定者数 (人) | 456 | 452 | 430 | 474 | 530 |

[障害児相談支援の支給決定者数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 支給決定者数 (人) | 1,672 | 1,636 | 1,679 | 1,790 | 1,893 |

●重症心身障害児通所施設わかばの運営

目 的

重症心身障害児を主な対象とした児童発達支援事業所である区立重症心身障害児通所施設わかばを設置し、未就学の重症心身障害児の療育の場を確保します。

事業内容・実績等

(1) 重症心身障害児を主な対象とした児童発達支援事業所の運営

医療的ケアがあっても身近な地域で療育が受けられるよう、未就学の重症心身障害児等を対象とする重症心身障害児通所施設わかばを平成 27 年 10 月から委託により運営し、発達の遅れや偏り、心身に障害のある子どもの発達を早期から支援しています。

[重症心身障害児通所施設わかばの通所児童数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|----|----|----|---|----|
| 通所児童数 (人) | 16 | 14 | 12 | 9 | 10 |

●児童発達支援事業所の運営支援

目 的

療育が必要な児童が速やかに療育先につながるよう、児童発達支援事業所に運営助成を行い、区民の療育枠の確保に努めるとともに、区内で運営する事業所を支援します。

事業内容・実績等

(1) 児童発達支援事業所への運営助成

発達相談により療育支援が必要な児童を身近な地域で速やかに療育先につなげるため、児童発達支援事業所に区独自の運営助成を行い、区内の障害児等の療育枠の確保に努めています。

[児童発達支援事業所運営助成の助成件数]

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|---|---|---|----|
| 助成件数 (件) | 9 | 9 | 8 | 12 |

※令和 2 年度から実施

● 保育対応型児童発達支援の実施

目 的

医療的ケアが必要な重症心身障害児の保護者が、就労しながら安心して子育てができる環境を整えるため、保育園での受入れが難しい医療的ケア児の保育の受け皿を確保します。

事業内容・実績等

(1) 保育対応型児童発達支援の実施

区内の保育需要に対応するため、保育対応型児童発達支援事業所により保育園で受入れが難しい医療的ケアが必要な重症心身障害児の保育を行っています。

● 重症心身障害児放課後等デイサービス事業所の運営支援

目 的

医療的ケアが必要な重症心身障害児等が生活の訓練を受けながら安心して過ごすことのできる放課後等の居場所を確保するため、重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所の運営を支援します。

事業内容・実績等

(1) 重症心身障害児放課後等デイサービス事業所への運営補助

医療的ケアが必要な重症心身障害児等の放課後等の居場所である重症心身障害児放課後等デイサービスにおいて、医療的ケア児を受け入れるためには看護師を人員基準以上に配置する必要があるため、区独自の看護師等の雇用に係る人件費を補助しています。

[重症心身障害児放課後等デイサービス事業所運営補助の補助件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|---|---|---|---|---|
| 補助件数 (件) | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 |

児童発達相談係

●障害児の発達相談

目 的

発達の遅れ、または偏りのある子どもの電話や面接による相談を実施し、保護者が子どもの発達特徴を理解し、子どもに適切に関われるように助言を行います。また、特定相談支援事業所並びに障害児相談支援事業所として、子どもの発達状況や取り巻く環境を把握し、必要に応じて関係機関との連携や適切な支援につなぎます。

事業内容・実績等

(1) 発達に心配のある子どもの相談支援の実施

発達の遅れや偏りの心配のある子どもの相談に応じ、一人ひとりのニーズに応じたサービス利用や児童発達支援・放課後等デイサービス等の児童通所給付支給申請に関する相談に応じています。

① 電話相談の実施

電話での相談の他、面接による相談の受付、他機関への紹介を行っています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-----|-----|-----|-------|-------|
| 相談件数 (件) | 871 | 854 | 997 | 1,088 | 1,146 |

② 未就学児の新規相談

発達に心配を抱える未就学児を対象に、発達全般について心理・言語・リハビリ等の専門職が面接を行い、子どもの発達状況を把握し、必要に応じて関係機関との連携や児童発達支援等の専門機関につなげます。発達相談すこやかでは保護者が発達障害児等の子どもの行動を客観的に理解し、関わり方や子どもを肯定的に受け入れられるように、専門医や公認心理師が保護者の心情に寄り添いながら相談や助言を行っています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 新規相談件数 (件) | 567(43) | 541(36) | 656(41) | 677(41) | 639(45) |

※()内の数字は相談件数のうち、専門医師・心理職による発達専門相談「すこやか」の件数

③ 学齢児童の新規相談

療育手帳並びに身体障害者手帳を持たない、小・中・高生の障害児に対し、学齢期発達支援事業、放課後等デイサービス等の利用について、面接相談を行い、本人状況並びに取り巻く環境に応じ適切な支援につなげています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|-----|----|----|-----|-----|
| 新規相談件数 (件) | 121 | 98 | 99 | 119 | 138 |

④ 児童発達支援・放課後等デイサービス等相談業務(利用計画作成件数)

一人ひとりのニーズに応じたサービス利用や児童発達支援・放課後等デイサービス等の児童通所給付支給申請の手続を行っています。さらに特定相談支援事業所並びに障害児相談支援事業所として子どもの発達状況と取り巻く環境等に応じ関係機関と連携を図り、児童支援利用計画の相談並びに作成を行っています。児童支援利用計画をもとに事業所が子どもの特性に応じた支援が行えるよう連携を図っています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 利用計画作成件数 (件) | 714(305) | 667(279) | 666(303) | 855(373) | 885(405) |

※()内の数字は利用計画作成件数のうち、学齢期児童の相談も含む新規作成件数

(2) 学齢期の発達障害児支援事業の充実

平成 29 年 8 月から、支援が必要な小学校 1 年生から小学校 3 年生の発達障害児に対し、学校、特別支援教育課と連携し、特性に合わせたコミュニケーションや社会性の発達等を促すための学齢期発達支援事業を実施しています。支援は、区が委託する事業所が行っています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利用決定者数 (件) | 152 | 160 | 161 | 171 | 185 |

こども発達センター

●療育支援の実施

目 的

児童福祉法に基づいた児童発達支援センターとして、中重度の知的障害児及び肢体不自由児を中心に、障害の状況に応じて、早期からの適切な療育支援を実施しています。また、地域の保育園、幼稚園・子供園、民間児童発達支援事業所等への助言・指導や研修の実施、区民向けに障害理解・啓発講座を行い、地域全体の支援力向上に努めています。

事業内容

(1) 個別指導、医療相談・専門相談など

① 個別指導

個別の指導が望ましい子どもと保護者に対し、発達の状況に応じて、指導計画に基づき指導を行います。

[延指導件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 言語心理 (件) | 5,294 | 4,982 | 6,111 | 5,790 | 6,350 |
| 理学療法 (件) | 1,679 | 1,480 | 1,786 | 1,432 | 1,105 |
| 作業療法 (件) | 1,242 | 1,123 | 1,477 | 1,293 | 957 |
| 合計 (件) | 8,215 | 7,585 | 9,374 | 8,515 | 8,412 |

② 医療相談、専門相談など

こども発達センター利用者を対象に、専門医や専門職による相談を行っています。また、電話相談にも応じています。

[医療相談]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 児童精神科 (件) | 33 | 30 | 22 | 22 | 22 |
| 小児神経科 (件) | 137 | 85 | 96 | 114 | 100 |
| 整形外科 (件) | 27 | 33 | 25 | 33 | 26 |
| 歯科 (件) | 65 | 45 | 51 | 50 | 52 |
| 摂食指導 (件) | 53 | 48 | 57 | 52 | 50 |
| 合計 (件) | 315 | 241 | 251 | 271 | 250 |

[専門相談・電話相談]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 言語心理 (件) | 599 | 977 | 615 | 537 | 641 |
| 理学療法 (件) | 17 | 191 | 40 | 82 | 95 |
| 作業療法 (件) | 104 | 266 | 192 | 214 | 225 |
| 保健 (※) (件) | 153 | 330 | 236 | 302 | 499 |
| 電話相談 (件) | 62 | 27 | 30 | 37 | 15 |
| 合計 (件) | 935 | 1,791 | 1,113 | 1,172 | 1,475 |

※保健・栄養・福祉などの相談

(2) 中重度障害児のグループ指導

① 親子グループ

対象は概ね1～2歳児、定員午前9人、午後9人

② 幼児グループ (たんぽぽ園)

対象は3～5歳児、定員40名

週1日通所するグループは、たんぽぽ園と幼稚園・子供園との併用を希望する方に対して実施しています。

週3日以上グループは、バスによる送迎を行っています。また、給食を提供しています。利用料は費用の1割が利用者負担分となりますが、幼児教育・保育無償化により3～5歳児の利用者負担分は無償となっています。給食費は給食材料費相当の実費負担があります。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------------|----|----|----|-----|-----|
| 親子グループ人数 (最大時) (人) | 76 | 91 | 94 | 114 | 102 |
| グループ数 (グループ) | 10 | 10 | 10 | 10 | 11 |
| 幼児グループ人数 (最大時) (人) | 48 | 39 | 40 | 35 | 58 |
| グループ数 (グループ) | 7 | 5 | 5 | 5 | 7 |

③ その他

ア. 0歳児グループ

個別指導を受けている0歳児の親子を対象に親子遊びを通して、親と子の愛着形成や保護者同士の関わりを支援しています。

イ. アフターケアグループ

たんぽぽ園を卒園し、就学して1年目の児童に対するフォローとして実施しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------|----|---|---|---|---|
| 0歳児グループ人数 | 5 | 8 | 5 | 3 | 8 |
| アフターケアグループ人数 | 21 | - | - | - | 7 |

※令和2年度、3年度、4年度のアフターケアグループは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(3) 地域支援の充実

保護者や関係者、支援者などを対象とした療育講座、地域支援講座を開催するほか、保育園、子供園、幼稚園を訪問し助言等を行う保育所等訪問支援事業を実施しています。平成30年度から保育所等訪問支援に民間事業者が参入しました。

① 地域支援講座の実施

[延べ参加者数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------------------|-----|----|----|-----|-----|
| 関係者や保護者の方を対象とした講座(人) | 254 | 61 | 78 | 908 | 959 |

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------------------|-----|----|-----|-----|-----|
| 療育機関等支援者を対象とした講座(人) | 489 | 94 | 579 | 174 | 208 |

※令和2年度、3年度の地域支援講座は新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止、令和3年度から一部オンデマンド配信で実施

② 保育所等訪問支援の実施

こども発達センターが地域におけるインクルージョン推進の中核機関となり、保育所等の育ちの場において公民連携・協力しながら支援を行う体制を構築するため、民間の障害児通所支援事業所とともに訪問支援を実施しています。訪問にあたっては専門職が療育支援を受けている児童の通う保育園や幼稚園、学校等、所属先と療育支援について共有・連携しながら、児童がより良い集団生活を送れるよう必要な支援を行います。

[保育所等訪問支援の訪問件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| こども発達センター(件) | 196 | 194 | 186 | 129 | 192 |
| 民間事業所(件) | 244 | 106 | 142 | 173 | 280 |

3 障害者生活支援課

管理係

●障害者集会施設の運営・多様な講座の実施

目 的

心身に障害を持つ方の福祉の増進を図るため、障害者福祉会館、障害者交流館及び視覚障害者会館を設置しています。

事業内容・実績等

障害者福祉会館及び障害者交流館では、障害当事者及びその支援者が交流や会合する場として、会議室等の貸出を行っているほか、多様な講座を実施しています。視覚障害者会館は、視覚障害者の施術する場を提供し、自立を支援するほか、視覚障害者や支援者向けの各種講座を行っています。

(1) 障害者福祉会館

障害者の社会参加や教養を高めるために、パソコン講習会など各種講座、手話通訳者や要約筆記者等ボランティアの育成などを目的に講習会等を行っています。

【会議室】 障害者団体やその関係団体の会合、講習会等の場として提供しています。

【活動室】 障害者団体やボランティアなどの多様な活動の場として提供しています。

【ボランティア室】 障害者団体やボランティアが機関紙等の編集、打合せなどに利用しています。

[施設利用数]

| 年度 | | 総 数 | 会議室 | 活動室 | ボランティア室 | その他 |
|----|----------|--------|--------|--------|---------|-------|
| 元 | 利用回数 (回) | 3,961 | 1,631 | 1,641 | 219 | 470 |
| | 利用人員 (人) | 53,294 | 25,526 | 19,351 | 1,151 | 7,266 |
| 2 | 利用回数 (回) | 2,945 | 1,354 | 1,213 | 33 | 345 |
| | 利用人員 (人) | 26,694 | 11,993 | 10,959 | 164 | 3,578 |
| 3 | 利用回数 (回) | 3,265 | 1,250 | 1,538 | - | 477 |
| | 利用人員 (人) | 35,695 | 16,174 | 12,679 | - | 6,842 |
| 4 | 利用回数 (回) | 3,250 | 1,246 | 1,566 | - | 438 |
| | 利用人員 (人) | 37,098 | 18,221 | 12,925 | - | 5,952 |
| 5 | 利用回数 (回) | 3,570 | 1,381 | 1,719 | - | 470 |
| | 利用人員 (人) | 43,243 | 21,422 | 14,012 | - | 7,809 |

※令和3年度から第4会議室とボランティア室は、すまいる高井戸が使用

[講習会等への参加者数]

(単位：人)

| 年度 | 手話講習会 (昼間部) | 手話講習会 (夜間部) | 点字 講習会 | 要約筆記 講習会 | パソコン 講習会 | パソコン 相談 |
|----|----------------|----------------|-----------|-------------|-------------|------------|
| 元 | 125 | 92 | 10 | 31 | 9 | 93 |
| 2 | — | — | — | 2 | 7 | 63 |
| 3 | 76 | 56 | — | 12 | 10 | 108 |
| 4 | 83 | 61 | 4 | 20 | 9 | 89 |
| 5 | 96 | 77 | 8 | 20 | 9 | 111 |

※令和2年度・3年度の一部講習会は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) 障害者交流館

障害者やボランティアの集会・訓練や高齢者の機能訓練など、自主的な活動の場を提供しています。

また、高円寺障害者交流館は集会施設の目的外使用として、一般区民等に対し会議室の場を提供しています。

[和田障害者交流館利用数]

| 年度 | | 総 数 | 第1活動室 | 第2活動室 |
|----|---------|--------|-------|-------|
| 元 | 利用回数(回) | 571 | 235 | 336 |
| | 利用人員(人) | 10,615 | 3,887 | 6,728 |
| 2 | 利用回数(回) | 268 | 164 | 104 |
| | 利用人員(人) | 3,092 | 2,247 | 845 |
| 3 | 利用回数(回) | 392 | 230 | 162 |
| | 利用人員(人) | 4,039 | 2,970 | 1,069 |
| 4 | 利用回数(回) | 325 | 205 | 120 |
| | 利用人員(人) | 3,971 | 3,099 | 872 |
| 5 | 利用回数(回) | 320 | 183 | 137 |
| | 利用人員(人) | 4,310 | 3,148 | 1,162 |

[高円寺障害者交流館利用数]

| 年度 | | 総 数 | 集会室 1 | 集会室 2 | 会議室 |
|----|----------|--------|--------|--------|--------|
| 元 | 利用回数 (回) | 2,862 | 1,005 | 983 | 874 |
| | 利用人員 (人) | 36,109 | 15,570 | 10,026 | 10,513 |
| 2 | 利用回数 (回) | 1,275 | 627 | 554 | 94 |
| | 利用人員 (人) | 13,067 | 7,872 | 4,581 | 614 |
| 3 | 利用回数 (回) | 1,777 | 787 | 653 | 337 |
| | 利用人員 (人) | 17,083 | 9,131 | 5,236 | 2,716 |
| 4 | 利用回数 (回) | 2,241 | 913 | 754 | 574 |
| | 利用人員 (人) | 22,559 | 11,470 | 6,478 | 4,611 |
| 5 | 利用回数 (回) | 2,629 | 924 | 906 | 799 |
| | 利用人員 (人) | 29,048 | 13,913 | 7,767 | 7,368 |

(3) 視覚障害者会館

はり・きゅう・マッサージの資格をもつ自営困難な視覚障害者に会館施術室等を提供して自立を援助しています。

また、視覚障害者を対象に、教養・レクリエーション事業として点字やパソコン、料理、健康体操などの講習会を行っています。

[三療施術者数]

(単位：人)

| 年度 | 視覚障害者等級別 | | | |
|----|----------|-----|-------|----|
| | 1 級 | 2 級 | 3 級以下 | 計 |
| 元 | 6 | 2 | 1 | 9 |
| 2 | 8 | 2 | 1 | 11 |
| 3 | 8 | 2 | 1 | 11 |
| 4 | 6 | 2 | 1 | 9 |
| 5 | 7 | 2 | 0 | 9 |

[三療施術利用者数]

(単位：人)

| 年度 | 区分 | | 合計 |
|----|-------|----------|-------|
| | マッサージ | マッサージ・はり | |
| 元 | 647 | 663 | 1,310 |
| 2 | 428 | 469 | 897 |
| 3 | 518 | 569 | 1,087 |
| 4 | 677 | 559 | 1,236 |
| 5 | 592 | 514 | 1,106 |

[講習会等への参加者数]

(単位：人)

| 年度 | 点字講習会 | パソコン講習会 | 生活支援講座 | 三療施術講習会 | 文化講座 | 無料マッサージ |
|----|-------|---------|--------|---------|------|---------|
| 元 | 134 | 32 | 98 | 17 | 24 | 17 |
| 2 | 45 | 20 | 0 | 6 | 0 | 17 |
| 3 | 102 | 17 | 68 | 0 | 8 | 17 |
| 4 | 99 | 21 | 90 | 15 | 13 | 17 |
| 5 | 78 | 22 | 95 | 15 | 21 | 17 |

●障害者通所施設等の運営支援

目 的

杉並区に設置する指定障害福祉サービス事業所を運営する法人に対して、運営費等の費用の一部を補助することによりサービス利用者の福祉の向上を図ります。

事業内容・実績等

指定障害福祉サービス事業所等の運営や送迎、通所や給食等に係る費用に関し、一部助成しています。

(1) 施設運営費・送迎費の補助

障害者通所施設を運営する事業者に対し、施設運営に係る経費の一部を補助しています。

[助成対象事業所数]

(単位：所)

| 年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 指定障害福祉サービス事業所数 | 32 | 34 | 34 | 34 | 37 |
| () 内多機能型事業者数 | (7) | (8) | (8) | (8) | (6) |

[事業種別内訳]

(単位：所)

| 年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 生活介護 | 7 | 8 | 8 | 8 | 9 |
| 自立支援 | — | — | 1 | 1 | 1 |
| 就労移行支援 | 4 | 3 | 3 | 3 | 1 |
| 就労継続支援A型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 就労継続支援B型 | 28 | 29 | 29 | 29 | 30 |

(2) 地域活動支援センターの運営支援

地域活動支援センターは、障害者の日中活動の場として創作的活動や社会との交流促進の事業を行う施設です。

① 障害者地域活動支援センターの支援

障害者総合支援法第5条第25号に基づく「地域活動支援センター」を運営する事業者に対し、運営に要する経費を補助しています。

| 施設名 | 設置年月日 | 運営者名 |
|---------|-----------|--------------|
| すぎなみ151 | 平成24年4月1日 | 一般社団法人クレオソーレ |

[すぎなみ151実績一覧]

| 年度 | 週間開所日数（日） | 年間開所日数（日） | 年間延べ通所者数（人） |
|----|-----------|-----------|-------------|
| 元 | 5 | 245 | 6,445 |
| 2 | 5 | 245 | 5,415 |
| 3 | 5 | 243 | 6,137 |
| 4 | 5 | 242 | 4,210 |
| 5 | 5 | 244 | 5,054 |

② 杉並区障害者福祉会館地域活動支援センター

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|---------------|---------------------|-----|
| 地域活動支援センターの運営 | 障害者生活支援課 地域生活支援係 | 74 |

● ショートステイ事業所及びグループホーム事業所等への支援

目 的

杉並区に設置する居宅介護事業所、ショートステイ事業所及びグループホーム事業所を支援することにより、安定した運営を図るとともにサービスの質の向上を図ります。

事業内容・実績等

ショートステイ事業所及びグループホーム事業所の運営に係る費用を一部補助しているほか、グループホームの相互ネットワークを構築し、人材育成やグループホーム間の連携強化を図るため、事業者へ委託契約しています。

(1) 重度化・高齢化に対応したグループホーム支援

医療的ケアが必要な障害者や特別な支援が必要な重度の障害者を受け入れるグループホームの運営を支援しています。

【支援事業所数】

(単位：所)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------------------|---|---|---|---|---|
| 医療連携型グループホーム支援 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 重度障害者対応型グループホーム体制強化支援 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

(2) グループホーム地域ネットワーク事業

グループホーム相互のネットワークの構築と、グループホーム運営の質の向上を図ることを目的に、世話人対象の連絡会や研修、専門職（保健師・看護師・栄養士等）による相談等を、平成 28 年 1 月より事業者に委託して実施しています。

[実績]

(単位：回)

| 年度 | 情報交換会 | 研 修 | 会報誌の発行 | 専門職相談 | その他 |
|----|-------|-----|--------|-------|----------------|
| 元 | 11 | 3 | 4 | 36 | 入居者交流会、避難訓練実施 |
| 2 | 2 | 1 | 4 | 34 | アンケートの実施・研修等 |
| 3 | 8 | 1 | 4 | 32 | アンケートの実施・防災訓練等 |
| 4 | 4 | 0 | 4 | 37 | アンケートの実施・防災講座等 |
| 5 | 5 | 4 | 4 | 25 | 交流会の実施・防災訓練等 |

(3) ショートステイ事業等支援

一定の条件を満たしたショートステイ事業を運営する事業所を支援することにより、障害者の家庭生活の安定と障害者福祉の増進を図っています。

[支援事業所数]

(単位：所)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|---|---|---|---|---|
| ショートステイ事業所 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

施設整備担当 _____

● 重度障害者通所施設の整備

目 的

重度障害者が安全で安心して地域で過ごすことができるよう、また、特別支援学校の卒業生等の日中活動の場を確保するため、社会福祉法人と連携して重度障害者通所施設を整備しています。

事業内容・実績等

重度障害者が地域で安心して過ごし、より豊かな生活を送れるよう、日中活動の場を提供するために生活介護施設の整備に向けた取組を進めています。

(1) 重度知的障害者通所施設の整備

| 施設名 | あすなろ作業所 (ぼぷら) | しもたか希望の家 ibuki | (仮称) くがやま生活園 |
|--------|------------------|-------------------|-----------------|
| サービス内容 | 生活介護 20 | 生活介護 20 | 生活介護 40 |
| 定員(人) | | 就労生活支援B 20 | ショートステイ 2 |
| 開設年月 | 平成26年9月 | 令和2年4月 | 令和7年4月(予定) |

(2) 重度身体障害者入所・通所施設の整備

| 施設名 | マイルドハート 高円寺 | 永福南社会福祉 ガーデン | シャローム 上井草さくら |
|--------|----------------|-----------------|-----------------|
| サービス内容 | 生活介護 24 | 生活介護 5 | 生活介護 20 |
| 定員(人) | 自立訓練 6 | 自立訓練 6 | |
| | 施設入所支援 10 | 施設入所支援 10 | |
| | ショートステイ 2 | ショートステイ 1 | |
| 開設年月 | 平成21年7月 | 平成30年3月 | 令和元年11月 |

●住まいの確保支援

目 的

障害者が、住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるよう、障害者グループホーム(共同生活援助)の整備を行います。

事業内容・実績等

障害者グループホームの開設を進めるために、関係団体と協働して、入居を検討している障害者、土地・建物所有者、地域の方々などを対象としたセミナーを実施しています。また、消防設備の設置補助を行うことで、安心して暮らせる障害者グループホームの実現に向けた支援を行っています。

(1) グループホームの整備

知的・精神・身体障害者を対象に地域社会の中で自立した生活をするための場を提供し、日常生活の援助を行っています。

[グループホーム設置数]

(単位：所)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------|----|----|----|----|----|
| 知的障害者グループホーム | 44 | 49 | 56 | 58 | 63 |
| 精神障害者グループホーム | 8 | 9 | 10 | 9 | 16 |
| 身体障害者グループホーム | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

(2) 多様な住まいの確保に向けた検討

必要な支援を受けながら、自分らしく自立した生活ができるよう、障害特性に配慮した住まいの確保に向けた仕組みを、関係団体とともに検討しました。

令和5年度は、部会開催のほか一般の方向けセミナーを開催しました。セミナーでは、講師の講演のほか個別相談会を行いました。また、セミナーの個別相談会で受けた相談を開設につなげるため、「障害者グループホーム開設相談支援事業」を実施し、新規開設につながるよう継続的に支援しました。

[実 績]

(単位：回)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------------|---|---|---|---|---|
| 居住支援協議会 障害者専門部会 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| セミナー | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

事業者支援係

●障害福祉サービス事業者等の人材確保・育成・定着

目 的

区内の事業者が安定的に質の高いサービスを提供できるよう、事業者同士が連携して人材確保・育成・定着の取組を行います。

事業内容・実績等

(1) 公民事業者職員の合同研修

区立障害者（児）通所施設の職員等で構成する障害福祉人材育成委員会で、地域の支障力の向上を図るため、区内の公民事業者職員合同研修を開催しています。

また、令和5年度は合同研修とは別に、新たに職層別研修として管理者層を対象に実施（3回・延51人参加）しました。今後は、研修をより効果的に進めていきます。

[公民事業者職員の合同研修]

| 年度 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------------|----------|-----|----|----|-----|----|
| 障害現場初任者 向け施設見学会 | 開催回数（回） | 2 | — | 2 | 3 | 2 |
| | 参加延人数（人） | 52 | — | 53 | 38 | 35 |
| ステップアップ 研修 | 開催回数（回） | 2 | 1 | 2 | 2 | 3 |
| | 参加延人数（人） | 217 | 25 | 42 | 61 | 89 |
| 施設間体験研修 | 参加施設数（所） | 19 | 19 | 29 | 33 | 43 |
| | 参加延人数（人） | 54 | 31 | 60 | 110 | 97 |

※令和2年度の障害現場初任者向け施設見学会は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) 就職相談会の開催

障害者分野の人材確保のため、ハローワーク等の協力により、「福祉のおしごと就職相談会」を令和4年度から開催しています。障害者支援に関わる仕事の魅力が届くよう、参加事業者はそれぞれの職場を紹介する動画を作成しています。

[求職者参加状況]

(単位：人)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------|---|---|---|----|----|
| 参加人数 | — | — | — | 48 | 52 |

※令和元年度は、介護保険事業者と合同で実施。令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため中止

(3) ガイドヘルパー養成講習会

移動支援事業のガイドヘルパーを確保のため、すぎなみ地域大学を活用して、障害特性を理解し、ガイドヘルパーとして携わる技量を身につけた人材を養成し、修了者を区内の事業所につなげました。ガイドヘルパー不足の解消に向け、令和4年度からは年2回に開催しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|----|----|----|----|----|
| 開催回数 (回) | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 修了者数 (人) | 17 | 13 | 16 | 31 | 27 |

● 共生型サービスの推進

目 的

高齢の障害者などが身体状況や適性に合わせてサービスができるよう、介護保険サービス事業所が障害福祉サービスを提供する共生型サービス事業所※の開設を促進します。

※「介護保険」か「障害福祉」のどちらかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定も受けやすくすることを目的とする「共生型サービス」を提供する事業所

事業内容・実績等

(1) 共生型サービス事業所開設促進事業の実施

令和5年7月から共生型サービス事業所を開設した事業者を対象に、開設及び障害者受入支援にかかる経費の一部を助成する事業を実施しています。

[共生型サービス事業所]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|---|---|---|---|---|
| 事業所数 (所) | 2 | 2 | 2 | 2 | 5 |
| 利用者数 (人) | 1 | 2 | 2 | 2 | 6 |

(2) 共生型サービス事業に関するセミナー等の開催

共生型サービス事業の周知・啓発を図るため、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者、障害者及びその家族等を対象としたセミナー等を開催しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|---|---|---|---|---|
| 開催回数 (回) | — | — | — | 3 | 3 |

※令和4年度から実施

就労支援係

●障害者の就労支援

目 的

障害者・企業双方への支援を行い、障害者の就労機会の拡大を図ります。また、障害者施設の工賃アップに向けての取組を実施し、障害者施設利用者の経済面の自立を進めます。

事業内容・実績等

障害者一人ひとりのニーズに沿った多様な働き方が可能となるよう、就労相談に加え、職場体験の場の拡充を進めています。また障害者施設からの物品やサービス調達への取組を推進しています。

(1) 障害者の就労促進

① 就労相談・支援の実施

ワークサポート杉並に委託し、就労を希望している障害者や現に就職している障害者への相談を行っています。また、就労を支援する障害者就労支援事業所や相談支援事業所と連携して、就労面から生活面までの一体的な支援を行います。ビジネスマナーの学習の場や、模擬面接会、余暇の事業などを実施しています。

[ワークサポート杉並に新規に登録した人数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------------------|-----|----|----|----|-----|
| 当該年度の 新規登録者数 (人) | 131 | 99 | 72 | 87 | 104 |

[就職者数]

(単位：人)

| 年度 | ワークサポート杉並の支援を受けて就職した数 | 作業所からの就職者の数 ()内はワークサポート杉並との重複 | 実数 | 障害種別就職者数 | | | | |
|----|-----------------------|-----------------------------------|----|----------|----|----|----|----|
| | | | | 身体 | 知的 | 精神 | 発達 | 難病 |
| 元 | 81 | 26(9) | 98 | 10 | 20 | 46 | 21 | 1 |
| 2 | 54 | 11(5) | 70 | 4 | 16 | 30 | 20 | 0 |
| 3 | 31 | 26(5) | 56 | 3 | 9 | 40 | 4 | 0 |
| 4 | 41 | 24(6) | 59 | 4 | 10 | 42 | 3 | 0 |
| 5 | 32 | 30(6) | 56 | 1 | 14 | 35 | 6 | 0 |

② 雇用機会の拡大

ア. 職業評価の実施

就職を希望する障害者に、就職に必要な職業の準備や能力の評価を杉並区障害者雇用支援事業団（以下「ワークサポート杉並」という。）に委託して実施しています。身近な地域で短期間に実施できるため、多くの障害者が利用しやすくなりました。また、その評価を個人の支援計画に生かしています。

[職業評価実施人数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|----|----|----|---|----|
| 実施人数（人） | 11 | 10 | 14 | 6 | 16 |

イ. 企業への訪問

ワークサポート杉並に地域開拓促進コーディネーターを配置し、求人票や就職面接会、就労支援機関からの情報を基に企業を訪問して職場の開拓や企業実習の場を確保しています。

| 年度 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|----|-----|-----|----|-----|-----|
| 訪問企業数（社） | 区内 | 17 | 10 | 6 | 9 | 14 |
| | 区外 | 32 | 15 | 12 | 11 | 17 |
| 訪問延べ件数（件） | | 314 | 217 | 95 | 103 | 117 |

ウ. ネットワークの構築

公共職業安定所、区内の就労支援事業所、学校、福祉事務所等と情報の共有・連携を図り、就職、職場定着のための支援を効果的に行うため、各機関の実務担当者による雇用支援ネットワーク会議を月例で開催しています。また、支援力向上に向けて課題共有の事例検討の実施や企業見学会、模擬面接会等を実施しています。

（2）多様な職場体験

① 体験型・短時間型実習

一般就労を目指し、実践の職場に近い仕事内容や環境で経験を積み、一般就労へのスキルアップを図っています。令和5年度は、民間企業、区役所、図書館、社会福祉協議会で実習を行いました。

[実習者数]

(単位：人)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|---|---|----|----|----|
| 延べ人数 | 5 | 9 | 17 | 13 | 10 |
| 身体障害者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 知的障害者 | 3 | 3 | 7 | 4 | 1 |
| 精神障害者 | 2 | 6 | 10 | 8 | 8 |
| 手帳なし | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |

② 実践型実習

働くことを経験することで、就労意欲の向上や一般就労へのイメージづくりを行っています。令和5年度は、民間企業や区役所で実習を行いました。

[実習人数]

(単位：人)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|----|---|----|---|----|
| 延べ人数 | 14 | 4 | 10 | 9 | 10 |
| 身体障害者 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| 知的障害者 | 4 | 1 | 2 | 3 | 3 |
| 精神障害者 | 8 | 3 | 7 | 3 | 5 |
| 手帳なし | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 |

③ チャレンジ型実習

より長期間実践に近い形を想定するためのイメージづくりを行っています。

[実習人数]

(単位：人)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|---|---|---|---|---|
| 延べ人数 | - | 2 | 1 | 1 | 0 |
| 身体障害者 | - | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 知的障害者 | - | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 精神障害者 | - | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 手帳なし | - | 0 | 0 | 0 | 0 |

(3) 職場定着支援

① 企業等支援

就職後の定着を図るため、就職した障害者が職場で不適應を起こさないように職場を定期的に訪問し、企業及び支援担当者とのコンタクトを取り、不安や悩み、課題解決に向けてアドバイスを行っています。

[実績]

| 年度 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 訪問企業数（社） | 区内 | 36 | 29 | 30 | 39 | 39 |
| | 区外 | 225 | 180 | 229 | 267 | 273 |
| 訪問延べ件数（件） | | 971 | 655 | 826 | 915 | 1,111 |

② 生活支援

就職者が集う「ワクサポ広場」等を開催し、交流を通して就職後の不安や 悩みの解消、社会生活に必要なスキルの向上を図っています。

| 年度 | 定着支援数(件) | ワクサポ広場 | |
|----|----------|--------|---------|
| | | 回数(回) | 延べ人数(人) |
| 元 | 6,167 | 18 | 633 |
| 2 | 6,568 | 7 | 75 |
| 3 | 7,185 | 20 | 288 |
| 4 | 5,947 | 24 | 387 |
| 5 | 6,759 | 24 | 383 |

(定着支援件数は定着訪問、面談、電話相談、企業支援などを含みます。)

(4) 障害者施設の工賃アップ支援

① 「すぎなみ仕事ねっと」への支援

障害者の自立のため、区内障害者施設利用者の工賃の安定化と向上を目指し、障害者施設が連携して共同受注、自主生産品の開発、販路の確保及び支援職員の技能向上などに取り組む「すぎなみ仕事ねっと」への支援を行っています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 就労継続支援施設 B 型 平均工賃(円) | 14,887 | 15,483 | 14,971 | 15,435 | 16,243 |

※令和5年度は推計値

② 障害者優先調達推進法への対応

障害者就労施設等で就労する障害者の経済面の自立を進めるため、区が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入する取組を推進しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 優先調達額(千円) | 118,284 | 107,539 | 108,500 | 107,795 | 108,276 |

地域生活支援係

● 中途障害者支援

目 的

高次脳機能障害などの中途障害者が、地域で自立した生活が送れるように、専門相談窓口を設置し、作業療法士などの専門職による相談支援を行っています。

また、高次脳機能障害に関する区民向けのセミナーの開催や、関係機関との連携強化に向けた高次脳機能障害者関係機関連絡会の開催など、地域のネットワーク構築を進めています。

中途障害者の生活の再構築に向け、通所生活リハビリ事業を実施し、個々の障害の特性に応じて専門職が評価を行い、個別に目標を設定して支援を行っています。

事業内容・実績等

中途障害者の地域での自立した生活の実現に向けた取組を進めています。

(1) 高次脳機能障害者の相談等

① 高次脳機能障害専門相談窓口の設置

高次脳機能障害により困っている当事者・家族・関係機関等からの相談を受け、地域生活の安定に向けて支援を行っています。

[相談件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 実人数(人) | 248 | 173 | 210 | 241 | 310 |
| 相談件数(件) | 507 | 260 | 370 | 396 | 668 |

② 高次脳機能障害者支援セミナーの実施

高次脳機能障害の理解促進を図るため、区民向けに支援セミナーを実施しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|----|----|----|----|----|
| 開催回数(回) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 参加者数(人) | 63 | 93 | 47 | 71 | 91 |

③ 関係機関連絡会の開催

令和5年4月1日に杉並区高次脳機能障害者関係機関連絡会実施要綱を策定し、高次脳機能障害者の自立した日常生活、就労等の支援の充実を図ることを目的に、関係機関等との意見交換及び連絡調整を行うため、新たな枠組みで関係機関の連携強化と課題の共有を図っています。令和5年度は、杉並区関係機関連絡会を2回開催しました。

④ 杉並区高次脳機能障害者交流サロン「杉ハイ」の運営

高次脳機能障害当事者同士が毎日の生活の中で生まれる悩みや楽しいこと、うれしいことを話し合い、共有を行う杉並区高次脳機能障害者交流サロン「杉ハイ」を年 12 回行いました。

⑤ その他の相談

補装具・住宅改修・福祉機器等の相談援助を理学療法士、作業療法士等が、専門的な助言、情報提供を行っています。

(2) 通所生活リハビリ事業の実施

区内に在住する 18 歳以上 65 歳未満の心身に障害のある中途障害者に対し、障害の理解・受容への支援、社会参加に向けての支援、心身機能の維持・向上のための支援を作業療法士等が中心となり行っています。

(単位：人)

| 年 代 別 | | | | | | | |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 年度 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 計 |
| 元 | 0 | 1 | 1 | 3 | 8 | 2 | 15 |
| 2 | 0 | 3 | 2 | 3 | 7 | 1 | 16 |
| 3 | 0 | 2 | 2 | 3 | 8 | 1 | 16 |
| 4 | 0 | 0 | 1 | 1 | 5 | 2 | 9 |
| 5 | 0 | 0 | 1 | 3 | 8 | 3 | 15 |

(単位：人)

| 年度 | 身 障 者 手 帳 | | | | | | 精 神 手 帳 | | | 手帳なし |
|----|-----------|----|----|----|----|----|---------|----|----|------|
| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 1級 | 2級 | 3級 | |
| 元 | 1 | 3 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 4 |
| 2 | 4 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 4 |
| 3 | 4 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 3 | 5 |
| 4 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 2 |
| 5 | 2 | 4 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 4 |

※手帳の重複取得者あり

●地域活動支援センターの運営

目 的

障害者の日中活動の場として、創作的活動や社会との交流する機会を提供するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で定める「地域生活支援事業」の一つである「地域活動支援センター」を運営しています。

事業内容・実績等

(1) 杉並障害者福祉会館地域活動支援センター（ふれあい広場）

区内在住の 18 歳以上 65 歳未満の心身に障害のある方に日常生活の充実と社会参加を援助するため、相互交流の場として運営しています。

| 年 代 別 (人) | | | | | | | |
|-----------|------|------|------|------|------|------|----|
| 年度 | 10 代 | 20 代 | 30 代 | 40 代 | 50 代 | 60 代 | 計 |
| 元 | 0 | 3 | 2 | 5 | 3 | 3 | 16 |
| 2 | 0 | 2 | 3 | 7 | 3 | 1 | 16 |
| 3 | 0 | 2 | 2 | 8 | 3 | 1 | 16 |
| 4 | 0 | 2 | 3 | 8 | 2 | 3 | 18 |
| 5 | 0 | 2 | 0 | 6 | 3 | 3 | 14 |

区立生活園

● 重度障害者通所施設の運営

目 的

重度障害者が安全で安心して地域で過ごすことが出来るように安定した日中活動支援を行い、また区内障害福祉サービス事業所の中で中核的な役割を担います。

事業内容・実績等

障害者が自らの意思で選択や決定をしながら、充実した地域生活の実現に向けた取組を進めています。

(1) 重度知的障害者の通所施設

【生活介護事業 区立すぎのき生活園】

① 設置目的

障害の重い知的障害者の方が、地域でその人らしく、生き生きとした生活が送れるよう、様々な活動を提供し、日常生活に必要な支援を行うことを目的とした（生活介護事業）施設です。

② 施設概要

| 施設名 | 利用定員 | 所在地 | 開設年月日 |
|---------|------|-----------|--------------------------|
| すぎのき生活園 | 84人 | 井草3-18-14 | 昭和55年3月1日 (都から区への移管日) |

③ 障害程度別在籍者数

(単位：人)

| 身障者手帳 愛の手帳 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | なし | 計 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| | 1 度 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2 度 | 9 | 9 | 5 | 2 | 3 | 0 | 50 | 78 |
| 3 度 | 0 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 4 | 8 |
| 4 度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 9 | 14 | 5 | 2 | 4 | 0 | 54 | 88 |

※令和6年4月1日現在

④ 支援内容

更衣・排泄・食事・移動などの日常生活動作の介助及び自立能力の向上への支援をしています。

⑤ 日中活動

回収やリサイクル活動、畑、木工、手作業などの作業的な活動を行っています。体操、ウォーキングなどを通して健康を維持向上するような活動を行っています。音楽や芸術、ゲーム、感覚に働きかける活動などを行っています。

⑥ 行事、地域交流

社会見学や区役所販売など経験を広げるような行事や、杉実祭など地域との交流を深める行事を行っています。

(2) 重度身体障害者の通所施設

【生活介護事業・自立訓練 区立こすもす生活園、区立なのはな生活園】

① 設置目的

重度の身体障害者又は重度の重複障害者が持っている能力を十分発揮し、地域社会において生き生きとした生活ができるよう、個々の障害特性に応じた自立と社会参加に向けた支援を行う施設です。

② 施設概要

| 施設名 | 利用定員(人) | | 所在地 | 開設年月日 |
|-----------|---------|------|------------|------------------|
| | 生活介護 | 自立訓練 | | |
| こすもす生活園※ | 24 | 6 | 堀ノ内 1-27-9 | 平成 5 年 4 月 1 日 |
| こすもす生活園分室 | | | 堀ノ内 1-16-7 | 令和 5 年 10 月 31 日 |
| なのはな生活園 | 28 | 6 | 宮前 2-22-4 | 平成 9 年 8 月 1 日 |

※杉並区立ゆうゆう大宮堀ノ内館と併設

③ 障害程度別在籍者数

(単位：人)

| 施設名 | 愛の手帳 | 1度 | 2度 | 3度 | 4度 | なし | 計 |
|---------|-------|----|----|----|----|----|----|
| | 身障者手帳 | | | | | | |
| こすもす生活園 | 1級 | 3 | 7 | 1 | 0 | 13 | 24 |
| | 2級 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 3級 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | 計 | 3 | 8 | 1 | 0 | 14 | 26 |
| なのはな生活園 | 1級 | 4 | 9 | 1 | 1 | 6 | 21 |
| | 2級 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 4 |
| | 3級 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| | 5級 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 計 | 4 | 12 | 5 | 1 | 6 | 28 |

※令和6年4月1日現在

④ 支援内容

ア. 生活介護

- ・ 活動内容…スポーツ、レクリエーション、創作、音楽、機能訓練、農園、外出など
- ・ 提供サービス…入浴、給食(摂食)、送迎、介護(移乗・移動・排泄など)
- ・ 健康管理、医療的ケア、摂食や介護方法などの相談
- ・ 地域交流…施設公開、コンサート、広報、各種学校の実習・研修受け入れなど

イ. 自立訓練

- ・ 訓練内容…機能訓練、健康相談、社会生活活動への参加訓練、相談支援活動

4 高齡者施策課

管理係

●高齢者保健福祉の推進

目 的

高齢者の生活に必要な情報を提供するとともに、高齢者施策に関する調整や計画策定を行い、高齢者保健福祉の推進を図ります。

事業内容・実績等

(1) 高齢者のしおりの作成・配布

高齢者の日常生活の利便性の向上を図るため、高齢者向けのサービスを掲載した冊子「高齢者のしおり」を3年ごとに発行し、高齢者世帯に配布しています。令和3年度は97,000部作成しました。

(2) 高齢者施策推進計画の策定

高齢者に対する医療・介護・福祉の充実や予防につながる取組とともに、高齢者の社会参画を促進する取組を総合的に推進するため、令和6年1月に「杉並区高齢者施策推進計画（令和6～8年度）」を策定しました。

●介護保険運営協議会

目 的

区の介護保険事業に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区介護保険運営協議会を設置・運営します。

事業内容・実績等

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|-----------|-------|--------|
| 介護保険運営協議会 | 介護保険課 | p. 366 |

●介護老人保健福祉施設及び通所介護施設の維持管理

目 的

区民に良質な介護サービスの提供を図るため、区立施設等を活用した通所介護施設や民営化した特別養護老人ホームに対し、施設の維持・管理に必要な修繕を実施するなどの運営支援を行います。

事業内容・実績等

令和5年度は、特別養護老人ホーム上井草園の空調・照明改修工事（令和6年度完了予定）を実施したほか、10施設ある高齢者在宅サービス支援センター（通称「ふれあいの家」）に対して延べ6件の修繕を行いました。

| 施設種別 | サービス内容 | 定員（人） |
|--------------------------------|----------|--------------|
| 高齢者在宅サービス支援センター （通称：ふれあいの家） | 通所介護施設 | 合計 371 |
| 特別養護老人ホーム上井草園 | 介護老人福祉施設 | 一般 75・短期入所 9 |

いきがい活動支援係

●高齡者の就業支援及び杉の樹大学等社会参加の支援

目 的

多くの元気な高齡者が、豊かな知識・経験を活かしながら、地域で生きがいを持って主体的に活躍することができるよう、多様な働き方や地域活動・ボランティア活動、学びと仲間づくり等の社会参加を支援します。

事業内容・実績等

(1) 高齡者の就業・起業・地域活動の支援

キャリアカウンセラーによる就労のための個別相談会や、就業体験セミナーを開催するとともに、就労、起業、ボランティア活動等についての情報提供などを行っています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|----|----|----|----|----|
| 相談開催回数 (回) | 22 | 18 | 24 | 24 | 24 |
| 相談者数 (人) | 52 | 65 | 69 | 49 | 84 |

(2) 杉の樹大学事業の実施

高齡者が健康で生きがいのある生活を営むとともに、地域の活動に主体的に取り組むための自己啓発を目指した生涯学習・社会参加の支援を目的とし、60歳以上の区民を対象に講座を実施します。令和4以降は、当面の学習テーマを高齡者のデジタルデバイス解消とし、スマートフォン講座、スマートフォン個人相談会を実施しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|-----|----|-----|-----|-----|
| 講座開催数 (回) | 24 | 24 | 24 | 50 | 50 |
| 延べ参加者数 (人) | 109 | 86 | 126 | 588 | 393 |

●杉並区シルバー人材センターへの支援

目 的

高齡者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、シルバー人材センターに対して、運営に必要な経費等の一部を補助することにより、定年退職後等の高齡者の多様な就業ニーズに応じて地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を確保・提供するとともに、高齡者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を図ります。

事業内容・実績等

職員の人件費及び管理費等に要する経費の一部を補助しています。また、シルバー人材センターが行う入会説明会や独自事業を広報で周知しています。

●敬老事業

目 的

敬老会の開催及び敬老祝い品の贈呈を通して、敬老の意を表します。

事業内容・実績等

(1) 敬老会の開催

杉並区に在住する 75 歳以上の高齢者の方を杉並公会堂での式典・演芸会に招待しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|----------|---|----------|----------|----------|
| 開催日数・回数 | 3 日間 9 回 | — | 5 日間 9 回 | 5 日間 9 回 | 5 日間 9 回 |
| 参加者数 (人) | 6,322 | — | 3,690 | 4,722 | 5,278 |

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) 敬老祝い品の贈呈

90 歳を迎えた方及び 100 歳以上の方に祝い品を贈呈しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 90 歳贈呈者数 (人) | 1,852 | 1,943 | 1,813 | 1,919 | 2,072 |
| 100 歳以上贈呈者数 (人) | 429 | 461 | 495 | 490 | 511 |

●ふれあい入浴等

目 的

地域の身近な公衆浴場で様々な事業を行うことにより、高齢者の外出の機会を増やすとともに、健康維持や地域でのふれあいを推進します。

事業内容・実績等

(1) ふれあい入浴事業、まちの湯事業の実施

① ふれあい入浴事業

広々とした公衆浴場での入浴により、健康増進と世代を超えた交流・ふれあいを図ることを目的に、入浴事業を実施しています。対象は65歳以上の区民で、週に1回、100円で入浴できるサービスです。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施浴場数(所) | 20 | 19 | 17 | 16 | 15 |
| 延べ利用者数(人) | 56,215 | 14,746 | 36,214 | 55,072 | 66,951 |

※令和2年3月～9月は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

② まちの湯健康事業

区内の各浴場で1時間程度の健康体操教室を実施しています。対象は60歳以上の区民で参加料は無料で、主な内容は太極拳、てぬぐい体操、健康エアロビクス等です。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 実施浴場数(所) | 14 | 14 | 13 | 12 | 12 |
| 年間実施回数(回) | 239 | 176 | 152 | 142 | 140 |
| 延べ参加者数(人) | 3,377 | 1,110 | 976 | 901 | 871 |

※令和2年3月～7月は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) 「風呂っと杉並」事業への支援

杉並浴場組合が、いきいきクラブや高齢者自主グループ(60歳以上の区民)などいきがい・健康づくりなどの活動の場として、浴場を提供する「風呂っと杉並」事業に要する経費の一部を補助しています。

〔風呂っと杉並事業実施状況〕

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 実施浴場数(所) | 8 | 5 | 4 | 5 | 5 |
| 年間実施回数(回) | 261 | 79 | 88 | 106 | 103 |
| 延べ参加人員(人) | 1,635 | 528 | 551 | 678 | 752 |

※令和2年3月～6月は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

●いきいきクラブ(老人クラブ)の支援

目 的

いきいきクラブ及び杉並区いきいきクラブ連合会を支援することにより、高齢者が社会貢献活動やいきがい活動を積極的に行い、いきいきと元気に生活できる環境づくりを進めます。

※ いきいきクラブは、おおむね 60 歳以上の高齢者が、地域で自主的に組織した、会員数 30 人以上の団体です。社会奉仕活動、健康づくりを進める活動、自らの生きがいを高める活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動を行い、高齢期の生活を健康で豊かなものにするを目的としています。なお、老人クラブは、1963 年 8 月に施行された「老人福祉法」において、老人福祉を増進するための組織として位置づけられています。

事業内容・実績等

いきいきクラブ及び杉並区いきいきクラブ連合会に対して、助成金の交付やPR等の支援を行います。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| クラブ数 | 66 | 66 | 63 | 60 | 58 |
| 会員数(人) | 5,185 | 4,944 | 4,440 | 4,135 | 3,959 |

●ゆうゆう館における関連事業

目 的

ゆうゆう館で行う事業を通して、高齢者の健康保持・向上及び異世代交流の機会提供に取り組みます。

事業内容・実績等

(1) マッサージサービス(三療サービス)の実施

ゆうゆう館でマッサージを介護予防の一環として行い、高齢者の健康保持・向上を図るとともに、施術者である視覚障害者の自立を支援しています。対象は 60 歳以上の区民で、費用は 1,000 円(令和 3 年度から)、マッサージの時間は 1 人 1 回 40 分となっています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施回数(回) | 440 | 365 | 444 | 428 | 421 |
| 延べ利用者数(人) | 3,769 | 2,151 | 2,684 | 2,776 | 3,290 |

(2) ゆうゆう館の地域交流会

身近な地域における、ふれあいの機会の拡大を図るため、ゆうゆう館を利用する高齢者と、地域の保育園や児童館・幼稚園・学校・福祉施設等の子どもたちや地域団体との交流会を実施しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-------|---|---|---|----|
| 実施館(館) | 32 | — | — | — | 2 |
| 参加人数(人) | 1,427 | — | — | — | 49 |

※令和2年～4年は新型コロナウイルス感染症の影響により中止、令和5年度は試行再開

長寿応援ポイント担当

●長寿応援ポイント事業の推進

目 的

高齢者が自らの力を発揮し、いきいきとした高齢期を過ごすことができるよう応援するとともに、その活動が自らの健康長寿を図り、お互いの支えあいにつなげることを目指します。

事業内容・実績等

区に認定された地域貢献活動やいきがい活動、区が実施する健康増進活動等に参加して付与されたポイント（1ポイント50円に換算。）は、2割が長寿応援ファンドに寄付、残りの8割は本人希望により長寿応援ファンドや各種基金等への寄付のほか、区内共通商品券に交換することができます。

※ 令和7年4月から、杉並区実行計画等に基づく見直し後の事業を実施します。

（1）長寿応援ポイント事業の実施状況

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ポイント交換者数（人） | 5,089 | 3,810 | 4,191 | 3,892 | 4,236 |
| 交換ポイント総数 | 907,800 | 652,550 | 693,250 | 706,700 | 749,375 |
| 1人当たり平均ポイント数 | 178 | 171 | 165 | 182 | 177 |
| 登録団体数 | 1,500 | 1,415 | 1,350 | 1,351 | 1,350 |
| 地域貢献活動 | 503 | 474 | 452 | 453 | 454 |
| いきがい活動 | 855 | 809 | 767 | 774 | 775 |
| 健康増進活動等 | 142 | 132 | 131 | 124 | 121 |

（2）長寿応援ファンド助成による地域活動の支援

参加者の皆様からいただいた長寿応援ファンドへの寄付を原資として、高齢者の健康づくり、次世代支援などの公益的な地域活動に対する助成を行っています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|---|---|---|---|---|
| 助成件数（件） | 6 | 3 | 3 | 5 | 2 |

施設整備推進担当

●介護サービス基盤の整備

目 的

介護を必要とする高齢者が、自らの希望やニーズに応じた多様なサービスを選択して利用することができるよう、介護サービス（在宅・施設）基盤を計画的に整備します。

事業内容・実績等

施設の整備に当たっては、高齢者人口等の推移、施設ごとのニーズ、地域バランスや近隣自治体の状況など、様々な視点を踏まえて計画的に整備を進めていきます。

また、施設整備に係る負担軽減のため、国や都、区独自補助金による建設助成や開設準備に係る助成を行っています。

（１）在宅系介護サービスの充実

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備

日中・夜間を通じて訪問介護と看護が連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う事業所の整備及び建設助成を行っています。

[定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|---|---|---|----|----|
| 開設施設数（所） | 1 | 2 | 1 | 3 | 0 |
| 累計施設数（所） | 6 | 7 | 8 | 11 | 10 |

②（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の整備

通所・訪問・宿泊機能を備えた（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の整備及び建設助成を行っています。

令和5年度は、公募を実施し、令和7年度開設予定の施設に係る運営事業者等の選定を行いました。

[（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の整備数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 開設施設数（所） | 4 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 累計施設数（所） | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 定員合計数（人） | 331 | 331 | 344 | 344 | 344 |

(2) 施設系サービスの充実

① 特別養護老人ホームの整備

特別養護老人ホームは、令和3年度末までに区内で23所、2,147床の整備が完了しました。このほか、平成30年3月には静岡県、南伊豆町との自治体間連携により整備した特別養護老人ホーム「エクレシア南伊豆」(定員90人)を開設しました。

こうした中で、令和5年度に実施した特別養護老人ホームの需給予測では、令和12年度まで緊急性の高い入所待機者は発生しない見込みであることから、新たな特別養護老人ホームの整備は計画化しないこととしましたが、今後も定期的に需給予測を行い、整備の必要性を適時適切に判断していきます。

また、令和5年度は既存施設9施設(9法人)に対して、独立行政法人福祉医療機構借入金償還費補助を行いました。

[特別養護老人ホームの整備数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 開設施設数(所) | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 累計区内施設数(所) | 21 | 22 | 23 | 23 | 23 |
| 定員合計数(人) | 2,136 | 2,220 | 2,400 | 2,400 | 2,406 |

※定員合計数には、区外協力施設を含む

② ケアハウスの整備

ケアハウスは、要介護度が低い段階から入所することができ、入浴、食事等の介護サービスを提供する、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設です。ケアハウス今川(運営事業者との契約期間満了により令和6年2月末で休止)は、老朽化した施設・設備の改修等を行い、令和8年度に再開予定です。

[ケアハウスの整備数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-----|-----|-----|-----|----|
| 累計施設数(所) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 定員合計数(人) | 110 | 110 | 110 | 110 | 60 |

③ 認知症高齢者グループホームの整備

認知症の高齢者が家庭的な環境のもと、少人数で共同生活を送る認知症高齢者グループホームの整備及び建設助成を行っています。

令和5年度は、公募を実施し令和7年度開設予定の施設に係る運営事業者等を選定するほか、国の補助金を活用して老朽化した施設(1施設)の大規模改修を行いました。

[認知症高齢者グループホームの整備数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 開設施設数 (所) | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 累計施設数 (所) | 36 | 36 | 36 | 36 | 37 |
| 定員合計数 (人) | 654 | 651 | 651 | 651 | 678 |

④ 都市型軽費老人ホームの整備

身体機能の低下等により自立した日常生活に不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者が、低額な料金で入所し、日常生活上必要な支援を受けることができる都市型軽費老人ホームの整備及び建設助成を行っています。

[都市型軽費老人ホームの整備数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|----|----|----|----|----|
| 累計施設数 (所) | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 定員合計数 (人) | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |

⑤ 介護老人保健施設の整備

在宅での生活に復帰するための支援施設である介護老人保健施設の整備及び建設助成を行っています。

令和5年度は、既存の1施設(1法人)に対して独立行政法人福祉医療機構借入金償還費補助を行いました。

[介護老人保健施設の整備数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 累計施設数 (所) | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 定員合計数 (人) | 418 | 418 | 418 | 418 | 418 |

⑥ 介護ロボットの導入支援

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|--------------|-------|--------|
| 介護人材の確保・定着支援 | 介護保険課 | p. 375 |

施設担当 _____

●ゆうゆう館

目 的

元気な高齢者の声が響き渡る地域社会が形成できるよう、生涯現役社会の地域拠点として、ゆうゆう館が高齢者のみならず地域住民の「いきがい学び」「ふれあい交流」「健康づくり」「憩い」の場として幅広く活用される運営を図ります。

事業内容・実績等

(1) ゆうゆう館の運営及び維持管理

① ゆうゆう館の運営

ゆうゆう館の受付業務及び施設の清掃等は、ゆうゆう館の協働事業実施団体であるNPO法人等に委託しています。

[年度別利用状況（全館合計）]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 年間利用者数（人） | 394,142 | 184,956 | 242,131 | 263,188 | 276,156 |

② ゆうゆう館の維持管理

施設・設備の老朽化への対応や利用者がゆうゆう館 27 館を安全かつ快適に利用できるよう、施設設備の修繕や点検を計画的に行います。

③ 施設再編整備計画に基づく対応

施設再編整備計画に基づき、ゆうゆう方南館（令和 5 年 12 月 15 日廃止）は、コミュニティふらっと方南（令和 6 年 1 月 5 日開設）へ機能継承しました。

(2) ゆうゆう館協働事業の推進

ゆうゆう館で魅力ある協働事業を実施するため、選定委員会を開催し、意欲のある新たな協働事業実施団体を選定するほか、協働事業実施団体に対する評価等を行っています。

[年度別事業実施状況（全館合計）]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 事業実施回数（回） | 9,652 | 5,261 | 8,035 | 8,914 | 9,548 |
| 事業参加者数（人） | 104,967 | 40,182 | 66,824 | 79,595 | 87,406 |

●高齢者活動支援センター

目 的

高齢者の生涯現役社会の地域拠点として、社会参加の拡充を図り、高齢者の自主的団体活動を支援し、新たないきがづくりや仲間づくりの場を提供します。

事業内容・実績等

(1) 高齢者活動支援センターの運営及び維持管理

① 高齢者活動支援センター

団体活動のための講座室、多目的室があり、また各種講座や健康づくり事業等を行っています。その他、入浴施設、マッサージ室（はり・マッサージ）があります。

[年度別事業実施状況]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 団体利用回数（回） | 2,697 | 1,676 | 2,234 | 2,530 | 2,445 |
| 浴室利用者数（人） | 19,096 | 6,887 | 10,797 | 13,047 | 12,760 |
| マッサージ室利用者数（人） | 3,253 | 2,218 | 2,679 | 2,695 | 2,772 |
| 健康相談（件） | 75 | 32 | 131 | 157 | 225 |

●高齢者ゲートボール場

目 的

高齢者のスポーツ活動を（ゲートボール）を通して、健康増進、社会参加の機会を提供します。

事業内容・実績等

(1) 高齢者ゲートボール場

登録団体が年間を通して活動しています。

[年度別利用状況]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用人数（人） | 4,400 | 3,008 | 4,329 | 4,878 | 4,392 |

5 高齡者在宅支援課

管理係

●日常生活支援サービス

(高齢者在宅支援課、介護保険課)

目 的

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、区独自のサービスにより高齢者等の日常生活の支援を行い、健康保持など福祉の増進を図ります。

事業内容・実績等

(1) いっときお助けサービス

介護保険の認定を受けていない65歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯で、退院直後や急病等で一時的に身体機能が低下した方に対し、ホームヘルパーを派遣し、調理や洗濯等の生活援助を行います。所得に応じて、15分毎に0～70円の利用者負担があります。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 実利用人数(人) | 37 | 54 | 45 | 54 | 47 |
| 延べ利用時間(時間) | 270 | 446 | 339 | 464 | 383 |

(2) 寝具洗濯乾燥サービス

要介護・要支援の認定を受けていて、傷病や寝たきり等で寝具を干すことが困難な高齢者等に対し、寝具の洗濯及び乾燥サービスを行います(寝具を干すことが可能な同居者がいる場合は除く)。所得に応じて、寝具乾燥1枚につき0～140円、寝具洗濯1枚につき0～300円の利用者負担があります。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 延べ利用者数(人) | 2,342 | 2,355 | 2,208 | 1,988 | 1,804 |

(3) 訪問理美容サービス

要介護1以上の認定を受けていて、外出が困難な高齢者等に対し、自宅で理美容サービスを受ける際の理容師または美容師の出張費に相当する利用券を、年間最大6枚交付します(カット代は全額自己負担)。所得に応じて、利用券1枚につき0～640円の利用者負担があります。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 延べ利用者数(人) | 773 | 804 | 941 | 989 | 1,098 |

(4) 住宅改修費の助成

心身機能の低下により、日常生活に支障がある高齢者の自立した生活を支援するた

め、住宅改修費を助成します。

介護保険法による要介護・要支援と認定された高齢者には、住宅設備改修費（浴槽の取替、流し洗面台の取替、便器の洋式化等）の一部を助成します。

また、介護予防の観点から、非該当と認定された高齢者に対し、住宅改修費（手すりの取付、便器の洋式化）の一部を助成します。改修ができない場合は住宅附帯用具（腰掛便座・入浴補助用具等）を給付します（用具により給付限度額有り）。所得に応じて、給付額の0～1割の利用者負担があります。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------|----|----|----|----|----|
| 予防給付（件） | 7 | 7 | 7 | 12 | 9 |
| 設備給付（件） | 68 | 59 | 49 | 38 | 17 |
| 住宅附帯用具給付（件） | 2 | 1 | 3 | 2 | 0 |

（5）高齢者補聴器購入費助成

聴力が低下している65歳以上の高齢者で、補聴器相談医から補聴器の必要性を認められた方に補聴器購入費用の一部を助成します（身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象者は除く）。助成額は、世帯の課税状況や補聴器購入費総額により決定します。

| 年度 | | 5 |
|------|-----------|-----|
| 助成件数 | 課税世帯者（件） | 341 |
| | 非課税世帯者（件） | 169 |

※令和5年6月事業開始

●家族介護者支援サービス

目 的

高齢者と介護に携わっている家族が安心して在宅での介護を継続できるよう、介護者の休息の確保や負担軽減などを行います。

事業内容・実績等

（1）介護用品の支給・おむつ代金の助成

要介護3以上の認定を受けている、または、要介護1・2の認定を受けていて医師の証明により介護用品の支給が必要と認められる高齢者等に、月額7,000円の範囲内で利用者が専用カタログから選んだ介護用品を、毎月ご自宅等へ配送します。

介護用品の支給決定を受けている方で、おむつの持ち込めない病院に入院した場合は、月額7,000円の範囲内で病院に支払ったおむつ代を助成します。所得に応じて、0～1

割の利用者負担があります。

[介護用品の支給]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数 (人) | 52,567 | 54,240 | 55,827 | 56,903 | 57,460 |
| 月平均 (人) | 4,381 | 4,520 | 4,652 | 4,742 | 4,788 |
| 月一人当りの平均利用額 (円) | 5,789 | 5,835 | 5,834 | 5,829 | 5,896 |

[おむつ代金の助成]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 延べ利用者数 (人) | 721 | 705 | 783 | 804 | 816 |
| 延べ助成月数 (月) | 3,302 | 3,276 | 3,414 | 3,435 | 3,443 |
| 月一人当りの平均助成額 (円) | 6,438 | 6,437 | 6,494 | 6,483 | 6,409 |

(2) ほっと一息、介護者ヘルプ

高齢者等（要支援 1・2 の認定を受けていて認知機能の低下により生活援助が必要と認められる方や、要介護 1 以上の認定を受けている方）を同居で介護している家族の休息を確保するため、ホームヘルパーが家事等を代行するための利用券を、一家族につき年間最大 24 枚交付します（1 枚当たり 1 時間）。所得に応じて、利用券 1 枚につき 0～300 円の利用者負担があります。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数 (人) | 9,422 | 8,685 | 9,664 | 9,938 | 9,970 |
| 延べ利用時間数 (時間) | 21,297 | 20,256 | 21,798 | 22,010 | 22,093 |

(3) 緊急ショートステイ (医療型)

日常的に医療行為が必要な要介護 1 以上の高齢者等を在宅で介護している家族が、入院や葬儀等により急に介護ができなくなった場合に、10 日間を限度として区が委託した病院で家族に代わって介護します（介護保険サービスの療養型ショートステイに空きがある場合や、他に介護者がいる場合を除く）。

利用料金は 1 日当たり 4,000 円で、食事代が別途 1 日あたり 1,000 円かかります（生活保護受給の方や非課税世帯の方は無料）。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|----|----|---|----|---|
| 延べ利用者数 (人) | 13 | 6 | 0 | 3 | 0 |
| 延べ利用日数 (日) | 90 | 39 | 0 | 29 | 0 |

※令和元年度から令和 3 年度は、医療行為が不要の方も含んだ数

(4) 家族介護教室

介護者家族や近隣の援助者等に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等に

ついで知識や技術を習得するための講座を、居宅介護支援事業所や区立施設等で開催しています。講座内容により教材費等の実費負担があります。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-------|-----|-------|-------|-------|
| 延べ開催回数（回） | 91 | 65 | 84 | 86 | 88 |
| 延べ参加者数（人） | 1,700 | 859 | 1,117 | 1,124 | 1,281 |

（5）徘徊高齢者探索システム

認知症による徘徊のある高齢者を介護する家族に位置情報の提供を行うことにより、徘徊高齢者の早期発見と安全の確保に役立て、精神的・経済的な負担を軽減します。GPS 端末機器を貸与し、登録料とレンタル料の一部を助成します。所得に応じて、月額 0～800 円の利用者負担があります。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|----|----|----|----|----|
| 月平均利用者数（人） | 66 | 66 | 75 | 75 | 74 |

（6）認知症高齢者家族安らぎ支援

要支援 1 以上の認知症高齢者を抱える介護者を対象に、研修を受けた安らぎ支援員（ボランティア）が家庭を訪問し、介護者や認知症高齢者の話を傾聴し、介護者の負担軽減を図ります。利用者は、所得に応じて 1 時間当たり 0～200 円の利用者負担と、安らぎ支援員の交通費を負担します。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利用世帯数（世帯） | 32 | 22 | 25 | 31 | 36 |
| 延べ利用時間数（時間） | 664 | 395 | 387 | 501 | 590 |

高齢者見守り連携係

●地域の見守り体制の充実

目 的

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方等が地域で安心して暮らしていけるよう見守りサービス等を行い、地域の見守り体制の充実を図ります。

事業内容・実績等

(1) たすけあいネットワーク（地域の日）

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方を対象に、地域のボランティアである、あんしん協力員による定期的な個別の見守り（訪問又は電話）を行います。また、あんしん協力員及びたすけあいネットワーク事業に賛同した団体であるあんしん協力機関が、日常の活動や業務を通じて、地域に暮らす高齢者へのゆるやかな見守り（声掛け等）を行います。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| あんしん協力員（人） | 467 | 433 | 407 | 425 | 407 |
| あんしん協力機関（団体） | 81 | 88 | 137 | 145 | 148 |
| 登 録 者（人） | 124 | 122 | 103 | 93 | 90 |

(2) 安心おたっしや訪問

75歳以上で介護保険などの公的サービスを受けていない区民を対象に、民生委員、地域包括支援センター（ケア24）の職員及び区職員が訪問し、日常的に相談できる関係づくりを行うとともに、必要に応じて医療や福祉サービス等の適切な支援につなぐ案内を行います。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 対象者数（人） | 8,024 | 9,826 | 9,009 | 8,804 | 8,245 |
| サービス・支援につないだ延べ人数（人） | 412 | 434 | 499 | 408 | 437 |

※ つないだ主なサービス：介護保険サービス、介護予防事業、緊急通報システム、地域の手 等

(3) 高齢者緊急通報システム

高齢者のみの世帯で、慢性疾患があるなど常時注意を要する方の自宅に、ペンダント型の救急ボタン、安心センサー※1、火災センサー※2、委託事業者の受信センターに通報するための通報機を貸与・設置し、急病時に救急ボタンを押した場合や、センサーの自動通

高齢者在宅支援課

報により、受信センターから救急車（火災の時は消防車）の要請をするとともに、委託事業者の派遣員が駆けつけ、救助を行います。所得に応じて、月額 0～600 円の利用者負担があります。

※1 安心センサー：赤外線センサーで 12 時間程度人の動きを感知しないと自動通報します。

※2 火災センサー：煙を感知すると自動通報します。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用世帯数 | 1,254 | 1,264 | 1,283 | 1,287 | 1,336 |

（４）高齢者安心コール

高齢者のみの世帯の方へ週 1 回の電話訪問を行い、安否確認を行うとともに、日常生活における健康不安などの相談に対し曜日・時間帯を問わず応じます。所得に応じて、月額 0～400 円の利用者負担があります。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|----|-----|-----|-----|-----|
| 利用世帯数 | 95 | 101 | 118 | 130 | 126 |

（５）高齢者火災安全器具給付

認知機能の低下した高齢者のみの世帯の方を対象に、住宅用防災器具（自動消火装置・ガス警報器・電磁調理器のいずれか）を給付します。所得に応じて、機器費用の 0～2 割の利用者負担があります。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|----|----|----|----|----|
| 設置世帯数 | 19 | 18 | 21 | 19 | 25 |

（内訳）

| | | | | | |
|-----------|----|----|----|----|----|
| 自動消火装置（台） | 4 | 5 | 7 | 2 | 9 |
| 電磁調理器（台） | 12 | 12 | 13 | 12 | 12 |
| ガス警報器（台） | 3 | 1 | 1 | 5 | 4 |

（６）家具転倒防止器具の取付け

地震等の災害に備え、高齢者のみの世帯を対象に、家具転倒防止器具の取り付けを無料で実施します。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|----|----|----|----|----|
| 設置世帯数 | 50 | 49 | 39 | 75 | 73 |

施設入所係

●老人福祉法の規定による措置

目 的

要援護高齢者に対する養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの入所措置により、日常生活の安定を図るとともに、当該高齢者の権利を保護します。

事業内容・実績等

要援護高齢者の実態を把握し、区入所判定委員会で措置入所の可否を判定し、区内及び区外の養護老人ホーム・特別養護老人ホームへ入所措置しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|----|
| 養護老人ホーム措置入所者数（年度末） | 121 | 115 | 105 | 101 | 96 |
| 特別養護老人ホーム措置入所者数（延べ人数） | 1 | 2 | 2 | 2 | 0 |

●特別養護老人ホームの入所希望者第一次評価の実施

目 的

必要性の高い高齢者から優先的に特別養護老人ホームに入所できるよう、「杉並区指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所指針」に基づき、入所優先度の評価をします。

事業内容・実績等

特別養護老人ホーム入所申込者について、協力施設の委託を受けて、「杉並区指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所指針」に基づき、入所優先度第一次評価を実施し、その結果を本人等と入所希望先の施設に通知しています（第二次評価は入所希望先施設が実施）。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 特別養護老人ホーム入所希望者数（年度末） | 760 | 645 | 680 | 703 | 606 |
| 特別養護老人ホーム入所者数（延べ人数） | 683 | 531 | 658 | 680 | 750 |

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 特別養護老人ホーム入所申込 第一次評価通知件数（延べ件数） | 1,419 | 1,377 | 1,364 | 1,380 | 1,340 |

●高齢者の緊急一時保護

目 的

徘徊等により緊急に保護が必要な高齢者を緊急一時保護することにより、当該高齢者の安全を確保します。

事業内容・実績等

徘徊等により緊急に保護が必要な高齢者について、委託する高齢者施設への一時入所により保護しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------------|----|---|---|---|---|
| 緊急一時保護実施件数（延べ件数） | 10 | 7 | 5 | 7 | 4 |

●成年後見制度における区長申立て

目 的

認知症などの理由で物事を判断する能力が十分でない高齢者について、本人や親族に代わって成年後見人の申立てを行い、本人の安全な生活と権利を守ります。

事業内容・実績等

認知症などにより判断能力が十分でなくなると、金銭管理や介護施設などの契約を自身で行うことが困難になるため、そのような方を法律的に守る制度が「成年後見制度」です。利用の際には本人もしくは親族が家庭裁判所に申立てを行うことが原則ですが、身寄りがないなどの事情で、本人の権利を守るために特に必要があると認める場合、区長が申立てを行っています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------------|----|----|----|----|----|
| 区長申立て件数（延べ件数） | 38 | 31 | 35 | 39 | 35 |

※高齢者在宅支援課での申立てのみ

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|-------------------|----------------------|-------|
| 成年後見区長申立てと利用助成の実施 | 保健福祉部管理課 保健福祉支援担当 | p. 13 |

地域包括ケア推進係

●地域包括ケアシステムの推進

(高齢者在宅支援課、在宅医療・生活支援センター)

目 的

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく最後まで過ごせるように、地域で支え合い、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供できる、地域包括ケアシステムを推進します。

事業内容・実績等

(1) 地域包括支援センターの運営

地域包括ケアシステムの中核となる「地域包括支援センター(ケア24)」(以下「ケア24」)を区内20か所に設置し、高齢者の総合相談窓口として24時間(夜間・土日・祝祭日等の緊急時は電話対応)相談を受け付けています。

こうしたケア24間の総合調整や業務システムの管理運営、関係機関との連携を図るとともに、ケア24の質の維持・向上に取り組んでいます。

| | 名称 | 設置場所 | | 名称 | 設置場所 |
|----|----------|----------------|----|----------|-----------------|
| 1 | ケア24 上井草 | 杉並区上井草 3-33-10 | 11 | ケア24 松ノ木 | 杉並区松ノ木 3-3-4 |
| 2 | ケア24 下井草 | 杉並区下井草 2-44-4 | 12 | ケア24 高円寺 | 杉並区高円寺南 4-26-16 |
| 3 | ケア24 善福寺 | 杉並区西荻北 4-31-11 | 13 | ケア24 梅里 | 杉並区梅里 1-7-17 |
| 4 | ケア24 上荻 | 杉並区上荻 3-29-5 | 14 | ケア24 和田 | 杉並区和田 3-52-4 |
| 5 | ケア24 西荻 | 杉並区西荻南 4-2-7 | 15 | ケア24 久我山 | 杉並区久我山 3-47-16 |
| 6 | ケア24 清水 | 杉並区清水 2-15-24 | 16 | ケア24 高井戸 | 杉並区高井戸西 1-12-1 |
| 7 | ケア24 荻窪 | 杉並区荻窪 5-20-1 | 17 | ケア24 浜田山 | 杉並区浜田山 1-36-3 |
| 8 | ケア24 南荻窪 | 杉並区南荻窪 2-28-13 | 18 | ケア24 堀ノ内 | 杉並区堀ノ内 1-6-6 |
| 9 | ケア24 阿佐谷 | 杉並区阿佐谷北 1-3-12 | 19 | ケア24 永福 | 杉並区永福 3-35-11 |
| 10 | ケア24 成田 | 杉並区成田西 3-7-4 | 20 | ケア24 方南 | 杉並区方南 2-6-28 |

① 高齢者総合相談・支援

ケア24において、高齢者や介護者に関する相談を受け、介護保険の制度説明や申請受付、杉並区の保健福祉サービスやその他サービスの案内等、相談内容に合った総合相談・支援を行っています。

また、一人暮らしの認知症の人へのアウトリーチ支援や世帯全体への支援、障害高齢者や高齢者の虐待・権利擁護に係る相談等、高度複雑化したケース対応について、保健医療・福祉・その他各関係機関と連携しながら支援をしています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総合相談件数 (20 か所) (件) | 127,665 | 135,835 | 144,097 | 145,455 | 149,419 |

(総合相談件数の主な内訳)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 在宅で暮らすための諸相談 (件) | 63,216 | 67,837 | 72,250 | 63,865 | 64,693 |
| 予防給付 ・介護予防ケアマネジメント (件) | 52,282 | 56,132 | 57,207 | 57,852 | 61,846 |
| 介護保険の申請・相談 (件) | 38,439 | 38,950 | 43,229 | 44,252 | 46,219 |
| 財産管理・権利擁護 ・成年後見制度に関する相談 (件) | 2,265 | 2,411 | 2,602 | 2,713 | 2,479 |
| 地域のネットワーク (件) | 2,414 | 2,904 | 2,998 | 3,289 | 3,247 |
| 安心おたっしや訪問 (件) | 3,117 | 2,961 | 3,178 | 3,479 | 3,716 |
| 複合的な課題を持つ世帯への 相談対応 (件) | — | 2,101 | 2,357 | 2,239 | 2,206 |

② 高齢者へのアウトリーチ支援

ケア 24 が、認知症によるセルフネグレクトやひきこもり等の、自ら支援を求めることが困難な高齢者に対し、安心おたっしや訪問や関係機関からの情報提供等を活用して、訪問などにより状況把握を行うとともに、保健・医療・福祉サービスの導入や見守りの体制を整えています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載項 |
|-----------|-----------------------|-------|
| 安心おたっしや訪問 | 高齢者在宅支援課 高齢者見守り連携係 | p. 95 |

③ 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者の自立支援・重度化防止を、自己決定に基づいてコーディネートする「包括的・継続的なケアマネジメント」を行っています。各ケア 24 が、担当地域の介護支援専門員の日常的な助言指導や伴走支援等を行うとともに、連携会議や研修を開催し、ネットワークの構築と実践力の向上を図ることで、切れ目のないサービスの提供や見守り体制などの環境を整備しています。

④ 地域ケア会議

地域生活課題のある高齢者に適切な支援を行うために、各ケア 24 にて「地域ケア会議」を開催して多様な関係機関と検討・支援するとともに、住民や関係者とのネットワ

ークづくりを推進しています。さらに、「地域ケア会議」で明らかになった個々の課題を「地域ケア推進会議」に展開させて、地域の共通課題の解決や施策への反映を図っています。

[地域ケア会議・地域ケア推進会議（共にケア 24 実施分）開催回数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 地域ケア会議開催回数（回） | 193 | 156 | 163 | 178 | 173 |
| （再掲）地域ケア推進会議開催回数（回） | 54 | 60 | 49 | 57 | 52 |

⑤ 地域包括ケア推進員による地域づくりの推進

各ケア 24 に、認知症施策の推進、医療と介護の連携、生活支援の体制整備の取組を中心に進める「地域包括ケア推進員」を配置しています。地域包括ケア推進員は、上記 3 事業の企画・推進の核となり、地域づくりの推進と強化を図っています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載項 |
|----------|-----------------------|--------|
| 生活支援体制整備 | 高齢者在宅支援課 日常生活支援事業係 | p. 108 |

⑥ 家族介護教室

各ケア 24 において、介護が必要な高齢者の家族及び近隣の援助者等を対象に、介護方法や介護予防についての講座を開催しています。開催数は、下記の関連事業にて掲載しています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載項 |
|--------|-----------------|-------|
| 家族介護教室 | 高齢者在宅支援課 管理係 | p. 93 |

⑦ 地域包括支援センターの職員研修及びケアマネジャー支援研修

ケア 24 や居宅介護支援事業所を対象に、新任研修、介護予防マネジメント研修、認知症基礎研修、地域づくり研修、課題別研修を実施して人材育成を図り、質の高いサービスの提供に努めています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|---|---|---|---|---|
| 研修開催総数（件） | 9 | 5 | 6 | 7 | 6 |

※令和元年度から 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった回を除いた数

⑧ 相談窓口や関連事業との連携強化

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載項 |
|-----------------|-------------------------------|--------|
| 認知症施策の推進 | 高齢者在宅支援課 地域包括ケア推進係 | p. 102 |
| 介護予防・生活支援サービス事業 | 高齢者在宅支援課 日常生活支援事業係 | p. 106 |
| 医療と介護の連携強化 | 在宅医療・生活支援センター 在宅医療・介護連携推進係 | p. 111 |
| 包括的な相談支援体制の強化 | 在宅医療・生活支援センター 包括的支援係 | p. 113 |

● 認知症施策の推進 (高齢者在宅支援課、保健サービス課)

目 的

高齢者等が認知症になっても、尊厳を保持し、希望をもって、住み慣れた地域で自分らしい生活を送るための体制を整えます。

事業内容・実績等

(1) 認知症バリアフリーの推進

① 認知症サポーターの養成

認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を普及させるため、ケア24等において認知症サポーター養成講座を開催しています。また、認知症サポーターがいる店舗や事業所を認知症サポート事業所として、地域の理解を広げています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 認知症サポーター養成講座回数(回) | 122 | 44 | 55 | 71 | 57 |
| 認知症サポーター養成数(人) | 4,404 | 920 | 1,083 | 1,718 | 1,548 |
| 認知症サポーター養成延人数(人) | 30,312 | 31,232 | 32,315 | 34,033 | 35,581 |

② チームオレンジの育成

認知症サポーター等がチームとなって支援する「チームオレンジ」を、各ケア24(20か所)に1チームずつ設置するよう進めています。認知症本人とその家族等が地域で安心して生活できる地域づくりの強化を図っています。

| 年度 | 3 | 4 | 5 |
|------------|---|---|---|
| チームオレンジ設置数 | 4 | 4 | 4 |

※令和3年度から設置

(2) 認知症の人への相談体制の整備

① 若年性認知症相談窓口と関係機関との連携強化

高齢者在宅支援課に設置した若年性認知症相談窓口において、若年性認知症支援会議を開催し、若年性認知症の支援に係る障害・高齢サービスの調整や、経済的支援等の複合課題について、関係機関と連携して相談支援体制の強化を図っています。また、若年性認知症本人ミーティングを開催し、若年性認知症本人の交流や本人発信の機会の創出を図っています。

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------------|----|----|---|----|
| 若年性認知症相談実人数（人） | 13 | 13 | 9 | 10 |

※令和2年度から実施

② 認知症初期集中支援チームによる相談・支援の充実

認知症の専門医と医療や福祉の専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」を区内医療機関3か所に各1チーム（計3チーム）設置しています。認知症が疑われる方の自宅を訪問して、医療・介護保険サービス等を導入するなどの支援を行っています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------------------|----|----|----|----|----|
| 認知症初期集中支援チーム対応件数（件） | 34 | 30 | 37 | 51 | 51 |

※令和3年度から、前年度から継続して訪問支援している件数も計上

③ 物忘れ相談の実施

「認知症サポート医」が認知症に関する相談に応じる「物忘れ相談」を、20か所のケア24で行い、適切な医療やサービスにつなげています。また、各保健センターでも、精神科医による「ものわすれ相談」を月1回実施しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------------|----|----|----|----|----|
| ケア24物忘れ相談件数（件） | 77 | 66 | 92 | 71 | 73 |
| 保健センターものわすれ相談件数（件） | 29 | 26 | 27 | 17 | 18 |

(3) 認知症の普及啓発と予防・共生の推進

① 認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）の普及

本人や家族がいつ・どこで・どのような医療や介護サービスを受けられるのか、医療と介護の流れと地域のサービスを示した認知症ケアパスを、認知症の本人やその家族の意見等も踏まえて作成し、区内関係機関で配布しています。

② 認知症予防・共生講座の開催等

認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を広めるために、認知症予防や共生社会の実現に関する講座を年1回、開催しています。また、世界アルツハイマーデーである9月を杉並区の認知症理解の普及啓発月間とし、区役所ロビー展を実施して、認知症本人のメッセージや作品を展示しています。

| 年度 | 3 | 4 | 5 |
|-------------------------|-----|-----|-----|
| 認知症予防・共生講座参加者（人）※1 | — | — | 41 |
| ロビー展「認知症になっても展」来場者（人）※2 | 163 | 337 | 162 |

※1 令和5年度から実施

※2 令和3年度から実施

③ もの忘れ予防検診の実施

認知症理解の普及啓発や軽度認知障害の人の早期発見と支援を行うことを目的として、70歳になる区民を対象に、認知症予防に関する情報と「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を送付し、受診を勧奨しています。

| 年度 | 3 | 4 | 5 |
|-----------------|-------|-------|-------|
| 対象者数（人） | 5,070 | 5,080 | 4,887 |
| もの忘れ予防検診受診者数（人） | 52 | 120 | 115 |

※令和3年度から実施

（4）専門的な対応・支援とネットワークの強化

① 専門研修及び連絡会の開催

認知症対応力の向上を図るため、ケア24や居宅介護支援事業所の職員を対象に、認知症支援について知識・理解を深める研修を開催しています。また、認知症の本人とその家族等に関わる関係機関等が、情報共有や相互交流するチームオレンジネットワーク連絡会を年1回開催し、地域で認知症の本人を支えるためのネットワークを強化しています。

② 認知症支援コーディネーターによる支援

認知症の疑いはあるが支援につながらないなどの対応が困難なケースに対して、高齢者在宅支援課に配置した認知症コーディネーターが関係機関と連携し、相談・訪問支援を行っています。区と協定を締結している「浴風会病院認知症疾患医療センター」から専門的助言を得ながら、関係機関との連携強化を図っています。

③ 介護者支援

区内で認知症の本人とその家族が相互に支え合う、介護者の会の活動を支援します。
 また、受託 NPO 法人と共催で連絡会を開催するなど、介護者が相互に支え合う環境づくりを行います。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載項 |
|---------------|-----------------|-------|
| 認知症高齢者家族安らぎ支援 | 高齢者在宅支援課 管理係 | p. 94 |
| 徘徊高齢者探索システム | 高齢者在宅支援課 管理係 | p. 94 |

日常生活支援事業係

●介護予防・日常生活支援総合事業

(介護保険課、高齢者在宅支援課、保健サービス課)

目 的

要支援認定者等の介護予防・自立支援を目的に、必要なサービスを提供しています。

事業内容・実績等

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

① 介護予防事業・自立支援事業

介護予防事業の訪問型と通所型は、身体機能や認知機能の低下により、専門的な支援が必要な方を対象としたサービスを行っています。

自立支援事業は、運営基準（専門職や介護職員の人員要件等）を緩和した事業で、訪問型は日常の家事をサポートすることで、自立を支援するサービスを、通所型は身体機能の維持・向上やレクリエーション活動等のサービスを行っています。

各事業は、区が指定した指定介護予防訪問事業所又は指定介護予防通所事業所が実施しています。なお、事業内容は事業所により異なります。

| サービス種類 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 訪問型 サービス | 介護予防訪問事業（件） | 18,767 | 16,500 | 15,057 | 13,555 | 12,717 |
| | 自立支援訪問事業（件） | 702 | 765 | 685 | 608 | 615 |
| 通所型 サービス | 介護予防通所事業（件） | 26,568 | 21,735 | 22,084 | 23,209 | 24,334 |
| | 自立支援通所事業（件） | 789 | 591 | 593 | 565 | 519 |

② 短期集中予防サービス

専門職が短期間集中的にサービスを提供することで、身体機能や生活機能の改善を図り、自立支援・重度化予防を目指します。専門職を自宅に派遣する訪問型短期集中プログラムと、施設に通う通所型短期集中プログラム（生活行為向上プログラム、運動器機能向上プログラム）を実施しています。対象者の身体状況や生活課題に応じたプログラムを提供することで、自立した生活に向けた支援を行っています。

| 年度 | | 元 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 | |
|-----|--------------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|
| | | 参加 実人数 | 実施 回数 | 参加 実人数 | 実施 回数 | 参加 実人数 | 実施 回数 | 参加 実人数 | 実施 回数 | 参加 実人数 | 実施 回数 |
| 訪問型 | 訪問型短期集中プログラム | 41 | 241 | 55 | 403 | 64 | 430 | 84 | 626 | 101 | 784 |
| 通所型 | 生活行為向上プログラム | 30 | 91 | 24 | 96 | 26 | 98 | 29 | 97 | 39 | 96 |
| | 運動器機能向上プログラム | 75 | 186 | 40 | 128 | 61 | 189 | 82 | 190 | 82 | 192 |

③ 介護予防ケアマネジメント

ア. 介護予防ケアマネジメントプラン作成

介護予防・生活支援サービス事業（訪問型・通所型）のみの利用者に、その状態や置かれている環境に応じて、本人が自立した生活を送ることができるよう、ケア 24 及びケア 24 から委託を受けた指定居宅介護支援事業者がケアプランを作成しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ケアプラン作成件数(件) | 25,102 | 21,371 | 20,138 | 20,177 | 20,490 |

イ. 介護予防ケアマネジメント支援会議

介護予防サービス支援計画の質の向上を目的に、短期集中予防サービス対象者の介護予防サービス支援計画について検討する、介護予防ケアマネジメント支援会議を開催しています。介護予防ケアマネジメント支援会議では、介護予防サービス支援計画を作成するケア 24 担当者、短期集中予防サービス担当者、理学療法士等の専門職が参加し、計画の方針や導入するプログラムについて検討を行っています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 開催数(回) | 36 | 30 | 36 | 36 | 33 |
| 検討ケース数(件) | 149 | 122 | 165 | 218 | 202 |

(2) 一般介護予防事業

介護予防・フレイル予防、認知症予防の普及啓発や通いの場を推進するとともに、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を実施しています。

① 介護予防普及啓発事業

高齢者を対象とした講演会やイベント等を通じて、介護予防・フレイル予防、認知症予防を推進しています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|------------|----------------------|--------|
| 介護予防普及啓発事業 | 保健サービス課 健康づくり調整担当 | p. 244 |

② 地域介護予防活動支援事業

高齢者が介護予防の意識を持ち主体的に活動する、通いの場の支援等を実施しています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|--------------|----------------------|--------|
| 地域介護予防活動支援事業 | 保健サービス課 健康づくり調整担当 | p. 247 |

③ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域の医療機関や介護保険事業所のリハビリテーション専門職と連携し、介護予防の取組を強化します。

ア. 介護予防ケアマネジメント支援会議へのリハビリテーション専門職の参加

介護予防ケアマネジメント支援会議に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかが参加し、専門職の意見等により介護予防サービス支援計画の充実を図ります。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|----|----|----|----|----|
| 専門職参加人数(人) | 64 | 20 | 63 | 35 | 32 |

イ. リハビリテーション専門職同行訪問

ケア 24 が作成する介護予防サービス支援計画の立案支援を目的に、ケア 24 担当者と対象者宅を同行訪問し、サービスの選択やサービス利用による改善予測等について助言を行っています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|----|----|----|----|----|
| 同行訪問件数(件) | 15 | 37 | 25 | 29 | 32 |

●生活支援体制整備

目 的

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、住民主体の支え合いによる活動を推進します。

事業内容・実績等

杉並区全域を第 1 層、ケア 24 の担当区域を第 2 層（日常生活圏域）として、それぞれに地域資源の開発やネットワークづくりを行う生活支援コーディネーターを配置するとともに、地域の様々な団体・住民等が集まり、情報共有・意見交換を行う場である協議体を設置・運営しています。また、第 1 層と第 2 層が連携・協働して、住民主体の

高齢者在宅支援課

生活支援サービスや通いの場等の支え合いによる活動の開発、担い手の養成、活動団体の交流等を進め、生活支援体制整備通信「杉並ぐるる」の発行（年4回）や、たすけあいネットワーク全体連絡会と合同でささえあいシンポジウムを開催しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------------------|----|----|----|----|----|
| 第1層生活支援 コーディネーター（人） | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 第2層生活支援 コーディネーター（人） | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 第1層協議体開催（回） | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 第2層協議体設置数（組織） | 28 | 35 | 52 | 57 | 60 |

●高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

目 的

国保データベース（KDB）システム上の健診・医療・介護等の情報から、医療専門職が地域の健康課題を整理・分析し、支援が必要な対象者を抽出して保健事業や介護予防事業へとつなげます。

事業内容・実績等

令和3年度から、糖尿病性腎症や低栄養防止の個別的支援及び通いの場等への積極的な支援について、地域の関係機関や医療関係団体等と連携しながら実施しています。

（1）糖尿病性腎症重症化予防事業

かかりつけ医の協力の下、健診結果等から糖尿病性腎症の一定基準に該当する区民に、重症化予防の個別支援プログラムを実施しています。なお、令和6年度からは、治療を中断されている方等に医療機関の受診勧奨を行っています。

| 年度 | 3 | 4 | 5 |
|------------------|---|---|---|
| 個別支援プログラム参加人数（人） | 6 | 7 | 7 |

※令和3年度から実施

（2）低栄養防止保健指導事業

健診結果等から低栄養状態の一定基準に該当する区民に、低栄養防止の個別支援プログラム及びフォローアップ会を実施しています。

| 年度 | 3 | 4 | 5 |
|------------------|----|---|----|
| 個別支援プログラム参加人数（人） | 12 | 9 | 17 |
| フォローアップ会参加人数（人） | 3 | 2 | 6 |

※令和3年度から実施

（3）通いの場を活用したフレイル予防等事業

地域で自主的に活動する通いの場や、一般介護予防事業の講座等に医療専門職を派遣し、健康教育やフレイル予防の普及啓発を実施しています。また、一般区民向けイベントや、健診結果等からフレイル状態の一定基準に該当する区民を対象に、フレイルチェック測定会を開催するなど積極的な支援を実施しています。

| 年度 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-----|-------|-------|
| 実施回数（回） | 65 | 110 | 128 |
| 参加人数（人） | 798 | 1,152 | 1,438 |

※令和3年度から実施

6 在宅医療・生活支援センター

在宅医療・介護連携推進係

●在宅医療体制の充実

目 的

在宅療養者が住み慣れた地域で安心して医療を受けられるように、在宅療養者への支援を充実させるほか、医療と介護の連携強化や在宅医療の普及啓発等に取り組みます。

事業内容・実績等

(1) 在宅療養者への支援の充実

在宅医療に関する相談を「在宅医療相談調整窓口」において受け付けるほか、在宅医療を実施している医療機関等の情報を「在宅療養ブック」などを通じて周知します。

また、在宅療養者の一時的な受け入れを行っている後方支援病床の協力病院等と連携して、在宅医療の関係者に後方支援病床の周知を図ります。

[在宅医療相談調整窓口の相談件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 相談件数 (件) | 407 | 346 | 389 | 344 | 282 |

(2) 医療と介護の連携強化

医療・介護の関係者による在宅医療地域ケア会議や多職種の職員を対象とした研修等を通じて、関係者間の顔の見える関係づくりや人材育成を進めるほか、杉並区医師会が運営する ICT を活用した多職種連携ネットワークシステムへの支援を通じて、関係者が在宅療養者等の情報を効率的に共有できるようにします。

また、すぎなみガイドラインに基づく情報提供書等を用いて、医療・介護の関係者間で入退院時の情報共有を図ります。

(3) 在宅医療の普及啓発

在宅医療に関する講演会を開催するほか、区の取組等を紹介する広報誌「在宅医療地域ケア通信」を定期的に発行し、区民が在宅での看取り等について十分に認識・理解した上で、人生の最終段階における意思を医療・介護の関係者等と共有できるようにします。

(4) がん患者と家族への支援の充実

がん患者と家族からの相談に応じる多職種の職員を対象とした研修を実施し、対応力の向上を図るとともに、支援者間の顔の見える関係づくりを進めます。また、相談窓口等をまとめたリーフレットを作成するほか、緩和ケアに関する講座を開催し、がん患者

と家族が病気に伴う心と体の痛みを和らげられるようにします。

さらに、がん治療に伴う外見（アピアランス）の変化で悩みを抱えている患者が購入等したウィッグ・胸部補整具の費用を助成し、経済的及び心理的な負担の軽減を図ります。

包括的支援係

●包括的な相談支援体制の強化

目 的

一つの相談機関だけでは対応が難しい複合的な課題を抱える世帯に対して、相談機関が連携して包括的に支援するための体制を整えます。また、高齢者が安心して生活できるように、高齢者虐待への対応のほか、高齢者虐待の防止に取り組みます。

事業内容・実績等

在宅医療・生活支援センターでは、ケア 24 や保健センターなどの相談機関から複合的な課題を抱える世帯及び高齢者虐待に関する相談を受け付けた上で、関係する相談機関のほか精神科医や弁護士等が参加する支援会議を開催し、支援内容等を検討します。

また、困難事例及び高齢者虐待に関する研修を実施し、相談機関の職員の対応力向上を図るとともに、「高齢者虐待防止関係機関連絡会議」を定期的で開催し、情報共有と相互の連携強化を図ります。さらに、高齢者虐待の防止に向けて、区民を対象とした講演会を開催するほか、臨床心理士による「介護者の心の相談窓口」を通じて、介護者の心の負担軽減を図ります。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 各相談機関から在宅医療・生活支援センターへの相談件数（件）※ | 173 | 160 | 445 | 408 | 451 |
| 支援会議の開催回数（回） | 132 | 110 | 140 | 115 | 144 |

※令和 3 年度からの相談件数には、高齢者虐待の相談・通報件数を含む

地域ささえあい連携推進担当 _____

●地域支え合いの仕組みづくりの推進

目 的

住民自らが地域の生活課題を把握し、解決を図る試みができるように、地域における住民主体の支え合いの仕組みづくりを推進します。

事業内容・実績等

地域福祉コーディネーターを配置し、地域が抱える生活課題の解決に住民や関係機関と共に取り組みます。

[地域福祉コーディネーターへの相談件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 相談件数 (件) | 55 (1 地区) | 66 (1 地区) | 97 (1 地区) | 188 (2 地区) | 177 (2 地区) |

※令和元年7月以降の相談件数

7 福祉事務所

計画調整担当 _____

●被生活保護世帯に対する法外援護

(計画調整担当、保護係)

目 的

居宅の被保護者のうち、自家風呂がない世帯及びこれに準ずる世帯で公衆浴場を利用する者に対し、入浴料の補助をします。

事業内容・実績等

一人当たり1年分として入浴券60枚を支給しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 入浴券支給延人数(人) | 664 | 613 | 563 | 521 | 472 |

●生活安定応援事業

(計画調整担当、相談係)

目 的

低所得世帯の子どもの安定した学習環境の確保と、受験に必要な資金の貸付により、低所得世帯の子どもの支援をします。

事業内容・実績等

低所得世帯の子どもの塾代や受験費用の貸付を行う東京都受験生チャレンジ支援貸付事業にかかる受付業務を実施し、さらに塾代については、区が貸付金の増額を行っています。

[東京都受験生チャレンジ支援貸付利用者数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利用者数(人) | 232 | 161 | 174 | 282 | 311 |

[貸付金の区増額分の利用者数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|----|----|----|----|----|
| 利用者数(人) | 52 | 48 | 51 | 70 | 83 |

徴収調整担当

● 応急小口資金貸付

(徴収調整担当、相談係)

目 的

災害や病気等で応急に必要とする費用の調達が困難な低所得世帯に対して、借受資格等を審査した上で、無利子で貸付けを行い、生活の安定及び向上を図ります。

事業内容・実績等

主な貸付けは、災害等により住宅に被害を受けた場合、病気又は障害を受け、治療等に要する費用に困窮する場合、日常の生活必需品（エアコン等）の購入に一時的に困窮する場合等で、生活費や家賃は対象外となっています。

尚、貸付け後は、定期的な催告を行うなど、貸付金についての債権管理・回収事務を行っています。

● 女性福祉資金貸付

目 的

女性に対し、女性福祉資金を貸付けることにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、女性の福祉の増進に寄与することを目的としています。

事業内容・実績等

平成 28 年 3 月末をもって新規貸付けは終了したため、主に貸付金の債権管理及び回収事務を行っています。

●母子及び父子福祉資金貸付

(徴収調整担当、相談係)

目 的

ひとり親家庭に必要とする資金の貸付けを行い、経済的に自立し、安定した生活を送れるよう支援を行います。

事業内容・実績等

東京都母子及び父子福祉資金貸付条例に基づき、ひとり親家庭に修学・就職・転宅等、目的により分かれている 12 種類の資金から、必要な額を各資金の限度額内で貸付けを行っています。尚、貸付け後は、定期的な催告を行うなど、貸付金の債権管理及び回収事務を行っています。

相談係

●行旅病人等援護

(計画調整担当、相談係)

目 的

身元不明及び引取者のない遺体の火葬や、療養を要する救護者のない病人（外国人）及び葬祭を必要とするが葬祭費の負担が困難な区民に対し、葬儀費用や医療費を負担します。

事業内容・実績等

身元不明及び引取者のいない遺体の火葬を行い、遺骨を寺に預け、無縁仏として供養しています。また、救護者のない病人（外国人）に対しては、医療機関で必要な医療を給付しています。葬儀費用については、23区共通で依頼している金額で葬儀を行っています。

[葬儀を行う者がいない死亡人及び行旅病人の取扱い費用についての相談件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|----|----|----|----|----|
| 件数（件） | 33 | 18 | 26 | 39 | 45 |

●助産施設の入所支援

(管理係、保護係、相談係)

目 的

経済的に困窮し、不安を抱える妊産婦が、指定助産施設へ入所して、安心して出産できるように支援します。

事業内容・実績等

指定助産施設における分娩の介助、分娩前後の処置及び看護に要する費用を支給しています。

●母子・女性・家庭相談**目 的**

母子及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定を図り、子どもの育成環境を整備します。また、困難な問題を抱える女性からの相談に対し、相談者の心身の状況に応じた最適な支援を提供し、自立を目指します。さらに、配偶者等の暴力から女性及び母子を保護することで心身の安全を確保し、自立した生活を支援します。

事業内容・実績等

母子・父子家庭並びに寡婦の生活全般、子どもの養育等の相談に応じ、資金貸付や休養ホーム等の施策をご案内しています。

母子に対しては、入所施設や教育訓練給付金制度等の各種自立支援施策をご案内しています。また、困難な問題を抱える女性の相談を受け、自立に向け関係機関と連携して適切な支援を実施します。

配偶者等の暴力から保護が必要な女性及び母子を緊急保護しています。また家庭内の人間関係に関して、専門相談員が面接相談を実施しています。

●民営母子生活支援施設に対する保護委託**(管理係、相談係)****目 的**

母親と児童の安定した生活の場を確保するとともに、退所後も自立した生活ができるよう、継続的な支援を行います。

事業内容・実績等

生活上又は経済的な問題を抱え、児童の養育が十分にできない母親と児童を母子生活支援施設に入所させ、安定した生活と自立の促進を支援しています。また、退所後も相談・支援を継続し、母子の健全な成長を見守っています。さらに、入所した母子生活支援施設に保護委託費用を支払っています。

●家庭内、配偶者、パートナー間の暴力対策の推進**目 的**

配偶者等からDVや暴力を受けた母子や女性の相談を受け、必要に応じて母子や女性の安定した生活の場を確保するとともに、自立した生活ができるよう、継続的な支援を行います。

事業内容・実績等**(1) 相談窓口や関係機関との連携強化**

家庭内・配偶者間の暴力対策強化のため、区に配偶者暴力相談支援センターの機能を整備しています。福祉事務所、保健センター、子ども家庭支援センター等各相談窓口間の連携体制を更に強化し、総合的な支援体制の充実を図ります。

(2) 一時保護から自立までの支援の充実

相談者の状況に合ったシェルター確保のために、東京都女性相談センターや民間シェルター、関係機関と連携し、一時保護機能の充実を図ります。相談者の安全を最優先に考え、保護命令申立制度や生活保護制度及び母子生活支援施設入所事業などを活用し、相談者の意思を尊重しながら、地域で安心して生活が送れるよう支援を行います。

保護係

●中国残留邦人等への支援

(管理係、保護係)

目 的

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第2条に定める中国残留邦人等とその配偶者を対象に、中国残留邦人等が置かれている特別な事情を考慮し、その老後の生活の安定と地域の一人として安心して暮らせる体制を整えます。

事業内容・実績等

永住帰国した中国残留邦人及びその配偶者に対して、収入が一定の基準以下の場合、支援給付金を支給しています。また、医療機関や公的機関への手続き等が必要な場合、通訳等を派遣します。さらに、地域生活支援プログラムの実施により、日本語学習の受講に要する交通費等を支給しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 被支援給付受給世帯数 (世帯) | 17 | 17 | 17 | 16 | 16 |
| 通訳等派遣回数(回) | 93 | 118 | 147 | 164 | 143 |

●生活保護受給者への支援

(管理係、計画調整担当、相談係、保護係)

目 的

生活に困窮する世帯に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自らが生活の自立に向け努力し、目標に向かって進んでいけるよう支援を行います。

事業内容・実績等

失業や病気などによって、生活費や医療費に困り、他に取らう方法がないときに、その困窮の程度に応じて生活保護を実施します。厚生労働大臣の定める保護基準に基づく最低生活費と世帯の収入を比較し、最低生活費に満たない分を支給しています。

また、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、世帯の経済的自立、社会参加、健康維持を目指し、個々の状態に合わせて自立を支援します。

(1) 生活保護制度の周知及び適正な保護の実施

① 生活相談

福祉事務所では、失業や病気等で生活費や医療費に困っている方の相談を受け、生活保護制度を丁寧に説明し、保護の適用が必要な方に対して、漏れのない保護申請を勧めています。

また、生活保護に至る前の生活困窮者に対しては、くらしのサポートステーションで行っている事業の案内等により自立のための支援を行っています。

[福祉事務所における生活相談実績]

(単位：件)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 | | | |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | 荻窪 | 高円寺 | 高井戸 | 計 |
| 件数 | 6,016 | 6,131 | 6,252 | 6,732 | 2,535 | 2,483 | 1,912 | 6,930 |

② 生活保護制度

ア. 保護の要否の決定

生活保護を受けようとする場合は、本人かその扶養義務者または同居の親族が、居住地または現在地を担当する福祉事務所で相談をして保護の申請をします。申請受理後に、地区担当員がその家庭を訪問し、世帯状況、収入、資産・能力・他法他施策の活用などの調査を行い、保護の要否を決定します。

[生活保護受給世帯及び生活保護受給者の推移]

| 年度 | 杉並区 | | | | | 東京都保護率(%) | 全国保護率(%) | |
|----|---------|---------|---------------|-------------|--------|-----------|----------|------|
| | 世帯数(世帯) | 人口(人) | 生活保護受給世帯数(世帯) | 生活保護受給者数(人) | 保護率(%) | | | |
| 元 | 325,518 | 574,280 | 6,408 | 7,243 | 12.6 | 20.4 | 16.4 | |
| 2 | 324,611 | 572,257 | 6,456 | 7,247 | 12.6 | 20.1 | 16.4 | |
| 3 | 323,130 | 568,989 | 6,464 | 7,218 | 12.6 | 20.0 | 16.3 | |
| 4 | 325,845 | 570,598 | 6,480 | 7,219 | 12.6 | 19.8 | 16.3 | |
| 5 | 荻窪 | 124,758 | 228,991 | 2,507 | 2,797 | 12.2 | 19.5 | 16.3 |
| | 高円寺 | 120,366 | 191,322 | 2,597 | 2,854 | 14.8 | | |
| | 高井戸 | 84,317 | 152,363 | 1,356 | 1,504 | 9.8 | | |
| | 計 | 329,441 | 572,677 | 6,460 | 7,155 | 12.4 | | |

※杉並区の生活保護受給世帯数、生活保護受給者数、保護率は各年度3月末現在
世帯数、人口は4月1日現在

※東京都と全国の保護率は各年度3月分

[生活保護の開始・廃止件数]

(単位：件)

| 年度 | 申請 | 取下 | 却下 | 開始 | 廃止 |
|----|-----|----|----|-----|-----|
| 元 | 695 | 25 | 28 | 656 | 764 |
| 2 | 690 | 18 | 28 | 659 | 618 |
| 3 | 710 | 19 | 22 | 679 | 683 |
| 4 | 782 | 24 | 24 | 736 | 747 |
| 5 | 737 | 24 | 27 | 702 | 687 |

※福祉保健局業務報告の計

イ. 扶養照会

生活保護法第4条第2項に基づき、被保護者から生活歴やご親族等の状況について丁寧な聞き取り調査を行い、扶養照会が必要と判断した場合は、被保護者のご理解を得て扶養照会を実施しています。

また、扶養照会が生活保護申請の要件であるかのような誤解を生じさせないように、ホームページやパンフレットの記載内容の見直しを行うとともに、より実態に見合った扶養照会とするため、経済的なものと精神的なものに分けて扶養照会を行うよう業務の改善を図っています。

ウ. 扶助の種類

生活保護の扶助は下記8種類に分けられ、被保護世帯及び被保護者の必要に応じて一つ又は二つ以上の扶助を併給することができます。

| 扶助の種類 | 扶助の内容 |
|----------------|--|
| 生活扶助 | 衣食、その他日常の需要を満たすための扶助 |
| 住宅扶助 | 家賃等住宅維持費を支払う必要がある時の扶助 |
| 教育扶助 | 児童が義務教育を受ける時の扶助 |
| 出産扶助 | 出産するときの扶助 |
| 生業扶助 | 技能を修得、就労のための費用等を必要とする時の扶助 |
| 葬祭扶助 | 葬祭を行う時の扶助 |
| 医療扶助 (現物給付) | 医療券を発行することで、被保護者が医療機関を受診できるようにしています。 |
| 介護扶助 (現物給付) | 介護券を発行することで、被保護者が介護保険サービスを受けることができるようにしています。 |

この他に、住宅維持費、転宅資金、被服費、入学準備金など一時金が必要なときの一時扶助があります。

エ. 医療扶助の適正化

生活保護受給世帯へは、医療扶助の適正化のため、後発医薬品の使用を促進し、医療費のレセプトを活用した嘱託医協議により不適正な受診の是正を行っています。また、令和3年1月から実施された健康管理支援事業を活用し、生活保護受給者の健康的な生活を支援しています。

健康管理支援事業は、生活保護受給者の健康課題を把握分析し、課題解決に向けた取り組みと評価を行うことで健康の保持増進を図り、自立を助長することを目指しています。主に生活習慣病の早期発見・重症化予防のために区民健診の受診促進、保健師による保健指導や、頻回受診指導等を行っています。また健康に関する情報提供として、被保護者向けに『福祉事務所・健康だより』を発行するほか、事業周知のための事業案内リーフレットの作成をしています。さらに、福祉事務所各所には来所者が自由に使えるよう上腕式自動血圧計を1台ずつ設置し、生活習慣病に関するチラシの配布や展示も実施しています。

〔区民健康診査(成人等健康診査) 受診の推移〕

〔単位：人〕

| 受診者数 | 総数 | 内訳 | | | |
|--------|-------|--------|--------|--------|-------|
| | | 30-39歳 | 40-64歳 | 65-74歳 | 75歳以上 |
| 元年度 | 1,762 | 27 | 579 | 451 | 705 |
| 2年度 | 1,607 | 21 | 504 | 381 | 701 |
| 3年度 | 1,498 | 19 | 478 | 318 | 683 |
| 4年度 | 1,506 | 21 | 508 | 316 | 661 |
| 5年度 | 1,509 | 24 | 517 | 327 | 641 |
| 対象者人数※ | 6,685 | 390 | 2,539 | 1,427 | 2,329 |
| 受診率(%) | 22.6 | 6.2 | 20.4 | 22.9 | 27.5 |

※令和5年度対象者人数は、令和5年7月末時点の被保護者数

オ. 関係機関との連携

生活保護制度については、くらしのサポートステーションなど生活に関わる相談を行う機関と連携し、制度をわかりやすく解説したパンフレットにより、支援の必要な方へ周知しています。

③ その他の給付・減免制度

ア. 入浴券の支給（法外援護）

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|-----------------|-----------------|--------|
| 被生活保護世帯に対する法外援護 | 福祉事務所 計画調整担当 | p. 115 |

イ. 各種減免制度

生活保護世帯等に対して、国民年金保険料、水道・下水道料金の基本料金の免除、NHK放送受信料の免除、住民税・固定資産税の減免、粗大ごみ処分料の免除、JR通勤定期券の割引、都営交通の無料パス等の制度があります。

(2) 自立支援プログラムによる支援

高齢者や傷病・障害者等の要援護世帯や精神障害者、アルコール依存症等の自立が難しい世帯には健康面や精神面での日常生活上の基本的な支援を、稼動年齢層や母子世帯には就労支援や子育て支援を講じるなど、世帯の状況に応じた自立支援を実施しています。

① 自立支援プログラム

生活保護受給者の自立を支援していくため、以下のプログラムを専門の支援員、委託事業者とともに実施しています。

| プログラム名 | 支援内容 |
|----------|---|
| 就労自立支援 | 就労による経済的自立を図るため、求職活動支援などの就労支援を実施しています。 |
| 生活自立支援 | 日常生活の自立及び社会生活の自立のため、債務整理や転宅支援などを実施しています。 |
| 精神保健福祉支援 | 精神障害者及び精神疾患のある者等に対し、居宅生活の維持及び安定化並びに就労等への準備などの支援を実施しています。 |
| 次世代育成支援 | 小学生・中学生の学力向上及び健全育成を図るための支援並びに義務教育終了後概ね30歳以下の若年者に対して社会的自立を促しています。 |
| 金銭管理支援 | 金銭管理が困難である者に対して安定的な生活維持を図るため、金銭預かり支援や住宅扶助代理納付の支援などを実施しています。 |
| 健康管理支援 | 健康上の課題を抱えると認められる者に対して健康の保持及び増進を図るための情報提供、保健指導、医療の受診勧奨等による支援を実施しています。参照) 上記②生活保護制度 エ. 医療扶助の適正化 |

[自立支援プログラムの実績]

(単位：件)

| プログラム名 | 実施主体 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|---------------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 就労自立支援プログラム | 就労支援専門員 | 321 | 247 | 222 | 181 | 173 |
| 生活自立支援プログラム | 委託事業者 | 260 | 260 | 271 | 249 | 236 |
| 精神保健福祉支援プログラム | メンタルケア支援員 | 121 | 104 | 113 | 132 | 124 |
| 次世代育成支援プログラム | 次世代育成支援員 | 115 | 106 | 104 | 102 | 96 |
| 金銭管理支援プログラム | 委託事業者 | 276 | 274 | 273 | 286 | 274 |

② 自立促進事業

自立促進のため、自立に要する経費の一部を支給しています。なお、学習環境整備支援費の内、中学3年生に対する塾代については区費の上乗せ支給を行っています。

[自立促進事業の実績]

(単位：件)

| 自立促進事業内容 | | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|----------|--------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 就労支援 | 被服費、就職活動用携帯電話購入費、技能修得費 等 | 25 | 20 | 25 | 30 | 32 |
| 社会参加活動支援 | ボランティア講座受講料 等 | 93 | 77 | 86 | 135 | 201 |
| 地域生活移行支援 | 鍵交換費、高齢者等見守り支援費 等 | 516 | 520 | 573 | 643 | 664 |
| 健康増進支援 | 介護予防教室等参加費 等 | 4 | 8 | 12 | 11 | 14 |
| 次世代育成支援 | 学習環境整備支援費、若年者社会参加支援活動費 等 | 409 | 430 | 406 | 405 | 488 |
| 合 計 | | 1,047 | 1,055 | 1,102 | 1,224 | 1,399 |

(3) 常設就労相談窓口「ステップアップしごとコーナー」の設置

ウェルファーム杉並内に就労相談窓口を設置し、ハローワーク新宿から就労相談専門員の派遣を受け、福祉事務所・くらしのサポートステーション等と連携し、生活保護受給者等の就労支援を実施しています。

生活自立支援担当

●生活困窮者・世帯及びひきこもり等の自立支援の推進

目 的

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ります。

事業内容・実績等

(1) 支援プランに基づく計画的支援

生活自立支援窓口「くらしのサポートステーション」では、生活困窮者等の相談支援事業として、相談を受け課題を把握して作成した支援プランをもとに、本人の状況に応じて計画的に支援する伴走型の支援を行っています。支援プランは、本人の希望を尊重しつつ、次の(2)(3)(4)のほか、必要に応じて関係機関等が実施している支援も組み入れ、関係者による支援調整会議で決定します。

[自立相談支援事業]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 相談件数 (件) | 8,387 | 24,918 | 21,309 | 19,661 | 14,443 |

(2) 家計改善支援等による自立支援

相談支援事業と一体的に行う経済的自立のための支援として、資金貸付の活用に加え、生活困窮者自らが家計管理を行うことができるよう、多重債務などの問題解決も含め、専門的な助言と指導を行っています。また、失業等により住居を失う恐れのある方に対し、一定期間の家賃分の給付により、就職活動を支援しています。

[家計改善支援事業]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 実施件数 (件) | 234 | 225 | 165 | 266 | 307 |

[住居確保給付金]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-----|--------|-------|-------|-----|
| 支給月数 (月) | 166 | 12,704 | 6,040 | 2,291 | 501 |

(3) 稼働年齢層の就労支援の充実

生活に困窮している方や、ひきこもり等により就職できずに将来困窮する恐れがある若者など、稼働年齢層を中心にした就労支援を行っています。

① 就労阻害要因に応じた就労・就労準備支援

相談者の就労阻害要因に合わせ、就労支援センターが行う社会適応力訓練や就労準備訓練、保健分野と障害者福祉分野が連携して行う成人期発達障害者支援事業を活用した就労準備支援を行うほか、ハローワークなど様々な機関との連携を図っています。

② 生活保護廃止後の就労定着支援

生活保護の廃止後、安定した自立生活を継続できるよう、福祉事務所とくらしのサポートステーションが連携して就労定着を支援しています。

(4) 高校生世代までの子どもに対する支援の充実

貧困の連鎖を防ぐため、生活困窮世帯の子どものほか、不登校などで学習困難な状況にある子どもを対象に、学習支援や社会性の獲得に向けた支援を行います。

① 関係機関との連携によるニーズの把握

スクールソーシャルワーカーや子ども家庭支援センター等と連携し、本人の家庭環境や日常生活の状況を把握して個々の支援目標を設定しています。

② 学習習慣の定着支援

子どもの状況に合わせて、授業の補習や高校の受験指導、中退防止を指導するほか、必要に応じて保護者も対象にした集団・個別指導を行うなど、学習環境の整っていない子どもに対し、自ら学ぶ習慣を身に付けるための支援を行っています。

[学習支援事業]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-----|-------|-------|-------|-----|
| 利用者数 (人) | 610 | 1,002 | 1,164 | 1,046 | 530 |

③ 社会性の獲得に向けた支援

ひきこもりや不登校などにより、他者との関係性を構築できない子どもに対し、集団での季節的行事等のほか、個別指導を通じ、コミュニケーション能力の育成や成功体験により自己肯定感を高めるなど、社会性向上につながる支援を行っています。

[居場所事業]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 利用者数 (人) | 1,023 | 463 | 620 | 599 | 585 |

●路上生活者の自立支援

目 的

都と特別区共同の自立支援事業の実施により、路上生活者の就労自立や居住生活の安定を支援します。

事業内容・実績等

(1) 自立支援センターによる路上生活者支援の実施

都区共同で運営する自立支援センターによる巡回相談、生活相談、緊急一時支援及び就労自立に向けた路上生活者支援を実施しています。

[自立支援センターの利用実績]

(単位：件)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------------------------|----|----|----|----|----|
| 自立支援センター・豊島寮 (28年3月開設) 利用者数 | 37 | 51 | — | — | — |
| 自立支援センター・板橋寮 (3年3月開設) 利用者数 | — | 7 | 35 | 24 | 18 |

(2) 巡回健康相談の実施

長期化、高齢化した路上生活者等の健康問題に対応するため、看護師による健康相談の実施や巡回相談員による無料低額診療事業の案内により早期受診の呼び掛けなどを行っています。

8 健康推進課

管理係

●杉並保健所及び保健医療センターの維持管理

目 的

杉並保健所及び保健医療センターが円滑に運営できるよう、適切な維持管理及び中長期修繕を計画的に実施することにより、区民の健康と命を守る取組に必要な執務環境を確保します。

事業内容・実績等

杉並保健所及び保健医療センターについて、庁舎管理、設備保守管理、備品管理を行うとともに、施設の老朽化や天災等による不具合へ適時適切な対応を行い、施設の適切な維持管理及び計画的な中長期修繕を実施します。

令和6年度は、杉並保健所及び保健医療センターの事業に与える支障を最小限にできるよう所内各課等と連携を図りながら、照明設備の全館LED化や個別空調設備の更新等に対応していきます。

●人口動態調査及び保健衛生に係る統計調査

(健康推進課・生活衛生課)

目 的

各種保健衛生統計調査及び報告を的確に実施することにより、地域保健施策等に広く反映させることができるよう、国及び区の衛生統計の正確な基礎資料を作成します。

事業内容・実績等

令和6年度は人口動態調査、国民生活基礎調査、社会保障・人口問題基本調査、国民健康・栄養調査、歯科疾患実態調査、医療施設調査、医療関係者調査の7調査について、調査の実施及び報告を着実にを行い、衛生統計の正確な基礎資料を作成します。

また、人口動態調査によって得られた区内の人口動態事象（出生・死亡・死産・婚姻・離婚）に関する統計データ等から保健福祉事業概要等の資料を作成するなど、各課の地域保健施策等の活用に使います。

(1) 令和6年度に実施する保健衛生統計調査

調査対象世帯の区民に調査票等を配布、回答の回収や、個人又は医療機関からの届出・申請を基に調査報告を行っています。

① 区民に対して行う全国調査（無作為抽出）**ア. 国民生活基礎調査**

保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的として実施する厚生労働省の調査です。

イ. 社会保障・人口問題基本調査

5つの全国調査の総称であり、このうち令和6年度に行う世帯動態調査は、過去5年間の世帯及び世帯員の状態の変化（世帯動態）を把握することを目的として実施する厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所の調査です。

ウ. 国民健康・栄養調査

国民の身体の状態、栄養素等摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として実施する厚生労働省の調査です。

エ. 歯科疾患実態調査

歯科保健状況を把握し、8020運動（歯科保健推進事業等）の種々の対策の効果についての検討など、今後の歯科保健医療対策を推進するために必要な基礎資料を得ることを目的として実施する厚生労働省の調査です。

② その他の調査**ア. 人口動態調査**

届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産を対象として、一定期間（1月1日～12月31日）における人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施する厚生労働省の調査です。

イ. 医療施設調査

医療施設の分布及び整備実態や診療機能等を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とし、医療施設動態調査を毎月実施するとともに、医療施設の詳細な実態を把握する医療施設静態調査を3年ごとに実施する厚生労働省の調査です。

ウ. 医療関係者調査（医師・歯科医師・薬剤師統計）

医師、歯科医師及び薬剤師の分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的として実施する厚生労働省の調査です（併せて保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士も実施）。

(2) 業務報告

関係各課の衛生行政・保健施策等の業務実績等について取りまとめ、厚生労働省に対し業務報告を行っています。

① 衛生行政報告例

精神保健福祉、母体保護等の行政運営の基礎資料を得ることを目的として調べているものです。

② 地域保健・健康増進事業報告

保健所や市区町村が行う保健施策について把握し、国や地方公共団体が今後実施する施策を効率的・効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的としています。

(3) 人口動態調査の統計データの利用について

国の統計調査であることから、厚生労働省から利用承諾を得て区が利用しています。利用できる期間は厚生労働省が人口動態調査結果（確定値）を公表後（例年10月頃）で、前年（1月～12月）分のデータを利用して、区の合計特殊出生率の推移や、年齢階級別・主要死因別死亡数を集計しています。

●医師会等保健医療関係団体との連絡事務

目 的

杉並区医師会、東京都杉並区歯科医師会及び杉並区薬剤師会と、相互に情報共有を図ることにより、区が行う保健衛生事業の充実を図ります。

また、歯科衛生事業及び薬事衛生事業を円滑に推進し、地域保健の増進を図るため、東京都杉並区歯科医師会及び杉並区薬剤師会と意見交換及び連絡調整を行います。

事業内容・実績等

(1) 杉並区歯科衛生連絡会

区が行う歯科衛生事業に関すること及び東京都杉並区歯科医師会が行う事業に関すること並びにその他区民に対する歯科衛生事業に関する意見交換等を、年に1回程度行っています。

(2) 杉並区薬事衛生連絡会

区が行う薬事衛生事業に関すること及び杉並区薬剤師会が行う事業に関すること並びにその他区民に対する薬事衛生事業に関する意見交換等を、年に1回程度行っています。

●杉並区歯科保健医療センターの運営

目 的

杉並区歯科保健医療センターにおいて、東京都杉並区歯科医師会の協力を得て、一般の歯科診療所では受診が困難な障害者や有病の高齢者等が、安心して歯科治療や健診等を受けることができる場を提供しています。

また、身近にかかりつけ歯科医を持ち、気軽に相談できる環境をつくります。

事業内容・実績等

杉並保健所内に杉並区歯科保健医療センターを設置し、歯科保健及び歯科診療事業等を東京都杉並区歯科医師会に委託して運営しています。また、杉並区歯科保健医療センターでは、地域の歯科医療機関との連携によりかかりつけ歯科医の普及を図っています。

杉並区歯科保健医療センターの事業を円滑かつ適切に実施するため、委託先である東京都杉並区歯科医師会と事業運営連絡会の開催などを通じて連携を図っています。

[杉並区歯科保健医療センター延べ診療件数（年間）]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 延べ診療件数（件） | 5,901 | 5,249 | 5,865 | 6,195 | 6,128 |

●健康危機管理

（健康推進課、生活衛生課、保健予防課、保健サービス課）

目 的

健康被害の発生予防及び拡大防止等の対策を実施することにより、食中毒、感染症、飲料水、毒物劇物、医薬品等により、区民の生命及び健康の安全が脅かされる健康危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、区民の生命と健康を守ります。

事業内容・実績等

杉並保健所健康危機管理対策会議を設置し、杉並保健所内相互の連携の強化、情報の密接な交換及び共有化を図っています。平常時から、区民に対して健康危機管理の適切な情報提供及び健康危機発生時の適切な対応を周知しています。また、健康危機発生時には随時、国、東京都、警察署、消防署、医療機関、検査機関等の関係機関との情報交換を行い、協力体制を確保します。

●献血及び骨髄バンク事業の推進

目 的

献血の普及啓発等を行うことにより、献血について区民の理解を深めるとともに、日本赤十字社による献血の受入れが円滑に実施され、医療機関への血液安定供給を図ります。また、骨髄バンクドナー登録事業を推進することにより、骨髄バンク事業の普及啓発を図ります。

事業内容・実績等

献血の普及啓発を行うとともに、庁内献血を実施することにより、庁内献血実施時に骨髄バンクドナー登録会も同時開催するとともに、骨髄等提供者等への助成を行っています。また、献血・骨髄移植の普及及び献血・骨髄移植事業を円滑に推進することを目的として、杉並区献血等推進連絡会を開催し、広報活動や事業の推進に関して関係団体と連絡調整をしています。

(1) 献血の普及啓発

厚生労働省、東京都、日本赤十字社が年2回(7月及び1月から2月)、合同で行う献血推進活動月間に合わせて、献血推進PRポスターを医療機関、区立施設等に掲示するとともに、成人式において献血を推進するリーフレットを配布し、献血の普及啓発を図ります。

(2) 区内献血等の実施

杉並区役所1階ロビー等において、年3回、区内献血を実施し、内1回は骨髄バンクドナー登録会も同時開催しています。区職員に協力を呼びかけるとともに、広報すぎなみ、区ホームページ等にもお知らせを掲載し、区民へも協力を呼びかけています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|----|
| 献血受付者数(人) | 182 | 173 | 206 | 228 | 86 |
| 献血者数(人) | 158 | 149 | 176 | 204 | 69 |
| 骨髄ドナー登録者数(人) | 5 | 0 | 3 | 4 | 6 |

(3) 骨髄提供者等への助成

平成28年度から、骨髄又は末梢血幹細胞を提供した区民及びその勤務する事業者に助成金を交付しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------------|---|---|---|---|---|
| 骨髄提供者数(人) | 9 | 7 | 6 | 5 | 6 |
| 骨髄提供者の勤務先事業者数(人) | 0 | 1 | 1 | 2 | 1 |

●杉並区生活習慣行動調査の実施

目 的

杉並区生活習慣行動調査を実施することで、区民の生活習慣・行動の状況を詳細に把握し、「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるとのまちの実現に向けた取組を推進するための基礎資料を得ています。

事業内容・実績等

杉並区生活習慣行動調査を3年ごとに実施しています。令和5年度に本調査を実施し、調査票を無作為抽出の区民3,000人に対して送付し、1,296人からの回答を報告書にまとめ、区民の生活習慣・行動の状況を把握することができました。

杉並区生活習慣行動調査を実施し得られた調査結果は、区ホームページに掲載しています。

健康推進係

●健康づくり推進協議会の運営

目 的

すべての区民が生涯にわたり健やかでいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会を目指し、区民、事業者、関係団体及び区が協働し健康づくりを推進するため、杉並区健康づくり推進条例に基づき、区内の健康推進を図ります。

事業内容・実績等

杉並区健康づくり推進条例が制定されたことに伴い、区長の附属機関として杉並区健康づくり推進協議会を設置しています。この協議会は区民、学識経験者、関係団体等の代表者で構成され、健康づくりに基づく身体・健康等の目標値に関する達成状況を評価し、必要な事項を調査審議するため必要に応じて開催しています。

[協議会実施回数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|---|---|---|---|---|
| 実施回数（回） | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |

●健康づくり推進事業の実施

(健康推進課・保健サービス課)

目 的

すべての区民が生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会の実現を図ります。

事業内容・実績等

(1) 健康スポットの運営

区役所や各保健センターに「健康スポット」を設置し、自分で計測できる健康機器を活用し、健康状況を把握するとともに、区民が身近な地域でメタボリックシンドローム予防への意識付けができるようにしています。

① コーナーの概要

全自動血圧計、パンフレット等の情報スタンド

② 設置箇所 (6 所)

区役所 (1 か所)・保健センター (5 か所)

(2) 健康づくり運動サポート事業

気軽に運動を始めるきっかけづくりとなるよう、ウォーキングアプリを使った「杉並ウォーキング」を実施しています。

(3) 健康づくり組織・団体とのネットワーク育成・支援

保健センターを拠点に定期的に自主活動を行っている健康づくり自主グループへ積極的な支援を行うことで、その育成を図ります。

また、すぎなみ地域大学の「健康づくりリーダー講座」を受講後に区へ登録した後、区と協働して地域の健康づくりを推進している健康づくりリーダーには「杉並健康づくりリーダーの会」を通じて様々な支援を行っています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|-----------------------------|----------------------|--------|
| 健康づくり組織・団体とのネットワーク 育成・支援 | 保健サービス課 健康づくり調整担当 | p. 242 |

●健康づくり表彰の実施

目 的

健康づくりへの関心や理解を高めるために、健康づくり活動を先進的、継続的に行っている事業を表彰、紹介し、地域の健康推進を図ります。

事業内容・実績等

地域で健康づくりに関する活動を先進的、継続的に行っている事業者・団体を表彰し、その取組を広く紹介するために、杉並区健康づくり表彰制度を平成 27 年度から実施しています。

[健康づくり表彰の受賞実績]

| 年度 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|----------|---|---|---|---|---|
| 最優秀賞（件） | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 優秀賞 | 団体部門（件） | 3 | 6 | 3 | 9 | 2 |
| | 事業者部門（件） | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 |

●受動喫煙防止対策

目 的

令和 2 年 4 月の改正健康増進法等の施行を受けて、分煙化を推進し、受動喫煙防止対策の推進を図ります。

事業内容・実績等

主に飲食店等の事業者に対して、受動喫煙による健康影響や具体的な規制内容について施設管理者向けハンドブックの配布や区広報、ホームページを通じて普及啓発を行っています。

●特定不妊治療費の助成

目 的

不妊に悩む夫婦に対する支援のほか、妊娠・出産後の健康な生活に向けた正しい知識の普及や相談・支援など、安心して妊娠・出産できる環境整備を推進します。

事業内容・実績等

(1) 特定不妊治療費の助成

高額な治療費のかかる特定不妊治療について、経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない治療費の一部を助成しています。

[特定不妊治療費助成件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-----|-----|-------|-------|-----|
| 助成件数（件） | 692 | 852 | 1,021 | 1,208 | 415 |

(2) 分娩手当支給事業の実施

地域の産科医の減少に歯止めをかけ、身近で安心して子どもを出産できる環境を整えるため、医療機関が産科医・助産師に支給する分娩手当の一部を助成しています。

[分娩手当支給助成件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 対象施設数（件） | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 支給件数（件） | 627 | 679 | 598 | 525 | 516 |

(3) 分娩施設整備助成事業の実施

区民が安心して身近な医療機関で出産できる環境を整えるため、医療機関に対して出産用のベッドを増やす際等の施設整備費の一部を補助しています。

医療連携担当

●医療連携

目 的

かかりつけ医等の定着と地域医療連携の推進を図ります。

事業内容・実績等

(1) かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及・定着

かかりつけ医等は、日頃から自身の病気に関するだけでなく、健康に関する質問や家族の病気などの相談にも応じてもらえる存在です。各種イベントや健診等の受診時を通じて「かかりつけ医等を持つこと」の普及・定着を推進しています。

(2) 地域医療連携の推進

日頃の健康管理を行う、地域のかかりつけ医が、患者の病状にあわせて専門医療機関を紹介するなどそれぞれの役割に応じた機能を発揮することで、入院から在宅まで切れ目なく医療を提供することができます。そのため区では、かかりつけ医と専門医療機関等との連携を図れるよう地域医療連携をさらに推進しています。

●AEDの普及及び講習の実施

目 的

緊急時に応急手当ができる区民の養成やAEDの設置により、初期救急対応能力の向上を図ります。

事業内容・実績等

(1) 初期救急対応力の向上

① AED（自動体外式細動器）の配備

心肺停止状態の傷病者に対して、早期に、AEDを使った心肺蘇生が極めて有効であることから、不特定多数の区民が集まる公共施設を中心にAEDを配置しています。

[AED配置状況]

| 年度 | 17～元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 合計 |
|---------|------|----|---|----|----|--------|
| 配置台数（台） | 357 | 32 | 1 | 19 | 11 | 387(※) |

※台数減は管理者変更や施設統廃合での撤去による

② 救急協力員の養成

身近な場所で心肺停止などの緊急時に、傷病者を医師や救急隊員に引き渡すまでの短い時間に適切な対応を行える区民を増やすことにより、地域の初期救急対応力の向上を図るため、救急協力員（愛称「すぎなみ区民レスキュー」）の養成を行っています。また、応急手当の普及・啓発を目的として、AEDの操作方法等を含めた救命講習会を随時開催しています。

[救命講習会の登録者数及び開催状況]

| 年度 | | 16～元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 合計 |
|----------|---------------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 登録者数 | 登録人数（人） | 3,619 | 454 | 480 | 621 | 544 | 5,718 |
| | 内、普及員資格取得者（人） | 289 | 10 | 0 | 4 | 4 | 307 |
| 救急講習開催状況 | 講習会開催回数（回） | 1,797 | 72 | 93 | 130 | 131 | 2,223 |
| | 受講者数（人） | 38,936 | 1,070 | 1,530 | 2,325 | 2,295 | 46,156 |

●救急医療及び災害医療

目 的

区民の急病時の不安解消を目指して、24時間365日病院探しに困らない体制を整えます。

事業内容・実績等

（1）急病医療情報センターの運営

急病など緊急時の区民不安解消のため、専門の看護師・保健師が医療機関案内・医療相談を行う電話サービスとして「杉並区急病医療情報センター」を運営しています。

[利用状況]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 利用総件数（件） | 11,804 | 6,482 | 5,549 | 5,839 | 9,574 |
| 1日あたりの利用件数（件） | 32.3 | 17.8 | 15.2 | 16.0 | 26.2 |

（2）急病診療体制の確保

① 小児急病診療体制の確保

子どもを抱える家族の医療面での不安解消を目指し、一般の医療機関の診療時間外においても小児科を受診できる体制を整えるため、平日夜間・休日の時間帯を中心に、東京衛生アドベンチスト病院、令和5年9月まで佼成病院（現：杏林大学医学部附属杉並

病院)に小児初期救急診療枠を確保しています。

なお、佼成病院(現:杏林大学医学部附属杉並病院)は令和5年10月から東京都の小児二次救急医療機関に指定されています。また、河北総合病院は令和6年3月まで小児二次救急医療機関に指定されています。

[受診状況(※1)]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------------|------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|
| 東京衛生 アドベンチスト病院 | 897/343 2.6 | 269/346 0.8 | 362/348 1.0 | 389/347 1.1 | 643/348 1.8 |
| 佼成病院(※2) | 1,207/338 3.6 | 608/365 1.7 | 926/365 2.5 | 1,300/365 3.6 | 780/183 4.3 |

※1 上段:受診者総数(人)/診療日数(日)、下段:1日平均(人)

※2 平成29年度~令和5年9月まで委託、令和6年4月より杏林大学医学部附属杉並病院に名称変更

(3) 急病診療の実施

① 休日等夜間急病診療事業

休診する医療機関が多い平日夜間と休日(年末年始含む)に、杉並区医師会の協力を得て、「杉並区休日等夜間急病診療所」(杉並保健所内)及び「輪番医療機関(当番医)」において急病医科診療を行っています。

[受診状況]

| 年度 | 平日夜間・ 保健所 (小) | 土曜夜間・ 保健所 (内)(小)(耳) | 休日昼間・ 保健所 (内)(小)(外)(耳) | 休日昼間・ 輪番4所 (内)(小) | 休日夜間・ 保健所 (内)(小)(耳) | 合計 |
|----|---------------------|---------------------------|------------------------------|-------------------------|---------------------------|--------------------|
| 元 | 314/240 1.3 | 953/50 19.1 | 4,484/76 59.0 | 5,750/76 75.7 | 1,870/76 24.6 | 13,371/366 36.5 |
| 2 | 85/243 0.4 | 207/50 4.1 | 1,228/72 17.1 | 1,680/72 23.3 | 325/72 4.5 | 3,525/365 9.7 |
| 3 | 111/242 0.5 | 262/51 5.1 | 2,554/72 35.5 | 2,152/72 29.9 | 414/72 5.8 | 5,493/365 15.0 |
| 4 | 176/243 0.7 | 370/50 7.4 | 3,589/72 49.8 | 3,060/72 42.5 | 586/72 8.1 | 7,781/365 21.3 |
| 5 | 421/243 1.7 | 880/50 17.6 | 4,251/73 58.2 | 7,756/73 106.2 | 1,648/73 22.6 | 14,956/366 40.9 |

※1 (内)内科、(小)小児科、(外)外科、(耳)耳鼻咽喉科

※2 上段:受診者総数(人)/開所日数(日)、下段:1日平均(人)

② 歯科休日急病診療事業

休診する歯科医療機関が多い休日（年末年始含む。）に、杉並区歯科医師会の協力を得て、「杉並区歯科保健医療センター（歯科休日急病診療）」（杉並保健所内）において、急病時の歯科診療を実施しています。

[診療状況]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 受診者総数(人) | 640 | 438 | 404 | 342 | 386 |
| 開所日数(日) | 76 | 71 | 72 | 72 | 73 |
| 1日平均(人) | 8.4 | 6.2 | 5.6 | 4.8 | 5.3 |

③ 調剤事業

杉並区薬剤師会の協力を得て、上記①及び②に係る処方調剤を、「杉並区休日等夜間薬局」（杉並保健所内）で実施しています。また、休日においては「休日当番薬局」も開所しています。

[利用状況]

| 年度 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------|-----------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 処方 件 数 | 保健所内薬局(件) | 7,028 | 1,414 | 1,450 | 1,031 | 5,969 |
| | 当番薬局(件) | 1,513 (64) | 283 (30) | 518 (49) | 362 (37) | 912 (47) |
| | 合計(件) | 8,541 | 1,697 | 1,968 | 1,393 | 6,881 |
| 開所日数(日) | | 366 | 365 | 365 | 365 | 366 |
| 1日平均(件) | | 23.3 | 4.6 | 5.4 | 3.8 | 18.8 |

※ () は当番薬局の開所数

(4) 災害時医療体制の充実

① 緊急医療救護所の維持運営

大規模災害発生時に多くの傷病者が集中する災害拠点病院等の診療機能を維持・支援する医療救護体制として、発災直後から超急性期（発災後 72 時間）の間は、災害拠点病院等の敷地内に緊急医療救護所を開設し、医療救護活動を行います。緊急医療救護所が開設できるよう、11 病院に医薬品・医療資器材等の備蓄を行っています。

また、医薬品卸売販売業者 7 社と「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」を締結し、発災後の医薬品等の円滑な調達を図っています。

② 災害拠点病院等との医療救護訓練の実施

医療関係団体及び災害拠点病院等の協力を得て、実践的な医療救護訓練を実施するとともに、区災害対策本部医療救護部の職員防災訓練を行っています。

[緊急医療救護所訓練]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|---|---|---|---|---|
| 実施回数（回） | 2 | - | - | 3 | 3 |

※令和2年度・3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

③ 医療依存度の高い方に対する医療救護体制の整備

災害時要配慮者等（人工呼吸器使用患者、人工透析患者、酸素療法患者等）に対し、必要な支援を行うため、医療機関との連携体制を整備していきます。

④ 急性期以降の医療救護体制の確保と保健対策

急性期以降、医療ニーズが高く医療機能が回復していない地域などに、状況に応じ震災救援所に医療救護所を開設して医療体制を確保します。また、震災救援所等における避難者への保健対策として、区の保健活動班や災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)等が巡回し、健康相談や衛生管理、感染症対策に取り組んでいます。

●医療安全窓口の運営

目 的

医療に関する相談・苦情対応を行うことで、区民の医療への不安や要望に適切に応え、安心・信頼の医療が提供される環境づくりを図ります。

事業内容・実績等

区民の医療への不安や要望に適切に応え、安心・信頼の医療が提供される環境づくりを進めるため、医療安全支援センターの機能を担う杉並区医療安全相談窓口及び杉並区医療安全推進連絡協議会を設置しています。

[医療安全相談件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 相談件数（件） | 468 | 576 | 549 | 550 | 597 |
| 苦情件数（件） | 169 | 163 | 157 | 183 | 176 |

保健指導担当

●健康づくり推進活動、生活習慣病予防対策

(健康推進課・保健サービス課・国保年金課)

目 的

健康講座やさまざまな普及啓発を実施することにより、生活習慣病の罹患割合の減少を図るとともに、健康的な生活習慣に取り組む区民を増やします。

事業内容・実績等

(1) 生活習慣病予防の普及啓発

健康づくり推進条例に基づき区民の健康寿命を延伸できるように、健康講座の開催、健康情報コーナー(健康スポット)の活用、それに加えて啓発用品やリーフレットの配布などを実施しています。

① 健康講座の開催(健康推進課・保健サービス課事業)

生活習慣病予防のために健康課題に即した講座や、生活習慣の改善に関する健康講座を実施しています。健康推進課で実施するほか、保健サービス課でも健康講座を実施しています。

[健康講座]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|---|---|---|-----|----|
| 実施回数(回) | - | - | - | 8 | 6 |
| 参加者数(人) | - | - | - | 131 | 84 |

※令和元年度は女性の健康講座のみ実施、令和2年度・3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

[女性の健康講座・イベント]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-----|---|---|-----|-----|
| 実施回数(回) | 12 | - | - | 5 | 4 |
| 参加者数(人) | 314 | - | - | 236 | 191 |

※令和2年度・3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|-----------|----------------------|--------|
| 生活習慣病予防対策 | 保健サービス課 健康づくり事業担当 | p. 239 |

② 運動環境の整備

生活習慣改善に取り組む区民が、民間の運動施設等を手軽に利用できるよう民間運動施設と協働し、運動環境の整備を図っています。

[民間運動施設等との協働事業]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 実施施設数（施設） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 参加者数（人） | 358 | 311 | 395 | 401 | 390 |

(2) 健診・医療情報等データの活用による糖尿病予防対策の推進

区民の健康に影響が強く、有病率や関連医療費が増加傾向にある糖尿病について、重症化予防対策の取組を進めています。

① 健診・医療情報等データの活用による普及啓発

国保特定健康診査データを分析活用し、新たな健康づくりや生活習慣病予防の取り組みを進めています。国保特定健康診査データから糖尿病予備群（放置すると糖尿病を発症するリスクが高いもの）該当者を抽出し、生活習慣改善に関する教室の案内や糖尿病予防リーフレットなどを郵送しています。

[ハイリスク者への啓発通知]

| 年度 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-------|-------|-------|
| 通知者数（人） | 1,779 | 1,778 | 1,960 |

※令和3年度から実施

② 糖尿病予防教室の実施

糖尿病の発症予防や合併症による重症化予防の正しい知識の獲得と生活改善に結びつくように専門医の講義、食事と運動のプログラムを実施しています。また、糖尿病についての話や糖尿病予防のための運動の動画を作成し、区公式YouTube「すぎなみ健康チャンネル」で配信しています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|-----------|----------------------|--------|
| 生活習慣病予防対策 | 保健サービス課 健康づくり事業担当 | p. 239 |

③ 医療機関受診勧奨

国保特定健康診査の結果から糖尿病や高血圧症が疑われるが、問診項目からかかりつけ医がいらないと思われる方に、医療機関への受診勧奨を実施しています。

[医療機関受診勧奨（国保年金課で実施）]

| 年度 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-------------|-------|-------|-------|-----|-------|
| 通知者数（人） | | 1,052 | 1,184 | 1,198 | 799 | 1,109 |
| 内 訳 | 糖尿病 | 324 | 335 | 312 | 189 | 104 |
| | 高血圧症 | 690 | 808 | 843 | 590 | 337 |
| | 糖尿病と高血圧症の合併 | 38 | 41 | 43 | 20 | 5 |
| | 脂質異常症 | - | - | - | - | 347 |
| | 慢性腎臓病 | - | - | - | - | 316 |

※脂質異常症と慢性腎臓病については、令和5年度から通知対象

④ 糖尿病性腎症重症化予防事業の実施

糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者・受診中断者に対し、受診勧奨を行うことにより治療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症等で通院する方のうち、重症化リスクの高い方に対して、医療機関と連携して保健指導を実施します。

[糖尿病性腎症重症化予防事業（国保年金課で実施）]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------|----|----|----|----|-----|
| 受診勧奨者数（人） | - | - | - | - | 100 |
| 保健指導実施者数（人） | 19 | 18 | 12 | 30 | 2 |

※令和5年度は保健指導に加え、受診勧奨も実施

（3）がん対策の推進

現在区でも、死亡者の4人に1人が、がんが原因で亡くなっていますが、早期発見と医療の進歩により、がんは治療できる疾病になっています。がんの正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率向上、がん患者や家族への支援に取り組むことでがん対策を総合的に推進しています。

① がん一次予防の推進

がん予防のための正しい知識の普及啓発と、区民が健康的な生活を実践するための具体的な取組を、関係機関と連携して推進しています。

ア. がんの正しい知識の普及啓発の実施

最新の情報提供や、食生活改善によるがん予防に加え、働きながらかん治療を続けるための両立支援をテーマとして講座を実施しています。その他、口腔がんのリーフレットを作成し歯科医療機関等で配布しています。

[がん予防等の講座]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-----|---|---|-----|-----|
| 実施回数（回） | 3 | — | — | 3 | 2 |
| 参加人数（人） | 129 | — | — | 104 | 139 |

※令和2年度・3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、講座は実施せず、乳がんの動画を作成・配信

イ. 受動喫煙防止対策等の推進

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|----------|----------------|--------|
| 受動喫煙防止対策 | 健康推進課 健康推進係 | p. 138 |

●不妊相談

目 的

不妊に悩む区民が、安心して相談できるよう環境づくりを行います。

事業内容・実績等

妊娠を望む夫婦や不妊に悩む夫婦が気軽に相談できる体制を整備するとともに、講座・専門相談を行い、不妊に対する正しい知識の普及啓発と不安軽減を図ります。いつでも匿名で相談できるよう、LINEアプリを使った相談を実施しています。

[LINEアプリを使った相談会]

| 年度 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|----|----|----|
| 利用延べ人数（人） | 49 | 93 | 62 |

※令和2年度までは、普及啓発講座・不妊専門相談・ピアグループカウンセリングを実施

●喫煙・飲酒対策

目 的

喫煙や過度の飲酒による健康影響を低減させるため、20歳未満の区民に対し喫煙・飲酒防止対策を推進するとともに、禁煙を希望する方へ禁煙の支援を実施します。

事業内容・実績等

(1) 喫煙・飲酒対策

① 20歳未満の喫煙・飲酒防止対策の推進

喫煙・飲酒防止のリーフレットを配布し、20歳未満の飲酒・喫煙防止対策を図っています。

② たばこの健康への影響についての普及啓発

喫煙による健康影響について、パネル展示やリーフレット配布による普及啓発を行っています。

③ 禁煙したい方への支援

禁煙外来マップを作成し、三師会、保健センター、区民センターへ配布しています。また、区民健診受診者のうち問診票で「現在たばこを吸っている」「禁煙したい」と答えた方へ禁煙外来マップ等を送付しています。

| | |
|---------|-------|
| 年度 | 5 |
| 送付件数（件） | 1,778 |

※令和5年度から実施

④ 子どもを持つ親に対する喫煙対策

妊娠・出産を機会に喫煙習慣の見直しができるよう、母子保健バッグにリーフレットを入れてあります。また、母親学級で、喫煙の健康影響に関する講座とリーフレットの配布を行っています。

栄養指導担当

●特定給食施設指導の充実

目 的

給食施設の栄養管理の向上及び、給食を通じた喫食者の健康増進を図ります。

事業内容・実績等

(1) 特定給食施設の各種届け出

特定給食を開始した時、またはその届出の内容に変更が生じた時、施設の管理者は1月以内に保健所に届け出ることが義務づけられています。保健所で収受された後に、栄養指導員が巡回する等により、届出内容を確認のうえ受理しています。

(2) 特定給食施設指導

1回100食以上または1日に250食以上の給食を継続的に行う給食施設は、「特定給食施設」として健康増進法に基づき喫食者の健康維持増進に向けて、適切な栄養管理の実施について保健所の管理栄養士が栄養指導員として相談及び指導を行っています。

また、その他の給食施設についても特定給食施設に準じた支援を行っています。

[給食施設の分類と施設数（令和5年度末現在）]

| 分 類 | 該 当 施 設 | 特定給食施設 | その他の給食施設 |
|----------|---------------------------|--------|----------|
| 学校 | 小・中・高校、各種学校、幼稚園等、大学等の食堂 | 69 | - |
| 病院 | 病院給食や病院の食堂 | 12 | 7 |
| 介護老人保健施設 | 介護老人保健施設 | 4 | - |
| 老人福祉施設 | 特別養護老人ホーム、通所介護施設、その他高齢者施設 | 16 | 25 |
| 児童福祉施設 | 保育園、乳児院、養護施設等 | 59 | 103 |
| 社会福祉施設 | 障害者支援施設、救護施設、婦人保護施設等 | 1 | 9 |
| 事業所 | 会社や工場、銀行等の食堂 | 6 | 7 |
| 寄宿舎 | 大学、会社の寮等 | - | 3 |
| 合 計 | | 167 | 154 |

① 個別指導

ア. 巡回指導

栄養指導員が直接、施設に出向き、指導票に基づき指導を行っています。

イ. 来所や電話等による指導

必要に応じて保健所に施設側担当者の来所を求めて詳細な指導を行ったり、施設への電話による指導など状況に応じて対応しています。

ウ. 栄養管理報告

給食施設に、栄養管理報告書（給食施設）及び栄養管理報告書（病院・介護施設等）の提出を年2回（5月分、11月分）求め、各々の施設の栄養管理状況について分析し、これを施設指導業務の基礎資料としています。

[個別指導件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------------|----|----|----|----|-----|
| 巡回指導（回） | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 来所や電話等による指導（件） | 66 | 70 | 69 | 52 | 187 |

② 集団指導

特定給食施設等の給食担当者の栄養管理や調理技術等の能力向上を図ることにより、特定給食の実施はもとより、広く喫食者や地域住民の健康増進に寄与することを目的として栄養管理者講習会、栄養技術講習会を行っています。

[栄養管理者講習会]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|----|---|----|----|----|
| 実施回数（回） | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| 参加者数（人） | 81 | - | 43 | 43 | 97 |
| 参加施設数（施設） | 78 | - | 31 | 43 | 97 |

[栄養技術講習会]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|----|----|----|---|----|
| 実施回数（回） | 2 | 1 | 2 | 0 | 1 |
| 参加者数（人） | 40 | 38 | 70 | - | 19 |
| 参加施設数（施設） | 39 | 38 | 45 | - | 19 |

●食育の推進

(健康推進課・保健サービス課)

目 的

生活習慣の改善を支援する食環境の整備を行います。また、食育推進ボランティアや区内の食関連事業者及び区民で組織されたすぎなみ食育推進実行委員会の活動支援を行い、協働で食育イベント等を開催し、食育の普及啓発を行います。

事業内容・実績等

(1) 杉並区食育推進ボランティアの活動

地域の食育を推進するため、すぎなみ地域大学を卒業した食育推進ボランティアが、区内飲食店、食品販売店、杉並農家など、食に係る団体等との連携と協働により健康的な食生活の実践にむけた食育を普及しています。

[食育推進ボランティア]

| 年度 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 登録人数(人) | | 179 | 166 | 166 | 163 | 165 |
| すぎなみ地域大学 | 教室実施回数(回) | 6 | - | 6 | 6 | 6 |
| | 参加延べ人数(人) | 174 | - | 56 | 55 | 59 |
| 食育推進ボランティア定例会議 | 実施回数(回) | 10 | 4 | 7 | 8 | 8 |
| | 参加延べ人数(人) | 279 | 71 | 130 | 117 | 165 |
| 内部研修会 | 実施回数(回) | 5 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| | 参加延べ人数(人) | 175 | 37 | 59 | 77 | 76 |

(2) 食育活動の推進

① 食育の普及啓発

区民の誰もが、生涯にわたって心身共に健康で、豊かな人間性を育むために、個人、団体、企業など多様な主体の参加と連携、協力により、様々な機会と場を通じた食育の普及を行います。

② 食育月間での普及啓発

区広報やホームページ、動画配信による健康的な食生活や野菜料理の作り方などの情報発信、各保健センターで食育パネル展示、野菜のレシピ集配布による普及啓発を行いました。

[野菜のレシピ集配布数]

| 年度 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-----|-----|-----|
| 配布部数（冊） | 519 | 307 | 424 |

※令和3年度から実施

③ 民間事業者との協働

9月から11月の杉並区健康づくり推進期間に、食育推進ボランティアや区内の民間事業者等との協働により若年層の家族も日常の健康な食事の実践に役立つようなイベントを実施しています。

[食育の普及啓発イベント]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------------|-------|-------|----|-----|-------|
| こまつなベランダ菜園 | 106 | 82 | 48 | 53 | 47 |
| 「食」を学ぼうスタンプラリー | 723 | - | - | - | 180 |
| 杉並区農業祭 | 1,440 | 1,273 | - | 784 | 1,033 |

④ 地産地消の推進及び野菜摂取の拡大に向けた普及

J A東京中央、杉並区食育推進ボランティアとの協働により、テーマを設けた野菜のレシピ集の作成・配布を通して地産地消の食育を推進しています。また、料理動画を作成し、すぎなみ健康チャンネルYouTubeで配信し、野菜摂取の普及啓発を実施しています。

[青果店・直販所を通じた普及（野菜の献立集）]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------------|--------|--------|-------|-------|--------|
| 野菜のレシピの作成部数（部） | 12,000 | 13,000 | 9,000 | 9,000 | 12,000 |

⑤ 地域食育推進教室

保健センターでは、子どもときから健康的な食生活に向けて子育て家族の食育教室や生活習慣病予防の実践的な食育教室をしています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|-----------|----------------------|--------|
| 生活習慣病予防対策 | 保健サービス課 健康づくり事業担当 | p. 239 |

(3) 食育推進ネットワークの強化

① すぎなみ食育推進実行委員会活動

食育の重要性を広く区民に普及し、地域から健康的な食事の実践を普及するために実

行委員会主催の活動を行っています。活動のひとつに、中学2年生を対象に「すぎなみ朝ベジごはんメニューコンテスト」と称して生徒が自分でつくる栄養バランスのとれた朝食メニューのコンテストを実施しました。

[朝ベジごはんメニューコンテストの実施]

| 年度 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------------|--------|-------|---|-------|-------|-------|
| 応募数（人） | | 605 | - | 658 | 670 | 746 |
| 表彰 | 金賞（件） | 1 | - | 1 | 1 | 1 |
| | 銀賞（件） | 2 | - | 2 | 2 | 2 |
| | 銅賞（件） | 3 | - | 3 | 2 | 3 |
| | 特別賞（件） | 3 | - | 4 | 3 | 4 |
| | 入賞（件） | - | - | - | 2 | - |
| 優秀作品集の作成部数（部） | | 5,000 | - | 5,000 | 5,000 | 5,000 |

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、コンテストは実施せず、食育普及冊子を7,000部作成し区立中学校全生徒に配布

② 食育推進連絡会

区の食育を総合的かつ計画的に推進するための行政の食育担当の管理栄養士等による連絡会を実施しています。

③ 集団給食研究会

集団給食研究会は、区内の給食施設が会員として給食の運営・技術の向上のために勉強会、施設見学・試食会等を独自事業として行っています。また、栄養学や給食管理等の新知見についての学習による研鑽のほか、区民全体への健康づくり普及啓発イベントを実施しています。区内給食施設の約7割が研究会に入会し活動しています。

（４）健康的な食生活への環境整備

① 健康づくり応援店の拡充

健康情報ポスターの掲示を行う「健康情報店」とヘルシーメニューを提供する「ヘルシーメニュー店」を「健康づくり応援店」として区に登録し、区民に利用していただくように支援をしています。健康に配慮した飲食店を増やすことで、区民の健康的な食生活を支援する環境を整備しています。

ア. 健康情報店

健康情報のポスターを掲示し、健康情報を提供しているお店です。

イ. ヘルシーメニュー店

主食・副菜・主菜のバランスが良く、生活習慣病予防やフレイル予防など健康づくりを目的としたヘルシーメニューを提供しています。ヘルシーメニューはお店の人気メニューの特徴を活かし、【栄養バランス】【減塩】【元気御膳】【野菜たっぷり】の4種類に分けられています。健康情報のポスターも掲示しています。

[健康づくり応援店 登録勸奨件数]

| 年度 | 4 | 5 |
|----------|-----|----|
| 勸奨件数 (件) | 122 | 25 |

※令和4年度から集計実施

[健康づくり応援店登録件数]

| 年度 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 健康情報店 (件) | | 325 | 309 | 294 | 283 | 274 |
| ヘルシー メニュー 店 | 栄養バランス (件) | 12 | 8 | 10 | 11 | 13 |
| | 減塩 (件) | 1 | 0 | 2 | 2 | 1 |
| | 元気御膳 (件) | 5 | 5 | 8 | 7 | 6 |
| | 野菜たっぷり (件) | 81 | 84 | 89 | 91 | 91 |
| 合計 (件) | | 424 | 406 | 403 | 394 | 385 |

② 健康づくり応援店の普及啓発

区公式サイト及びチラシにより健康づくり応援店の普及をしています。また、区民向けに、ヘルシーメニュー店のガイドブックを作成し普及を行っています。

[杉並区ヘルシーメニュー店 ガイドブック作成部数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 作成部数 (部) | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 |

③ 健康的な食生活への普及を主体的に行う食品販売店の拡充

食育推進ボランティア等との協働で青果店や直販所へ野菜のレシピ集の配布を行うことで、消費者への野菜摂取拡大に向けた普及啓発を行う食品販売店を増やしています。

[野菜のレシピ集配布延べ店数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 青果店 (店) | 141 | 136 | 130 | 119 | 114 |
| 直売所 (店) | 60 | 83 | 80 | 70 | 62 |

●栄養成分表示

目 的

食品企業等から栄養成分表示について相談を受けたり、区民に向けて栄養成分表示の見方について普及啓発を行い、食品を購入する区民が健康への期待に誤認を招かれないよう指導を行います。

事業内容・実績等

(1) 食品の栄養成分表示等の相談・指導

食品の栄養成分表示や健康に関する表記について、消費者である区民が正しく理解できるように、区内業者に対して、食品表示法及び健康増進法に基づいて相談及び助言を行っています。また、これを使用する区民には、表示の見方と活用の方法について普及を行っています。

[食品表示法第4条に基づく加工食品の栄養成分表示の相談・助言]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|----|----|----|----|----|
| 相談件数（件） | 61 | 30 | 27 | 22 | 12 |

歯科衛生担当

● 歯科保健及び歯科衛生

目 的

区民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを推進し、地域における歯科口腔保健の向上を図ります。

事業内容・実績等

(1) 歯と口腔の健康づくりの推進

① ライフステージに応じた歯科保健の推進

生涯を通じて歯と口腔の健康の保持・増進ができるように、ライフステージの特徴に応じた取組の方向性を示した普及啓発を行っています。また、区民が主体的に歯と口腔の健康づくりに取り組めるように、歯みがきの方法などの動画を作成し、区公式YouTube「すぎなみ健康チャンネル」で配信しています。

[歯と口の健康週間普及啓発講演会]

| 年度 | 4 | 5 |
|---------|----|----|
| 参加者数（件） | 53 | 62 |

※令和4年度から実施

[二十歳のつどいにおける啓発リーフレットの配布]

| 年度 | 4 | 5 |
|---------|-------|-------|
| 配布部数（部） | 2,089 | 2,253 |

※令和4年度から実施

② 適切な歯と口腔の健康づくりの支援（重症化予防）

歯科疾患の重症化予防のために、成人歯科健康診査等の健診結果から歯周病のリスクの高い対象者に歯周病予防と口腔機能の維持・向上（オーラルフレイル予防）に関するリーフレットを送付しています。

[重症化予防のリーフレットの送付]

| 年度 | 4 | 5 |
|---------|-------|-------|
| 送付部数（部） | 3,535 | 3,327 |

※令和4年度から実施

(2) 関係団体及び民間事業者等との連携による取組

① よい歯健口フェスティバル

健康づくりの基礎となる「歯・口腔の健康」を家族で考えるきっかけづくりを目的に、毎年「いい歯の日（11月8日）」に近い日曜日に、関係団体、区民等の協力で普及啓発イベントを実施しています。

[よい歯健口フェスティバルの参加数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-------|---|-----|-----|-----|
| 参加延べ人数（人） | 1,614 | - | 122 | 478 | 474 |

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度はイベント開催を取り止め、歯と口腔の健康づくりパネル展を実施し、令和3年度は定員を設けて講演会のみを実施

健康危機管理保健調整担当

●健康危機に備えた人材の確保及び育成

(健康推進課、保健予防課)

目 的

新興・再興感染症や災害等を含めた健康危機管理全般について対応できる体制の構築に取り組む、保健所機能の強化を図ります。

事業内容・実績等

(1) 健康危機に即応できる人材の確保

感染症のまん延等健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所業務を支援する仕組み（以下 IHEAT）を運用し、IHEAT 要員の確保を進めます。

(2) 健康危機に対応できる人材の育成

災害や感染症等発生時に、迅速かつ的確な対応ができるよう、杉並区感染症予防計画を踏まえた健康危機管理対処計画を策定するとともに、災害発生時における保健活動マニュアルを整備します。併せて保健所職員等への研修、実践型訓練を実施していきます。

健診係

●健康診査の推進

(健康推進課、国保年金課)

目 的

生活習慣病等を早期発見し、予防、改善することにより、健康増進を図ります。

事業内容・実績等

(1) 区民健康診査の実施

生活習慣病予防対策の一環として、糖尿病等の疾患の早期発見を図るため、「30～39歳で職場等の健診の受診機会のない人」及び「40歳以上で医療保険に加入していない人」を対象に成人等健康診査を実施します。

また、40～74歳の国民健康保険加入者を対象とする国保特定健康診査や後期高齢者医療制度加入者を対象とする後期高齢者健康診査を実施しています。なお、国保特定健康診査の結果、生活習慣病発症リスクが高いと判定された方に生活習慣改善を目的として、特定保健指導を実施します。

① 区民健康診査検査項目

| | |
|--------|---|
| 基本検査項目 | 問診、身体計測(身長・体重・胸囲・BMI)、理化学的検査(視診・聴診等)、 血圧測定、尿検査(糖・たん白・潜血※)、肝機能 (AST、ALT、 γ -GT)、 血中脂質(HDL コレステロール、LDL コレステロール、中性脂肪)、糖尿病 (ヘモグロビン A1c、血糖値)、尿酸※ ※は、区独自検査 |
| 詳細な健診 | 貧血検査 (赤血球数、血色素量、ヘマトクリット) |
| | 心電図検査 |
| | 眼底検査 |
| | 血清クレアチニン検査 (eGFR) |
| 追加健診項目 | 肝炎ウイルス検査(過去に当該検査を受けたことがない方が対象) |

② 健診実施医療機関状況

区境住民の便宜を図るために、中野区・練馬区・世田谷区と相互に区境受診を行っています。

| 実施医療機関 | | 件数（件） |
|---------------|------------|-------|
| 杉並区 | 医師会加入医療機関 | 233 |
| | 医師会非加入医療機関 | 16 |
| 世田谷区医師会加入医療機関 | | 204 |
| 中野区医師会加入医療機関 | | 114 |
| 練馬区医師会加入医療機関 | | 130 |

③ 成人等健康診査の充実

老人保健法に基づき、昭和 58 年度から区民を対象に「成人健康診査」（40 歳～59 歳）と「老人健康診査」（60 歳以上）を開始しました。昭和 62 年度には対象年齢を 40 歳以上から 35 歳以上に、平成 2 年度にはさらに 30 歳以上に引き下げました。平成 11 年度からは「成人健康診査」を 30 歳～64 歳、「高年者健康診査」（老人健康診査から改称）を 65 歳以上に年齢区分を変更しました。

平成 15 年度からは成人健康診査と高年者健康診査を統一して区民健康診査として実施しました。

平成 20 年度からは 40 歳以上の健康診査を医療保険者が実施することとなったため、「30～39 歳の職場等の健診の受診機会のない方」及び「40 歳以上で医療保険に加入していない方」を対象に、成人等健康診査として実施しています。

〔受診状況 区民健康診査（成人等健康診査）〕 (単位：人)

| 年度 | 受診者総数 | 年齢別内訳 | | | |
|------|-------|---------|---------|---------|--------|
| | | 30～39 歳 | 40～59 歳 | 60～64 歳 | 65 歳以上 |
| 元 | 3,774 | 2,004 | 481 | 137 | 1,152 |
| 2 | 3,405 | 1,797 | 411 | 117 | 1,080 |
| 3 | 3,233 | 1,755 | 372 | 129 | 977 |
| 4 | 3,217 | 1,732 | 392 | 116 | 977 |
| 5 | 5,081 | 3,596 | 384 | 133 | 968 |
| 対象者数 | — | 29,870 | — | — | — |
| 受診率 | — | 12.0% | — | — | — |

※令和 5 年度の受診者には、訪問診査（99 人）分を含む

※令和 5 年度の 30～39 歳の対象者数は、令和 6 年 1 月 1 日時点の当該年齢区分の人口（85,099 名）に対し、対象人口率（都調査）0.351 を乗じて算出

〔 令和 5 年度 区民健康診査（成人等健康診査）の結果 〕

男性 年代別健診結果

（単位 人数：人、割合：%）

| 年代 | | 受診者数 | 健診結果内訳 | | | | |
|-------------|----|-------|--------|------|------|------|------|
| | | | 異常認めず | 要観察 | 要指導 | 治療中 | 要医療 |
| 30 歳代 | 人数 | 1,395 | 351 | 457 | 323 | 78 | 292 |
| | 割合 | — | 25.2 | 32.8 | 23.2 | 5.6 | 20.9 |
| 40 歳代 | 人数 | 58 | 7 | 14 | 16 | 17 | 12 |
| | 割合 | — | 12.1 | 24.1 | 27.6 | 29.3 | 20.7 |
| 50 歳代 | 人数 | 119 | 8 | 32 | 20 | 61 | 19 |
| | 割合 | — | 6.7 | 26.9 | 16.8 | 51.3 | 16.0 |
| 60～ 64 歳 | 人数 | 77 | 1 | 17 | 20 | 39 | 20 |
| | 割合 | — | 1.3 | 22.1 | 26.0 | 50.6 | 26.0 |
| 65～ 69 歳 | 人数 | 75 | 3 | 16 | 18 | 47 | 15 |
| | 割合 | — | 4.0 | 21.3 | 24.0 | 62.7 | 20.0 |
| 70～ 74 歳 | 人数 | 126 | 2 | 29 | 20 | 78 | 22 |
| | 割合 | — | 1.6 | 23.0 | 15.9 | 61.9 | 17.5 |
| 75 歳 以上 | 人数 | 280 | 2 | 76 | 47 | 194 | 44 |
| | 割合 | — | 0.7 | 27.1 | 16.8 | 69.3 | 15.7 |
| 受診者 総数 | 人数 | 2,130 | 374 | 641 | 464 | 514 | 424 |
| | 割合 | — | 17.6 | 30.1 | 21.8 | 24.1 | 19.9 |

※各年代の健診結果内訳は複数の区分に該当するため、内訳の合計と受診者数は一致しない

女性 年代別健診結果

(単位 人数:人、割合:%)

| 年代 | | 受診者数 | 健診結果内訳 | | | | |
|--------|----|-------|--------|------|------|------|------|
| | | | 異常認めず | 要観察 | 要指導 | 治療中 | 要医療 |
| 30歳代 | 人数 | 2,201 | 952 | 715 | 285 | 58 | 262 |
| | 割合 | — | 43.3 | 32.5 | 12.9 | 2.6 | 11.9 |
| 40歳代 | 人数 | 68 | 9 | 19 | 15 | 14 | 18 |
| | 割合 | — | 13.2 | 27.9 | 22.1 | 20.6 | 26.5 |
| 50歳代 | 人数 | 139 | 10 | 37 | 27 | 62 | 29 |
| | 割合 | — | 7.2 | 26.6 | 19.4 | 44.6 | 20.9 |
| 60～64歳 | 人数 | 56 | 2 | 17 | 14 | 31 | 7 |
| | 割合 | — | 3.6 | 30.4 | 25.0 | 55.4 | 12.5 |
| 65～69歳 | 人数 | 46 | 5 | 12 | 3 | 23 | 10 |
| | 割合 | — | 10.9 | 26.1 | 6.5 | 50.0 | 21.7 |
| 70～74歳 | 人数 | 80 | 4 | 20 | 14 | 44 | 18 |
| | 割合 | — | 5.0 | 25.0 | 17.5 | 55.0 | 22.5 |
| 75歳以上 | 人数 | 361 | 14 | 95 | 49 | 233 | 48 |
| | 割合 | — | 3.9 | 26.3 | 13.6 | 64.5 | 13.3 |
| 受診者総数 | 人数 | 2,951 | 996 | 915 | 407 | 465 | 392 |
| | 割合 | — | 33.8 | 31.0 | 13.8 | 15.8 | 13.3 |

※各年代の健診結果内訳は複数の区分に該当するため、内訳の合計と受診者数は一致しない

④ 国保特定健康診査・特定保健指導の充実

杉並区は、医療保険者として40～74歳の国民健康保険加入者を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を毎年度計画的に実施しています。検査結果により生活習慣病発症のリスクが高いと判定された方には、生活習慣改善を目的とした特定保健指導を実施しています。

国民健康保険加入者の生活習慣病の発症や重症化を予防し、中長期的に医療費の増加を抑えることを目的としています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|-----------------|-------------------|--------|
| 国保特定健康診査・特定保健指導 | 国保年金課 医療費適正化担当 | p. 352 |

[受診状況 区民健康診査（国保特定健康診査）]

（単位：人）

| 年度 | 受診者総数 | 年齢別内訳 | | | |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70～74歳 |
| 元 | 35,580 | 5,094 | 6,171 | 11,892 | 12,423 |
| 2 | 32,548 | 4,566 | 5,529 | 10,413 | 12,040 |
| 3 | 32,923 | 4,445 | 5,762 | 10,428 | 12,288 |
| 4 | 32,154 | 4,285 | 5,866 | 10,199 | 11,804 |
| 5 | 30,520 | 4,068 | 5,651 | 10,174 | 10,627 |
| 対象者数 | 79,417 | 16,694 | 18,558 | 22,728 | 21,437 |
| 受診率 | 38.4% | 24.4% | 30.5% | 44.8% | 49.6% |

⑤ 後期高齢者健康診査の充実

75歳以上の方及び65～74歳で一定の障害がある方で、後期高齢者医療制度被保険者を対象に、生活習慣病の早期発見・健康の保持増進を目的として健康診査を実施しています。

健康診査業務は東京都後期高齢者医療広域連合からの受託により、区が区民健康診査のひとつとして実施しています。

[受診状況 区民健康診査（後期高齢者健康診査）]

| 年度 | 年度末 被保険者数（人） | 対象者数（人） | 受診者数（人） | 受診率（%） |
|----|-----------------|---------|---------|--------|
| 元 | 62,625 | 59,933 | 32,211 | 53.7 |
| 2 | 62,542 | 60,524 | 30,346 | 50.1 |
| 3 | 62,456 | 60,354 | 29,276 | 48.5 |
| 4 | 65,633 | 61,279 | 29,911 | 48.8 |
| 5 | 67,219 | 63,355 | 30,722 | 48.5 |

(2) 成人歯科健康診査等の実施

歯科疾患の発症・重症化の予防、かかりつけ歯科医の定着を促進するため、25・30・35・40・45・50・60・70歳の区民を対象に歯科健康診査と保健指導を実施しています。

また令和2年度から、口腔機能の維持・向上を図るために、76歳の区民を対象に後期高齢者歯科健康診査を実施しています。

[成人歯科健康診査受診状況] (単位 対象者・受診者:人、受診率:%)

| 年度 | 合計 | 年齢別内訳 | | | | | | | | |
|----|-----|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 25歳 | 30歳 | 35歳 | 40歳 | 45歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 | |
| 元 | 対象者 | 71,988 | 10,460 | 9,826 | 10,103 | 9,684 | 9,882 | 9,251 | 6,256 | 6,526 |
| | 受診者 | 7,159 | 752 | 853 | 947 | 1,029 | 883 | 963 | 825 | 907 |
| | 受診率 | 9.9 | 7.2 | 8.7 | 9.4 | 10.6 | 8.9 | 10.4 | 13.2 | 13.9 |
| 2 | 対象者 | 69,629 | 9,785 | 10,003 | 9,681 | 9,296 | 9,215 | 9,534 | 6,410 | 5,705 |
| | 受診者 | 7,256 | 927 | 1,021 | 915 | 983 | 893 | 1,002 | 830 | 685 |
| | 受診率 | 10.4 | 9.5 | 10.2 | 9.5 | 10.6 | 9.7 | 10.5 | 12.9 | 12.0 |
| 3 | 対象者 | 68,394 | 9,837 | 10,020 | 9,248 | 9,127 | 9,237 | 9,314 | 6,494 | 5,117 |
| | 受診者 | 7,276 | 853 | 994 | 879 | 1,002 | 923 | 1,013 | 910 | 702 |
| | 受診率 | 10.6 | 8.7 | 9.9 | 9.5 | 11.0 | 10.0 | 10.9 | 14.0 | 13.7 |
| 4 | 対象者 | 68,871 | 10,027 | 9,903 | 9,034 | 9,156 | 9,154 | 9,591 | 6,900 | 5,106 |
| | 受診者 | 6,360 | 711 | 763 | 754 | 840 | 812 | 916 | 896 | 668 |
| | 受診率 | 9.2 | 7.1 | 7.7 | 8.3 | 9.2 | 8.9 | 9.6 | 13.0 | 13.1 |
| 5 | 対象者 | 69,385 | 10,122 | 10,006 | 9,008 | 9,203 | 9,219 | 9,642 | 7,260 | 4,925 |
| | 受診者 | 6,764 | 784 | 883 | 819 | 928 | 818 | 998 | 918 | 616 |
| | 受診率 | 9.7 | 7.7 | 8.8 | 9.1 | 10.1 | 8.9 | 10.4 | 12.6 | 12.5 |

[後期高齢者歯科健康診査受診状況(対象者:76歳)]

| 年度 | 対象者(人) | 受診者(人) | 受診率(%) |
|----|--------|--------|--------|
| 2 | 4,575 | 492 | 10.8 |
| 3 | 3,691 | 424 | 11.5 |
| 4 | 5,123 | 525 | 10.2 |
| 5 | 6,700 | 773 | 11.5 |

●各種検診等の実施

目 的

疾患を早期に発見し、治療につなげることで重症化を予防します。

事業内容・実績等

(1) B型・C型肝炎ウイルス検査

肝炎ウイルス検査は、区民健康診査受診者のうち、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがなく、希望する方に対して実施しています。

[B型肝炎ウイルス検査]

(単位：人)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 受診者数 | 4,836 | 6,535 | 9,073 | 6,940 | 6,904 |
| 陰性 | 4,814 | 6,500 | 9,023 | 6,904 | 6,874 |
| 陽性 | 22 | 35 | 50 | 36 | 30 |

[C型肝炎ウイルス検査]

(単位：人)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 受診者数 | 4,836 | 6,535 | 9,073 | 6,940 | 6,904 |
| 感染している 可能性が低い | 4,825 | 6,521 | 9,053 | 6,926 | 6,890 |
| 感染している 可能性が高い | 11 | 14 | 20 | 14 | 14 |

(2) 眼科検診

40・45・50・55・60歳の区民を対象として、緑内障や加齢黄斑変性の早期発見、早期治療を目的とした眼科検診を実施しています。

[受診者数の年齢別内訳]

(単位 対象者・受診者：人、受診率：%)

| 年度 | | 合 計 | 年齢別内訳 | | | | |
|----|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 40 歳 | 45 歳 | 50 歳 | 55 歳 | 60 歳 |
| 元 | 対象者 | 42,884 | 9,511 | 9,761 | 9,159 | 8,246 | 6,207 |
| | 受診者 | 7,794 | 1,271 | 1,382 | 1,619 | 1,976 | 1,546 |
| | 受診率 | 18.2 | 13.4 | 14.2 | 17.7 | 24.0 | 24.9 |
| 2 | 対象者 | 42,355 | 9,168 | 9,118 | 9,470 | 8,221 | 6,378 |
| | 受診者 | 8,144 | 1,362 | 1,440 | 1,735 | 2,036 | 1,571 |
| | 受診率 | 19.2 | 14.9 | 15.8 | 18.3 | 24.8 | 24.6 |
| 3 | 対象者 | 41,204 | 8,923 | 9,146 | 9,234 | 7,440 | 6,461 |
| | 受診者 | 7,493 | 1,194 | 1,351 | 1,647 | 1,695 | 1,606 |
| | 受診率 | 18.2 | 13.4 | 14.8 | 17.8 | 22.8 | 24.9 |
| 4 | 対象者 | 42,817 | 8,960 | 9,045 | 9,502 | 8,469 | 6,841 |
| | 受診者 | 7,778 | 1,130 | 1,315 | 1,679 | 1,954 | 1,700 |
| | 受診率 | 18.2 | 12.6 | 14.5 | 17.7 | 23.1 | 24.9 |
| 5 | 対象者 | 43,787 | 9,037 | 9,118 | 9,558 | 8,874 | 7,200 |
| | 受診者 | 8,409 | 1,419 | 1,460 | 1,711 | 2,041 | 1,778 |
| | 受診率 | 19.2 | 15.7 | 16.0 | 17.9 | 23.0 | 24.7 |

[受診結果]

(単位：人)

| 年度 | 受診者数 | 緑内障の疑いのある人 | 加齢黄斑変性の疑いのある人 |
|----|-------|------------|---------------|
| 元 | 7,794 | 2,017 | 196 |
| 2 | 8,144 | 2,192 | 155 |
| 3 | 7,493 | 2,061 | 151 |
| 4 | 7,778 | 2,301 | 189 |
| 5 | 8,409 | 2,182 | 175 |

●がん検診の推進

目 的

国の指針を踏まえた質の高いがん検診の実施により、がんを早期発見・早期治療することで、がん死亡率の減少を目指します。

事業内容・実績等

(1) 科学的根拠に基づくがん検診の推進

がんによる死亡を減少させるためには、予防効果のあるがん検診を実施する必要があります。国は、死亡率減少効果に関する科学的根拠や、国内外のガイドラインによる推奨度を踏まえた検診方法を、区市町村が実施すべきがん検診（対策型がん検診）として指針に示しています。区民のがんによる死亡率の着実な減少を目指し、国の指針を踏まえた対策型がん検診の実施に引き続き取り組みます。

(2) がん検診受診率の向上

がん検診電算システムを活用した、効果的な個別受診勧奨等に引き続き取り組み、がん検診受診率の向上を図ります。特に40歳（子宮頸がん検診は20歳）から69歳の働き盛りの区民の受診率を高める取組を強化します。

(3) 個別受診勧奨等による精密検査受診率の向上

がん検診を受診し、要精密検査と判定されたにもかかわらず、精密検査を受診しないことは、がんの発見の遅れにもつながります。そのため、医療機関からの働きかけに加え、がん検診電算システムを活用して、個別受診勧奨や医療機関への追跡調査も行い、精密検査受診率の向上を目指します。

[各種がん検診の受診者と要精密検査者]

| がん検診種類 | | 胃がん検診 エックス線 | 胃がん検診 内視鏡 | 肺がん 検診 | 子宮頸 がん検診 | 乳がん 検診 | 大腸がん 検診 |
|--------|-----------|----------------|--------------|-----------|-------------|-----------|------------|
| 元年度 | 対象者数 | 185,565 | | 207,061 | 171,585 | 111,805 | 196,945 |
| | 受診者数 | 6,282 | 0 | 17,899 | 12,218 | 12,043 | 47,486 |
| | 受診率(%) | 8.4 | | 8.6 | 15.7 | 22.6 | 24.1 |
| | 要精密検査者数 | 272 | 0 | 385 | 282 | 1,054 | 3,088 |
| | 要精密検査率(%) | 4.3 | 0 | 2.2 | 2.3 | 8.8 | 6.5 |
| 2年度 | 対象者数 | 187,753 | | 209,502 | 172,754 | 113,008 | 199,267 |
| | 受診者数 | 4,208 | 2,131 | 50,065 | 11,864 | 10,795 | 43,751 |
| | 受診率(%) | 5.0 | | 23.9 | 13.9 | 20.2 | 22.0 |
| | 要精密検査者数 | 134 | 163 | 1,370 | 269 | 790 | 2,619 |
| | 要精密検査率(%) | 3.2 | 7.6 | 2.7 | 2.3 | 7.3 | 6.0 |
| 3年度 | 対象者数 | 119,743 | | 177,356 | 147,025 | 102,084 | 178,000 |
| | 受診者数 | 2,667 | 2,865 | 51,741 | 12,826 | 12,302 | 43,051 |
| | 受診率(%) | 7.1 | | 29.2 | 16.8 | 22.6 | 24.2 |
| | 要精密検査者数 | 102 | 211 | 1,231 | 302 | 980 | 2,423 |
| | 要精密検査率(%) | 3.8 | 7.4 | 2.4 | 2.4 | 8.0 | 5.6 |
| 4年度 | 対象者数 | 121,180 | | 178,147 | 146,373 | 102,457 | 178,794 |
| | 受診者数 | 2,379 | 3,905 | 52,130 | 13,151 | 11,915 | 42,586 |
| | 受診率(%) | 8.2 | | 29.3 | 17.7 | 23.6 | 23.8 |
| | 要精密検査者数 | 56 | 198 | 1,182 | 307 | 1,067 | 2,323 |
| | 要精密検査率(%) | 2.4 | 5.1 | 2.3 | 2.3 | 9.0 | 5.5 |
| 5年度 | 対象者数 | 122,668 | | 178,952 | 146,509 | 102,768 | 179,601 |
| | 受診者数 | 2,145 | 3,768 | 51,247 | 14,316 | 12,472 | 41,667 |
| | 受診率(%) | 8.6 | | 28.6 | 18.7 | 23.7 | 23.2 |
| | 要精密検査者数 | 61 | 259 | 1,204 | 316 | 1,014 | 2,166 |
| | 要精密検査率(%) | 2.8 | 6.9 | 2.3 | 2.2 | 8.1 | 5.2 |

※各がん検診の対象者数は、当該年度の人口に対象人口率（東京都調査）を乗じて算出

(4) 各種がん検診の実施

① 胃がん検診

国の指針に基づき、胃内視鏡検査は平成28年度から50歳以上の区民を対象に受診間隔を隔年（2年に1回）とし、実施しています。また、胃部エックス線検査は、対象年齢を平成28年度より35歳以上から40歳以上に、令和3年度より40歳以上から50歳以上に引き上げ、受診間隔を1年に1回とし、実施しています。

胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査は杉並区内の医療機関に委託し実施しています。

[エックス線検査 受診者数の年齢別内訳] (単位：人)

| 年度 | 総数 | 40～ 44歳 | 45～ 49歳 | 50～ 54歳 | 55～ 59歳 | 60～ 64歳 | 65～ 69歳 | 70～ 74歳 | 75～ 79歳 | 80歳 以上 |
|----|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 元 | 6,282 | 969 | 1,007 | 661 | 605 | 693 | 950 | 896 | 386 | 115 |
| 2 | 4,208 | 520 | 690 | 496 | 417 | 450 | 641 | 660 | 241 | 93 |
| 3 | 2,667 | 0 | 0 | 423 | 408 | 397 | 558 | 584 | 211 | 86 |
| 4 | 2,379 | 0 | 0 | 352 | 349 | 395 | 467 | 499 | 244 | 73 |
| 5 | 2,145 | 0 | 0 | 273 | 303 | 380 | 438 | 433 | 252 | 66 |

[内視鏡検査 受診者数の年齢別内訳] (単位：人)

| 年度 | 総数 | 50～ 54歳 | 55～ 59歳 | 60～ 64歳 | 65～ 69歳 | 70～ 74歳 | 75～ 79歳 | 80歳 以上 |
|----|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 元 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2 | 2,131 | 235 | 248 | 264 | 426 | 540 | 279 | 139 |
| 3 | 2,865 | 452 | 344 | 370 | 519 | 609 | 361 | 210 |
| 4 | 3,905 | 496 | 496 | 508 | 710 | 818 | 551 | 326 |
| 5 | 3,768 | 448 | 566 | 543 | 650 | 700 | 554 | 307 |

※令和元年度の胃内視鏡検査は、二重読影体制が整わず休止

[受診者数・精密検査の結果（4年度実績）※] (単位：人)

| 検査種別 | 受診者数 | 要精密検査者数 | 精密検査受診者数 | 精密検査結果内訳 | | | |
|-------|-------|---------|----------|----------|-----|---------------------|-------------------------|
| | | | | 異常なし | 胃がん | 胃がんの 疑い又は 未確定 | 胃がん 以外の 胃部の 疾患 |
| エックス線 | 2,379 | 56 | 51 | 30 | 2 | 0 | 19 |
| 内視鏡 | 3,905 | 198 | 198 | 97 | 20 | 1 | 80 |
| 合計 | 6,284 | 254 | 249 | 127 | 22 | 1 | 99 |

※精密検査結果は、要精密検査となった方が精密検査を受診後に、医療機関より報告されるため、結果把握に時間を要し、本事業概要作成時までに全てを把握することは困難である。より正確な精密検査結果を報告すべく、前々年度の精密検査結果としている。

② 肺がん検診

国の指針に基づき、平成29年度から対象年齢を35歳以上から40歳以上に引き上げ

ました。区民を対象に受診間隔を1年に1回とし、杉並区内の医療機関に委託して実施しています。

令和2年度より30歳代について区民健診と同時実施の胸部エックス線検査を廃止するとともに、杉並区が行う胸部エックス線検査を肺がん検診に一本化しました。

[受診者数の年齢別内訳] (単位：人)

| 年度 | 総数 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70～74歳 | 75～79歳 | 80歳以上 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 元 | 17,899 | 1,421 | 1,606 | 1,563 | 1,625 | 1,887 | 2,993 | 3,920 | 2,034 | 850 |
| 2 | 50,065 | 1,941 | 2,141 | 2,372 | 2,474 | 3,078 | 5,497 | 9,124 | 8,747 | 14,691 |
| 3 | 51,741 | 1,990 | 2,252 | 2,652 | 2,726 | 3,369 | 5,674 | 9,400 | 8,716 | 14,962 |
| 4 | 52,130 | 1,856 | 2,250 | 2,766 | 2,826 | 3,468 | 5,593 | 8,767 | 9,490 | 15,114 |
| 5 | 51,247 | 1,797 | 2,039 | 2,566 | 2,797 | 3,525 | 5,496 | 7,972 | 9,714 | 15,341 |

[受診者数・精密検査の結果(4年度実績) ※] (単位：人)

| 受診者数 | 要精密検査者数 | 精密検査受診者数 | 精密検査結果内訳 | | | |
|--------|---------|----------|----------|-----|-----------------|-----------------|
| | | | 異常なし | 肺がん | 肺がんの疑い 又は未確定 | 肺がん以外の 呼吸器疾患 |
| 52,130 | 1,182 | 1,032 | 521 | 29 | 85 | 397 |

※P.170 胃がん検診の受診者数・精密検査の結果(4年度実績)の「※」と同様

③ 子宮頸がん検診

国の指針に基づき、平成16年度から対象年齢を30歳以上から20歳以上に引下げました。平成17年度からは、子宮体がん検診を廃止して子宮頸がん検診のみとし、また、区民を対象に受診間隔を隔年(2年に1回)としました。杉並区内及び区外の医療機関に委託して実施しています。

[受診者数の年齢別内訳] (単位：人)

| 年度 | 総数 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70～74歳 | 75～79歳 | 80歳以上 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 元 | 12,218 | 331 | 456 | 657 | 796 | 1,386 | 1,572 | 1,417 | 1,216 | 1,172 | 1,181 | 1,187 | 581 | 266 |
| 2 | 11,864 | 490 | 506 | 653 | 799 | 1,352 | 1,485 | 1,316 | 1,106 | 1,030 | 1,093 | 1,250 | 513 | 271 |
| 3 | 12,826 | 445 | 515 | 697 | 734 | 1,352 | 1,588 | 1,582 | 1,283 | 1,228 | 1,227 | 1,304 | 567 | 304 |
| 4 | 13,151 | 442 | 637 | 758 | 831 | 1,351 | 1,568 | 1,498 | 1,325 | 1,164 | 1,259 | 1,328 | 666 | 324 |
| 5 | 14,316 | 507 | 739 | 1,153 | 1,159 | 1,266 | 1,496 | 1,552 | 1,454 | 1,336 | 1,284 | 1,281 | 732 | 357 |

[受診者数・精密検査の結果（4年度実績）※]

(単位：人)

| 受診者数 | 要精密検査者数 | 精密検査受診者数 | 精密検査結果内訳 | | | | | | | | | |
|--------|---------|----------|----------|--------------|----------------|------------|-----------------|------------------|-----------------|---------------------------|-------------|---------------|
| | | | 異常なし | 原発性 子宮頸がん | 子宮頸部の 二次性腫瘍 | 上皮内腺 がん | 異形成高度 (CIN3) | 異形成中等度 (CIN2) | 異形成軽度 (CIN1) | CIN3と2 の区別不可 (HSIL) | 疑い 又は未確定 | 子宮頸がんの その他 |
| 13,151 | 307 | 292 | 36 | 1 | 0 | 0 | 11 | 48 | 101 | 0 | 92 | 4 |

※発見患者は複数の区分に該当するため内訳の合計と精密検査受診者数は一致しない

※P.170 胃がん検診の受診者数・精密検査の結果（4年度実績）の「※」と同様

④ 乳がん検診

国の指針に基づき、平成16年度からマンモグラフィ検査を導入するとともに、対象年齢を30歳以上から40歳以上に引き上げ、区民を対象に受診間隔を隔年(2年に1回)としました。29年度からは国の指針に基づき、視触診検査を除外しました。杉並区内及び区外の医療機関に委託して実施しています。

[受診者数の年齢別内訳]

(単位：人)

| 年度 | 総数 | 40～ 44歳 | 45～ 49歳 | 50～ 54歳 | 55～ 59歳 | 60～ 64歳 | 65～ 69歳 | 70～ 74歳 | 75～ 79歳 | 80歳 以上 |
|----|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 元 | 12,043 | 1,906 | 1,709 | 1,574 | 1,408 | 1,374 | 1,534 | 1,409 | 732 | 397 |
| 2 | 10,795 | 1,790 | 1,594 | 1,400 | 1,295 | 1,134 | 1,247 | 1,373 | 593 | 369 |
| 3 | 12,302 | 1,874 | 1,677 | 1,647 | 1,402 | 1,426 | 1,503 | 1,578 | 751 | 444 |
| 4 | 11,915 | 1,772 | 1,635 | 1,595 | 1,420 | 1,321 | 1,389 | 1,461 | 851 | 471 |
| 5 | 12,472 | 1,736 | 1,585 | 1,483 | 1,550 | 1,496 | 1,573 | 1,545 | 992 | 512 |

[受診者数・精密検査の結果（4年度実績）※]

(単位：人)

| 受診者数 | 要精密検査者数 | 精密検査受診者数 | 精密検査結果内訳 | | | |
|--------|---------|----------|----------|-----|-----------------|-----------------|
| | | | 異常なし | 乳がん | 乳がんの疑い 又は未確定 | 乳がん以外の 乳房の疾患 |
| 11,915 | 1,067 | 1,016 | 341 | 51 | 18 | 606 |

※P.170 胃がん検診の受診者数・精密検査の結果（4年度実績）の「※」と同様

⑤ 大腸がん検診

平成4年4月から、30歳以上の方を対象に便潜血検査2日法を実施していましたが、国の指針に基づき平成20年度に対象年齢を40歳以上に引き上げました。区民健康診査対象者は同時に実施していますが、社会保険等加入者で受診機会のない方には、単独での検診も実施しています。

区民を対象に受診間隔を1年に1回とし、杉並区内及び区外の医療機関に委託して実施しています。

[受診者数の年齢別内訳]

(単位：人)

| 年度 | 総数 | 40～ 44歳 | 45～ 49歳 | 50～ 54歳 | 55～ 59歳 | 60～ 64歳 | 65～ 69歳 | 70～ 74歳 | 75～ 79歳 | 80歳 以上 |
|----|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 元 | 47,486 | 1,793 | 2,353 | 2,493 | 2,742 | 3,372 | 5,749 | 8,591 | 8,809 | 11,584 |
| 2 | 43,751 | 1,714 | 2,019 | 2,240 | 2,472 | 3,040 | 5,061 | 8,402 | 7,849 | 10,954 |
| 3 | 43,051 | 1,694 | 2,012 | 2,422 | 2,543 | 3,162 | 4,966 | 8,208 | 7,472 | 10,572 |
| 4 | 42,586 | 1,508 | 1,961 | 2,428 | 2,570 | 3,171 | 4,874 | 7,505 | 8,024 | 10,545 |
| 5 | 41,667 | 1,462 | 1,791 | 2,286 | 2,523 | 3,278 | 4,702 | 6,837 | 8,188 | 10,600 |

[受診者数・精密検査の結果（4年度実績）※]

(単位：人)

| 受診者数 | 要精密 検査者数 | 精密検査 受診者数 | 精密検査結果内訳 | | | | |
|--------|-------------|--------------|----------|------|------------------|-------------|-------------------------------|
| | | | 異常なし | 大腸がん | 大腸がんの疑い 又は未確定 | 腺腫・ ポリープ | 大腸がん及び腺腫・ ポリープ以外の大腸 の疾患 |
| 42,586 | 2,323 | 1,768 | 448 | 127 | 20 | 1,050 | 123 |

※P.170 胃がん検診の受診者数・精密検査の結果（4年度実績）の「※」と同様

（5）「杉並区がん検診精度管理審議会」及び「杉並区胃内視鏡検査による胃がん検診精度管理審議会」を活用したがん検診の質の向上

令和元年度に、外部の専門家による二つの審議会を設置しました。審議会では、がん検診の実施体制や精度管理に関する審議を行い、安全で質の高いがん検診を行える体制を維持強化します。

9 生活衛生課

管理係

●医療従事者の免許に関すること

目 的

医師・歯科医師・薬剤師・保健師・助産師・看護師等の医療従事者の免許申請の受理経路に関する事務を行っています。

事業内容・実績等

[医療関係従事者免許申請取扱件数] (単位：件)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 780 | 690 | 749 | 787 | 655 |

[令和5年度 取扱件数] (単位：件)

| 免許の種類 | 件数 | 免許の種類 | 件数 | 免許の種類 | 件数 |
|-------|-----|-----------|----|------------|-----|
| 医師 | 116 | 准看護師 | 16 | 死体解剖資格 | 0 |
| 歯科医師 | 37 | 衛生検査技師 | 0 | 視能訓練士 | 8 |
| 薬剤師 | 116 | 臨床検査技師 | 16 | 理学療法士 | 37 |
| 保健師 | 44 | 診療放射線技師 | 7 | 作業療法士 | 25 |
| 助産師 | 8 | 診療エックス線技師 | 0 | 受胎調節実施指導員 | 2 |
| 看護師 | 223 | 歯科技工士 | 0 | 受胎調節（標識交付） | 0 |
| 合 計 | | | | | 655 |

●動物と共生できる地域社会づくりの推進

目 的

動物に対して様々な価値観を持つ区民同士が理解し合うとともに、動物が命あるものとして尊重され、人のよきパートナーとして幸福で健康な生涯を送ることができるよう、東京都獣医師会杉並支部及び杉並区動物適正飼養普及員（杉並どうぶつ相談員）等と協力し、動物愛護と都市における動物の適正飼養ルールの普及啓発や災害時のペット救護対策等の充実を図ります。

事業内容・実績等

(1) 動物の適正飼養ルールの普及啓発

① 杉並区動物適正飼養普及員（杉並どうぶつ相談員）の委嘱と動物愛護週間の催しの開催

区は、協働して動物の適正飼養を推進するボランティアを、杉並区動物適正飼養普及員（杉並どうぶつ相談員）として委嘱しています（令和5年度末時点で75名委嘱）。

動物愛護週間では、展示会・講演会等の催しを通して動物愛護の啓発に努めています。

② 普及啓発冊子等と適正飼養プレートの配布

冊子「愛犬のしおり」「動物シリーズ」、適正飼養プレート等を作成し、ペットの正しい飼い方や動物愛護精神について普及啓発を行っています。

また、「飼い主のいない猫の世話・杉並ルール」を作成し、飼い主のいない猫の適正管理について普及啓発を行っています。

③ 動物に関する相談

犬については、迷い犬の相談や、ふんの放置・吠え声などの苦情が多く寄せられています。

猫に関しても同様ですが、飼い主のいない猫に対する餌やりや、飼い主の不適正な飼い方に対する苦情も多く、区では正しい飼い方の注意指導を行っています。

[相談件数 (令和5年度)]

(単位: 件)

| | 放し飼い等 | 汚物・汚水 | 悪臭 | 鳴き声 | 失踪・迷込み | その他 | 計 |
|---|-------|-------|----|-----|--------|-----|-----|
| 犬 | 6 | 67 | 2 | 37 | 12 | 34 | 158 |
| 猫 | 7 | 18 | 2 | 2 | 74 | 61 | 164 |

④ 犬のしつけ方教室

令和4年度から、区民と区民の飼い犬を対象とし、適正飼養に必要なしつけの方法や動作等を教えることを目的とした「杉並区犬のしつけ方教室」を行っています。

区内の区立公園または都立公園を会場として、1回10頭以内で実施しています。

なお、屋外事業であるため、荒天により中止となる場合があります。

| 年度 | 4 | 5 |
|----------|----|----|
| 回数 (回) | 6 | 8 |
| 参加頭数 (頭) | 52 | 62 |

(2) 飼い主のいない猫を増やさない活動支援

平成 15 年 5 月に設置された杉並区動物対策連絡会の提言に基づき、飼い主のいない猫を増やさない活動をしているグループの登録を開始し、一定の要件を満たしたものに対して、東京都獣医師会杉並支部の協力のもと、不妊去勢手術費を助成する事業を平成 16 年 8 月より実施しています。

また、事業開始から 10 年以上が経過する間に飼い主のいない猫を取り巻く環境や区民ニーズの変化を受け、より効果的に制度を実施できるよう、平成 27 年度に「杉並区飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業懇談会」を設置し、事業の見直しについて検討を行いました。この検討結果を踏まえ、平成 29 年度から事業の一部を変更し、内容の充実を図っています。

[飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業実施状況] (単位：頭)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| オス | 90 | 86 | 113 | 103 | 56 |
| メス | 114 | 120 | 95 | 92 | 43 |
| 手術済み | 2 | 2 | 4 | 7 | 1 |
| 合計 | 206 | 208 | 212 | 202 | 100 |

※捕獲した猫に対しては、不妊去勢手術と併せて、手術済みを示す耳カットやマイクロチップ挿入の処置と猫の健康や周辺環境保全のためワクチン接種及びノミ・ダニ等の寄生虫駆除を実施しています。平成 29 年度からは、手術済みの猫を誤って捕獲した場合にも、これらの処置を行っています。

(3) 狂犬病予防の推進

犬を飼うに当たっては、狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録が必要です。令和 4 年 6 月 1 日からは、動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、マイクロチップによる犬の登録が開始されました。これにより、令和 4 年度以降の新規登録については、区窓口での犬鑑札による登録、または環境省ホームページでのマイクロチップによる登録が行われています。

また、狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生を未然に防止するため、年 1 回(4~6 月)狂犬病予防定期集合注射を実施しています。

[飼い犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況]

(単位：頭)

| 年度 | 登録（鑑札交付） | | | | | | 登録 総数 | 狂犬病予防注射 | | |
|----|----------|-------------|------------|--------|-------------|-------|----------|------------|-----|--------|
| | 新規登録 | | 再交付 （※） | 他自治体転入 | | 合計 | | 注射済票 交付 | 再交付 | 合計 |
| | 犬鑑札 | マイクロ チップ | | 犬鑑札 | マイクロ チップ | | | | | |
| 4 | 555 | 1,066 | 181 | 209 | 501 | 2,512 | 18,612 | 14,008 | 51 | 14,059 |
| 5 | 110 | 1,254 | 109 | 174 | 728 | 2,375 | 19,020 | 13,823 | 47 | 13,870 |

※登録の再交付数は、転入の再交付を含む。

犬によるこう傷事故が発生した場合には、飼い主の責任で獣医師に事故犬の検診を受けさせ、届出書及び狂犬病鑑定書の提出を指導しています。

[こう傷事故発生件数（令和5年度）]

(単位：件)

| こう傷犬 頭数 | 登録犬 | | 未登録犬 | | 不明犬 | こう傷 被害者数 |
|------------|------|------|------|------|-----|-------------|
| | 注射済犬 | 未注射犬 | 注射済犬 | 未注射犬 | | |
| 9 | 8 | 1 | 0 | 0 | 0 | 9 |

[事故時の状況]

| | |
|---------------|---|
| 犬舎等の中で飼養・けい留中 | 0 |
| 綱等で保持して運動中 | 7 |
| 放し飼い・野犬 | 0 |
| その他 | 2 |
| 合計 | 9 |

[被害者の事故時の状況]

| | |
|------------|---|
| 犬に触れようとした | 0 |
| 犬を拘束しようとした | 0 |
| 配達・訪問の際 | 2 |
| 通行中 | 5 |
| 遊戯中 | 1 |
| その他 | 1 |
| 合計 | 9 |

畜舎等の設置について、化製場等に関する法律等に基づき、許可事務などを行っています。

[畜舎の施設数（令和5年度）]

(単位：件)

| | 畜舎 | | | | | |
|-----|----|----|----|----|------|-----|
| | 総数 | 牛舎 | 豚舎 | 犬舎 | 家きん舎 | その他 |
| 施設数 | 5 | — | — | 4 | — | 1 |

(4) 災害時におけるペットの救護対策

災害発生時に飼い主による同行避難が行われた際、適正な飼養管理がなされるよう、総合震災訓練や震災救援所運営連絡会等の機会を通じて、チラシ・パンフレット・展示

などによる普及啓発を行っています。

また、平成 14 年 12 月 9 日付けで東京都獣医師会杉並支部と締結した「災害時の動物に関わる救護活動に関する協定」に基づき、獣医師や杉並どうぶつ相談員と協力して、動物医療救護用品の整備やペット同行避難訓練等を実施するなど、災害発生時の体制強化を図っています。

なお、令和 4 年度からペット同行避難のために必要となる避難場所設営資材として、各震災救援所への「ペット用初動ボックス」等の設置を進めています。

(5) ドッグランの運営

犬を自由に運動させる場を提供するとともに犬の適正飼養に関する普及啓発を行い、人と動物の共生する地域社会の実現に資することを目的に、令和 6 年 3 月、都立和田堀公園内に杉並区立ドッグラン広場を開設しました。

施設の整備をみどり公園課が、運営を生活衛生課が所管しています。

運営に際しては、説明会のほか東京都獣医師会の獣医師や動物ボランティア等からの意見も踏まえ、利用方法や利用ルール等を定めています。また、運営業務は事業者に委託しています。

[施設概要]

所在地：杉並区松ノ木一丁目 1 番 4 号 都立和田堀公園内

| エリア種別 | 対象 |
|----------------------------------|--------------|
| 小型犬エリア (500 m ²) | 体重 10kg 未満の犬 |
| 中・大型犬エリア (1,000 m ²) | 体重 10kg 以上の犬 |

使用料：無料

利用対象：利用登録（年度更新）をした犬と犬の飼い主（杉並区外在住者も利用可）

| | |
|-----------|-----|
| 年度 | 5 |
| 延べ登録件数（件） | 679 |

●薬物乱用防止対策の推進

目 的

麻薬、覚醒剤、大麻、シンナー、危険ドラッグ等の薬物乱用による危害を周知し、区民一人ひとりの認識を高めることにより、薬物乱用の根絶を図ります。

事業内容・実績等

東京都知事より委嘱された「東京都薬物乱用防止指導員」16名（麻薬中毒者相談員、薬剤師会、防犯委員、保護司、民生委員児童委員、青少年育成委員等）及び区から委嘱された指導員1名により構成される「東京都薬物乱用防止推進杉並地区協議会」が、薬物乱用を根絶するため、各種の啓発活動や小中高の学校を中心に薬物乱用防止教室を行っています。

生活衛生課は、協議会の事務局として、区内中学校を対象とした薬物乱用防止ポスター・標語の募集や薬物乱用防止街頭キャンペーンを実施しています。

[薬物乱用防止ポスター・標語募集（区内中学校）]

| 年度 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----|------|---------|---------|---------|------------|---------|
| 中学校 | 標語 | 8校 821件 | 2校 114件 | 7校 909件 | 10校 1,288件 | 8校 953件 |
| | ポスター | 6校 334件 | 5校 39件 | 5校 112件 | 6校 135件 | 5校 178件 |

保健衛生担当

●医療の安全確保

目 的

区民が安心して医療を受けられるよう、医療関係施設に関する事務及び監視指導を行い、医療安全の体制整備を図ります。

事業内容・実績等

(1) 医療関係施設の許可申請・届出受理

医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、歯科技工士法に基づき、診療所、助産所、施術所、歯科技工所等の開設・変更の許可や届出事務を行っています。病院については、東京都への経由事務を行っています。

また、臨床検査技師等に関する法律に基づき、衛生検査所の登録・変更登録の申請や変更届等の事務を行っています。

[医療関係施設許可申請・届出受理件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 件数 (件) | 3,121 | 3,138 | 4,105 | 2,936 | 2,750 |

[医療関係施設許可申請・届出受理件数内訳（令和5年度）]

（単位：件）

| | | | | | | |
|--------|---------------|-------|------|-------------------|-------------|----|
| 病院 | 許可・変更許可申請 | 12 | 助産所 | 設置・変更等許可申請 | 0 | |
| | 使用許可申請 | 9 | | 使用（変更を含む）許可申請 | 0 | |
| | 開設届 | 0 | | 開設届（再開届を含む） | 4 | |
| | 休・廃止届 | 0 | | 休・廃止届 | 0 | |
| | 変更届 | 1 | | 変更届 | 0 | |
| | 診療用エックス線届出等 | 9 | | 施設 | 開設届（再開届を含む） | 58 |
| | 救急医療機関申出書等 | 3 | | 術 | 休・廃止届 | 43 |
| 診療所 | 許可・変更等許可申請 | 12 | 施設出張 | 変更届 | 287 | |
| | 使用（変更を含む）許可申請 | 1 | | 開始届 | 21 | |
| | その他許可申請（二箇所等） | 6 | | 廃止届 | 12 | |
| | 開設届（再開届を含む） | 19 | | 変更届 | 1 | |
| | 休・廃止届 | 34 | | 技術 | 開設届（再開届を含む） | 2 |
| | 変更届 | 194 | | 工 | 休・廃止届 | 5 |
| | 病床設置許可申請等 | 0 | | 所科 | 変更届 | 4 |
| 病院・診療所 | 巡回診療・健診等実施計画書 | 1,783 | 検衛 | 登録・登録変更等申請 | 0 | |
| 歯科診療所 | 許可・変更等許可申請 | 12 | 査所生 | 書換え・再交付 | 0 | |
| | その他許可申請（二箇所等） | 1 | | 休・廃止届 | 2 | |
| | 開設届（再開届を含む） | 13 | | 変更届 | 7 | |
| | 休・廃止届 | 13 | | （病院除く） エックス線装置 | 備付届 | 54 |
| | 変更届 | 61 | | | 廃止届 | 38 |
| 合計 | | | | | 2,750 | |

（2）杉並区内の医療関係施設及び診療科目

医療関係施設について、管理者の監督義務の徹底、施設の構造や衛生、広告等について監視指導を実施しています。有床診療所へは、定例立入検査を実施しています。衛生検査所についても立入検査を実施し、精度管理等の監視指導を行っています。

[医療関係施設数及び監視指導数（令和5年度）]

（単位：件）

| 施設 | | 病院 | 診療所 | | 歯科 | 助産所 | | 施術所 | 出張施術 | 歯科技工所 | 衛生検査所 | その他 |
|----|--------------|---------------|-----------|-----|-----|----------|----|-----|------|-------|-------|-----|
| | | | 有床 | 無床 | 診療所 | 有床 | 無床 | | | | | |
| 件数 | 施設数 (病床数) | 20 (2,666) | 8 (74) | 530 | 430 | 3 (8) | 31 | 705 | 450 | 60 | 6 | 0 |
| | 監視・指導 | 3 | 8 | 50 | 58 | 0 | 0 | 59 | 0 | 2 | 1 | 0 |

[診療科目別一覧（令和5年度）]

（単位：件）

| 科 | 内科 | 外科 | 精神科 | ギア ー 科 | ア レ ル | 小 児 科 | 皮 膚 科 | ひ 尿 器 科 | 産 婦 人 科 | 眼 科 | こ う 科 | 耳 鼻 い ん | 整 形 外 科 |
|----|-----|----|-----|--------------|-------------|-------------|-------------|------------------|------------------|--------|-------------|------------------|------------------|
| 件数 | 329 | 57 | 60 | 55 | 126 | 97 | 25 | 14 | 50 | 37 | 65 | | |

●医薬品等の安全確保

目 的

医薬品、医療機器、毒物劇物等による区民の健康被害等の防止を図ります。

事業内容・実績等

(1) 医薬品、医療機器等の安全確保

① 許可申請・届出・相談

薬局を開設若しくは医薬品等を販売しようとする場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」といいます。）に基づき許可を受ける必要があります。また、薬局において麻薬処方箋に基づき調剤した麻薬を譲り渡そうとする場合は、麻薬及び向精神薬取締法に基づき免許を取得する必要があります。薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、麻薬小売業者の新規・更新の許可、免許申請のほか、各種変更届等の相談受付を行い、許可申請時には併せて構造設備基準等の現地実査を実施しています。その他、管理医療機器の販売業・貸与業の届出を受け付けています。

② 監視指導

薬局や医薬品等の販売業者に対し立入検査を実施し、構造設備、品質管理状況等について監視指導を行っています。また、医薬品販売時の薬剤師等による医薬品に関する情報提供及び副作用情報の収集に努めるよう指導しています。

国の通知に基づき時期を定めて全国一斉に行う一斉監視指導、東京都及び特別区が連携して重点監視項目を定めて行う一斉監視指導及び懸案になっている事項を調査・監視する特別一斉監視指導を実施しています。

[医薬品医療機器等法関係許可等施設数及び立入検査実施状況 (令和5年度)]

(単位：件)

| 業 種 | | 令和4年度末 | 新規数 | 廃止数 | 令和5年度末 | 立入検査数 | 違反施設数 | 更新許可数 | 変更届等の数 | |
|------------|-----------|--------|-------|-----|--------|-------|-------|-------|--------|-----|
| 医薬品 | 薬局 | 267 | 11 | 10 | 268 | 163 | 49 | 52 | 1,118 | |
| | 薬局製剤製造販売業 | 18 | 1 | 2 | 17 | 9 | 0 | 5 | 6 | |
| | 薬局製剤製造業 | 18 | 1 | 2 | 17 | 9 | 0 | 5 | 1 | |
| | 店舗販売業 | 86 | 6 | 1 | 91 | 40 | 2 | 15 | 425 | |
| 医療機器 | 販売業 | 高度管理 | 241 | 14 | 11 | 244 | 95 | 19 | 53 | 170 |
| | | 管理 | 1,015 | — | — | 1,043 | 111 | 0 | — | — |
| | 貸与業 | 高度管理 | 179 | 10 | 9 | 180 | 66 | 17 | 44 | 100 |
| | | 管理 | 376 | — | — | 381 | 142 | 0 | — | — |
| 麻薬小売業者 | | 213 | 10 | 6 | 217 | 128 | 0 | 82 | 535 | |
| 向精神薬小売業者 | | 267 | 11 | 10 | 268 | 163 | 2 | — | 0 | |
| 向精神薬卸売業者 | | 267 | 11 | 10 | 268 | 163 | 2 | — | 0 | |
| 覚醒剤原料取扱い薬局 | | 267 | 11 | 10 | 268 | 163 | 1 | — | 28 | |

※管理医療機器販売業・貸与業には、医薬品医療機器等法施行令第49条のみなし施設である薬局、店舗販売業、卸売販売業等の施設数を含む

※違反内容：管理者の不備、届出の不備、販売体制の不備、毒劇薬の貯蔵陳列の不備等

③ 収去検査

医薬品等の品質及び安全性を確保するため、販売業者より商品を収去し、検査を実施しています。

[医薬品等収去検査実施状況 (令和5年度)] (単位：件)

| 収去品目 | 検体数 | 適合 | 不適合 |
|-------|-----|----|-----|
| 医薬品 | 2 | 2 | 0 |
| 医薬部外品 | 1 | 1 | 0 |
| 化粧品 | 1 | 1 | 0 |
| 医療機器 | 1 | 1 | 0 |
| 計 | 5 | 5 | 0 |

※検査機関：東京都健康安全研究センター

④ 情報提供

医薬品や医薬品医療機器等法に関する最新の情報等を薬局及び医薬品販売業者に周知するため、講習会の開催や自己研修用資料の配布を行っています。

(2) 毒物劇物の危害防止

① 登録申請・届出・相談

毒物劇物を販売しようとする場合は、毒物及び劇物取締法に基づき登録を受ける必要があります。毒物劇物販売業の新規・更新の登録申請のほか各種変更届等の相談受付を行い、登録申請時には併せて構造設備基準の現地実査を実施しています。また、毒物及び劇物取締法により定められている毒物劇物業務上取扱者に関する届出を受け付けています。

② 監視指導

毒物劇物は、工業製品の原料、農薬、洗浄などに使用されますが、取扱いを誤ると危険な物質であり、事件・事故も全国で発生しています。毒物劇物による保健衛生上の危害や盗難等を防ぐため、立入検査を実施し、安全な保管管理の徹底や販売時の適正な譲渡手続について販売業者へ指導を行っています。

また、毒物劇物の取扱いや漏出時の対応等について記載されている SDS（安全データシート）の取扱者への提供についても、販売業者へ指導を行っています。

その他、国の通知に基づき、東京都及び特別区が連携して行う毒物劇物農業用品目販売業者等一斉監視指導及びシアン・トルエン等一斉監視指導を行っています。

[毒物及び劇物取締法関係登録等施設数及び立入検査実施状況（令和5年度）]

(単位：件)

| 業種 | 令和4年度末 | 新規数 | 廃止数 | 令和5年度末 | 立入検査数 | 違反施設数 | 更新登録数 | 変更届等の数 |
|--------------|--------|-----|-----|--------|-------|-------|-------|--------|
| 毒物劇物一般販売業 | 106 | 4 | 7 | 103 | 44 | 3 | 19 | 20 |
| 毒物劇物農業用品目販売業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — |
| 毒物劇物特定品目販売業 | 2 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 要届出業務上取扱者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — |
| 非届出業務上取扱者 | 107 | 0 | 2 | 105 | 2 | 0 | — | — |

※ 違反内容：届出の不備、SDSの交付不備

③ 情報提供

毒物劇物による人為的事件・事故を防止するため、「毒劇物盗難等防止マニュアル」を作成し、毒物劇物販売業者に配布しています。また、「毒物劇物による事故の未然防止の手引」を作成し、毒物劇物業務上取扱者に配布しています。

(3) 有害物質を含有する家庭用品の安全確保

① 家庭用品の試買検査

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品による健康被害の発生、拡大防止を図るため、対象となる家庭用品を販売している店舗に立ち入り、試買検査を行い、品質の確認を行っています。

検査結果が不適となった場合は、製造者、輸入者等を担当する関係自治体と協力して、製品の自主回収などを指導します。

[家庭用品の試買検査実施状況（令和5年度）]

(単位：件)

| 試買品目 | | 検体数 | 適合 | 不適合 |
|--------|-----------|-----|----|-----|
| 一般家庭用品 | 家庭用塗料 | 1 | 1 | 0 |
| | 家庭用ワックス | 1 | 1 | 0 |
| | 家庭用エアゾル製品 | 2 | 2 | 0 |
| | 家庭用洗剤 | 2 | 2 | 0 |
| 繊維製品 | よだれ掛け | 1 | 1 | 0 |
| | 下着 | 2 | 2 | 0 |
| | 外衣 | 1 | 1 | 0 |
| | 手袋 | 1 | 1 | 0 |
| | くつした | 1 | 1 | 0 |
| | 帽子 | 1 | 1 | 0 |
| | 寝具 | 3 | 3 | 0 |
| | カーテン | 1 | 1 | 0 |
| 計 | | 17 | 17 | 0 |

※ 検査機関：東京都健康安全研究センター

② 情報提供

対象となる家庭用品を販売している店舗に対し、パンフレット等を配布して安全な家庭用品の提供が図られるよう普及啓発を行っています。

●環境衛生営業施設等における衛生確保

目 的

区民の健康被害を防止するため、環境衛生営業施設について監視指導を行い、環境衛生の維持向上を図ります。

事業内容・実績等

理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、プール、温泉利用施設、墓地・納骨堂・火葬場、コインオペレーションクリーニング、コインシャワー、住宅宿泊事業施設等に関して、許可業務等のほか、監視指導を実施しています。

申請に伴う相談業務のほか、営業施設に対する苦情相談等があった場合には物件の現地調査を行い、必要に応じて指導を行っています。

また、営業施設及び区民向けに環境衛生講習会を実施しています。

[環境衛生営業施設等の施設数及び監視指導件数（令和5年度）] (単位：件)

| | | 施設数 | 監視指導 件数 | 許可・確認等 件数 | 廃止数 |
|------------------------|----------|-----|------------|--------------|-----|
| 理容所 | | 273 | 10 | 8 | 15 |
| 美容所 | | 884 | 53 | 42 | 20 |
| クリーニング所 | | 292 | 16 | 4 | 13 |
| 興行場 | 常設 | 16 | 16 | 1 | 0 |
| | 仮設 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 旅館業 | 旅館・ホテル | 64 | 47 | 14 | 4 |
| | 簡易宿所 | 8 | 3 | 0 | 0 |
| | 下宿 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公衆浴場 | 普通公衆浴場 | 17 | 25 | 0 | 1 |
| | その他の公衆浴場 | 23 | 24 | 1 | 0 |
| プール | 許可 | 12 | 14 | 0 | 0 |
| | 届出 | 75 | 2 | 0 | 0 |
| 温泉利用施設 | | 24 | 30 | 1 | 1 |
| 墓地 | 墓地 | 95 | 3 | 1 | 1 |
| | 納骨堂 | 10 | 0 | 0 | 0 |
| | 火葬場 | 1 | 7 | 0 | 0 |
| コインオペレーション クリーニング営業 | | 138 | 12 | 7 | 6 |
| コインシャワー営業 | | 3 | 0 | 0 | 1 |

[環境衛生関連施設に関する相談件数（令和5年度）] (単位：件)

| 総数 | 事前相談 | 苦情相談 | 衛生相談 | その他 |
|-------|-------|------|------|-----|
| 1,705 | 1,279 | 75 | 26 | 325 |

[環境衛生講習会の実施状況（令和5年度）]

| 回数(回) | | | 人数(人) | | |
|-------|------|------|-------|------|------|
| 総数 | 営業施設 | 住居衛生 | 総数 | 営業施設 | 住居衛生 |
| 4 | 3 | 1 | 511 | 220 | 291 |

(1) 環境衛生営業施設の許可業務等

環境衛生営業施設について、関係法規に定められている構造設備基準等に基づき、許可事務や開設・変更等の届出事務、実地検査を行っています。

(2) 公衆浴場・旅館業・興行場の監視指導

① 公衆浴場

公衆浴場には「普通公衆浴場」（いわゆる銭湯）と「その他の公衆浴場」（スポーツクラブの風呂等）があり、条例により衛生措置の基準が定められています。基準が遵守されているか確認するため、浴槽水の水質検査や施設の衛生状況の確認を行っています。

[公衆浴場浴槽水水質検査結果（令和5年度）] (単位：件)

| 種類 | 検査施設数 | 検査件数 | 検査成績 | | 不適内訳 | | | | |
|----------|-------|------|------|----|------|---------------|------|---------|----------|
| | | | 適 | 不適 | 濁度 | 過マンガン酸カリウム消費量 | 大腸菌群 | レジオネラ属菌 | 遊離残留塩素濃度 |
| 普通公衆浴場 | 19 | 19 | 18 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| その他の公衆浴場 | 16 | 18 | 15 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 総数 | 35 | 37 | 33 | 3 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 |

公衆浴場水質基準：濁度 5 度以下、過マンガン酸カリウム消費量 25 mg/L 以下、大腸菌群 1mL 中 1 個以下、レジオネラ属菌 100mL 中検出限界 (10CFU) 未満、措置基準：遊離残留塩素濃度 0.4mg/L 以上

感染症の被害発生防止のため、社会福祉施設など特に注意が必要な施設について、浴槽水の衛生指導や住環境に関する指導を行っています。

[社会福祉施設の浴槽水レジオネラ属菌検査結果（令和5年度）] (単位：件)

| 検査施設数 | 検査件数 | 検査成績 | |
|-------|------|------|----|
| | | 良好 | 不良 |
| 6 | 6 | 6 | 0 |

② 旅館業

区内では、中央線や丸ノ内線沿線といった都心に直結した交通至便な地域に、客室数が100室を超えるビジネスホテルが作られてきましたが、旅館業の規制緩和により、駅前以外にも小規模な旅館・ホテルが作られるようになってきています。

いずれも不特定多数の人が利用するため、施設の衛生確保が重要であり、立入監視を行い、施設の維持管理の衛生指導を実施しています。

また、旅館業の許可を受けずに営業を行っている疑いがある施設に対しては、実態調査の上、必要な指導を行っています。

③ 興行場

区内には、興行場としてミニシアターや小規模な演劇場、区立会館等があります。興行場については多人数の利用が想定されることから、空気環境の衛生基準が定められています。定期的に施設へ立ち入り、空気環境の測定や施設の維持管理の確認を行い、衛生指導を実施しています。

[興行場空気検査結果（令和5年度）] (単位：件)

| 検査施設数 | 検査件数 | 検査成績 | | 検査項目（不適件数） | | |
|-------|------|------|----|------------|-------|------|
| | | 適 | 不適 | 炭酸ガス | 浮遊粉じん | 落下細菌 |
| 15 | 15 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 |

興行場空気環境基準：炭酸ガス濃度 0.15%以下、浮遊粉じん 0.2 mg/m³以下、落下細菌 30 個以下

(3) 住宅宿泊事業（民泊）の相談・届出

平成30年6月15日からの住宅宿泊事業法施行に当たり、区は条例を制定し、住宅宿泊事業を実施する区域及び期間を定めるとともに、事業者向けガイドラインを策定し、適正な事業の運営を確保するよう指導しています。

また、区ホームページで、住宅宿泊事業の届出があった住宅の所在地、届出番号、届出年月日について公表しています。

なお、民泊に対する苦情相談等があった場合には、物件の現地調査を行い、必要に応じて指導を行っています。

[住宅宿泊事業の相談・届出件数（令和5年度）] (単位：件)

| 施設数 | 届出数 (事業開始時からの累計) | 廃止数 (事業開始時からの累計) | 事前相談 延べ件数 | 苦情相談 延べ件数 |
|-----|---------------------|---------------------|--------------|--------------|
| 247 | 361 | 114 | 541 | 12 |

(4) 理容所・美容所・クリーニング所等の監視指導

理容所・美容所について、器具類の消毒の実施状況を重点に監視指導を行っています。美容所では大型店やファッション性に富んだ店など多様化している反面、見た目の良さに重点を置く傾向があり、器具の消毒が不十分な施設も見受けられます。

クリーニング所の監視では施設の衛生確保や、従事者の健康維持、感染症の発生につながるおそれのある洗濯物の取扱いなどについて指導しています。

(5) プールの監視指導

プールは、許可を必要とする営業施設と、届出を必要とする学校施設に分類されます。プール水の水質検査について、営業施設は年1回以上実施し、学校施設は自主検査結果の状況に応じて行っています。

全ての施設にプール水に使用する自動塩素滅菌装置が設置されていますが、学校施設では夏期の暑い時期にプールを使用するため、残留塩素濃度が減少しやすい傾向があります。このため、プール衛生管理講習会等で塩素消毒の維持管理の徹底を図るよう指導しています。

[プール水水質検査結果 (令和5年度)]

(単位：件)

| | 検査施設数 | 検査件数 | 検査成績 | | 不適内訳 | | | | | | | |
|----|-------|------|------|----|--------------|----|---------------|----------|-----|------|---------|------|
| | | | 適 | 不適 | 水素イオン濃度 (pH) | 濁度 | 過マンガン酸カリウム消費量 | 遊離残留塩素濃度 | 大腸菌 | 一般細菌 | レジオネラ属菌 | 炭酸ガス |
| 営業 | 12 | 14 | 11 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 学校 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 総数 | 14 | 16 | 13 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 |

プール水水質基準：水素イオン濃度 (pH) 5.8～8.6、濁度2度以下、過マンガン酸カリウム消費量12mg/L以下、遊離残留塩素濃度は消毒に塩素剤及び塩素使用の場合は0.4mg/L以上、二酸化塩素使用の場合は二酸化塩素濃度0.1mg/L以上、0.4mg/L以下でかつ亜塩素酸濃度が1.2mg/L以下、大腸菌100mL中不検出、一般細菌1mL中200CFU以下、レジオネラ属菌(屋内プールのみ)100mL中検出限界(10CFU)未満、炭酸ガス(屋内プールのみ)0.15%以下

(6) コインオペレーションクリーニング営業、コインシャワー営業の監視指導

コインオペレーションクリーニング営業(いわゆるコインランドリー)、コインシャワー営業については、指導要綱を定め、管理者に適正な施設管理を指導しています。

●住居等における衛生確保

目 的

ビル等の建築物や飲料水の衛生管理について指導・助言を行うとともに、区民の快適な住まいづくりの支援を行い、住居等における衛生を確保します。

事業内容・実績等

水道法に規定される専用水道や簡易専用水道等の受水槽の確認等業務及び、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という）に基づき、特定建築物の建築確認申請時の図面審査や立入検査を行っています。

また、一般住宅について、住まい方に関する相談に応じ、必要な助言を行っています。

[給水施設・特定建築物の施設数及び監視指導件数（令和5年度）] (単位：件)

| | | 施設数 | 監視指導 件数 | 許可・確認 等件数 | 廃止数 |
|---------|--------------------------|-------|------------|--------------|-----|
| 専用水道 | | 7 | 7 | 0 | 0 |
| 簡易専用水道 | | 407 | 10 | 1 | 9 |
| 小規模給水施設 | | 5,556 | 5 | 1 | 65 |
| 特定建築物 | 10,000 m ² 超 | 31 | 0 | 0 | 0 |
| | 10,000 m ² 以下 | 85 | 32 | 2 | 0 |

[住居衛生及び特定建築物に関する相談件数（令和5年度）] (単位：件)

| 総数 | 住居衛生 | | | 特定建築物 | その他 |
|-----|------|------|------|-------|-----|
| | 水 | 衛生害虫 | 室内環境 | | |
| 338 | 90 | 76 | 4 | 90 | 78 |

(1) 安全で良質な飲料水の確保

① 受水槽を持つ給水施設の衛生指導

水道法の規定により、都水道局の水道水や井戸水を受水槽に貯めてビルやマンション等に給水する場合には、給水人口や給水量、受水槽容量等によって、専用水道や簡易専用水道に分けられており、管理基準が定められています。また、受水槽容量が小さいものは水道法の対象外ですが、小規模給水施設として取り扱い、適切な管理をするように定めています。

受水槽を持つ給水施設は、日常の管理を怠ると安全な飲料水の確保が難しくなるおそれがあるため、管理者に対して衛生管理の指導を行っています。また、専用水道の設置には保健所の確認が必要であり、設置後の管理状況の調査のため、定期的に立入監視を行っています。

② 井戸水の相談業務

井戸水は、水源や水路の状況が不明であり、水道法に基づいた浄水処理及び消毒、水質検査等が行われていないため、細菌や有害物質が含まれている可能性があります。このため、井戸水の利用について相談があった場合には、飲用には水道水を使用し、井戸水については、散水など飲用以外の用途で使用するよう助言しています。併せてホームページ等を通じて普及啓発を行っています。

(2) 快適な住まいづくりの支援

① 特定建築物の立入検査及び図面審査

特定用途に供される部分の延べ面積が 3,000 m²以上の建築物は、建築物衛生法により、原則として特定建築物と定められ、管理者には適正な管理が義務付けられています。保健所では、衛生的な管理が行われるよう、定期的に施設に立ち入り、室内空気環境の検査、帳簿類や空調機などの設備の管理状況の検査を行っています。

また、中野区・杉並区・豊島区・板橋区・練馬区合同で、特定建築物の管理者を対象にビル衛生管理講習会を実施し、適切な管理と最新の技術や事故例等の情報提供を行っています。

なお、特定用途の延べ面積が 10,000 m²を超える特定建築物の立入検査は、都区間の協定により東京都が担当しています。ただし、図面審査に関しては東京都と合同で行っています。

[用途別検査施設数(令和5年度)]

(単位:件)

| | 総数 | 事務所 | 店舗 | 学校 | 興行場 | 集会所 | その他 |
|------------|--------|--------|-------|-------|------|------|------|
| 検査施設数/施設総数 | 32 /85 | 11 /30 | 8 /21 | 6 /18 | 2 /2 | 2 /8 | 3 /6 |

② 建築物環境衛生指導指針による図面指導

延べ面積 1,500 m²以上の建築物については、杉並区建築物環境衛生指導指針に基づき、給水設備、空気調和設備、排水設備、廃棄物処理設備等について図面指導を行っています。

[図面指導件数の内訳 (令和5年度)]

(単位:件)

| 共同住宅 | 事務所・店舗 | 学校 | 病院 | その他 | 合計 |
|------|--------|----|----|-----|----|
| 2 | 1 | 0 | 0 | 2 | 5 |

③ 住居衛生の相談助言

住居内のアレルギー性疾患の原因として、ダニの虫体や死骸、ふんなどのダニアレルゲンがあります。ダニアレルゲンを除去するためには、適切な清掃の実施が重要です。住宅のダニアレルゲン量の測定を行い、清掃方法について助言しています。

また、室内で発生する化学物質を低減するためには換気が効果的です。目安として炭酸ガス、一酸化炭素、ホルムアルデヒド等の濃度測定を実施し、より効率的な換気の方法について助言を行っています。

併せて講習会の実施や、パンフレットの作成・配布等を行い、より快適な住まい方の知識の普及を図っています。

[室内環境の検査件数（令和5年度）]

（単位：件）

| ダニアレルゲン量 | 炭酸ガス | 一酸化炭素 | ホルムアルデヒド |
|----------|------|-------|----------|
| 8 | 0 | 0 | 0 |

食品衛生担当

●食の安全対策の推進

目 的

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食の安全を確保します。

事業内容・実績等

食中毒等の健康危機発生を未然に防ぐため、食品衛生法に基づき、区民の意見を反映した「杉並区食品衛生監視指導計画」を毎年度策定し、食品衛生営業施設の許可・届出事務や監視指導を実施するとともに、食中毒等の未然防止のため、食品等の収去検査を実施しています。また、食中毒等の発生時には迅速に対応し、健康被害の拡大、再発防止に努めています。

(1) 食品関係営業施設の許可・届出

飲食店や給食施設において食事を提供する、あるいは食肉や魚介類などの食品を販売する場合には、食品衛生法等に基づき許可を受ける必要があります。許可申請時には、施設が基準に適合しているか等の実地検査と許可事務を行っています。

また、営業許可業種以外の営業（弁当販売業、野菜果物販売業など）の営業届を受け付けています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 新規営業許可（件） | 860 | 1,111 | 1,255 | 1,245 | 1,144 |
| 更新営業許可（件） | 883 | 939 | 121 | 0 | 0 |
| 営業届出（件） | - | - | 2,798 | 326 | 259 |

※食品衛生法改正により、令和3年6月1日以前に営業許可を取得していた営業者は、許可の満了日までに新法での新規営業許可が必要となりました。また、営業届の届出制度が始まりました。

(2) 食品関係営業施設に対する監視指導

食品を調理・製造・販売する食品関係営業施設に立ち入り、施設や設備、食品の衛生的な取扱い、添加物の適正使用及び適正表示の徹底を図るため、監視指導を実施しています。特に、小児・高齢者等抵抗力の弱い年齢層が利用する学校・保育園・高齢者施設等の給食施設や、肉の生食など食中毒のリスクが高い食品を提供する可能性のある飲食店等について、重点的に監視指導を行っています。また、食中毒等の事故の危険性が高い食品を扱う業種^{*}に対し一斉監視を実施し、施設の実態に合わせて、食品等の収去検査や現場簡易検査を実施しています。

※業種：飲食店（仕出し・弁当屋、すし屋等）、販売業（食肉、魚介類）、製造業（和生

菓子、洋生菓子等) 等

[監視件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 監視件数 (件) | 16,530 | 12,247 | 7,825 | 11,045 | 11,086 |

[食品等の収去実施状況]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 検体数 (件) | 493 | 287 | 357 | 357 | 358 |
| 不適率 (要注意を含む) (%) | 3.0 | 2.4 | 2.2 | 5.3 | 3.9 |

ア. 小児・高齢者等の食生活安全確保

小児・高齢者等が利用する給食施設への立入検査を実施し、衛生管理点検票による確認、現場簡易検査（スタンプスプレッド法）及び調理器具の洗浄度合（細菌繁殖の温床となりうる食品残渣の有無等）がその場でわかる ATP 洗浄度検査を行い、衛生管理方法の指導を行っています。また、調理済みの食品等について収去検査を行い、食品の安全を確認しています。さらに、検査結果に基づき衛生講習会を実施するなど、指導の充実を図っています。

[小児・高齢者等の関連施設検査件数（令和5年度）]

| | 衛生管理 点検票 調査施設数 | 現場簡易検査（スタンプ スプレッド法） | | ATP 洗浄度検査 | | 調理済み食品の 収去検査 | |
|-----------------|----------------------|------------------------|-------|--------------|-----|-----------------|-----|
| | | 施設数 | 検査件数 | 施設数 | 検体数 | 施設数 | 検体数 |
| 学校 | 62 | 62 | 3,259 | 30 | 249 | 11 | 15 |
| 保育園 | 49 | 45 | 1,636 | 44 | 314 | 25 | 29 |
| 高齢者・福祉 関係施設等 | 47 | 29 | 816 | 23 | 138 | 24 | 24 |
| 合計 | 158 | 136 | 5,711 | 97 | 701 | 60 | 68 |

イ. 食肉の生食対策

焼肉店での腸管出血性大腸菌食中毒による死亡事件を契機に、食品衛生法の規格基準が改正され、生食用食肉（牛肉）の基準の制定や、牛レバーの生食での提供が禁止されました。また、平成27年6月には豚肉（内臓を含む。）の生食も禁止されました。しかし、基準が適用されない鶏肉の生食による食中毒は依然として多く、ジビエ（野生鳥獣肉）等の生食といったリスクも増えています。

肉の生食や加熱不足による食中毒を防ぐため、焼肉店や居酒屋等をはじめ、食肉を取扱う施設に立ち入り、取扱状況の確認、加熱調理方法等について監視指導を実施しています。店舗の営業時間に合わせ、夜間にも立入検査を実施しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-----|-----|-----|-------|-------|
| 監視件数（件） | 727 | 790 | 631 | 1,191 | 1,154 |

ウ. 夏期及び歳末一斉監視

気温の上昇に伴い食中毒の発生が懸念される夏期や、食品が大量に流通する歳末においては、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえ、東京都と連携し監視指導を実施しています。

エ. 食品添加物、食品表示に対する監視指導

違反食品の発生防止のため、区内食品製造業者に対し、食品の製造基準・保存基準の遵守、食品添加物の適正使用、適正表示の徹底等の監視指導を実施しています。また、食品表示法の規定に基づき、添加物、期限表示、アレルギー表示など食品の安全性に関わる項目（衛生事項）について、表示検査を行っています。

[食品の表示検査（令和5年度）] (単位：件)

| | | |
|--------|-------------|--------|
| 実施件数 | | 12,197 |
| 表示違反件数 | | 6 |
| 違反の内容 | 無表示 | 0 |
| | 期限表示に関するもの | 0 |
| | 食品添加物に関するもの | 2 |
| | その他 | 4 |

オ. ふぐ取扱い施設の監視

ふぐ取扱責任者がふぐを取り扱う施設として認証された「ふぐ取扱所」に立ち入り、適切に取り扱われるよう監視指導を実施しています。また、ふぐを取扱うために必要なふぐ認証書の交付等の事務を行っています。

カ. 緊急監視

重大な健康被害を及ぼす有害食品等の事案が発生した場合には、迅速に危害要因の排除と拡大防止を図るため、東京都と連携し、緊急監視を実施します。

キ. 縁日・祭礼及び学園祭等における衛生確保

町会等のお祭りや学園祭等の行事で食品を提供する場合の保健所への届出を受け付けており、食品を衛生的に取り扱うよう衛生指導を行っています。

特に、大規模な縁日・祭礼、すぎなみフェスタ、阿佐谷七夕まつり等をはじめとする行事を対象に、監視指導を実施しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-----|----|----|----|-----|
| 届出件数（件） | 351 | 10 | 29 | 96 | 240 |

ク. 保菌者検索事業

食品取扱従事者等の検便により、腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌等の無症状病原体保有者（健康保菌者）を調査し食中毒の発生を未然に防止するとともに、散发患者の発生動向を調査することにより、散发型集団発生食中毒の早期発見及び原因究明のため、保菌者の検索事業を実施しています。

生活衛生課衛生検査係で5項目（腸管出血性大腸菌（O26、O103、O111、O121、O145、O157）、サルモネラ属菌、赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌）の細菌検査を行っています。

陽性者については、食事や行動内容等の調査を実施するとともに、検出した菌の性状検査を東京都へ依頼し、都内の健康保菌者や散发患者との関連性を調査することにより、全都的な食中毒発生動向データの把握に役立っています。

（3）食中毒・苦情等の対応と措置

① 食中毒等事故発生時の対応と措置

食中毒が発生した場合には、原因食品や原因物質を明らかにするため、患者や関係者の協力を得てふん便や吐物の菌検索を実施するとともに、原因食品の調理、製造及び販売施設の調査・検査を実施しています。

原因施設に対しては、営業停止や販売禁止などの措置を取り事故の拡大と再発を防ぐとともに、改善指導を行っています。

また、当区以外の施設が原因で発生した食中毒についても他自治体と連携し、患者等関係者への調査を行っています。

[食中毒発生件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|----|---|---|---|----|
| 食中毒件数（件） | 5 | 2 | 5 | 3 | 8 |
| 患者数（人） | 36 | 5 | 9 | 3 | 38 |

[食中毒の原因物質（令和5年度）]

| 原因物質 | 件数（件） |
|--------------|-------|
| アニサキス（寄生虫） | 4 |
| カンピロバクター（細菌） | 2 |
| サルモネラ（細菌） | 1 |
| ノロウイルス（ウイルス） | 1 |

[食中毒関連調査件数（当区外の食中毒事件で、当区で患者等を調査したもの）]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|----|----|----|----|----|
| 関連調査件数（件） | 44 | 25 | 19 | 30 | 52 |
| 被調査者数（人） | 59 | 30 | 27 | 29 | 82 |

② 不利益処分

食品取扱施設において食中毒が発生した場合や、食品等の検査により食品衛生法に基づく規格基準に違反した食品を発見した場合など、緊急に安全確保が必要とされる場合は、食品衛生法に基づき、「危害の除去命令（第59条）」または「営業などの禁停止命令（第61条）」、「施設改善命令又は許可の取消（第60条、第61条）」の不利益処分を行います。

[不利益処分件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|---|---|---|---|---|
| 件数（件） | 5 | 2 | 3 | 1 | 6 |

③ 食品等の苦情・相談

営業許可に関する内容をはじめ、食の安全に関する相談を受け付けています。

また、食品衛生に関する相談については「食の安全110番」として受け付けています。

「食べられますか」、「使えますか」といった相談については、区民の食生活の不安を解消するため、蓄積している情報や関係自治体への照会などをもとに、回答しています。

「食品に虫が入っていた」、「具合が悪くなった」など、食品等に関する苦情・相談に対しては、原因を迅速に解明するため、施設の立入調査や食品の検査を行い、区民の申出に対応しています。

なお、持ち込まれた検体については、生活衛生課衛生検査係で検査を行うなど科学的根拠に基づいて区民の不安解消に努めています。

[食の安全に関する相談件数（令和5年度）]

（単位：件）

| | | | |
|-------|--------|--------------|--------|
| 営業許可 | 14,649 | 添加物 | 1 |
| 表示 | 40 | 新規開発食品 | 0 |
| 規格・基準 | 0 | 食用可・不可に関する疑問 | 0 |
| 食中毒 | 61 | マスコミに関する事項 | 0 |
| 残留農薬 | 1 | 苦情相談 | 55 |
| 輸入食品 | 1 | その他（模擬店等） | 697 |
| 合 計 | | | 15,505 |

[苦情相談等の処理件数（令和5年度）]

（単位：件）

| | | | |
|-------|---|--------|----|
| 異物混入 | 9 | 食品等の取扱 | 7 |
| 腐敗・変敗 | 0 | 食品の表示 | 0 |
| カビの発生 | 2 | 有症苦情 | 20 |
| 異味・異臭 | 2 | 施設設備不良 | 8 |
| 変色・変質 | 1 | その他 | 9 |
| 合 計 | | | 58 |

※届出件数 55 件、複数項目重複計上

④ 食品等の自主回収届出制度

食品衛生法及び食品表示法に違反するまたはそのおそれのある食品を食品等事業者が自主回収する場合には、自主回収情報を行政へ届け出ることが義務付けられており、区内食品等事業者からの届出を受け付けています。

届出のあった自主回収情報は、国の食品衛生申請等システムを通じて消費者、営業者に情報提供されています。

（４）食品等事業者の自主的衛生管理の推進

食中毒の発生を防ぐため、区民及び食品等事業者が食中毒などの正しい知識を身に付けられる環境を整備し、食品衛生に関する情報を発信しています。また、食品衛生法改正により食品等事業者に義務付けとなった HACCP（ハサップ：危害分析・重要管理点方式）に沿った衛生管理の普及・定着を図っています。

① 調理工程別検査による給食施設の自主的衛生管理の支援

保育園や学校の給食施設を対象に、HACCP による調理工程別検査を実施しています。現場簡易検査（スタンプスプレッド法）や ATP 清浄度検査により調理工程の汚染状況を可視化するとともに、最終製品等の収去検査を実施しています。結果に基づき、調理工程での汚染源や取扱不良点を指導するなど、自主的衛生管理を支援しています。

[工程別検査実施件数（令和5年度）]

（単位：件）

| | 現場簡易検査 （スタンプスプレッド法） | | 収去検査 （製品等） | | ATP 清浄度検査 |
|-----|------------------------|-----|---------------|-----|--------------|
| | 検体数 | 検査数 | 検体数 | 検査数 | 検査数 |
| 保育園 | 94 | 376 | 5 | 52 | 52 |
| 学校 | 112 | 448 | 5 | 53 | 73 |

② HACCPに沿った衛生管理の導入と定着への取組支援

食品等事業者に対し、講習会等を通じて、食品等事業者団体が作成した手引書や東京都が作成した「食品衛生管理ファイル」等を活用し、HACCPの導入を支援しています。

また、HACCPの定着を支援するため、立入検査時には食品等事業者が作成した衛生管理計画の内容や実施状況等を確認し、助言及び指導を行っています。

③ 食品関係業者等の衛生教育

食品関係業者や食品取扱施設ごとに設置される食品衛生責任者に対し、食中毒の予防策や、食品表示、HACCP等に関する最新の食品衛生情報について、衛生講習会を実施しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-------|-----|-----|-------|-------|
| 講習会回数（回） | 98 | 15 | 12 | 42 | 60 |
| 参加人数（人） | 3,066 | 247 | 632 | 1,779 | 2,826 |

④ 食品衛生推進員制度

食品衛生推進員は、食品衛生法第67条の規定に基づき、食品等事業者の自主管理の推進や地域の食品衛生向上のため、食品関係業者等に対し食品衛生上の助言等を行います。区は、食品衛生推進員として、区内事業者や消費者ら計16名に委嘱しており、食品衛生推進員に対し、自主的衛生管理に関する情報を提供するなどの支援を行っています。

⑤ 食品衛生自治指導員の支援

杉並区食品衛生協会の食品衛生自治指導員を対象とした講習会に講師を派遣するなど、食品等事業者団体の自主的衛生管理の推進を支援しています。

（5）リスクコミュニケーションの推進

区ホームページ、パンフレット等による迅速な情報提供に努めるとともに、定期的な意見交換会、食の安全を考えるシンポジウム等を開催し、消費者、事業者、行政の三者による食の安全に関するリスクコミュニケーションを推進しています。

① 食品衛生知識の普及啓発

区民の食品衛生に関する普及啓発を図るため、リーフレットの配布や講習会等を実施しています。

特に、保健センターで行われる母親学級教室や乳幼児健診等の際に食中毒予防のリーフレットを配布し、食品衛生知識の普及啓発に努めています。

また、区ホームページや広報すぎなみを活用し、食品衛生に関する緊急のお知らせ、監視指導計画実施報告等について、区民への情報発信を行っています。

② 消費者・事業者・行政による意見交換

消費者・事業者・行政の三者がそれぞれの立場で食の安全を考え、意見交換を行うため、「食の安全を考えるシンポジウム」や三者での「定例意見交換会」を開催しています。また、消費者センターと連携し、毎月の消費者グループ連絡会において食品衛生情報についての意見交換を行っています。

このほか、生活衛生課環境衛生担当、栄養指導担当などとともに、街頭相談事業「食と住まいのふれあい広場」を年1回開催しています。

●調理師・製菓衛生師免許に関すること

目 的

区民の調理師、製菓衛生師免許の申請を受け付けています。

事業内容・実績等

調理師及び製菓衛生師の免許申請の受理、経由及び交付に関する事務を行っています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|----|
| 調理師 (件) | 147 | 160 | 163 | 120 | 99 |
| 製菓衛生師 (件) | 8 | 9 | 8 | 7 | 4 |

衛生検査係

●試験検査による安全確保

目 的

区における試験検査等の技術的・専門的な実施機関として、科学的根拠に基づく指導・助言等を行うための試験検査を実施しています。

事業内容・実績等

食品及び臨床検体等の衛生検査並びに放射性物質の測定に関して、区内各課からの依頼を受け、試験検査を実施しています。

(1) 試験検査の実施

① 衛生微生物検査の実施

ア. 食品微生物検査等

食中毒を未然に防ぎ、区民の健康を守るため、食品衛生担当から依頼のあった収去検体及び防災課から依頼のあった備蓄食糧について、黄色ブドウ球菌・カンピロバクター等の食中毒菌や大腸菌・大腸菌群等の衛生指標菌の微生物検査を行っています。このほか、食品の異物等についても対応しています。

イ. 感染症関連検査の実施

○感染症法に係る発生時対応としての患者関係者及び陽性者検便

腸管出血性大腸菌O157等について、患者関係者及び陽性者等の検査を行っています。

○保菌者検索事業による検便

無症状の飲食店従事者等（勸奨検便）、健康相談（健康検便）について、赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌O157等の検査を行っています。

○ノロウイルス検査

冬期を中心として、保育園等の児童福祉施設などで発生するノロウイルスによる感染症等の検査を行っています。

○結核菌感染診断検査

結核接触者健診として、結核菌診断用インターフェロン- γ 測定検査を行っています。また、定期的な検査のほか、職場や学校等での感染拡大を防ぐための検査についても随時対応しています。

○新型コロナウイルス PCR 検査

新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後も区職員によるPCR検査判定実施

体制を確保するとともに、変異株スクリーニング検査により区内の発生動向の把握に努めました。変異株スクリーニング検査では、流行状況に応じた検査対象の追加、見直しなどを行い、オミクロン株の新たな派生株の推定にも対応しました。

② 放射能測定の実施

ア. 給食食材等の検査

保育園・学校の給食1食分及び牛乳、米、粉ミルク等を対象としてゲルマニウム半導体検出器を用いて、セシウム-134及びセシウム-137の測定を行っています。

イ. 空間放射線量率の測定

高井戸保健センター敷地内でヨウ化ナトリウムシンチレーション検出器を用いて、空間放射線量率の測定を行っています。なお、環境課で区役所、保健予防課で保健所においても測定を行っています。

(2) 検査情報収集・精度管理の充実

地方衛生研究所全国協議会及び市立衛生研究所・衛生試験所連絡協議会に加入し、会議や学会等へ積極的に参加するなど、情報収集を図り、検査技術の維持・向上に努めています。

検査の信頼性を確保するため、区職員が検査精度の確認及び評価を計画的に行うとともに、食品微生物・腸管微生物検査、結核診断用インターフェロン- γ 検査、ウイルス検査及び放射能測定等について、厚生労働省又は厚生労働省が認めた第三者機関等による精度管理調査に参加しています。

〔試験検査実績概要〕

| 検査事項 | 臨床・微生物 | | | | | | | | | | 食品 | | | | | | 水質・環境 | | | | | | 放射能 | |
|-------|--------|------------------|----------|------------|-----|------------|---------------------------------|---------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 細菌 | 細菌(再掲) (O157) | 食中毒等(細菌) | 食中毒等(ウイルス) | 結核菌 | 新型コロナウイルス等 | (再掲) スクリニング検査 (新型コロナウイルス) | その他 | 小計 | 微生物 | その他 | 飲料水 | 細菌群 | 理化学 | 水質 | その他 | 放射能(空間線量) | 放射能(食品) | | | | | | |
| 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 元 | 16,758 | 15,220 | (15,176) | 5 | 7 | 361 | - | - | 15,593 | 388 | 4 | 392 | 47 | 53 | 32 | 35 | 13 | 171 | 35 | 386 | 12 | 375 | 387 | |
| 実施検体数 | 16,208 | 15,212 | (15,168) | 5 | 7 | 359 | - | - | 15,583 | 300 | - | 300 | 47 | 48 | 32 | 30 | - | 168 | - | 325 | - | - | - | |
| 内 | 414 | - | - | - | - | - | - | - | - | 8 | - | 8 | - | - | - | - | - | 2 | 35 | 37 | - | 369 | 369 | |
| その他 | 16,622 | 15,212 | (15,168) | 5 | 7 | 359 | - | - | 15,583 | 308 | - | 308 | 47 | 48 | 32 | 30 | - | 170 | 35 | 362 | - | 369 | 369 | |
| 計 | 136 | 8 | (8) | - | 2 | - | - | - | 10 | 80 | 4 | 84 | - | 5 | - | 5 | - | 13 | 1 | 24 | 12 | 6 | 18 | |
| 衛生検査係 | 9,874 | 6,592 | (6,569) | 4 | 8 | 166 | 2,263 | (55) | 9,033 | 248 | 4 | 252 | 16 | 26 | 36 | 48 | - | 10 | 135 | 32 | 303 | 12 | 274 | 286 |
| 2 | 9,440 | 6,587 | (6,564) | 4 | 8 | 164 | 2,258 | (55) | 9,021 | 169 | - | 169 | 16 | 21 | 36 | 43 | - | 134 | - | 250 | - | - | - | |
| 実施検体数 | 318 | - | - | - | - | - | - | - | - | 17 | - | 17 | - | - | - | - | - | - | - | 32 | 32 | - | 269 | 269 |
| 内 | 9,758 | 6,587 | (6,564) | 4 | 8 | 164 | 2,258 | (55) | 9,021 | 186 | - | 186 | 16 | 21 | 36 | 43 | - | 134 | 32 | 282 | - | 269 | 269 | |
| その他 | 116 | 5 | (5) | - | 2 | - | 5 | - | 12 | 62 | 4 | 66 | - | 5 | - | 5 | - | 10 | 1 | 21 | 12 | 5 | 17 | |
| 計 | 15,946 | 7,930 | (7,916) | 2 | 9 | 61 | 6,673 | (1,472) | 14,675 | 347 | 12 | 359 | 34 | 39 | 32 | 37 | - | 12 | 120 | 32 | 306 | 12 | 294 | 306 |
| 3 | 15,157 | 7,925 | (7,911) | 2 | 9 | 58 | 6,667 | (1,472) | 14,661 | 245 | - | 245 | 34 | 34 | 32 | 32 | - | 119 | - | 251 | - | - | - | |
| 実施検体数 | 347 | - | - | - | - | - | - | - | - | 22 | - | 22 | - | - | - | - | - | - | - | 32 | 32 | - | 293 | 293 |
| 内 | 15,504 | 7,925 | (7,911) | 2 | 9 | 58 | 6,667 | (1,472) | 14,661 | 267 | - | 267 | 34 | 34 | 32 | 32 | - | 119 | 32 | 283 | - | 293 | 293 | |
| その他 | 142 | 5 | (5) | - | 3 | - | 6 | - | 14 | 80 | 12 | 92 | - | 5 | - | 5 | - | 12 | 1 | 23 | 12 | 1 | 13 | |
| 計 | 10,303 | 7,981 | (7,966) | 3 | 2 | 160 | 1,389 | (1,420) | 9,535 | 432 | 28 | 460 | - | - | - | - | - | 146 | 32 | 178 | 12 | 118 | 130 | |
| 4 | 9,980 | 7,976 | (7,961) | 3 | 2 | 157 | 1,383 | (1,420) | 9,521 | 314 | - | 314 | - | - | - | - | - | 145 | - | 145 | - | - | - | |
| 実施検体数 | 175 | - | - | - | - | - | - | - | - | 26 | - | 26 | - | - | - | - | - | - | - | 32 | 32 | - | 117 | 117 |
| 内 | 10,155 | 7,976 | (7,961) | 3 | 2 | 157 | 1,383 | (1,420) | 9,521 | 340 | - | 340 | - | - | - | - | - | 145 | 32 | 177 | - | 117 | 117 | |
| その他 | 148 | 5 | (5) | - | 3 | - | 6 | - | 14 | 92 | 28 | 120 | - | 1 | - | 1 | - | 1 | 1 | 1 | 12 | 1 | 13 | |
| 計 | 9,616 | 7,909 | (7,888) | 0 | 1 | 141 | 800 | (1,710) | 8,856 | 405 | 4 | 409 | - | - | - | - | - | 196 | 32 | 228 | 12 | 111 | 123 | |
| 5 | 9,322 | 7,901 | (7,883) | - | 1 | 138 | 794 | (1,710) | 8,834 | 300 | - | 300 | - | - | - | - | - | 188 | - | 188 | - | - | - | |
| 実施検体数 | 163 | - | - | - | - | - | - | - | - | 13 | - | 13 | - | - | - | - | - | 8 | 32 | 40 | - | 110 | 110 | |
| 内 | 9,485 | 7,901 | (7,883) | - | 1 | 138 | 794 | (1,710) | 8,834 | 313 | - | 313 | - | - | - | - | - | 196 | 32 | 228 | - | 110 | 110 | |
| その他 | 131 | 8 | (6) | - | 3 | - | 6 | - | 5 | 22 | 4 | 96 | - | - | - | - | - | - | - | - | 12 | 1 | 13 | |
| 計 | 衛生検査係 | 8 | (6) | - | 3 | - | 6 | - | 22 | 92 | 4 | 96 | - | - | - | - | - | - | - | - | 12 | 1 | 13 | |

10 保健予防課

保健予防係（保健指導担当含む）

● 予防接種事業の推進

目 的

予防接種を受けることで、感染症のまん延や感染時の重症化を防止します。

事業内容・実績等

予防接種法に基づく子供や高齢者等を対象とした定期接種等について、予防接種に関する正確な情報提供や接種勧奨を行い、接種率の向上を図ります。また、おたふくかぜや帯状疱疹ワクチンなどの任意接種の接種費用助成を行い、区民の感染症予防に向けた更なる取組を推進します。予防接種による健康被害者を救済するため、国の認定を受けた方に対して、医療費・医療手当等を支給しています。

（１）定期予防接種の実施

予防接種法による定期の予防接種は次のとおりです。（令和 6 年 4 月 1 日現在）

- A類疾病（被接種者の努力義務あり）
ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG（結核）、Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B 型肝炎、ロタウイルス
- B類疾病（被接種者の努力義務なし）
インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、新型コロナウイルス感染症

① ヒトパピローマウイルス感染症予防接種

ヒトパピローマウイルス感染症予防接種は平成 25 年 6 月 14 日から積極的接種勧奨を控えておりましたが、令和 3 年 11 月 26 日の厚生労働省通知により、積極的勧奨が再開されました。積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した、平成 9 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までの間に生まれた女性で、過去に HPV ワクチンの接種を合計 3 回受けていない方は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで、HPV ワクチンを公費で接種できます。

② 風しんの追加的対策

風しんの公的接種を受ける機会がなかった昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性のうち、風しん抗体検査の結果、十分な抗体がないと判明した方は、平成 31 年 2 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで風しん第 5 期定期接種の対象となり、公費で接種できます。

○ 定期予防接種実施者数

(対象者数：標準接種年齢の10月1日現在の住民登録者数、
実施者数：区内での接種数 + 区民が他区で接種した数 - 他区民が区で接種した数)

| 種類 | | | | 元年度 | | | 2年度 | | | |
|------------------|--|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------|
| | | | | 対象者 (人) | 実施者 (人) | 実施率 (%) | 対象者 (人) | 実施者 (人) | 実施率 (%) | |
| A 類 疾 病 | DPT (ジフテリア・ 百日せき・破傷 風) | 第1期 初回 | 第1回 | 4,306 | 0 | 0.0 | 4,248 | 0 | 0.0 | |
| | | | 第2回 | 4,306 | 0 | 0.0 | 4,248 | 0 | 0.0 | |
| | | | 第3回 | 4,306 | 0 | 0.0 | 4,248 | 0 | 0.0 | |
| | | 第1期 追加 | | | 4,436 | 0 | 0.0 | 4,353 | 0 | 0.0 |
| | DPT-IPV 4種混合 (ジフテリア・百 日せき・破傷風・ 不活化ポリオ) | 第1期 初回 | 第1回 | 4,306 | 4,445 | 103.2 | 4,248 | 4,399 | 103.5 | |
| | | | 第2回 | 4,306 | 4,452 | 103.3 | 4,248 | 4,454 | 104.8 | |
| | | | 第3回 | 4,306 | 4,467 | 103.7 | 4,248 | 4,430 | 104.2 | |
| | | 第1期 追加 | | | 4,436 | 4,477 | 100.9 | 4,353 | 4,550 | 104.5 |
| | DT (ジフテリア・ 破傷風) | | 第2期 | | 3,811 | 2,450 | 64.2 | 3,809 | 2,719 | 71.3 |
| | 不活化ポリオ | 第1期 初回 | 第1回 | 4,306 | 0 | 0.0 | 4,248 | 0 | 0.0 | |
| | | | 第2回 | 4,306 | 0 | 0.0 | 4,248 | 0 | 0.0 | |
| | | | 第3回 | 4,306 | 1 | 0.0 | 4,248 | 0 | 0.0 | |
| | | 第1期 追加 | | | 4,436 | 26 | 0.5 | 4,353 | 3 | 0.0 |
| | 麻しん (※) | | 第1期 | | 4,436 | 4,282 | 96.5 | 4,353 | 4,412 | 101.3 |
| | | | 第2期 | | 4,097 | 3,659 | 89.3 | 4,326 | 3,988 | 92.1 |
| | 風しん (※) | | 第1期 | | 4,436 | 4,282 | 96.5 | 4,353 | 4,412 | 101.3 |
| | | | 第2期 | | 4,097 | 3,658 | 89.2 | 4,326 | 3,988 | 92.1 |
| | 日本脳炎 | | 第1期 初回 | 第1回 | 4,360 | 4,990 | 114.4 | 4,333 | 5,287 | 122.0 |
| | | | | 第2回 | 4,360 | 5,036 | 115.5 | 4,333 | 5,431 | 125.3 |
| | | | 第1期 追加 | | | 4,336 | 4,442 | 102.4 | 4,351 | 4,810 |
| 第2期 | | | | 3,910 | 3,275 | 83.7 | 3,919 | 3,565 | 90.9 | |
| BCG (結核) | | | | 4,306 | 4,404 | 102.2 | 4,248 | 4,463 | 105.0 | |
| Hib 感染症 | | 第1回 | | 4,306 | 4,412 | 102.4 | 4,248 | 4,347 | 102.3 | |
| | | 第2回 | | 4,306 | 4,348 | 100.9 | 4,248 | 4,502 | 105.9 | |
| | | 第3回 | | 4,306 | 4,304 | 99.9 | 4,248 | 4,549 | 107.0 | |
| | | 追加 | | | 4,436 | 4,206 | 94.8 | 4,353 | 4,567 | 104.9 |

| | | | | | | | | |
|------|----------------|--------|---------|--------|-------|---------|--------|-------|
| | 小児の肺炎球菌感染症 | 第1回 | 4,306 | 4,432 | 102.9 | 4,248 | 4,313 | 101.5 |
| | | 第2回 | 4,306 | 4,441 | 103.1 | 4,248 | 4,404 | 103.6 |
| | | 第3回 | 4,306 | 4,438 | 103.0 | 4,248 | 4,439 | 104.4 |
| | | 追加 | 4,436 | 4,332 | 97.6 | 4,353 | 4,451 | 102.2 |
| | ヒトパピローマウイルス感染症 | 第1回 | 1,816 | 70 | 3.8 | 1,879 | 673 | 35.8 |
| | | 第2回 | 1,816 | 56 | 3.0 | 1,879 | 354 | 18.8 |
| | | 第3回 | 1,816 | 33 | 1.8 | 1,879 | 132 | 7.0 |
| | 水痘 | 第1回 | 4,436 | 4,321 | 97.4 | 4,353 | 4,404 | 101.1 |
| | | 第2回 | 4,436 | 4,118 | 92.8 | 4,353 | 4,329 | 99.4 |
| | B型肝炎 | 第1回 | 4,306 | 4,408 | 102.3 | 4,248 | 4,325 | 101.8 |
| | | 第2回 | 4,306 | 4,404 | 102.2 | 4,248 | 4,411 | 103.8 |
| | | 第3回 | 4,306 | 4,283 | 99.4 | 4,248 | 4,411 | 103.8 |
| | ロタウイルス | 第1回 | | | | 4,248 | 2,135 | 50.2 |
| | | 第2回 | | | | 4,248 | 2,212 | 52.0 |
| | | 第3回 | | | | 4,248 | 914 | 21.5 |
| B類疾病 | インフルエンザ | 65歳以上 | 119,545 | 59,058 | 49.4 | 120,077 | 82,282 | 68.5 |
| | | 60～64歳 | 161 | 24 | 14.9 | 161 | 38 | 23.6 |
| | 高齢者肺炎球菌 | 65歳以上 | 26,087 | 3,322 | 12.7 | 25,472 | 4,213 | 16.5 |
| | | 60～64歳 | 161 | 4 | 2.4 | 161 | 4 | 2.4 |

| 種類 | | | 3年度 | | | 4年度 | | | 5年度 | | | |
|------------------|--|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------|
| | | | 対象者 (人) | 実施者 (人) | 実施率 (%) | 対象者 (人) | 実施者 (人) | 実施率 (%) | 対象者 (人) | 実施者 (人) | 実施率 (%) | |
| A 類 疾 病 | DPT (ジフテリア・ 百日せき・破傷 風) | 第1期 初回 | 第1回 | 4,017 | 0 | 0.0 | 3,827 | 0 | 0.0 | 3,653 | 1 | 0.0 |
| | | | 第2回 | 4,017 | 0 | 0.0 | 3,827 | 0 | 0.0 | 3,653 | 0 | 0.0 |
| | | | 第3回 | 4,017 | 0 | 0.0 | 3,827 | 0 | 0.0 | 3,653 | 0 | 0.0 |
| | | 第1期 追加 | 4,173 | 0 | 0.0 | 4,027 | 0 | 0.0 | 3,786 | 0 | 0.0 | |
| | DPT-IPV 4種混合 (ジフテリア・ 百日せき・破傷 風・不活化ポリ オ) | 第1期 初回 | 第1回 | 4,017 | 4,059 | 101.0 | 3,827 | 3,881 | 101.4 | 3,653 | 3,958 | 108.3 |
| | | | 第2回 | 4,017 | 4,032 | 100.3 | 3,827 | 3,890 | 101.6 | 3,653 | 4,021 | 110.0 |
| | | | 第3回 | 4,017 | 4,118 | 102.5 | 3,827 | 3,851 | 100.6 | 3,653 | 4,040 | 110.5 |
| | | 第1期 追加 | 4,173 | 4,025 | 96.4 | 4,027 | 3,810 | 94.6 | 3,786 | 3,724 | 98.3 | |
| | DT(ジフテリア・ 破傷風) | 第2期 | 3,961 | 2,647 | 66.8 | 3,962 | 2,551 | 64.3 | 3,968 | 2,765 | 69.6 | |
| | 不活化ポリオ | 第1期 初回 | 第1回 | 4,017 | 0 | 0.0 | 3,827 | 0 | 0.0 | 3,653 | 0 | 0.0 |
| | | | 第2回 | 4,017 | 0 | 0.0 | 3,827 | 0 | 0.0 | 3,653 | 0 | 0.0 |
| | | | 第3回 | 4,017 | 0 | 0.0 | 3,827 | 0 | 0.0 | 3,653 | 1 | 0.0 |
| | | 第1期 追加 | 4,173 | 5 | 0.1 | 4,027 | 3 | 0.0 | 3,786 | 5 | 0.1 | |
| | 麻しん(※) | 第1期 | 4,173 | 3,963 | 94.9 | 4,027 | 3,884 | 96.4 | 3,786 | 3,720 | 98.2 | |
| | | 第2期 | 4,301 | 4,101 | 95.3 | 4,166 | 3,878 | 93.0 | 4,163 | 3,808 | 91.4 | |
| | 風しん(※) | 第1期 | 4,173 | 3,963 | 94.9 | 4,027 | 3,884 | 96.4 | 3,786 | 3,720 | 98.2 | |
| | | 第2期 | 4,301 | 4,101 | 95.3 | 4,166 | 3,878 | 93.0 | 4,163 | 3,808 | 91.4 | |
| | 日本脳炎 | 第1期 初回 | 第1回 | 4,263 | 3,206 | 75.2 | 4,094 | 4,624 | 112.9 | 3,965 | 3,835 | 96.7 |
| | | | 第2回 | 4,263 | 3,307 | 77.5 | 4,094 | 4,467 | 109.1 | 3,965 | 3,816 | 96.2 |
| | | 第1期 追加 | 4,213 | 2,278 | 54.0 | 4,190 | 5,099 | 121.6 | 4,005 | 3,971 | 99.1 | |
| 第2期 | | 3,933 | 1,428 | 36.3 | 3,979 | 4,496 | 112.9 | 4,099 | 4,233 | 103.2 | | |
| BCG(結核) | | | 4,017 | 4,055 | 100.9 | 3,827 | 3,862 | 100.9 | 3,653 | 3,610 | 98.8 | |
| Hib感染症 | 第1回 | 4,017 | 4,097 | 101.9 | 3,827 | 3,888 | 101.5 | 3,653 | 3,638 | 99.5 | | |
| | 第2回 | 4,017 | 4,037 | 100.4 | 3,827 | 3,901 | 101.9 | 3,653 | 3,680 | 100.7 | | |
| | 第3回 | 4,017 | 4,018 | 100.0 | 3,827 | 3,871 | 101.1 | 3,653 | 3,705 | 101.4 | | |
| | 追加 | 4,173 | 3,944 | 94.5 | 4,027 | 3,829 | 95.0 | 3,786 | 3,666 | 96.8 | | |
| 小児の肺炎球菌 感染症 | 第1回 | 4,017 | 4,100 | 102.0 | 3,827 | 3,886 | 101.5 | 3,653 | 3,653 | 100.0 | | |
| | 第2回 | 4,017 | 4,041 | 100.5 | 3,827 | 3,893 | 101.7 | 3,653 | 3,678 | 100.6 | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|---------|----------------|---------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|------|
| | | 第3回 | 4,017 | 4,020 | 100.0 | 3,827 | 3,875 | 101.2 | 3,653 | 3,682 | 100.7 | |
| | | 追加 | 4,173 | 3,928 | 94.1 | 4,027 | 3,837 | 95.2 | 3,786 | 3,652 | 96.4 | |
| | ヒトパピローマウイルス感染症 | 第1回 | 1,839 | 897 | 48.7 | 1,936 | 2,060 | 106.4 | 1,962 | 3,457 | 176.1 | |
| | | 第2回 | 1,839 | 944 | 51.3 | 1,936 | 1,742 | 89.9 | 1,962 | 2,738 | 139.5 | |
| | | 第3回 | 1,839 | 734 | 39.9 | 1,936 | 1,125 | 58.1 | 1,962 | 2,294 | 116.9 | |
| | 水痘 | 第1回 | 4,173 | 3,957 | 94.8 | 4,027 | 3,885 | 96.4 | 3,786 | 3,741 | 98.8 | |
| | | 第2回 | 4,173 | 3,845 | 92.1 | 4,027 | 3,586 | 89.0 | 3,786 | 3,544 | 93.6 | |
| | B型肝炎 | 第1回 | 4,017 | 4,077 | 101.4 | 3,827 | 3,874 | 101.2 | 3,653 | 3,648 | 99.8 | |
| | | 第2回 | 4,017 | 4,037 | 100.4 | 3,827 | 3,885 | 101.5 | 3,653 | 3,670 | 100.4 | |
| | | 第3回 | 4,017 | 3,981 | 99.1 | 3,827 | 3,791 | 99.0 | 3,653 | 3,650 | 99.9 | |
| | ロタウイルス | 第1回 | 4,017 | 4,059 | 101.0 | 3,827 | 3,847 | 100.5 | 3,653 | 3,609 | 98.7 | |
| | | 第2回 | 4,017 | 4,000 | 99.5 | 3,827 | 3,857 | 100.7 | 3,653 | 3,623 | 99.1 | |
| | | 第3回 | 4,017 | 1,794 | 44.6 | 3,827 | 1,533 | 40.0 | 3,653 | 1,511 | 41.3 | |
| | B類疾病 | インフルエンザ | 65歳以上 | 120,207 | 68,441 | 56.9 | 120,217 | 78,396 | 65.2 | 120,337 | 70,592 | 58.6 |
| | | | 60～64歳 | 170 | 42 | 24.7 | 172 | 53 | 30.8 | 156 | 42 | 26.9 |
| 高齢者肺炎球菌 | | 65歳以上 | 24,908 | 4,935 | 19.8 | 27,051 | 4,402 | 16.2 | 27,209 | 4,705 | 17.2 | |
| | | 60～64歳 | 170 | 2 | 1.1 | 172 | 5 | 2.9 | 156 | 2 | 1.2 | |

※混合 + 単抗原ワクチン接種者の数

(2) 任意予防接種の費用助成

① おたふくかぜの予防接種費用の助成

区内に住所を有する、満1歳から就学前の乳幼児の保護者に対して、1回4,000円の費用助成を行っています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| おたふくかぜ予防接種助成件数(件) | 4,775 | 4,993 | 4,119 | 4,503 | 4,269 |

② 带状疱疹の予防接種費用の助成

区内に住所を有する、満 50 歳以上の方に対して、乾燥弱毒性生水痘ワクチンにあつては 5,000 円、乾燥組換え带状疱疹ワクチンにあつては 1 回当たり 10,000 円の費用助成を行っています。

| | |
|-----------------|--------|
| 年度 | 5 |
| 带状疱疹予防接種助成件数（件） | 17,789 |

※令和 5 年度から実施

③ 風しん抗体検査及び風しん又は麻しん・風しん混合ワクチンの予防接種費用の助成

区内に住所を有する、風しんにかかったことがなく、抗体検査・予防接種を受けたことがない、次のいずれかに該当する方に対して、費用助成を行っています。

- ア. 19 歳以上 50 歳未満の妊娠を希望している女性
- イ. 19 歳以上でアの同居者
- ウ. 19 歳以上で、抗体価の低い妊婦の同居者

(単位：件)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------------------------|-------|-----|-----|-----|-------|
| 風しん抗体検査助成件数 | 1,599 | 909 | 887 | 813 | 1,029 |
| 風しん・MR 予防接種助成件数 (妊娠希望者) | 838 | 653 | 736 | 717 | 811 |
| 風しん・MR 予防接種助成件数 (同居者) | 134 | 128 | 111 | 146 | 160 |

●精神保健に関する普及啓発

目 的

近年、うつ病などストレスが影響する心の病が増えている中、区民がいきいきと安心して暮らせるよう、講演会や広報・ホームページを活用した普及啓発により、区民の心の健康の増進を図るとともに、精神疾患への正しい理解を図り、精神疾患がある方への支援者を増やします。

事業内容・実績等

(1) 精神保健学級

精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を図ることを目的に、区民及び関係機関従事者を対象に保健センターで講演会を行っています。

| 年度 | 開催※ | 開催数 (回) | 参加者 (人) | テーマ |
|-------|------|------------|------------|--|
| 30 | 荻 窪 | 2 | 49 | 大人の発達障害の基礎知識 |
| | | | 52 | 大人の発達障害の人間関係作りのヒント |
| | 高井戸 | 2 | 34 | アルコール依存症の基礎知識 |
| | | | 29 | アルコール依存症の家族の対処法 |
| | 高円寺 | 2 | 46 | 統合失調症のメカニズムと治療・回復 |
| | | | 37 | 対話による本人らしい地域生活の支援 |
| 30年度計 | | 6 | 247 | |
| 元 | 荻 窪 | 2 | 38 | 発達障害と社会参加 |
| | | | 40 | ひきこもり～生きづらさへの理解と支援～ |
| | 高井戸 | 1 | 51 | アルコール依存症の理解と最新治療・回復 |
| | | | 中止 | うつ病からの復職を考える |
| | 高円寺 | 1 | 38 | 統合失調症の理解と薬物治療ガイドラインの活用 |
| | | | 中止 | 当事者研究で見つける！自分の助け方 |
| 元年度計 | | 4 | 167 | |
| 3 | 荻 窪 | 1 | 31 | 家族が統合失調症と言われたら～病気の理解と地域での暮らし～ |
| | | | 22 | 青年期の発達障害～社会で自分らしく生きるために |
| | 高井戸 | 2 | 9 | パートナーと良い関係を築いていくために～発達障害の視点で考える～ |
| | | | 8 | 今こそ知りたいネット・ゲーム依存～その重症化予防と回復のために～ |
| | 高円寺 | 1 | 8 | |
| | 3年度計 | | 4 | 70 |
| 4 | 荻窪 | 2 | 15 | 第1回 本気になればやめられる？～依存症ってなんだろう～ |
| | | | 19 | 第2回 本気になればやめられる？～依存症ってなんだろう～ |
| | 高井戸 | 2 | 19 | 統合失調症と LEAP～本人と一緒に治療を目指すための新しいコミュニケーション技法～ |
| | | | 19 | 統合失調症の病態と治療、LEAP の必要性について |
| | 高円寺 | 2 | 14 | 大人の発達障害～自分らしく生活するために～ |
| | | | 18 | HSP と発達障害～自分らしく生きるヒント～ |
| 4年度計 | | 6 | 104 | |

| | | | | |
|------|-----|-----|----|--|
| 5 | 荻窪 | 2 | 19 | 「発達障害の理解 コミュニケーションと医療」第1回 円滑なコミュニケーションのために |
| | | | 22 | 「発達障害の理解 コミュニケーションと医療」第2回 発達障害の基本の理解と医療の役割について |
| | 高井戸 | 2 | 17 | やめたいけどやめられない！依存症の理解と対応～依存症の理解～ |
| | | | 15 | やめたいけどやめられない！依存症の理解と対応～依存症への実際の支援～ |
| | 高円寺 | 2 | 19 | 統合失調症ってどんな病気？ |
| | | | 33 | 統合失調症とのつきあい方 |
| 5年度計 | 6 | 125 | | |

※1 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

※2 開催：荻窪＝荻窪保健センター、高井戸＝高井戸保健センター、高円寺＝高円寺保健センター、上井草＝上井草保健センター、和泉＝和泉保健センター

●精神保健相談、精神障害者社会復帰訓練等の連絡調整

目 的

アディクション、ひきこもり、思春期問題、PTSD、発達障害など、多様化する問題に対して、区民が気軽に相談できるよう、保健センターや関係機関等の相談窓口の周知に努めます。また、より専門的な相談や訪問相談にも対応できるよう、関係機関との連携を強化します。

事業内容・実績等

(1) 心の健康相談（保健センターにおいて実施）

[精神科専門医による相談] <相談内容別延相談件数> (単位:件)

| 年度 | 計 | (う) 一般精神 | 外) (う) 以 一般精神 | 社会復帰 | もの わすれ | アル コール | 薬物依存 | 児童 思春期 | 心の健康 づくり |
|----|-----|----------|---------------|------|--------|--------|------|--------|----------|
| 元 | 378 | 42 | 232 | 3 | 29 | 18 | 1 | 16 | 37 |
| 2 | 351 | 41 | 195 | 3 | 26 | 21 | 0 | 10 | 55 |
| 3 | 390 | 55 | 151 | 9 | 27 | 26 | 5 | 19 | 98 |
| 4 | 391 | 38 | 201 | 2 | 17 | 23 | 1 | 12 | 97 |
| 5 | 347 | 40 | 179 | 1 | 28 | 23 | 0 | 7 | 69 |

※一般精神とは、統合失調症、うつ病等気分障害、神経性疾患、ストレス関連障害などを指します。

[保健師による相談(訪問、面接、電話、文書)] <相談内容別延相談件数> (単位：件)

| 年度 | 計 | 一般精神 | 社会復帰 | 老人性 認知症 | アル コール | 薬物依存 | 児童 思春期 | 心の健康 づくり |
|----|--------|-------|------|------------|-----------|------|-----------|-------------|
| 元 | 12,087 | 7,597 | 729 | 83 | 317 | 25 | 178 | 3,158 |
| 2 | 11,370 | 6,976 | 320 | 78 | 291 | 23 | 111 | 3,571 |
| 3 | 14,214 | 8,273 | 551 | 56 | 238 | 46 | 100 | 4,950 |
| 4 | 14,498 | 8,603 | 485 | 83 | 314 | 14 | 78 | 4,921 |
| 5 | 14,231 | 8,297 | 261 | 66 | 411 | 18 | 88 | 5,090 |

[初回相談件数] <実相談件数> (単位：件)

| 年度 | 計 | 相談者別内訳 | | | | | |
|----|-------|--------|-----|---------------|----------|----------|-----|
| | | 本人 | 家族 | 家主などの 近所の人 | 関係 機関 | 医療 機関 | その他 |
| 元 | 1,009 | 349 | 218 | 15 | 315 | 85 | 27 |
| 2 | 874 | 329 | 184 | 13 | 261 | 63 | 24 |
| 3 | 959 | 306 | 212 | 10 | 337 | 74 | 20 |
| 4 | 1,027 | 338 | 208 | 8 | 371 | 66 | 36 |
| 5 | 846 | 288 | 182 | 9 | 279 | 65 | 23 |

[精神保健福祉士による相談] <相談経路別延相談件数> (単位：件)

| 年度 | 計 | 訪問 | 面接 | 電話 | 関係機関連携 | 会議参加 |
|----|-----|-----|-----|-----|--------|------|
| 2 | 924 | 179 | 68 | 333 | 329 | 15 |
| 3 | 584 | 46 | 188 | 188 | 247 | 8 |
| 4 | 889 | 143 | 89 | 318 | 326 | 13 |
| 5 | 864 | 154 | 121 | 292 | 281 | 16 |

(2) 社会復帰訓練事業（デイケア）

回復途上にある精神障害者の社会復帰と社会参加の促進を図るため、保健センターで、週1回グループワークによる生活訓練プログラムを行っています。また、発達障害者が利用するサービスが少ないという課題に対応するため、デイケアのプログラムの見直しを行い、平成26年度からデイケアを発達障害者支援事業の連携事業として位置付けました。

保健予防課

プログラムの内容は学習プログラム（生活リズム、社会資源の活用等）と活動プログラム（アート、料理、外出等）で構成され、より効果的なプログラムになるよう取り組んでいます。入所退所については、精神科医師による面接を行い担当者会議で決めています。従事職員としては保健師、グループワーカー、医師、講師、ボランティアが入っています。

[デイケア実施状況]

(単位：回、人)

| 年度 | | 計 | 荻 窪 | 高井戸 | 高円寺 | 上井草 | 和 泉 |
|----|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 元 | 実施回数 | 224 | 46 | 48 | 48 | 41 | 41 |
| | 参加者延数 | 1,549 | 543 | 350 | 207 | 214 | 235 |
| 2 | 実施回数 | 228 | 45 | 47 | 47 | 44 | 45 |
| | 参加者延数 | 1,247 | 498 | 244 | 152 | 232 | 121 |
| 3 | 実施回数 | 231 | 47 | 47 | 46 | 46 | 45 |
| | 参加者延数 | 1,364 | 507 | 276 | 168 | 251 | 162 |
| 4 | 実施回数 | 228 | 44 | 48 | 47 | 44 | 45 |
| | 参加者延数 | 1,342 | 520 | 272 | 200 | 102 | 248 |
| 5 | 実施回数 | 228 | 48 | 48 | 43 | 44 | 45 |
| | 参加者延数 | 1,154 | 374 | 268 | 145 | 201 | 166 |

[訓練結果状況] <実人数>

(単位：人)

| 年度 | 社会復帰 | | | | その他 | | | |
|----|------|-------------|-----------|------------|-----|----|----|-----|
| | 就労 | 通所訓練 事業所 | 家庭内 適応 | 地域の 居場所 | 中断 | 入院 | 死亡 | その他 |
| 元 | 3 | 14 | 7 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 2 | 1 | 13 | 0 | 0 | 5 | 1 | 0 | 1 |
| 3 | 2 | 4 | 1 | 3 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 4 | 0 | 8 | 5 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| 5 | 5 | 9 | 0 | 0 | 5 | 1 | 0 | 1 |

デイケア参加者の家族に対して、デイケアを円滑かつ効果的に行うために、各保健センターで年1回家族会を開催しています。普及啓発を目的に、デイケア参加者以外の精神障害者の家族も対象としている保健センターもあります。

[家族会開催状況] <参加者実数>

(単位：人)

| 年度 | 計 | 荻 窪 | 高井戸 | 高円寺 | 上井草 | 和 泉 |
|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 元 | 37 | 20 | 12 | 2 | 3 | 中止 |
| 2 | 11 | 0 | 0 | 9 | 2 | 0 |
| 3 | 34 | 4 | 0 | 26 | 4 | 0 |
| 4 | 30 | 4 | 3 | 17 | 4 | 2 |
| 5 | 12 | 2 | 0 | 4 | 4 | 2 |

(3) 精神障害者への療養支援

① 保健型アウトリーチ事業

保健センターにおいて、治療が必要にもかかわらず自ら医療にかかれない方や複合的な問題を抱えた方に対する支援（保健型アウトリーチ事業）を行うとともに、退院後の継続的な支援等を充実させるための取組を行っています。

[事業実績]

(単位：人)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 支援対象者数 | 52 | 24 | 19 | 32 | 28 |
| 精神科医による支援（延） | 86 | 74 | 67 | 55 | 72 |
| 精神保健福祉士による支援（延） | 883 | 892 | 603 | 905 | 899 |

② 退院後支援に関する計画の作成

保健センターにおいて、令和2年4月から退院後支援を行う必要があると認められる措置入院中の精神障害者について、退院後に社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な医療等の支援を適切かつ円滑に受け取ることができるよう、本人の同意を得た上で、必要な医療等の支援内容等を記載した退院後支援に関する計画を作成しています。

[事業実績]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|---|---|---|---|---|
| 計画作成数（件） | — | 8 | 4 | 9 | 9 |

(4) うつ病対策の推進

① 普及啓発の強化

うつ病の早期発見のポイントやうつ病予防に関する情報について、広報すぎなみ・区ホームページ・パンフレット等を通じて周知を図っています。

② 出産前後のうつの早期発見・早期対応の推進

妊娠中から保健センターが相談対応をしています。出産後のうつについては、すこや

か赤ちゃん訪問時に実施しているスクリーニングなどによって、早期対応を行っています。必要に応じて保護者の心の相談の利用や医療機関受診を支援しています。

③ 家族への支援の充実

保健センターが実施する精神保健学級や心の健康相談にて、うつ病の方を支える家族への普及啓発や個別相談に対応しています。また、地域にある家族の会等の情報提供を行います。

●精神保健福祉法等に関する事務

目 的

保健所では、精神保健福祉法に基づく措置入院のための診察及び保護の申請、警察官通報について、東京都への経由事務を行っています。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、東京都では、精神障害により継続的に通院治療が必要な方に対して通院医療費を助成しています。加えて、東京都では、精神障害のため入院治療を必要とする18歳未満の方（継続治療は20歳まで可）に対して入院医療費を助成しています。

保健センターは、これらの医療費助成制度及び精神障害者保健福祉手帳の申請窓口となっており、手続き等に関する相談対応や東京都への経由事務を行っています。

事業内容・実績等

（1）精神保健福祉法に関する事務

① 措置入院のための通報

[措置入院のための通報] <実件数>

(単位：件)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 警察官通報 | 147 | 127 | 143 | 169 | 127 |

② 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方が、一定の障害にあることを証明するもので、この手帳を持つことにより、様々な支援が受けられるとともに、自立及び社会参加の促進を図ることを目的とした東京都の制度です。保健センターが申請窓口として、手続き等に関する相談対応や東京都への経由事務を行っています。

保健予防課

[精神障害者保健福祉手帳所持者数] <実数>

(単位：人)

| 年度 | 合計 | 手帳区分 | | | (再掲) 65歳以上 |
|----|-------|------|-------|-------|---------------|
| | | 1 級 | 2 級 | 3 級 | |
| 元 | 4,325 | 231 | 2,140 | 1,954 | 470 |
| 2 | 4,783 | 262 | 2,296 | 2,225 | 541 |
| 3 | 4,673 | 241 | 2,241 | 2,191 | 534 |
| 4 | 5,315 | 272 | 2,456 | 2,587 | 625 |
| 5 | 5,430 | 244 | 2,462 | 2,724 | 638 |

(2) 医療費助成等

[自立支援医療(精神通院)受給者数] <実件数>

(単位：件)

| 年度 | 計 | 荻 窪 | 高井戸 | 高円寺 | 上井草 | 和 泉 |
|----|-------|-------|-------|-------|-----|-----|
| 元 | 7,503 | 2,094 | 1,968 | 1,880 | 839 | 722 |
| 2 | 7,568 | 2,169 | 1,918 | 1,900 | 882 | 699 |
| 3 | 8,125 | 2,266 | 2,088 | 2,074 | 921 | 776 |
| 4 | 8,608 | 2,432 | 2,189 | 2,201 | 959 | 827 |
| 5 | 8,831 | 2,413 | 2,167 | 2,464 | 963 | 824 |

[小児精神障害者入院医療費助成件数] <実件数>

(単位：件)

| 年度 | 計 | 申請形態別内訳 | | |
|----|----|---------|-----|----|
| | | 新規 | 再申請 | 継続 |
| 元 | 7 | 5 | 0 | 2 |
| 2 | 11 | 8 | 1 | 2 |
| 3 | 11 | 8 | 0 | 3 |
| 4 | 12 | 10 | 2 | 0 |
| 5 | 2 | 1 | 0 | 1 |

●自殺予防対策の普及啓発等

目 的

杉並区では令和元年5月に策定された杉並区自殺対策計画に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、全庁的に取組を推進してきました。

令和5年4月に、杉並区健康医療計画に包含して杉並区自殺対策計画（第2次）へ改定しました。下記の基本施策を中心に、引き続き取組を推進します。

【自殺対策の基本施策】

- (1) 自殺対策に関する普及啓発の推進
- (2) 相談・支援体制の強化
- (3) 「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組の推進

事業内容・実績等

(1) 自殺対策に関する普及啓発の推進

自殺対策の重要性について、区民の理解と関心を深めるため、区広報等を活用して自殺予防等に関する普及啓発を行います。また、3月、9月を自殺予防月間と定め、自殺予防に関する普及啓発の取組を集中的に実施します。

[自殺予防月間の主な取組（令和5年度）]

○展示

| | 展示内容 | 期間 | 場所 |
|----|---|--------------------|---------------------|
| 9月 | 月間の案内、自殺の基本認識、 区の現状、自殺対策への取組、 ゲートキーパー、相談先案内 等 | 9/1（金）～9/30 （土） | 杉並保健所1階、 南北バスすぎ丸 |
| 3月 | | 3/1（金）～3/31（日） | 杉並保健所1階、 南北バスすぎ丸 |

(2) 相談・支援体制の強化

① ゲートキーパー養成の推進

身近な人が悩みや不安を抱えているときに、その変化に気付き声を掛けることや、身近な人から自殺について相談されたときに、その思いを受け止め、適切な対応が取れるようになることが大切です。生活や健康の不安等の悩みを持った区民が相談する窓口などにおいて、自殺に追い込まれようとしている区民のサインに気付いて、的確な対処ができるよう、ゲートキーパーを養成します。

保健予防課

[ゲートキーパー養成研修(令和5年度)] <参加者実数>

(単位:人)

| 日付 | テーマ | 対象 | 講師 | 参加者数 |
|----------|---------------------------|-----------------|--------------------------|------|
| 6/15(木) | ゲートキーパー養成講座 (すぎなみ地域大学) | 杉並区在住・ 在勤・在学 | 自殺予防団体「風のとび ら」代表飯田 佳子 | 24 |
| 9/12(火) | | | | 31 |
| 12/6(水) | | | | 21 |
| 3/1(金) | | | | 16 |
| 10/11(水) | ゲートキーパー養成研修 (応用編) | 杉並区在住・ 在勤・在学 | 高月病院 精神科医師 坂東 誉子 | 51 |
| 10/26(水) | ゲートキーパー養成研修 (応用編) | 杉並区在住・ 在勤・在学 | いのちの電話 | 46 |
| 11/21(火) | B型作業所出張講座 | 作業所メンバ ー、職員 | 保健予防課 | 25 |
| 12/18(月) | 区内高等教育機関との 連携協働推進協議会 | 大学職員 | 保健予防課 | 9 |

② 相談・支援要員の育成

多様化する区民の悩みに対し、寄り添うことができる人を増やすとともに、職員の対応力を向上する取組を行います。

[自殺未遂者支援事例検討会(令和5年度)]

| 日付 | 内容 | 講師 |
|---------|---|-------------------------|
| 5/19(金) | 希死念慮があり繰り返し自殺をほのめかす事例 | 特定非営利活動法人 OVA 伊藤 次郎 |
| 7/5(水) | 自殺リスクが高い単身生活の若者の事例 頻回に希死念慮を訴え、急激な状態悪化が見られる 事例 | 沼津中央病院 精神科 医師 日野 耕介 |
| 10/4(水) | 人工妊娠中絶後に希死念慮が出現した事例 | 沼津中央病院 精神科 医師 日野 耕介 |
| 12/8(金) | 家族を自殺で亡くし、自身も希死念慮を持つ事例 親亡き後に生活が困窮し希死念慮を訴える事例 | 特定非営利活動法人 OVA 伊藤 次郎 |
| 1/16(火) | アルコール依存症疑いの男性への支援の検討 うつ病、強迫性障害の自殺をほのめかす事例 | 野崎クリニック 精神 科医師 野崎 和博 |
| 2/28(水) | 危険な自傷行為を繰り返す事例への支援の入り方 複雑な家庭環境で生育した父母への子育て支援 | 高月病院 精神科医師 坂東 誉子 |

③ 相談支援体制の強化に向けた関係機関との連携

自殺を区全体の課題として捉え、自殺予防に向け、分野を超えた包括的な取組が実施できるよう、区と関係機関の連携強化を図ります。また、様々な悩みを抱える区民が、適切な相談機関で問題や悩みの解決が図られるよう、地域における関係機関のネットワーク体制の構築及び充実を図ります。

[杉並区自殺対策関係機関連絡会の開催実績（令和5年度）]

| 日付 | 内容 | 参加者数 (人) |
|---------|--|-------------|
| 11/7(火) | 【報告事項】 全国・杉並区における自殺の状況について 杉並区自殺対策計画（第1次）の取組状況について 杉並区自殺対策計画（第2次）の策定（改定）について 【意見交換】 「自殺対策に関する各機関の取組や課題、コロナ禍の影響について」 | 27 |

（3）生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組の推進

① 孤立の予防に向けた取組の推進

悩みを抱え、人や社会とのつながりが減少すると、自殺以外の選択肢が考えられない危機的な状態にまで追い込まれ、自殺に至ることがあります。区は、様々な取組を通じて、区民の孤立を予防します。

② 悩みに関する相談・支援の充実

悩みが深刻化すると、うつ状態に至ることがあります。区民の様々な相談に対応し、悩みの解決に向けて支援します。

③ 心の健康づくりに関する取組の推進

うつ病等の精神疾患は、自殺につながる可能性があります。心の健康づくりに関する区民の関心を高めるとともに、うつ病予防に関する取組を推進し、自殺リスクの減少に努めます。こころの体温計とはスマートフォンやパソコンを使って、簡単に自分や家族のストレスチェックができるシステムです。杉並区では令和元年5月から導入しました。

[こころの体温計実績]

(単位：件)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| アクセス数 | 53,949 | 57,515 | 43,275 | 44,816 | 42,573 |

● 難病対策の推進

(保健予防課・保健サービス課)

目 的

在宅難病患者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるように、療養相談を実施するほか、各種支援制度等を適切に案内していきます。また、医療、保健及び福祉等の関係機関と連携して、在宅難病患者の療養環境を整備します。さらに、支援者のスキル向上を図るため、多職種研修を実施します。

事業内容・実績等

(1) 難病医療費等助成

保健センターでは、医療費助成の申請の受理、東京都への経由事務を行っています。

[難病医療費助成等認定件数]

(単位：人)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 難病医療費助成認定者数 | 4,758 | 4,793 | 4,837 | 4,757 | 5,261 |
| B型・C型ウイルス肝炎治療 医療費助成認定者数 ※ | 233 | 196 | 222 | 218 | 208 |

※B型・C型肝炎のインターフェロン治療及びB型肝炎の核酸アナログ製剤治療、C型肝炎のインターフェロンフリー治療にかかる医療費助成制度の認定者数

[難病医療費助成認定件数内訳]

※疾病名及び認定者数は令和6年3月31日現在

| 告示番号 | 疾病名 | 認定者数 | 告示番号 | 疾病名 | 認定者数 | 告示番号 | 疾病名 | 認定者数 |
|------|----------------------------|------|------|----------------------|------|------|----------------------------|------|
| 1 | 球脊髄性筋萎縮症 | 1 | 61 | 自己免疫性溶血性貧血 | 4 | 121 | 神経フェリチン症 | 0 |
| 2 | 筋萎縮性側索硬化症 | 45 | 62 | 発作性夜間へモグロビン尿症 | 6 | 122 | 脳表へモジデリン沈着症 | 1 |
| 3 | 脊髄性筋萎縮症 | 3 | 63 | 特発性血小板減少性紫斑病 | 58 | 123 | 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症 | 0 |
| 4 | 原発性側索硬化症 | 0 | 64 | 血栓性血小板減少性紫斑病 | 2 | 124 | 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症 | 0 |
| 5 | 進行性核上性麻痺 | 32 | 65 | 原発性免疫不全症候群 | 11 | 125 | 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症 | 0 |
| 6 | パーキンソン病 | 496 | 66 | I g A 腎症 | 52 | 126 | ペリー-症候群 | 0 |
| 7 | 大脳皮質基底核変性症 | 11 | 67 | 多発性嚢胞腎 | 73 | 127 | 前頭側頭葉変性症 | 6 |
| 8 | ハンチントン病 | 2 | 68 | 黄色靱帯骨化症 | 18 | 128 | ピッカースタッフ脳幹脳炎 | 1 |
| 9 | 神経有棘赤血球症 | 0 | 69 | 後縦靱帯骨化症 | 79 | 129 | 痙攣重積型（二相性）急性脳症 | 0 |
| 10 | シャルコー・マリー・トゥース病 | 0 | 70 | 広範脊柱管狭窄症 | 12 | 130 | 先天性無痛無汗症 | 0 |
| 11 | 重症筋無力症 | 99 | 71 | 特発性大腿骨頭壊死症 | 56 | 131 | アレキサンダー病 | 0 |
| 12 | 先天性筋無力症候群 | 0 | 72 | 下垂体性A D H分泌異常症 | 22 | 132 | 先天性核上性球麻痺 | 0 |
| 13 | 多発性硬化症／視神経脊髄炎 | 96 | 73 | 下垂体性T S H分泌亢進症 | 1 | 133 | メビウス症候群 | 0 |
| 14 | 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー | 11 | 74 | 下垂体性P R L分泌亢進症 | 10 | 134 | 中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群 | 0 |
| 15 | 封入体筋炎 | 1 | 75 | クッシング病 | 3 | 135 | アイカルディ症候群 | 0 |
| 16 | クロー・深瀬症候群 | 0 | 76 | 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症 | 0 | 136 | 片側巨脳症 | 0 |
| 17 | 多系統萎縮症 | 40 | 77 | 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症 | 17 | 137 | 限局性皮質異形成 | 0 |
| 18 | 脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。) | 74 | 78 | 下垂体前葉機能低下症 | 79 | 138 | 神経細胞移動異常症 | 0 |
| 19 | ライソゾーム病 | 3 | 79 | 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体） | 1 | 139 | 先天性大脳白質形成不全症 | 0 |
| 20 | 副腎白質ジストロフィー | 1 | 80 | 甲状腺ホルモン不応症 | 0 | 140 | トラベ症候群 | 0 |
| 21 | ミトコンドリア病 | 4 | 81 | 先天性副腎皮質酵素欠損症 | 3 | 141 | 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん | 1 |
| 22 | もやもや病 | 68 | 82 | 先天性副腎低形成症 | 0 | 142 | ミオクローニ-欠伸てんかん | 0 |
| 23 | プリオン病 | 1 | 83 | アジソン病 | 5 | 143 | ミオクローニ-脱力発作を伴うてんかん | 0 |
| 24 | 亜急性硬化性全脳炎 | 0 | 84 | サルコイドーシス | 48 | 144 | レノックス・ガスター-症候群 | 0 |
| 25 | 進行性多巣性白質脳症 | 0 | 85 | 特発性間質性肺炎 | 46 | 145 | ウエスト症候群 | 0 |
| 26 | H T L V - 1 関連脊髄症 | 2 | 86 | 肺動脈性肺高血圧症 | 10 | 146 | 大田原症候群 | 0 |
| 27 | 特発性基底核石灰化症 | 0 | 87 | 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症 | 0 | 147 | 早期ミオクローニ-脳症 | 0 |
| 28 | 全身性アミロイドーシス | 23 | 88 | 慢性血栓塞栓性肺高血圧症 | 32 | 148 | 遊走性焦点発作を伴う児児てんかん | 0 |
| 29 | ウルリッヒ病 | 0 | 89 | リンパ管腫症 | 5 | 149 | 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群 | 0 |
| 30 | 遠位性ミオパチー | 3 | 90 | 網膜色素変性症 | 82 | 150 | 環状20番染色体症候群 | 0 |
| 31 | ベスレムミオパチー | 2 | 91 | パッド・キアリ症候群 | 0 | 151 | ラスマッセン脳炎 | 1 |
| 32 | 自己食空間性ミオパチー | 0 | 92 | 特発性門脈圧亢進症 | 1 | 152 | P C D H 1 9 関連症候群 | 0 |
| 33 | シュワルツ・ヤンベル症候群 | 0 | 93 | 原発性胆汁性胆管炎 | 45 | 153 | 難治頻回部分発作重積型急性脳炎 | 0 |
| 34 | 神経線維腫症 | 24 | 94 | 原発性硬化性胆管炎 | 6 | 154 | 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症 | 1 |
| 35 | 天疱瘡 | 6 | 95 | 自己免疫性肝炎 | 28 | 155 | ランドウ・クレフナー-症候群 | 0 |
| 36 | 表皮水疱症 | 2 | 96 | クローン病 | 199 | 156 | レット症候群 | 1 |
| 37 | 膿疱性乾癬（汎発型） | 7 | 97 | 潰瘍性大腸炎 | 777 | 157 | スタージ・ウェーバー-症候群 | 1 |
| 38 | スティーヴンス・ジョンソン症候群 | 0 | 98 | 好酸球性消化管疾患 | 6 | 158 | 結節性硬化症 | 8 |
| 39 | 中毒性表皮剥離症 | 0 | 99 | 慢性特発性偽性腸閉塞症 | 1 | 159 | 色素性乾皮症 | 0 |
| 40 | 高安静脈炎 | 25 | 100 | 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症 | 0 | 160 | 先天性魚鱗癬 | 0 |
| 41 | 巨細胞性動脈炎 | 20 | 101 | 腸管神経節細胞減少症 | 0 | 161 | 家族性良性慢性天疱瘡 | 0 |
| 42 | 結節性多発動脈炎 | 6 | 102 | ルビンシュタイン・テイビ症候群 | 0 | 162 | 類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。） | 16 |
| 43 | 顕微鏡的多発血管炎 | 66 | 103 | C F C 症候群 | 0 | 163 | 特発性後天性全身性無汗症 | 6 |
| 44 | 多発血管炎性肉芽腫症 | 15 | 104 | コステロ症候群 | 0 | 164 | 眼皮膚白皮症 | 0 |
| 45 | 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症 | 40 | 105 | チャージ症候群 | 0 | 165 | 肥厚性皮膚骨膜炎 | 0 |
| 46 | 悪性関節リウマチ | 17 | 106 | クリオピリン関連周期性熱症候群 | 0 | 166 | 弾性線維性仮性黄色腫 | 1 |
| 47 | バージャー病 | 2 | 107 | 若年性特発性関節炎 | 5 | 167 | マルファン症候群 | 12 |
| 48 | 原発性抗リン脂質抗体症候群 | 5 | 108 | T N F 受容体関連周期性症候群 | 0 | 168 | エーラス・ダンロス症候群 | 1 |
| 49 | 全身性エリテマトーデス | 269 | 109 | 非典型性溶血性尿毒症症候群 | 0 | 169 | メンケス病 | 0 |
| 50 | 皮膚筋炎／多発性筋炎 | 112 | 110 | ブラウ症候群 | 0 | 170 | オクシピタル・ホーン症候群 | 0 |
| 51 | 全身性強皮症 | 106 | 111 | 先天性ミオパチー | 2 | 171 | ウィルソン病 | 3 |
| 52 | 混合性結合組織病 | 54 | 112 | マリネスコ・シェーグレン症候群 | 0 | 172 | 低ホスファターゼ症 | 0 |
| 53 | シェーグレン症候群 | 88 | 113 | 筋ジストロフィー | 22 | 173 | V A T E R 症候群 | 0 |
| 54 | 成人スチル病 | 16 | 114 | 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 | 0 | 174 | 那須ハコラ病 | 0 |
| 55 | 再発性多発軟骨炎 | 2 | 115 | 遺伝性周期性四肢麻痺 | 0 | 175 | ウィーバー-症候群 | 0 |
| 56 | ペーチェット病 | 83 | 116 | アトピー性脊髄炎 | 0 | 176 | コフィン・ローリー-症候群 | 0 |
| 57 | 特発性拡張型心筋症 | 41 | 117 | 脊髄空洞症 | 4 | 177 | ジュベール症候群関連疾患 | 0 |
| 58 | 肥大型心筋症 | 15 | 118 | 脊髄髄膜瘤 | 1 | 178 | モワット・ウィルソン症候群 | 0 |
| 59 | 拘束型心筋症 | 0 | 119 | アイザックス症候群 | 1 | 179 | ウィリアムズ症候群 | 0 |
| 60 | 再生不良性貧血 | 37 | 120 | 遺伝性ジストニア | 0 | 180 | A T R - X 症候群 | 0 |

| 告示番号 | 疾病名 | 認定者数 | 告示番号 | 疾病名 | 認定者数 | 告示番号 | 疾病名 | 認定者数 | |
|------|----------------------------|------|------|------------------------------|------|--|---------------------------------------|---|-------|
| 181 | クルーゾン症候群 | 0 | 241 | 高チロシン血症 1 型 | 0 | 301 | 黄斑ジストロフィー | 1 | |
| 182 | アペール症候群 | 0 | 242 | 高チロシン血症 2 型 | 0 | 302 | レーベル遺伝性視神経症 | 1 | |
| 183 | ファイファー症候群 | 0 | 243 | 高チロシン血症 3 型 | 0 | 303 | アッシャー症候群 | 0 | |
| 184 | アントレー・ピクスラー症候群 | 0 | 244 | メーブルシロップ症候群 | 0 | 304 | 若年発症型両側性感音難聴 | 0 | |
| 185 | コフィン・シリス症候群 | 1 | 245 | プロピオン酸血症 | 0 | 305 | 遅発性内リンパ水腫 | 0 | |
| 186 | ロスムンド・トムソン症候群 | 0 | 246 | メチルマロン酸血症 | 0 | 306 | 好酸球性副鼻腔炎 | 126 | |
| 187 | 歌舞伎症候群 | 0 | 247 | イソ吉草酸血症 | 0 | 307 | カナパン病 | 0 | |
| 188 | 多脾症候群 | 0 | 248 | グルコーストランスporter-1 欠損症 | 0 | 308 | 進行性白質脳症 | 0 | |
| 189 | 無脾症候群 | 1 | 249 | グルタル酸血症 1 型 | 0 | 309 | 進行性ミオクロームステんかん | 0 | |
| 190 | 鯉耳腎症候群 | 0 | 250 | グルタル酸血症 2 型 | 0 | 310 | 先天異常症候群 | 0 | |
| 191 | ウェルナー症候群 | 0 | 251 | 尿素サイクル異常症 | 0 | 311 | 先天性三尖弁狭窄症 | 0 | |
| 192 | コケイン症候群 | 0 | 252 | リジン尿性蛋白不耐症 | 0 | 312 | 先天性僧帽弁狭窄症 | 0 | |
| 193 | ブラダー・ウィリ症候群 | 2 | 253 | 先天性葉酸吸収不全 | 0 | 313 | 先天性肺静脈狭窄症 | 0 | |
| 194 | ソトス症候群 | 0 | 254 | ホルフィリン症 | 0 | 314 | 左肺動脈右肺動脈起始症 | 0 | |
| 195 | スーナン症候群 | 0 | 255 | 複合カルボキシラーゼ欠損症 | 0 | 315 | ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群） / LM X 1 B 関連腎症 | 0 | |
| 196 | ヤング・シンブソン症候群 | 0 | 256 | 筋糖原病 | 0 | 316 | カルニチン回路異常症 | 0 | |
| 197 | 1 p 3 6 欠失症候群 | 0 | 257 | 肝糖原病 | 0 | 317 | 三頭筋欠損症 | 0 | |
| 198 | 4 p 欠失症候群 | 0 | 258 | ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症 | 0 | 318 | シトリン欠損症 | 0 | |
| 199 | 5 p 欠失症候群 | 0 | 259 | レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症 | 0 | 319 | セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症 | 0 | |
| 200 | 第 1 4 番染色体父親性ダイソミー症候群 | 0 | 260 | システロール血症 | 0 | 320 | 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症 | 0 | |
| 201 | アンジェルマン症候群 | 0 | 261 | タンジール病 | 0 | 321 | 非ケトーシス型高グリシン血症 | 0 | |
| 202 | スミス・マギニス症候群 | 0 | 262 | 原発性高カオリミクロン血症 | 1 | 322 | β-ケトチオラーゼ欠損症 | 0 | |
| 203 | 2 2 q 1 1, 2 欠失症候群 | 0 | 263 | 脳髄黄色腫症 | 0 | 323 | 芳香族 L-アミノ酸炭酸酵素欠損症 | 0 | |
| 204 | エマヌエル症候群 | 0 | 264 | 無βリポタンパク血症 | 0 | 324 | メチルグルタコン酸尿症 | 0 | |
| 205 | 脆弱 X 症候群関連疾患 | 0 | 265 | 脂肪萎縮症 | 1 | 325 | 遺伝性自己炎症疾患 | 0 | |
| 206 | 脆弱 X 症候群 | 0 | 266 | 家族性地中海熱 | 4 | 326 | 大理石骨病 | 0 | |
| 207 | 総動脈幹遺残症 | 0 | 267 | 高 IgD 症候群 | 0 | 327 | 特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。） | 1 | |
| 208 | 修正大血管転位症 | 0 | 268 | 中條・西村症候群 | 0 | 328 | 前眼部形成異常 | 0 | |
| 209 | 完全大血管転位症 | 0 | 269 | 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群 | 0 | 329 | 無虹彩症 | 0 | |
| 210 | 単心室症 | 2 | 270 | 慢性再発性多発性骨髄炎 | 1 | 330 | 先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症 | 0 | |
| 211 | 左心低形成症候群 | 0 | 271 | 強直性脊椎炎 | 31 | 331 | 特発性多中心性キャッスルマン病 | 7 | |
| 212 | 三尖弁閉鎖症 | 0 | 272 | 進行性骨化性線維異形成症 | 0 | 332 | 膠様滴状角膜炎ジストロフィー | 0 | |
| 213 | 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症 | 1 | 273 | 肋骨異常を伴う先天性側弯症 | 0 | 333 | ハッチンソン・ギルフォード症候群 | 0 | |
| 214 | 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症 | 0 | 274 | 骨形成不全症 | 3 | 334 | 脳クレアチン欠乏症候群 | 0 | |
| 215 | ファロー四徴症 | 2 | 275 | タナトフォリック骨異形成症 | 0 | 335 | ネフロン病 | 0 | |
| 216 | 両大血管右室起始症 | 1 | 276 | 軟骨無形成症 | 1 | 336 | 家族性低βリポタンパク血症 1（ホモ接合体） | 0 | |
| 217 | エプスタイン病 | 0 | 277 | リンパ管腫症/ゴーフム病 | 2 | 337 | ホモシチン尿症 | 0 | |
| 218 | アルポート症候群 | 5 | 278 | 巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変） | 0 | 338 | 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 | 0 | |
| 219 | ギャロウェイ・モワト症候群 | 0 | 279 | 巨大静脈奇形（頸部口咽頭びまん性病変） | 0 | 5 | スモン | 2 | |
| 220 | 急速進行性糸球体腎炎 | 1 | 280 | 巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変） | 0 | 38 | プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクワイツフェルト・ヤコブ病に限る。） | 0 | |
| 221 | 抗糸球体基底膜腎炎 | 0 | 281 | クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群 | 2 | 18 | 劇症肝炎（※） | 1 | |
| 222 | 一次性ネフローゼ症候群 | 65 | 282 | 先天性赤血球形形成異常性貧血 | 0 | 32 | 重症急性膵炎（※） | 0 | |
| 223 | 一次性膜性増殖性糸球体腎炎 | 3 | 283 | 後天性赤芽球癆 | 6 | 99 | 先天性血液凝固因子欠乏症等 | 49 | |
| 224 | 紫斑病性腎炎 | 7 | 284 | ダイヤモンド・ブラックファン貧血 | 0 | 国小計 | | | 4,341 |
| 225 | 先天性腎性尿崩症 | 1 | 285 | ファンconi貧血 | 0 | （国）特 殊 医 療 費 助 成 事 業 治 療 対 象 となる 疾 病（33 疾 病） | | | |
| 226 | 間質性膀胱炎（ハンナ型） | 4 | 286 | 遺伝性鉄芽球性貧血 | 0 | 都 単 独 / 難 病 医 療 費 助 成 疾 病（8 疾 病） | | | |
| 227 | オスラー病 | 5 | 287 | エプスタイン症候群 | 0 | 1 | 77 | 悪性高血圧 | 0 |
| 228 | 閉塞性細気管支炎 | 0 | 288 | 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症 | 4 | 2 | 80 | 原発性骨髄線維症 | 7 |
| 229 | 肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性） | 0 | 289 | クローンカイト・カナダ症候群 | 2 | 3 | 83 | 母斑症（指定難病の結節性硬化症、スタージ・ウェーバー症候群及びクリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群を除く） | 4 |
| 230 | 肺胞低換気症候群 | 1 | 290 | 非特異性多発性小腸潰瘍症 | 0 | 4 | 866 | 肝内結石症 | 1 |
| 231 | α 1-アンチトリプシン欠乏症 | 0 | 291 | ヒルシュスプリング病（全結腸型又は小腸型） | 0 | 5 | 88 | 古典的特発性好酸球増多症候群 | 4 |
| 232 | カーニー複合 | 0 | 292 | 総排泄腔外反症 | 0 | 6 | 91 | びまん性汎細気管支炎 | 4 |
| 233 | ウォルフラム症候群 | 0 | 293 | 総排泄腔遺残 | 0 | 7 | 95 | 遺伝性QT延長症候群 | 2 |
| 234 | ベルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。） | 0 | 294 | 先天性横隔膜ヘルニア | 0 | 8 | 97 | 網膜脈絡膜萎縮症 | 0 |
| 235 | 副甲状腺機能低下症 | 1 | 295 | 乳幼児肝巨大血管腫 | 0 | 9 | 78 | 人工透析を必要とする腎不全 | 898 |
| 236 | 偽性副甲状腺機能低下症 | 0 | 296 | 胆道閉鎖症 | 5 | 都 小 計 | | | 920 |
| 237 | 副腎皮質刺激ホルモン不応症 | 0 | 297 | アラジーレ症候群 | 1 | 合 計 | | | 5,261 |
| 238 | ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 | 3 | 298 | 遺伝性膵炎 | 0 | | | | |
| 239 | ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 | 0 | 299 | 嚢胞性線維症 | 0 | | | | |
| 240 | フェニルケトン尿症 | 3 | 300 | IgG4関連疾患 | 11 | | | | |

(※) 平成26年12月31日から引き続き医療費助成の認定を受けている者に係る経過措置

(2) 医療機器貸与・一時入院

東京都では、難病患者を対象に、医療機器（吸引器・吸入器等）貸与事業（平成5年度開始）、在宅難病患者一時入院事業（昭和57年度開始）を行っています。保健センターでは、これらの申請の経由事務を行うとともに、保健師による訪問や相談を行っています。令和5年度は8人の医療機器貸与の利用がありました。

(3) 難病対策地域連絡協議会

杉並区では、平成30年度から在宅医療推進連絡協議会の普及啓発・研修部会を難病対策地域連絡協議会を兼ねる会議体とし、年に1~2回開催しています。また、関係機関や支援者向けに難病をテーマにした研修を実施し、相談支援の質の向上等を図っています。令和5年度は、研修会を2回開催しました。

(4) 難病等訪問相談員育成事業

杉並区では、難病や在宅人工呼吸器を使用しているご家庭を対象に、保健センターの地区担当保健師と専門相談員（看護師、理学療法士等）が訪問し、療養上の不安解消を図り、療養生活を支援するための事業を実施しています。令和5年度は、3回の派遣がありました。

(5) 原子爆弾被爆者助成

原子爆弾被爆者には、原子爆弾の障害作用の影響を今なお受けている特別な状況を鑑み、国が被爆者に対し健康の保持向上と生活の安定・福祉の向上を図ることを目的として、原子爆弾被爆者援護法に基づき、健康管理と医療給付及び手当の支給を行っています。

また、東京都ではこれを補完するものとして、被爆者に対する介護手当及び健康診断受診奨励金の支給、被爆者の子に対する健康診断や医療費の助成を実施しています。

保健センターでは、これらの申請や届出を受理し、都に送付する経由事務を行っています。

[原子爆弾被爆者助成取扱件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|-----|----|----|----|----|
| 総数（件） | 105 | 99 | 79 | 79 | 82 |

(6) 自家発電装置等購入費用の助成

在宅で人工呼吸器を使用している方で、東京都その他国の制度等による自家発電装置等の給付又は助成を受けることができない方に対して、災害発生等による停電時における人工呼吸器の継続的な使用に必要な自家発電装置等の機器類の購入に要した費用の助成を令和4年から行っています。令和5年度は、4名の利用がありました。

●公害保健福祉の実施

(保健予防課、保健サービス課)

目 的

公害健康被害の予防や公害健康障害の救済を図ることで、区民の快適な暮らしを支えます。

事業内容・実績等

(1) 大気汚染障害者認定

東京都の「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」に基づき、東京都内に1年以上居住し、慢性気管支炎・気管支ぜん息・ぜん息性気管支炎・肺気しゅ及びこれらの続発症と診断され、大気汚染に係る健康障害者と認定された方(ただし、18歳以上の方は、気管支ぜん息及びその続発症のみ)に対し、保険診療の自己負担分が月額6,000円を超える分を東京都が助成します(平成30年4月から変更)。認定のための申請書(新規・更新)等を各保健センターで受理し、杉並保健所で月1回認定審査会を開催し、審査しています。

東京都大気汚染医療費助成制度の改正に伴い、平成27年3月末にて18歳以上の新規認定が終了いたしました。

[東京都の「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」による認定者数](各年度3月31日現在) (単位:人)

| 年度 | 0～17歳 | 18～19歳 | 20～39歳 | 40～59歳 | 60～74歳 | 75歳以上 | 計 |
|----|-------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 元 | 18 | 0 | 274 | 911 | 528 | 410 | 2,141 |
| 2 | 14 | 2 | 214 | 818 | 521 | 389 | 1,958 |
| 3 | 15 | 2 | 164 | 756 | 495 | 394 | 1,826 |
| 4 | 13 | 1 | 134 | 685 | 472 | 397 | 1,702 |
| 5 | 8 | 0 | 125 | 623 | 453 | 356 | 1,565 |

令和5年度疾病別内訳： 慢性気管支炎 0人 ぜん息性気管支炎 0人
気管支ぜん息 1,565人 肺気腫 0人

[大気汚染障害者認定審査会審査数]

(単位：人)

| 年度 | 新規 | 更新 | 変更届 | 再交付 | 受理報告 |
|----|----|-------|-----|-----|------|
| 元 | 9 | 1,041 | 310 | 36 | 8 |
| 2 | 2 | 882 | 232 | 13 | 7 |
| 3 | 10 | 930 | 248 | 11 | 3 |
| 4 | 3 | 790 | 217 | 12 | 5 |
| 5 | 0 | 767 | 197 | 15 | 3 |

※1 年齢は申請時点でカウント

※2 更新申請は2年毎

(2) アレルギー相談の実施

昭和63年10月から乳幼児の気管支ぜん息に係る健康診査(1歳6か月児を対象)を実施しています。また、平成7年度から4か月児も対象に健康診査を実施しています。

[アレルギー健診スクリーニング結果]

(単位 人)

| 保健センター | 4か月児健診 | | 1歳6か月児健診 | |
|--------|--------|---------|----------|---------|
| | 皮膚症状あり | 呼吸器症状あり | 皮膚症状あり | 呼吸器症状あり |
| 荻 窪 | 498 | 230 | 556 | 111 |
| 高井戸 | 392 | 142 | 517 | 71 |
| 高円寺 | 255 | 104 | 111 | 227 |
| 上井草 | 183 | 65 | 242 | 39 |
| 和 泉 | 180 | 68 | 229 | 40 |
| 5年度計 | 1,508 | 609 | 1,655 | 488 |
| 元年度 | 1,865 | 775 | 2,233 | 457 |
| 2年度 | 1,634 | 419 | 2,204 | 219 |
| 3年度 | 1,704 | 517 | 2,098 | 232 |
| 4年度 | 1,677 | 557 | 1,946 | 262 |

[アレルギー相談件数]

(単位：人)

| 年度 | 相談者数 | 食生活相談(※) | 生活相談(※) |
|----|------|----------|---------|
| 元 | 132 | 31 | 2 |
| 2 | 87 | 17 | 1 |
| 3 | 111 | 22 | 1 |
| 4 | 120 | 24 | 4 |
| 5 | 104 | 25 | 4 |

※相談者のうち、食生活相談や生活相談を受けた数

(3) 光化学スモッグ被害対策

区内の公・私立学校等における光化学スモッグの健康被害に対処するため、「杉並区光化学スモッグ被害発生時対応要領」を定めています。令和5年度の杉並区を含む23区西部地域の光化学スモッグ注意報の発令回数は3回でしたが、被害の発生はありませんでした。

また、東京都に住所を有する者が、東京都の区域内で光化学スモッグによると思われる健康障害を受け、入院治療をした場合、その入院治療に要した費用のうち、健康保険による自己負担分を東京都が負担するという制度があります。この医療費助成を受けるには、被害者本人が住所地の保健所に申請することになっていますが、令和5年度はこの制度による杉並保健所への申請はありませんでした。

(4) 石綿健康被害救済制度

当該制度は、石綿（アスベスト）による健康被害を受けた方及びその遺族で、労働災害補償の対象とならない方に対して、救済給付の支給を行う制度です。独立行政法人環境再生保全機構法に基づき、同機構から委託を受けて、相談及び認定申請・療養手当の請求受付業務を行っています。令和5年度の杉並保健所への申請は1件でした。

● 自立支援医療(育成医療)等医療費の給付

目 的

自立支援医療(育成医療)、小児慢性特定疾病の対象者に対して、適切な医療が確実に受けられるように、医療費の助成を行っています。

事業内容・実績等

(1) 自立支援医療(育成医療)

以下の対象者が、指定自立支援医療機関において、機能障害を残さない、または生活能力を維持するために必要な治療をした場合の保険診療にかかる医療費の自己負担額を助成しています(ただし、入院時食事療養標準負担額を除きます)。

対象者：保護者が区内に住所を有する 18 歳未満の児童のうち、身体に障害を有する方、または現存する疾患にかかる医療を行わないと将来障害を残すと認められる方で、手術等によって確実な治療効果が期待される方

公費負担額：保険治療の自己負担分(世帯の所得税額等に応じて一部負担あり)

[育成医療受給者証発行件数]

(単位：件)

| 年度 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------------|----------------|---|---|---|---|---|
| 障 害 区 分 | 肢体不自由 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 |
| | 視覚障害 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 聴覚・平衡機能障害 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| | 音声・言語・そしゃく機能障害 | 4 | 3 | 5 | 2 | 3 |
| | 心臓機能障害 | 4 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| | 腎臓機能障害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小腸機能障害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 肝臓機能障害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | その他の内臓障害 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |

(2) 小児慢性特定疾病児童

18 歳未満で、小児慢性特定疾病の治療を必要とする児童に対し、都から医療券を発行して、医療費を助成しています。(東京都の制度)

公費負担額：保険治療の自己負担額(生計中心者の課税状況に応じて一部負担あり)

[小児慢性特定疾病医療費支給認定申請の取扱件数]

(単位：件)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 取扱件数 | 260 | 172 | 295 | 300 | 310 |

保健指導担当 _____

●課内の保健師業務に関すること

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|--------------------------|----------------|--------|
| 精神保健に関する普及啓発 | 保健予防課 保健予防係 | p. 210 |
| 精神保健相談、精神障害者社会復帰訓練等の連絡調整 | 保健予防課 保健予防係 | p. 212 |
| 精神保健福祉法等に関する事務 | 保健予防課 保健予防係 | p. 216 |
| 自殺予防対策の普及啓発等 | 保健予防課 保健予防係 | p. 218 |
| 難病対策の推進 | 保健予防課 保健予防係 | p. 221 |
| 感染症対策の推進 | 保健予防課 感染症係 | p. 230 |

感染症係（感染症担当、保健指導担当含む）

● 感染症対策の推進

目 的

感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的とし、保健医療を取り巻く環境の変化、国際交流の進展等に即応し、既知の感染症や新感染症含むその他の感染症に迅速かつ適確に対応することができるよう、総合的かつ計画的に推進しています。

事業内容・実績等

感染症をめぐる状況の変化や患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するとともに、感染症とその予防知識の普及啓発活動を行うなど、総合的な感染症対策を実施しています。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を教訓に、今後も起こり得る新興・再興感染症に適切に対処するため、「杉並区感染症予防計画」に基づき、防疫体制の強化を図ります。

(1) 感染症に係る医療費の公費負担

患者の適正な医療の確保と医療費の負担軽減のために、法令等で規定された医療費の一部公費負担を行っています。

① 入院医療費の助成

感染性の高い患者に対しては、感染症指定医療機関において良質かつ適切な医療を提供することで感染症の拡大防止を図るとともに入院に係る費用を助成しています。

[医療費公費負担人数]

(単位：人)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------------------|----|----|----|----|----|
| 入院患者の医療療養費 (法 37 条) | 32 | 23 | 26 | 16 | 15 |

※ 新型コロナウイルス感染症は除く

② 通院医療費の助成

結核患者が適正医療を受けるために要する費用の一部を、その申請により助成しています。

[医療費公費負担人数]

(単位：人)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------------------------|-----|-----|-----|-----|----|
| 結核患者の医療療養費 (法 37 条の 2) | 145 | 129 | 100 | 106 | 83 |

(2) 結核の定期健康診断に関する事務

患者の早期発見のためには、定期健康診断時の胸部エックス線検査が有効です。特に発病のリスクの高い65歳以上の方や、発病した時に集団感染を起こしやすい学校等は健康診断を受けるよう、通知等を送付しています。

(単位：人)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 胸部エックス線 検査者数 | 83,759 | 74,937 | 78,206 | 72,251 | 83,656 |

(3) 結核指定医療機関の指定等に関する事務

医療機関（病院・診療所・薬局）は、公費で費用を負担する結核患者の医療を担当する際、結核指定医療機関として新たに指定を受ける必要があり、指定申請等を受理・交付をしています。

[結核指定医療機関指定状況]

(単位：所)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 病 院 | 18 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| 診療所 | 215 | 214 | 214 | 216 | 217 |
| 薬 局 | 259 | 259 | 254 | 263 | 274 |

(4) 感染症発生動向調査

感染症の発生の状況及び動向の把握のため、感染症法に基づき感染症発生動向調査を実施しています。

① 定点医療機関による調査

区内医療機関のうち、東京都が指定した小児科定点11か所、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症定点6か所、基幹定点2か所、眼科定点1か所、性感染症定点2か所、疑似症定点1か所から報告を受け、毎週（性感染症定点と一部疾病は毎月）患者の発生数を都を通じて国に報告しています。

② 集団発生報告

学校や社会福祉施設等からインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、感染性胃腸炎などの感染症の集団発生の報告があった場合は施設別発生状況を都に報告しています。また、必要に応じて、施設管理者等に対し適切な助言等を行うことにより、施設内での集団感染の拡大防止に努めています。

(5) 感染症発生時における感染拡大防止のための防疫業務等の実施

一類から四類、五類（全数把握疾患）、指定感染症、新感染症及び新型インフルエンザ等感染症を診断した際に医師は届出が義務付けられています。届出のあった感染症については、その感染症の感染経路や患者の症状に応じて、療養支援等の相談や指導を行っています。

① 感染症の発生に伴う対応

三類感染症等発生時は、感染の拡大防止を図るため患者関係者の調査や必要に応じて検査を実施しています。

[医療機関からの感染症患者発生届出件数] (単位：件)

| 年度 | 疾病名 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------|-----------------------------|----|----|----|----|----|
| 一類 | エボラ出血熱、ペストなど | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 二類 | 重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群など（結核別掲） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 三類 | 細菌性赤痢、腸チフス、腸管出血性大腸菌感染症など | 13 | 15 | 12 | 12 | 16 |
| 四類 | A型肝炎、デング熱、レジオネラ症など | 11 | 4 | 8 | 2 | 5 |
| 五類 （全数把握） | 後天性免疫不全症候群、梅毒、麻しん、風しんなど | 59 | 24 | 26 | 53 | 51 |

② 結核対策の推進

患者への適正な医療の確保と医療費の負担軽減や確実な治療に向けた患者支援、接触者健診の適切な実施など総合的かつ計画的な対策を行っています。

ア. 患者の発生動向

結核の新規患者数は近年減少傾向にありますが、わが国の主要な感染症の一つであるため、常に発生動向を注視しています。

[結核新登録患者数] (単位：人)

| 年 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|----|----|----|----|----|
| 活動性結核 | 69 | 53 | 50 | 38 | 32 |
| 潜在性結核感染症 | 37 | 21 | 22 | 19 | 15 |

※用語の解説

活動性結核・・・臨床所見、エックス線所見や細菌学的所見などから総合的に検討して医療が必要と認められるもの

潜在性結核感染症・・・活動性結核患者との接触で感染を受けたと思われる者で、結核の無症状病原体保有者のうち、医療が必要と認められるもの

[罹患率・有病率] (単位 人口・数：人、罹患率・有病率：人口10万対)

| 年 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 杉並区人口 (10月1日推計) | 585,186 | 586,061 | 587,555 | 588,102 | 589,380 |
| 新登録患者数 | 69 | 53 | 50 | 38 | 32 |
| 罹患率(区) | 11.8 | 9.0 | 8.5 | 6.5 | 5.4 |
| 罹患率(都) | 13.0 | 11.4 | 10.2 | 8.5 | |
| 罹患率(国) | 11.5 | 10.1 | 9.2 | 8.2 | |
| 年末時登録 患者数 | 185 | 163 | 127 | 105 | 88 |
| 年末時活動性 全結核患者数 | 44 | 38 | 31 | 27 | 21 |
| 有病率(区) | 7.5 | 6.5 | 5.3 | 4.6 | 3.6 |
| 有病率(都) | 8.7 | 7.9 | 6.9 | 5.6 | |
| 有病率(国) | 7.7 | 6.8 | 6.2 | 5.4 | |

※用語の解説

罹患率・・・新登録患者結核患者数 ÷ 人口 × 10万

有病率・・・年末時活動性全結核患者数 ÷ 人口 × 10万

令和5年の国・都の罹患率及び有病率は未確定のため、未記載

イ. 確実な治療に向けた患者支援

結核患者数減少のためには、確実に治療し周囲への感染を拡げないことが重要です。患者及び家族など周囲の人が、病気や治療について十分理解し安心して治療を継続するために、保健師の訪問などの支援を行っています。

[杉並区での直接服薬支援（DOTS）の実施状況]

(単位：人)

| 年度 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------------|------------------------|-----|----|----|----|----|
| Aタイプ | | 1 | 4 | 1 | 0 | 0 |
| Bタイプ | | 5 | 1 | 2 | 6 | 5 |
| Cタイプ | | 96 | 66 | 63 | 63 | 32 |
| 計 | | 102 | 71 | 66 | 69 | 37 |
| DOTS 委託 (上記再掲) | 薬局 DOTS | 1 | 4 | 6 | 2 | 2 |
| | 訪問看護 ステーション DOTS | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 |

※用語の解説

Aタイプ：原則として毎日の服薬支援が必要な患者

Bタイプ：定期的な服薬支援が必要な患者（週1～2回程度）

Cタイプ：A・Bタイプ以外の患者

ウ. 接触者健診の実施

新たな感染性のある患者の発生を予防するためには、患者の周囲の人たちの健康診断が有効であり、大変重要です。近年、結核菌に感染しているか否かを判定する I G R A 検査が普及し、従来以上に早期かつ確実に接触者から感染者を発見できるようになりました。この I G R A 検査を積極的に取り入れて、患者の早期発見、早期治療に重点を置いています。

[接触者健康診断実施状況]

| 年度 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| ツベルクリン反応検査者数 | | 32 | 1 | 3 | 4 | 1 |
| IGRA 検査者数 | | 434 | 200 | 236 | 202 | 154 |
| 被発見者数 | 結核患者 | 3 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 潜在性結核感染症患者等 | 21 | 6 | 9 | 7 | 1 |

(6) HIV 及び性感染症等の検査・相談事業の実施

例年、毎月第1・第3水曜日に、杉並保健所で HIV・性感染症（梅毒、クラミジア、淋菌）の匿名検査を無料で実施しています。

[HIV・性感染症検査実施状況] (単位 検査件数：件、陽性者数：人)

| 区分 | | 元年度 | | 2年度 | | 3年度 | | 4年度 | | 5年度 | |
|-------|---|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | 検査件数 | 陽性者数 | 検査件数 | 陽性者数 | 検査件数 | 陽性者数 | 検査件数 | 陽性者数 | 検査件数 | 陽性者数 |
| HIV | 計 | 812 | 1 | 51 | 0 | 93 | 0 | 232 | 1 | 528 | 0 |
| | 男 | 524 | 1 | 38 | 0 | 67 | 0 | 172 | 1 | 374 | 0 |
| | 女 | 288 | 0 | 13 | 0 | 26 | 0 | 60 | 0 | 154 | 0 |
| 梅毒 | 計 | 505 | 6 | 49 | 1 | 93 | 4 | 229 | 1 | 521 | 5 |
| | 男 | 314 | 5 | 36 | 1 | 67 | 4 | 169 | 1 | 369 | 4 |
| | 女 | 191 | 1 | 13 | 0 | 26 | 0 | 60 | 0 | 152 | 1 |
| クラミジア | 計 | 475 | 30 | 43 | 2 | 87 | 11 | 223 | 8 | 501 | 25 |
| | 男 | 290 | 13 | 32 | 2 | 63 | 6 | 165 | 4 | 354 | 11 |
| | 女 | 185 | 17 | 11 | 0 | 24 | 5 | 58 | 4 | 147 | 14 |

※淋菌の検査は令和6年度から実施のため実績なし

(7) B型・C型肝炎ウイルス検査

平成19年度から毎月第1・第3水曜日に、杉並保健所で肝炎検査未受診の15歳以上の区民を対象に、B型・C型肝炎ウイルスの検査を無料で実施しています。また、陽性者等に対し適切な保健指導および医療機関への受診勧奨等のフォローアップも行っています。

[B型・C型肝炎ウイルス検査実績] (単位：人)

| 検査内容 | 元年度 | | 2年度 | | 3年度 | | 4年度 | | 5年度 | |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 検査人数 | 陽性者数 | 検査人数 | 陽性者数 | 検査人数 | 陽性者数 | 検査人数 | 陽性者数 | 検査人数 | 陽性者数 |
| B・C型検査 | 69 | B型 | 3 | B型 | 11 | B型 | 23 | B型 | 32 | B型 |
| B型のみ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| C型のみ | 0 | C型 | 0 | C型 | 0 | C型 | 0 | C型 | 0 | C型 |
| | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 |

(8) 感染症の診査に関する協議会

感染症法に基づき、就業制限、入院勧告及び入院期間の延長並びに費用の負担に関する必要な診査を行う区の附属機関で、原則毎月2回開催しています。また、感染症の拡大防止の観点から、感染症に関する専門的な判断が必要であるとともに、人権尊重の観点からの判断も必要なことから、委員構成に十分配慮しています。

[協議会諮問状況]

| 諮問内容 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------|-----|-----|----|----|----|
| 就業制限(人) | 43 | 34 | 25 | 25 | 29 |
| 入院患者の諮問件数(件) | 76 | 66 | 51 | 41 | 42 |
| 通院患者の諮問件数(件) | 150 | 118 | 97 | 97 | 62 |

※新型コロナウイルス感染症は除く

(9) 感染症に関する知識や予防方法等の普及啓発

感染症の発生や拡大に事前に備えるため、区民一人ひとりの知識や意識を高めるため、広報すぎなみや区公式ホームページ等を活用し、普及啓発活動に取り組んでいます。

(10) 新興・再興感染症対策の推進

令和5年度末に策定した「杉並区感染症予防計画」及び「杉並区新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき新興・再興感染症の発生に備えるため、防護服の着脱訓練や区内医療機関等の連携した発生時対応訓練を実施しているほか、防護服などの防疫用備蓄品を計画的に購入するなど防疫体制の強化を図っています。

感染症担当

●放射線業務に関すること

目 的

区民等に対し、公衆衛生上必要なエックス線検査の実施することで、結核の再発及び早期発見に取り組みます。

事業内容・実績等

結核回復者は、結核の再発予防の観点から、医療上必要な精密検査の実施、また患者家族や会社同僚などの周囲の人たちに対し、IGRA 検査とあわせて適切な時期にエックス線検査を実施する必要があります。そのため、関連法令や条例等で定められた健診の実施により、新たな結核患者を早期発見するために直接的な結核対策を推進しています。

また、結核の蔓延国からの入国者が多く在籍する日本語学校や一般医療機関で健康診査を受けることが困難な障害者に対し、胸部エックス線検査を行い、結核の早期発見に努めています。

(1) 管理検診・接触者健診におけるエックス線検査

結核回復者に対する結核の予防又は医療上必要な検査（管理検診）の実施や患者家族などの周囲の人たちへの健診（接触者健診）を実施しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|----|----|----|----|----|
| 管理検診（件） | 76 | 68 | 36 | 40 | 36 |
| 接触者健診（件） | 95 | 74 | 27 | 32 | 19 |

(2) 定期・定期外健診におけるエックス線検査

結核対策を行う上で必要な区民等に検査を実施しています。

| 年度 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----|--------------|-----|----|----|-----|-----|
| 定期 | 障害者施設健診（件） | 14 | 11 | 12 | 12 | 15 |
| | 結核健診（件） | 74 | 43 | 37 | 14 | 24 |
| 定期外 | 日本語学校検診（件） | 433 | — | — | 469 | 641 |
| | 障害者施設入所健診（件） | 3 | 2 | 5 | 1 | 2 |
| | 母子寮入所健診（件） | 5 | 3 | 7 | 6 | 6 |

※令和2年度・3年度日本語学校検診は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

11 保健サービス課

管理係・高井戸業務係・高円寺業務係

●障害者施設入所者等に対する健診

目 的

民間の健診機関では対応困難な障害者に対して健診実施の機会を提供することで、障害者の健康管理に役立つ指導を実施します。

事業内容・実績等

区内の障害者施設等の利用者のうち一般医療機関で健康診査を受けることが困難な方に対し区民健診に相当する健康診査を実施しています。

その健診結果などをもとに、障害者施設では個別に健康指導を行います。

荻窪保健センター・高井戸保健センター・高円寺保健センターで実施しています。

[障害者施設等健診実施状況]

| 保健センター | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 荻 窪 | 施設数 (所) | 8 | 8 | 7 | 7 | 7 |
| | 受診者 (人) | 168 | 128 | 91 | 67 | 67 |
| 高井戸 | 施設数 (所) | 8 | 8 | 8 | 8 | 9 |
| | 受診者 (人) | 145 | 145 | 137 | 133 | 141 |
| 高円寺 | 施設数 (所) | 6 | 5 | 5 | 5 | 6 |
| | 受診者 (人) | 151 | 69 | 61 | 70 | 86 |

荻窪健康づくり事業担当・高井戸健康づくり事業担当・高円寺健康づくり事業担当

●生活習慣病予防対策

目 的

生活習慣病の罹患割合の減少を図るとともに、健康的な生活習慣に取り組む区民を増やします。

事業内容・実績等

(1) 生活習慣病予防の普及啓発

生活習慣病予防のために健康課題に即した講座や、生活習慣の改善に関する健康講座の実施や栄養相談、リーフレットや普及啓発用品の配布などを行っています。

① 健康講座の開催

生活習慣病予防のために健康課題に即した講座や、生活習慣の改善に関する健康講座を実施しています。

[歯周疾患予防教室（荻窪・高井戸・高円寺保健センターで実施）]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|----|----|----|----|----|
| 参加回数（回） | 6 | 1 | 3 | 3 | 3 |
| 参加者数（人） | 91 | 11 | 32 | 32 | 34 |

[女性の骨の健康教室（各保健センターで実施）]

| 年度 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 荻窪保健センター | 実施回数（回） | 10 | 1 | 11 | 10 | 11 |
| | 参加者数（人） | 238 | 19 | 222 | 247 | 264 |
| 高井戸保健センター | 実施回数（回） | 7 | 5 | 7 | 8 | 9 |
| | 参加者数（人） | 117 | 101 | 108 | 115 | 143 |
| 高円寺保健センター | 実施回数（回） | 8 | 5 | 6 | 7 | 7 |
| | 参加者数 | 116 | 78 | 77 | 109 | 113 |

保健サービス課

| | | | | | | |
|-----------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | (人) | | | | | |
| 上井草保健センター | 実施回数 (回) | 3 | 2 | 3 | 4 | 4 |
| | 参加者数 (人) | 23 | 36 | 42 | 50 | 40 |
| 和泉保健センター | 実施回数 (回) | 4 | 3 | 4 | 5 | 4 |
| | 参加者数 (人) | 50 | 42 | 60 | 73 | 55 |
| 合 計 | 実施回数 (回) | 32 | 16 | 31 | 34 | 35 |
| | 参加者数 (人) | 544 | 276 | 509 | 594 | 615 |

[健康講座（荻窪・高井戸・高円寺保健センターで実施）]

| 年度 | 4 | 5 |
|---------|-----|----|
| 実施回数（回） | 2 | 3 |
| 参加者数（人） | 114 | 34 |

※令和4年度から実施しています。

[COPD 教室（肺年齢測定）]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|----|---|---|---|----|
| 実施回数（回） | 1 | - | - | - | 1 |
| 参加者数（人） | 21 | - | - | - | 24 |

※令和2年度・3年度・4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、教室（肺年齢測定）は実施しませんでした。

[地域食育推進教室（荻窪・高井戸・高円寺保健センターで実施）]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-----|---|----|----|----|
| 実施回数（回） | 6 | - | 3 | 3 | 3 |
| 参加者数（人） | 126 | - | 22 | 31 | 55 |

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。令和4年度に3回の動画配信型教室、5年度に6本の食育動画の公開を行いました。

[糖尿病予防教室（荻窪・高井戸・高円寺保健センターで実施）]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-----|----|----|----|-----|
| 実施回数（回） | 16 | 2 | 2 | 3 | 3 |
| 参加者数（人） | 296 | 24 | 30 | 70 | 108 |

※令和 2 年度からは新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により回数を減らして実施

② 栄養相談の実施

各保健センターでは、健康的な食事や生活習慣病等予防に関する栄養相談に栄養士が対応しています。また、高血圧、糖尿病、脂質異常症の予防をテーマとした栄養・健康ミニ講座を実施しています。

[栄養相談件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 相談件数（人） | 147 | 138 | 142 | 132 | 178 |

[栄養・健康ミニ講座の参加人数（荻窪・高井戸・高円寺保健センターで実施）]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|----|-----|-----|-----|-----|
| 実施回数（回） | 16 | 13 | 17 | 15 | 18 |
| 参加人数（人） | 72 | 107 | 144 | 109 | 103 |

③ 歯周疾患予防普及啓発

歯周疾患予防対策として、3歳児歯科健康診査受診者の保護者を対象とした普及啓発を行っています。

[リーフレット・普及啓発用品配布数(各保健センターで実施)]

| 年度 | 5 |
|-----|-------|
| 配布数 | 3,527 |

※1 令和5年度5月から実施

※2 リーフレットと普及啓発用品を合わせて配布

健康づくり調整担当

●健康づくり組織・団体とネットワークの育成・支援

(健康推進課・保健サービス課)

目 的

保健センターを拠点に定期的に自主活動を行っている健康づくり自主グループへ積極的な支援を行うことで、その育成を図ります。

また、すぎなみ地域大学の「健康づくりリーダー講座」を受講後に区へ登録した後、区と協働して地域の健康づくりを推進している健康づくりリーダーには「杉並健康づくりリーダーの会」を通じて様々な支援を行っています。

事業内容・実績等

(1) 健康づくり自主グループの活動

保健センターを拠点に、健康づくり自主グループは定例的な自主活動を行っています。また、区と協働し、健康づくり普及啓発のため区民向けのイベントや講演会も行っています。それ以外にも地域の健康づくり推進のため交流会を自主的に企画・運営しています。

[保健センター健康づくり自主グループ登録数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|----|----|----|----|----|
| 合計(グループ) | 41 | 35 | 31 | 23 | 18 |

[保健センター健康づくり自主グループ活動実績]

(単位：人)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 定例活動(人) | 5,103 | 2,162 | 3,293 | 3,709 | 3,391 |
| イベント・講演会(人) | 1,160 | 14 | 147 | 237 | 382 |
| 勉強会・交流会(人) | 605 | 246 | 439 | 719 | 813 |

(2) 健康づくり自主グループ代表会の活動

各保健センターで活動している健康づくり自主グループの代表が集まり「杉並健康づくり自主グループ代表者会」として、自主グループに共通する健康づくりの課題等の解決に向けた話し合いを行っています。

また、健康に関する情報交換等の交流会や講座・講演会等の独自イベントの企画運営を活発に行っています。

(3) 健康づくりリーダーの活動

健康づくりリーダーの活動は、健康づくりを推進する区民を増やし、地域に健康づくりを広め、地域の健康度を上げることを目的としています。すぎなみ地域大学の「健康づくりリーダー講座」の受講後に、区へ登録した健康づくりリーダーが、「杉並健康づくりリーダーの会」を組織し、主体的に企画・運営しています。健康に関する地域の課題を把握し、区と協働して地域の健康づくりを積極的に推進する活動を行っています。

[健康づくりリーダーの会登録人数実績]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|----|----|----|----|----|
| 人数(人) | 59 | 48 | 40 | 48 | 50 |

[健康づくりリーダーの会講演会実績]

| 年度 | 講演会 | 参加者(人) | |
|----|---|--------|------|
| | | 講演別 | 年度合計 |
| 元 | 《知ってるつもりシリーズ第三弾》 被災地の思わぬ心とからだの変化を知ろう！ | 29 | 29 |
| 2 | 《知ってるつもりシリーズ第四弾》 上手な睡眠とれていますか？ ～ちゃんと眠れていますか？睡眠の最新情報を学んでみましょう～ | 29 | 29 |
| 3 | 《知ってるつもりシリーズ第五弾》 認知症コミュニケーションステップアップ講座 | 26 | 72 |
| | 《知ってるつもりシリーズ第六弾》 脳科学から見た認知症予防 | 46 | |
| 4 | 《知ってるつもりシリーズ第七弾》 歌って長生き健康法 | 40 | 40 |
| 5 | 《知ってるつもりシリーズ第八弾》 「日常に取り入れられる運動の話」～正しいウォーキングと簡単筋トレ～ | 28 | 60 |
| | 《知ってるつもりシリーズ第九弾》 「健康で豊かな人生を歩み続けるために～「予防」の力を生かそう～」 | 32 | |

●高齢期における健康づくり

(保健サービス課・高齢者住宅支援課)

目 的

高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと自立した生活を継続できるように、介護予防の基本的知識や取組方法の周知を図るとともに、高齢者が参加しやすい“通いの場”を設定する等支援をしています。また、一般介護予防事業の実施にあたっては、民間・NPO等多様な事業者業務を委託しています。

事業内容・実績等

(1) 介護予防普及啓発事業

高齢者を対象にした講演会や身体能力測定会などのイベントや各教室を通じて介護予防・フレイル予防・認知症予防に関する理解を深め、これらの取組への意識を高めます。

① 足腰げんき教室

運動機能低下が原因で介護状態に陥ることを予防するために、運動機能維持・改善を目的とした家庭でも行える体操の紹介、ミニ身体能力測定、フレイルチェックを行うとともに介護予防に役立つ情報の提供を行っています。

[教室数及び実績]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 教室数(教室) | 27 | 27 | 30 | 30 | 30 |
| (延回数:回) | (104) | (92) | (120) | (120) | (120) |
| 参加実人数(人) | 365 | 339 | 317 | 370 | 390 |
| (延人数:人) | (1,255) | (1,249) | (1,134) | (1,297) | (1,381) |

② 口腔・栄養講座「人生100年時代！はつらつ生活のための口腔ケアと栄養講座」

年齢とともにおきる口腔機能の低下の予防方法と、バランスの良い食事のとり方について広く知識を提供しています。

[講座数及び実績]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
|----------|---------|----|-----|-----|-----|----|
| 講座数(回) | 14 | 8 | 15 | 18 | 15 | |
| 内訳 | 本人向け(回) | 8 | 8 | 12 | 12 | 15 |
| | 家族向け(回) | 6 | 0 | 3 | 6 | |
| 延参加人数(人) | 177 | 79 | 106 | 100 | 148 | |

③ 65歳からの身体能力測定会

自身の心身の状態を把握した上で高齢者が介護予防・フレイル予防に取り組むために、「65歳からの身体能力測定会」を実施し、身体的能力測定とフレイルチェックを行っています。その結果により、個々に応じた体操やウォーキング等の取組につなげています。

[事業実績]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 開催回数(回) | 7 | 2 | 8 | 8 | 8 |
| 参加延人数(人) | 374 | 110 | 279 | 312 | 389 |

④ ウォーキング講座

ウォーキングの認知症予防効果や、安全で効果的なウォーキングの方法、習慣化のコツに関する知識の提供をしています。

[事業実績]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 教室数(教室) | 6 | 4 | 6 | 6 | 6 |
| (延回数:回) | (18) | (12) | (18) | (18) | (18) |
| 参加実数(人) | 71 | 62 | 63 | 63 | 64 |
| (延人数:人) | (180) | (176) | (163) | (154) | (178) |

⑤ 介護予防・認知症予防講演会

介護予防・フレイル予防・認知症予防に関する基礎知識の普及や取り組みについての周知を図るために、介護予防講演会・認知症予防講演会を開催しています。

[講演実績]

| 年度 | 種別 | 講演会のテーマ | 参加者数(人) | | |
|----|-----|--|---------|-----|-----|
| | | | 講演別 | 種別 | 総数 |
| 元 | 介護 | 始めてみませんか、フレイル予防 | 106 | 176 | 388 |
| | | 口から始める健康長寿 オーラルフレイルをご存知ですか | 70 | | |
| | 認知症 | 脳のアンチエイジング | 131 | 212 | |
| | | おいしく楽しくしっかり食べて認知症予防 | 81 | | |
| 2 | 介護 | 『新しい生活様式』の中での介護予防・フレイル予防 | 49 | 69 | 116 |
| | | おいしく食べて介護予防-明日から実践できる食生活の提案- | 20 | | |
| | 認知症 | 今、知っておきたい認知症のこと ～予防と治療の最前線～ | 47 | 47 | |
| 3 | 介護 | 何歳からでもはじめられる体力づくり 「自宅で出来る効果的な運動プログラム」 | 108 | 207 | 304 |
| | | 自宅で絶対続けられる健口体操 | 99 | | |
| | 認知症 | 認知症の予防とケアの最前線 | 97 | 97 | |
| 4 | 介護 | 元気で長生きするために | 49 | 87 | 174 |
| | | 体内に時計が?時間栄養学から学ぶ元気に暮らす賢い食べ方 | 38 | | |
| | 認知症 | もの忘れが気になりだしたら ～自分でできること 医療でできること～ | 47 | 87 | |
| | | 認知症予防のABC ～社会参加型認知症予防のススメ～ | 40 | | |
| 5 | 介護 | 1、「聞いてなるほど!健康長寿3つの柱」/2、「楽しくフレイル予防を学びます」 | 67 | 125 | 255 |
| | | お口の健康で体のトラブル予防 | 58 | | |
| | 認知症 | 認知症予防のABC ～社会参加型認知症予防のススメ～ | 63 | 130 | |
| | | 認知症を”知る” | 67 | | |

⑥ 認知症予防教室

認知症予防を目的にしたウォーキングと知的活動を活発にするプログラムを合わせた教室を提供し、高齢期の生活習慣の改善や、継続的に活動する支援につながるための仲間作りを促進しています。

[事業実績]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------------------|-------------|---|-------------|-------------|-------------|
| 教室数(教室) (延回数：回) | 6 (72) | — | 5 (60) | 5 (60) | 5 (60) |
| 参加実人数(人) (延人数：人) | 83 (844) | — | 62 (542) | 57 (612) | 53 (492) |

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

⑦ らくらく歩行筋トレ教室

「歩く」時のウォーミングアップ・クールダウンと、初心者向けの自宅でもできる筋トレメニューを紹介します。

[事業実績]

| 年度 | 5 |
|----------|-----|
| 教室数(教室) | 4 |
| 参加実人数(人) | 229 |

※令和5年度から実施

(2) 地域介護予防活動支援事業

高齢者が地域で介護予防の意識を持って主体的に活動するグループの支援や区民ボランティアからなるNPO法人が運営する“集いの場”を設定することで、高齢者の社会参加や交流の機会となっています。

① わがまち一番体操

身近なゆうゆう館等で継続的に参加できる運動を中心とした介護予防プログラムを実施しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 会場数(会場) (延回数：回) | 32 (525) | 19 (193) | 22 (608) | 30 (679) | 31 (727) |
| 参加延人数(人) | 10,993 | 1,595 | 5,476 | 8,196 | 10,291 |

② 公園から歩く会

歩く楽しみを感じる機会を提供し、認知症予防に効果があるといわれるウォーキングの習慣化をめざした事業です。12か所の公園等で開催し、3～5kmのコースを歩きます。

[事業実績]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|
| 会場数(会場) (延回数：回) | 11 (88) | 12 (30) | 12 (96) | 12 (107) | 12 (106) |
| 参加延人数(人) | 6,121 | 1,967 | 5,943 | 6,619 | 6,508 |

③ 栄養満点サロン

区民センターやゆうゆう館などで栄養バランスの良いメニューの紹介や試食を行うことで、低栄養の改善や閉じこもり予防、仲間づくりにつながるサロンを実施しています。

[事業実績]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------------|-----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 会場数(会場) (延回数：回) | 7 (66) | 2 (6) | 2 (4) | 6 (65) | 6 (65) |
| 参加延人数(人) | 1,012 | 49 | 28 | 535 | 584 |

④ 地域ささえ愛グループ支援

加齢や疾病などにより閉じこもりがちな高齢者の生きがいと社会参加の促進を図るため、介護予防の意識を持って主体的に活動を行っているグループに対し、活動に関する相談や、必要に応じて地域の多職種の協力を得てスタッフ派遣等の支援を行っています。

[グループ数及び参加者数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------|--------|-------|--------|--------|--------|
| グループ数(グループ) | 72 | 71 | 69 | 67 | 63 |
| 活動回数(回) | 1,636 | 1,199 | 1,509 | 1,566 | 1,466 |
| 参加延人数(人) | 16,117 | 9,790 | 12,275 | 12,614 | 13,094 |

(3) 地域介護予防活動支援者の育成

介護予防について正しい知識を持ち、地域における介護予防の担い手となる地域介護予防リーダー・介護予防サポーターを育成し、区民ボランティアが主体となった介護予防活動を推進しています。また、地域介護予防活動支援者のレベルアップのために、専門職による相談・支援や定期的な研修等を実施しています。

[介護予防サポーター登録者数及び参加実績]

(単位:人)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 年度末登録者 | 106 | 102 | 80 | 78 | 80 |
| 介護予防事業参加延人数 | 697 | 176 | 318 | 227 | 146 |

保健センターの役割

●多岐にわたる分野の相談や事業の保健活動の拠点

保健サービス課には管理係、高井戸業務係、高円寺業務係、上井草業務係、和泉業務係があり、それぞれが保健センターとして年齢や障害の有無に関わらず健康に関する相談や各種健康診査等を行い、医師・保健師・栄養士・歯科衛生士・精神保健福祉士等が対応しています。

保健センターは、東京都や杉並区が行っている医療費助成について、申請窓口として手続きに関する相談や経由事務を行うほか、区民に身近な保健サービスを提供するために複数課から執行委任・令達を受け、多岐にわたる分野の相談や事業を実施する保健活動の拠点となっています。

事業内容・実績等

(1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること

① 精神障害者保健福祉手帳の申請窓口として、手続き等に関する相談対応や東京都への経由事務を行っています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|-------------|----------------|--------|
| 精神障害者保健福祉手帳 | 保健予防課 保健予防係 | p. 216 |

② 週1回、社会復帰訓練事業を実施しています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|----------------|----------------|--------|
| 社会復帰訓練事業（デイケア） | 保健予防課 保健予防係 | p. 213 |

③ 精神保健学級を実施しています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|--------|----------------|--------|
| 精神保健学級 | 保健予防課 保健予防係 | p. 210 |

④ 心の健康相談を実施しています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|--------|----------------|--------|
| 心の健康相談 | 保健予防課 保健予防係 | p. 212 |

⑤ 保健型アウトリーチ事業を実施しています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|-------------|----------------|--------|
| 保健型アウトリーチ事業 | 保健予防課 保健予防係 | p. 215 |

⑥ 精神障害のための入院医療費助成申請窓口として、手続き等に関する相談対応や東京都への経由事務を行っています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|--------|----------------|--------|
| 医療費助成等 | 保健予防課 保健予防係 | p. 217 |

(2) 公害健康被害予防事に関すること

① 大気汚染障害者認定について、申請書の受理を行っています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|-----------|----------------|--------|
| 大気汚染障害者認定 | 保健予防課 保健予防係 | p. 225 |

② 気管支ぜん息に係る健康診査及びアレルギー相談を実施しています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|------------|----------------|--------|
| アレルギー相談の実施 | 保健予防課 保健予防係 | p. 226 |

(3) 母子保健に関すること

① 平日母親学級・平日パパママ学級を実施しています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|-------------|-------------------|--------|
| 出産育児準備教室の実施 | 地域子育て支援課 母子保健係 | p. 291 |

② ゆりかご面接後も相談に応じています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|-----------|-------------------|--------|
| 妊娠期の相談・支援 | 地域子育て支援課 母子保健係 | p. 292 |

③ すこやか赤ちゃん訪問について、対象乳児の把握と家庭を訪問して保健指導を行っています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|---------------|-------------------|--------|
| すこやか赤ちゃん訪問の実施 | 地域子育て支援課 母子保健係 | p. 293 |

④ あそびのグループ事業を実施しています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|---------------|-------------------|--------|
| あそびのグループ事業の実施 | 地域子育て支援課 母子保健係 | p. 294 |

⑤ さくらんぼ面接や多胎ピアサポート事業を実施しています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|--------------|--------------------|--------|
| 多胎児家庭支援事業の実施 | 地域子育て支援課 子育て支援係 | p. 271 |

⑥ 4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・乳幼児経過観察健康診査・心理相談（経過観察）を保健センターで行っています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|-------------|-------------------|--------|
| 乳幼児健康診査等の実施 | 地域子育て支援課 母子保健係 | p. 276 |

⑦ 乳幼児保健指導・育児相談・離乳食講習会を実施しています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|---------|-------------------|--------|
| 育児相談の実施 | 地域子育て支援課 母子保健係 | p. 284 |

⑧ バースデーサポート事業を実施しています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|----------------|--------------------|--------|
| バースデーサポート事業の実施 | 地域子育て支援課 子育て支援係 | p. 272 |

⑨ グループカウンセリング、保護者のこころの相談を実施しています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|---------------------------|----------------------|--------|
| グループカウンセリング、保護者のこころの相談の実施 | 子ども家庭支援課 子ども家庭支援係 | p. 302 |

(4) 歯科疾患の予防に関すること

乳幼児の歯科健康診査・乳幼児歯科相談を実施しています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|----------------|-------------------|--------|
| 歯科健康診査・乳幼児歯科相談 | 地域子育て支援課 母子保健係 | p. 283 |

(5) 難病等医療費の助成に関すること

① 東京都の医療費助成申請窓口として、手続き等に関する相談対応や東京都への経由事務を行っています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|----------------|----------------|--------|
| 難病医療費等助成 | 保健予防課 保健予防係 | p. 221 |
| 小児慢性特定疾病児童 | 保健予防課 保健予防係 | p. 228 |
| 小児精神障害者入院医療費助成 | 保健予防課 保健予防係 | p. 217 |

② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費申請窓口として、手続き等に関する相談対応や東京都への経由事務を行っています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|--------------|----------------|--------|
| 自立支援医療（精神通院） | 保健予防課 保健予防係 | p. 217 |
| 自立支援医療（育成医療） | 保健予防課 保健予防係 | p. 228 |

③ 杉並区の医療費助成申請窓口として、手続き等に関する相談対応や書類の受付を行っています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|---------------------|-------------------|--------|
| 特定不妊治療費の助成 | 健康推進課 健康推進係 | p. 139 |
| 妊婦健康診査の実施 | 地域子育て支援課 母子保健係 | p. 275 |
| 妊娠高血圧症候群 | 地域子育て支援課 母子保健係 | p. 289 |
| 妊婦・乳幼児精密健康診査 | 地域子育て支援課 母子保健係 | p. 290 |
| 保健指導票 | 地域子育て支援課 母子保健係 | p. 290 |
| 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付 | 地域子育て支援課 母子保健係 | p. 290 |
| 養育医療 | 地域子育て支援課 母子保健係 | p. 289 |
| 結核・精神医療費の給付 | 国保年金課 国保給付係 | p. 351 |

④ 被爆者援護法に基づく健康管理や医療給付、手当の申請窓口として、手続き等に関する相談対応や東京都への経由事務を行っています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|-----------|----------------|--------|
| 原子爆弾被爆者助成 | 保健予防課 保健予防係 | p. 224 |

12 子ども家庭部管理課

庶務係

●子育てを応援する企業・事業者への支援

目 的

区内の企業及び事業者の子育て支援への取組を促進し、より多くの企業・事業者に子育て支援の取組が拡がり充実するよう、支援します。

事業内容・実績等

子育て支援に積極的に取り組み、成果を挙げている事業者を表彰するとともに、法定基準を上回る制度や先進的な取組事例を冊子、区ホームページ及び広報で紹介しています。

[最優良賞]

仕事と育児が両立できる制度を定めるなど、多様で柔軟な働き方を社員等が選択できるような取組を積極的に行っており、かつ、地域貢献その他子育て支援に関し有益な取組を行っているなど、他の模範となると認められる事業者を表彰します。

[優良賞]

仕事と育児が両立できる制度を定めるなど、多様で柔軟な働き方を社員等が選択できるような取組を積極的に行っている事業者を表彰します。

[特別奨励賞]

地域貢献その他子育て支援に関し、有益な取組を行っている事業者を表彰します。

[受賞企業・事業者数（事業者）]（令和元年度から隔年実施）

| 年度 | 元（第14回） | 3（第15回） | 5（第16回） |
|-------|---------|---------|---------|
| 最優良賞 | 4 | 1 | 1 |
| 優良賞 | 3 | 3 | 1 |
| 特別奨励賞 | 0 | 0 | 2 |

●子育てサイトの充実・すぎラボの運営

目 的

杉並区公式ホームページ内で子育てに役立つ情報を発信することで、安心して子育てができる環境を整えます。

事業内容・実績等

杉並区公式ホームページ内で「すぎなみ子育てサイト」を管理し、ライフシーンや目的に応じた子育てに役立つ情報を発信するほか、子育てに関する相談も受け付けています。

また、同サイト内の区民参加型コンテンツ「すぎラボ」では、区内の子育て中のメンバーによる子育て支援に関するイベントの体験談や保育園・幼稚園取材レポートなどを掲載し、子育てに身近な視点からの情報発信を行っています。

子ども医療・手当係

●児童手当

目 的

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、国が行っている制度です。

事業内容・実績等

[対象者]

- ① 杉並区に住所があり、中学校修了前まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給します。
- ② 申請者及び配偶者の所得が所得上限限度額未満であること。

[手当額] 児童1人につき、次のとおりです。

| 区分 | 月額 |
|---------------------------|---------|
| 3歳未満の児童 | 15,000円 |
| 3歳以上小学校修了前の児童 第1子・第2子 | 10,000円 |
| 第3子以降 | 15,000円 |
| 中学生 | 10,000円 |
| 特例給付（受給者の所得が所得制限限度額以上の場合） | 5,000円 |

[支払の時期・方法]

手当の支払は、毎年6月・10月・2月の3回で、支払期月の前月までの4か月分を、受給者の指定した口座へ振り込みます。

[支給状況]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 世帯数（世帯） | 39,504 | 39,138 | 39,219 | 30,320 | 27,182 |
| 児童数（人） | 59,315 | 59,219 | 59,477 | 45,552 | 43,120 |

●子どもの医療費助成

目 的

高校卒業まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子どもを養育する保護者に保険診療にかかる医療費の自己負担額を助成することにより、子どもの健全な育成と保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図ることを目的として、区が行っている制度です。

事業内容・実績等

[対象者]

保護者及び子どもが杉並区に住所があり、次の要件を満たす方に助成します。

- ・ 子どもが、国民健康保険又は社会保険等に加入していること。
- ・ 生活保護を受けていないこと。
- ・ 子どもが児童福祉施設等（母子生活支援施設、保育所等を除く。）に入所していないこと。

[助成の範囲]

保険診療にかかる自己負担分。ただし、入院時食事療養標準負担額及び他の公費負担医療制度により助成された分を除きます。

[対象者数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 子どもの数（人） | 63,081 | 63,322 | 63,431 | 63,276 | 73,507 |

(注)令和4年度まで中学校修了前まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

●児童扶養手当

目 的

父又は母と生計を同じくしていない児童の福祉の増進を図ることを目的として、国が行っている制度です。

事業内容・実績等

[対象者]

杉並区に住所があり、次の要件を満たす方に支給します。

- (1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日（中度以上の障害がある場合は20歳未満）までの次のいずれかの状態にある児童を養育している父若しくは母又は養育者
- ① 父母が離婚した後、父又は母と生計を異にする児童

●児童育成手当

目 的

児童が健やかに成長するための児童福祉施策の一環として、杉並区が行っている制度です。

事業内容・実績等

[対象者]

杉並区に住所があり、次の要件を満たす方に支給します。

(1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの次のいずれかの状態にある児童を養育している父若しくは母又は養育者

- ① 父母が離婚した後、父又は母と生計を異にする児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が重度の障害を有する児童
- ④ 父又は母が生死不明である児童
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母が配偶者からの暴力（DV）で裁判所から保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 婚姻によらないで生まれ、父又は母と生計を異にする児童

(2) 児童が児童福祉施設等（母子生活支援施設、保育所等を除く。）に入所していないこと。

(3) 申請者の所得が一定額未満であること。

[手当額]

児童1人につき、月額 13,500円

[支払の時期・方法]

手当の支払は、毎年6月・10月・2月の3回で、支払期月の前月までの4か月分を受給者の指定した口座へ振り込みます。

[支給状況]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 世帯数（世帯） | 2,714 | 2,635 | 2,589 | 2,286 | 2,198 |
| 児童数（人） | 3,662 | 3,546 | 3,491 | 3,060 | 2,932 |

●ひとり親家庭等医療費助成

目 的

ひとり親家庭等に保険診療にかかる医療費の自己負担額の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、杉並区が行っている制度です。

事業内容・実績等

[対象者]

杉並区に住所があり、次の要件を満たす方に助成します。

(1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日(中度以上の障害がある場合は20歳未満)までの次のいずれかの状態にある児童とその児童を養育している父若しくは母又は養育者

- ① 父母が離婚した後、父又は母と生計を異にする児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が重度の障害を有する児童
- ④ 父又は母が生死不明である児童
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母が配偶者からの暴力(DV)で裁判所から保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 婚姻によらないで生まれ、父又は母と生計を異にする児童

- (2) 国民健康保険又は社会保険等に加入していること。
- (3) 申請者及び扶養義務者等の所得が、一定額未満であること。
- (4) 生活保護を受けていないこと。
- (5) 児童が児童福祉施設等(母子生活支援施設、保育所等を除く。)に入所していないこと。

[助成の範囲]

保険診療にかかる自己負担分。ただし、入院時食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額及び他の公費負担医療制度により助成された分を除きます。なお、対象者又は扶養義務者等のいずれかに住民税課税者がいる場合は一部負担金があります。

[対象者数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 世帯数(世帯) | 1,689 | 1,630 | 1,565 | 1,511 | 1,471 |
| 児童数(人) | 2,488 | 2,222 | 2,152 | 2,096 | 1,473 |

ひとり親家庭支援担当 _____

●ひとり親家庭の相談体制の整備 (子ども家庭部管理課、福祉事務所)

目 的

ひとり親家庭に関する様々な相談に応じ、その自立と生活の安定を図ります。

事業内容・実績等

(1) 相談支援の実施

母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向け、関係機関と連携し適切な支援を行います。

[母子・父子自立支援等の相談件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 相談件数 (件) | 6,450 | 5,330 | 3,849 | 4,068 | 5,479 |

(2) 情報提供の充実

ひとり親家庭支援制度をまとめたしおりを作成し、区施設等で配布するほか、区ホームページを通じた情報提供を行い、支援を必要としているひとり親家庭への制度の周知を図っています。

●ひとり親家庭の就業支援

目 的

ひとり親家庭に対し就業に関する支援を行い、安定した就業と自立を図ります。

事業内容・実績等

(1) 自立支援プログラムの策定

児童扶養手当の受給者で、自立・就業に意欲のある方に対して、自立支援プログラム策定員が、個々の家庭状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、ハローワークなどの関係機関と連携しながら就労支援を行います。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------------|----|----|-----|-----|-----|
| プログラム新規策定数 (件) | 6 | 10 | 12 | 15 | 25 |
| 相談件数 (延) (件) | 95 | 62 | 121 | 133 | 189 |
| 就業者数 (人) | 3 | 3 | 4 | 6 | 6 |

(2) 高等職業訓練促進給付金等の支給

ひとり親家庭の親が看護師、保育士等の就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で修業する場合、生活費の負担軽減のための給付金を支給します。また、養成機関を修了した際には、入学時の負担軽減のための給付金を支給します。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------------|---|---|---|---|---|
| 高等職業訓練促進給付金 (件) | 8 | 6 | 6 | 7 | 5 |
| 高等職業訓練修了支援給付金 (件) | 3 | 3 | 0 | 3 | 2 |

(3) 自立支援教育訓練給付金の支給

ひとり親家庭の親が、就業に役立てるため、区が指定した教育訓練講座を受講した場合、講座修了後に受講費用の一部を支給します。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|---|---|---|---|---|
| 給付件数 (件) | 3 | 3 | 4 | 1 | 0 |

(4) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施

ひとり親家庭の親または20歳未満の子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に受講費用の一部を支給するとともに、高等学校卒業程度認定試験に合格した場合に、受講費用の一部を支給します。

※受講開始時給付金は令和4年度から開始

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------|---|---|---|---|---|
| 受講開始時給付金 (件) | | | | 2 | 0 |
| 受講修了時給付金 (件) | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 合格時給付金 (件) | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 |

(5) 就業支援専門員による相談

就業支援専門員が、ひとり親家庭の個々の状況に応じて、職業能力の向上や求職活動等就業に関する相談を行い、母子・父子自立支援員と連携して、生活の充実と向上を図ります。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 相談件数 (延) (件) | 217 | 150 | 200 | 272 | 289 |
| 就業者数 (延) (人) | 138 | 108 | 153 | 223 | 234 |

●ひとり親家庭の子育て支援

目 的

ひとり親家庭へ子育て支援を行い、生活の安定や充実を目指します。

事業内容・実績等

(1) ホームヘルプサービス事業の実施

中学生以下の児童がいるひとり親家庭で、親が就労などの事情で、家事または育児など日常生活に支障をきたしている場合に、ホームヘルプサービスを利用できます。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用世帯数（世帯） | 51 | 42 | 26 | 18 | 23 |
| 延回数（回） | 2,609 | 2,111 | 1,834 | 1,097 | 1,085 |

(2) 休養ホーム事業の実施

ひとり親家庭が休養やレクリエーションのために区と契約している宿泊施設及び日帰り施設を利用する場合に、利用料の一部を助成します。

① 宿泊施設

- ・国民宿舎等、43 施設
- ・1人につき年度内2泊、1泊につき6,500円まで助成

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利用者数（人） | 661 | 312 | 367 | 400 | 357 |

② 日帰り施設

- ・東京ディズニーランド、東京ディズニーシー、東京ドームシティアトラクションズ、サンリオピューロランド、キッザニア東京
- ・1人につき年度内1回、1,500円まで助成

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利用者数（人） | 794 | 240 | 287 | 420 | 495 |

(3) 母子生活支援施設への入所等支援

DV被害者や離婚・未婚の母子世帯に対し、子どもの養育・見守りのほか、住宅の確保が必要な場合に、母子生活支援施設への入所を支援し、福祉事務所の母子・父子自立支援員と施設指導員が連携して生活や就業の援助を行っています。

ひとり親家庭支援担当では、国及び都が負担する母子生活支援施設の運営費である措置費の補助金申請に関する事務を行っています。

(4) 実態調査の実施

ひとり親家庭の意識や生活実態を5年に1回、定期的に調査把握し、支援策の充実等を検討しており、前回は令和2年度に実施しました。

(5) 養育費確保支援事業の実施

養育費の継続した履行確保を図るため、民間保証会社と養育費保証契約を締結したひとり親に、保証契約締結費用及び公正証書作成等費用を助成します。

| 年度 | 3 | 4 | 5 |
|---------------|---|---|---|
| 保証契約締結費用 (件) | 1 | 1 | 3 |
| 公正証書作成等費用 (件) | 1 | 1 | 2 |

子ども政策担当

●子ども・子育て会議の運営

目 的

杉並区子ども・子育て会議条例に基づいて、子ども・子育て支援事業計画の策定及び子ども・子育て支援施策全般の推進について意見を聴取するために、区長の附属機関として、子ども・子育て会議を設置しています。

事業内容・実績等

(1) 子ども・子育て会議の運営

① 構成

学識経験者、子育て支援事業者、子育て支援団体代表者、子育て中の保護者等

② 条例施行

平成 25 年 10 月 10 日

③ 開催状況

令和 5 年度 4 回開催

●子どもの権利擁護の推進

目 的

子どもの最善の利益を考える地域社会の実現に向けて、子どもの権利擁護を推進していきます。

事業内容・実績等

杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例に基づいて、区長の附属機関として、子どもの権利擁護に関する審議会を設置、運営しています。

(1) (仮称) 子どもの権利に関する条例の制定に向けた子どもの権利擁護に関する審議会の運営

① 構成

学識経験者、区民、教育・福祉等に関する団体の関係者等

② 条例施行

令和 5 年 6 月 19 日

③ 開催状況

令和 5 年度 6 回 (うち、部会 1 回) 開催

(2) 子どもからの意見聴取

子どもワークショップ等の取組を実施しています。

① 開催状況

令和5年度子どもワークショップ6回開催

参加者24名(小学4年生～高校生世代)

●子どもの貧困対策の連携、推進等に係る調整

目 的

子どもの貧困は、様々な社会的要因を背景に多様化しており、地域や社会全体の問題と捉えて対策を講じる必要があります。子どもの現在及び将来が生まれた環境によって左右されず、子どもの最善の利益が優先考慮されるよう、教育・生活・保護者の就労及び経済的な支援等、各分野における子どもの貧困対策に資する取組を総合的に推進していきます。

事業内容・実績等

関係部署との連携や実態調査を実施しています。

(1) 「杉並区子どもと子育て家庭の実態調査」

令和5年度実施

13 地域子育て支援課

子育て支援係

●子育て支援サービス (地域子育て支援課、保健サービス課)

目 的

地域の人材や資源を有効に活用し、地域全体で子育て家庭を支える仕組みにより、妊産婦や子育て家庭の不安感・負担感の軽減を図ります。

事業内容・実績等

(1) ひととき保育の運営、子ども・子育てプラザにおける一時預かり事業

① ひととき保育の運営支援

子育て中の保護者の通院や冠婚葬祭、育児疲れの解消などのため、一時的に保育を必要とする乳幼児を対象に、区の施設や民間施設等の身近な施設を活用して、一時預かりを実施しています。運営は、地域のNPO法人や民間事業者などが担っています。

[施設一覧]

| 名称 | 住所 | 開設時期 | 定員 (人) | 運営 形態 | その他 |
|---------------|-------------------------------|---------|-----------|----------|--------------|
| ひととき保育 上荻 | 上荻3-26-14 | 平成19年3月 | 6 | 運営 助成 | つどいの広場 併設 |
| ひととき保育 高井戸 | 高井戸東3-7-5 高井戸地域 区民センター内 | 平成19年4月 | 12 | 事業 委託 | 緊急一時預かりあり |
| ひととき保育 宮前 | 宮前5-24-18 | 平成20年3月 | 9 | 運営 助成 | つどいの広場 併設 |
| ひととき保育 方南 | 方南1-33-19 | 平成20年3月 | 6 | 運営 助成 | |
| ひととき保育 八成 | 井草2-27-13 | 平成21年3月 | 8 | 運営 助成 | つどいの広場 併設 |

[利用状況]

| 年度 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------------|-----------|--------|--------|--------|-------|-------|
| ひと とき 保育 | 実施施設(所) | 10 | 8 | 7 | 5 | 5 |
| | 延べ利用者数(人) | 20,528 | 12,302 | 13,303 | 9,327 | 9,770 |

② 子ども・子育てプラザにおける一時預かり事業の実施

子育て中の保護者の通院や冠婚葬祭、育児疲れの解消などのため、一時的に保育を必要とする乳幼児を対象に、区内5か所の「子ども・子育てプラザ」（和泉、天沼、成田西、高円寺、善福寺）において、一時預かり事業を実施しています。

[利用状況]

| 年度 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 子ども・子育てプラザ | 実施施設（所） | 3 | 4 | 4 | 5 | 5 |
| | 延べ利用者数（人） | 6,606 | 5,250 | 7,601 | 8,110 | 9,322 |

(2) つどいの広場の運営支援

身近な地域の中で、安心して子育てができるよう、乳幼児親子が気軽に集い、子ども同士・親同士の交流や育児などの相談ができる場（つどいの広場）を運営する子育て支援事業者の取組みを支援しています。

[施設一覧]

- ・つどいの広場宮前（平成20年3月開設）
- ・つどいの広場上荻（平成19年3月開設）
- ・つどいの広場八成（平成21年3月開設）

※いずれもひととき保育に併設

[利用状況]

| 年度 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------|-----------|--------|-------|-----|-------|-------|
| つどいの広場 | 実施施設（所） | 4 | 3 | 2 | 3 | 3 |
| | 延べ利用件数（組） | 11,088 | 2,457 | 895 | 1,852 | 2,625 |

(3) ファミリー・サポート・センター事業の実施

短時間の子どもの預かりや送迎等の援助を必要とする人（利用会員）と、援助ができる人（協力会員）との相互援助の仕組みであるファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

[事業実績]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用会員数（人） | 1,457 | 1,263 | 1,050 | 933 | 869 |
| 協力会員数（人） | 286 | 267 | 244 | 229 | 237 |
| 利用・協力会員数（人） | 8 | 5 | 2 | 2 | 2 |
| 合計人数 | 1,751 | 1,535 | 1,296 | 1,164 | 1,108 |
| 活動回数 | 5,084 | 2,841 | 3,113 | 3,229 | 4,354 |
| 総活動時間 | 7,194 | 3,580 | 3,306 | 3,277 | 4,316 |

(4) 訪問育児サポーター事業の実施

0歳児の子どもの子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、育児経験があり、区の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行っています。

[事業実績]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------|-----|----|----|----|-----|
| 利用家庭数(家庭) | 116 | 59 | 82 | 81 | 92 |
| サポーター活動回数(回) | 180 | 91 | 93 | 85 | 138 |

(5) 産前・産後支援ヘルパー事業の実施

産前・産後の家事や育児の支援が必要な家庭をヘルパーが訪問し、家事援助や育児の負担軽減を図り、安心して子育てができるよう支援しています。

[産前支援ヘルパー事業実績]

| 年度 | 元 | 2 |
|---------------------|-----|-----|
| 利用世帯数 (コーディネート数) | 80 | 62 |
| 延べ利用日数(日) | 143 | 106 |

| 年度 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-----|-----|-----|
| 利用世帯数(世帯) | 55 | 83 | 88 |
| 利用時間数(時間) | 385 | 656 | 709 |

[産後支援ヘルパー事業実績]

| 年度 | 元 | 2 |
|---------------------|-------|-------|
| 利用世帯数 (コーディネート数) | 324 | 255 |
| 延べ利用日数(日) | 1,856 | 1,440 |

| 年度 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-------|-------|--------|
| 利用世帯数(世帯) | 277 | 326 | 451 |
| 利用時間数(時間) | 6,033 | 7,104 | 11,077 |

※制度改正に伴い、令和3年度から実績の単位を変更しています。

(6) 多胎児家庭支援事業の実施

① さくらんぼ面接・タクシー利用券の交付

多胎児を養育する家庭が安心して子育てができるように、各保健センターの保健師による「さくらんぼ面接」を実施しています。さくらんぼ面接終了後に、区が実施する母子保健事業等、予防接種及び「多胎児のつどい」を利用する際に使用できるタクシー利用券を交付しています。

[対象者] 杉並区在住で3歳未満の多胎児を同一世帯で養育する世帯

[交付額] 1世帯につき、0歳時、1歳時、2歳時に各1回、24,000円/年

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|
| タクシー利用券交付件数(件) | 134 | 145 | 125 | 110 |

② 多胎ピアサポート事業の実施

多胎育児についての不安を軽減し、産前産後の孤立防止を図るとともに必要な支援につなげるため、交流会や情報提供の場を設けています。

ア. 多胎児のつどい

多胎育児経験者との交流・情報交換と、保健師・助産師等の専門職による相談を妊娠期から受けることができる「多胎児のつどい」を各保健センターで行っています。

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-----|-----|-----|-----|
| 開催回数(回) | 20 | 45 | 44 | 47 |
| 参加延人数(人) | 108 | 208 | 162 | 137 |

イ. ピアサポーター養成講座

多胎育児経験のある地域の保護者で、自身の経験に基づく多胎育児に関する保護者の悩み・相談の傾聴や受け止め、交流を通じた仲間づくりの支援、地域の子育て支援サービスに関する情報提供ができる人材を育成するため、養成講座を実施しています。

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|---|---|---|---|
| 開催回数(回) | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 参加人数(人) | 0 | 6 | 5 | 9 |

ウ. 講演会

多胎育児の大変さや、支援の必要性等、地域における多胎育児への理解を深めるため、講演会を実施しています。

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|---|----|----|----|
| 開催回数(回) | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 参加人数(人) | 0 | 26 | 19 | 16 |

③ 多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業の実施

3歳未満の多胎児を養育する家庭を区が委託した事業者のヘルパーが訪問し、家事・育児を支援します。「産前・産後支援ヘルパー事業」より多胎児家庭向けに対象年齢や利用時間を拡充して実施しています。

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-----|-------|-------|-------|
| 利用世帯数（世帯） | 20 | 43 | 57 | 73 |
| 利用時間数（時間） | 554 | 1,877 | 3,128 | 3,631 |

(7) 出産・子育て応援事業の実施

ゆりかご面接、妊娠8か月時の電話相談及び生後4か月までのすこやか赤ちゃん訪問の機会を活用し、母子保健及び子育て支援に関する情報提供や相談対応等を行い、必要な支援につないでいます。支給要件を満たした方に対し、出産応援ギフトや子育て応援ギフト（育児用品等と交換できるカード）を支給しています。

令和5年4月に事業を開始し、出産応援ギフトと子育て応援ギフトを支給しました。

[ギフトの種類と対象者(令和5年度)]

- ・ 出産応援ギフト（5万円分）…令和5年度に妊娠の届け出をした方
- ・ 子育て応援ギフト（10万円分）…令和5年度に出生した児童の保護者

※令和5年度に限り、4年度に妊娠の届け出をした方に出産応援ギフト（5万円分）を、4年度に出生した児童の保護者に出産応援ギフト（5万円分）と子育て応援ギフト（5万円分）をそれぞれ交付

[ギフト交付件数]

| 年度 | 5 |
|----------|-------|
| 出産応援ギフト | 9,622 |
| 子育て応援ギフト | 6,799 |

(8) バースデーサポート事業の実施

2歳を迎えるお子さんがいるご家庭に、子育て支援サービスの情報提供や、区が作成した2歳児の育児に関するリーフレット等のご案内をお送りしています。また、子育てに関するアンケートに回答した方へ家事・育児パッケージを配布しています。令和5年8月に事業を開始しました。

| 年度 | 5 |
|----------------|-------|
| 家事・育児パッケージ支給件数 | 3,078 |

(9) 子育て応援券事業の実施

妊婦や就学前の子どもがいる家庭に、子育て支援サービスに利用できる「子育て応援券」を交付し、産後ケアサービス、一時保育、親子で楽しむ交流事業などを活用する中で、子育て家庭が地域の様々な人と関わり、支えあい、安心して出産、子育てができるよう支援しています。

[子育て応援券の種類と対象者(5年度)]

- ・ ゆりかご券(1万円分)…ゆりかご面接を受けた妊婦
- ・ 出生時無償応援券(3万円分)…出生児の保護者
- ・ 無償応援券(1万5千円分)…1歳児又は2歳児の保護者

※出生時無償応援券及び無償応援券は、小学生以下の兄、姉が2人以上いる出生児・1歳児又は2歳児の保護者(多子世帯の保護者)には5千円分増額して交付(多子券)

- ・ 有償応援券(1冊1万円分を4千円で購入、最大3冊購入可)…0～5歳児の保護者

[応援券交付者数]

(単位：人)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|--------|--------|-------|-------|-------|
| ゆりかご券 | 5,270 | 7,294 | 4,793 | 4,468 | 4,288 |
| 出生時無償応援券 | 4,520 | 4,049 | 3,895 | 3,732 | 3,687 |
| 無償応援券 | 12,783 | 12,666 | 8,394 | 8,048 | 8,245 |
| 多子券 | 960 | 1,248 | 910 | 870 | 874 |
| 有償応援券 | 7,628 | 6,401 | 7,055 | 6,586 | 6,272 |

[サービス提供事業者数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 事業者数 | 564 | 513 | 503 | 489 | 486 |

子どもセンター

●子育て支援サービスの利用相談及び情報提供等

目 的

妊婦・乳幼児親子が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用し、地域で安心して子育てできるように、区民に身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行います。

事業内容・実績等

平成 27 年度に開設した子どもセンター（5 か所）では、母子保健事業と連携を図りながら、保育の利用手続を含む子育て支援サービスの利用相談・情報提供等の利用者支援事業を行っています。あわせて、妊婦や乳幼児親子が集う場所に出向き、出張相談支援も行っています。

保育施設の利用相談や利用申込みのほか、産前・産後支援ヘルパー、多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー、産後ケア事業の利用申込み等を受け付けます。

相談や利用申込みの受付は、利用日の 1 か月前から窓口予約システムで予約することができます。

[利用者支援事業実施状況]

(単位：件)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 荻窪 | 10,194 | 7,950 | 5,020 | 4,775 | 4,892 |
| 高井戸 | 4,703 | 3,665 | 3,870 | 3,584 | 3,691 |
| 高円寺 | 4,002 | 2,714 | 3,306 | 2,806 | 2,217 |
| 上井草 | 3,620 | 2,628 | 3,008 | 2,891 | 2,492 |
| 和泉 | 3,126 | 2,887 | 3,058 | 3,264 | 3,359 |
| 計 | 25,645 | 19,844 | 18,262 | 17,320 | 16,651 |

※来所者数、電話対応数及び出張型利用者支援事業参加者数

母子保健係

●母子保健に関すること (地域子育て支援課、保健サービス課)

目 的

妊娠、出産又は育児に関し、必要な指導及び助言を行い、母子の健康の保持及び増進を図ります。

事業内容・実績等

不安や悩みを抱えることなく地域で安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、妊娠期からの悩みや不安感、産後うつ等への対応など妊娠期からの切れ目のない支援を実施しています。

母子保健に関する予算管理や計画調整を行う母子保健係と、直接的に妊婦や乳幼児に保健指導や支援を行う保健センターとで連携しながら事業を行っています。

(1) 乳幼児、妊産婦の健康診査に関する事務

① 妊婦健康診査等の充実

妊婦健康診査のほか、妊婦歯科健康診査・産婦健康診査を実施し、安全・安心に妊娠から出産後まで過ごせるよう支援の充実を図ります。

ア. 妊婦健康診査の実施

母体の健康を保持し、安全な出産を迎えるために、平成 20 年度から妊婦健康診査受診票を 14 枚交付し、定期健診の促進を図っています。平成 23 年度から超音波検査受診票の交付対象の年齢制限が撤廃され、全員に交付しています。平成 28 年度から東京都の検査項目にH I V抗体検査及び子宮頸がん検診が追加され、都内全域で受けられるようになりました。また、助産院や、里帰りなどで他府県の医療機関で受診した分については、償還払で健診費用の一部助成を行っています。令和 5 年 6 月から、超音波検査の助成回数を 1 回から 4 回に増やしています。また、令和 5 年度からは多胎児を妊娠した妊婦に対して追加で助成し、経済的な負担軽減を図っています。

[妊婦健康診査受診状況]

| 年度 | 受診票 交付人数 (人) | 受診件数 (件) | | | | 費用助成件数 (件) (償還払人数) | |
|----|--------------------|----------|---------|-----------|-------------|-----------------------|--|
| | | 1 回目 | 2~14 回目 | 超音波 検査 | 子宮頸がん 検診 | | |
| 元 | 4,884 | 4,717 | 44,802 | 4,194 | 4,486 | 5,237 (982 人) | |
| 2 | 4,677 | 4,452 | 41,904 | 4,035 | 4,279 | 5,337 (981 人) | |
| 3 | 4,483 | 4,279 | 41,654 | 3,885 | 4,091 | 4,675 (836 人) | |
| 4 | 4,151 | 3,990 | 40,051 | 3,803 | 3,869 | 4,206 (768 人) | |
| 5 | 3,960 | 3,782 | 37,513 | 10,132 | 3,673 | 3,574 (658 人) | |

イ. 産婦健康診査の実施

産婦健康診査は、母体の健康保持のため、産後 8 週以内に、区内指定医療機関（1 助産院を含む。）に委託して実施しています。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2～4 年度は、受診期間を産後 12 週以内に延長しました。

| 年度 | 産婦健康診査（人） |
|----|-----------|
| 元 | 1,892 |
| 2 | 1,776 |
| 3 | 1,774 |
| 4 | 1,701 |
| 5 | 1,489 |

② 乳幼児健康診査等の実施

乳幼児の病気や身体発育・精神発達の問題等を早期に発見し、健康保持及び増進を図るため、保健センター及び指定医療機関で乳幼児健康診査（4 か月児・6 か月児・9 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児）を実施するとともに、保護者の育児不安を軽減できるよう適切な保健指導や必要な育児支援を行います。

また、歯と口腔の健康づくりを進めるため、乳幼児歯科相談及び 1 歳 6 か月児、3 歳児における歯科健康診査を実施します。

ア. 新生児聴覚検査

平成 31 年 4 月から、新生児聴覚検査の費用の一部助成を実施しています。聴覚の異常を早期発見し適切な治療や支援につなげることで、言葉の発達などへの影響を最小限に抑えられます。

[新生児聴覚検査受診状況（件）]

| 年度 | 受診件数 | 費用助成件数 （償還払） |
|----|-------|-----------------|
| 元 | 3,016 | 482 |
| 2 | 3,033 | 669 |
| 3 | 3,139 | 611 |
| 4 | 2,991 | 590 |
| 5 | 2,784 | 459 |

[新生児聴覚検査実施状況及び結果（初回検査）]

| 年度 | 検査実施状況 | | | | | | | | |
|----|----------------|-----------|-----|------------|------------------|----------|-----|------------|----------------------|
| | 結果把握人数 (人)※ | 検査方法内訳 | | | 未受診 人数 (人) | 不明 | | 実施率 (%) | 実施率（除 く不明） (%) |
| | | 自動 ABR | OAE | 検査方 法不明 | | 養育 医療 | その他 | | |
| 元 | 4,508 | 3,340 | 640 | 453 | 55 | 3 | 17 | 98.3 | 98.8 |
| 2 | 3,972 | 3,124 | 478 | 355 | 12 | 1 | 2 | 99.6 | 99.7 |
| 3 | 3,593 | 2,936 | 354 | 295 | 8 | 0 | 0 | 99.8 | 99.8 |
| 4 | 4,068 | 3,419 | 363 | 271 | 9 | 0 | 6 | 99.6 | 99.8 |
| 5 | 3,710 | 2,993 | 346 | 350 | 16 | 3 | 2 | 99.4 | 99.6 |

※令和元年度のみ、費用助成開始前に受診した人数を含みます。

[新生児聴覚検査実施状況及び結果（確認検査）]

| 年度 | 検査実施状況 | | | | |
|----|-------------|-----------|-----|------------|------------|
| | 対象者数 (人) | 検査方法内訳 | | | 実施率 (%) |
| | | 自動 ABR | OAE | 検査方法 不明 | |
| 元 | 49 | 18 | 4 | 14 | 73.5% |
| 2 | 30 | 13 | 2 | 13 | 93.3% |
| 3 | 27 | 19 | 2 | 5 | 96.3% |
| 4 | 33 | 20 | 1 | 9 | 90.9% |
| 5 | 28 | 15 | 0 | 13 | 100% |

イ. 4か月児健康診査

健康診査と集団指導（子育ての情報提供）を保健センターで行っています。集団指導では、保健師・栄養士・歯科衛生士による子育て情報提供のほか、図書館の職員が情報提供を行っています。

[4 か月児健康診査受診状況 (人)]

| 年度 | 対象者数 | 受診者数 | 受診率 (%) | 有所見者 実数 | 有所見率 (%) | 有所見者 精密検査 | 要精密率 (%) |
|-----|-------|-------|---------|------------|-------------|--------------|-------------|
| 元 | 4,417 | 4,345 | 98.4 | 1,330 | 30.6 | 364 | 8.4 |
| 2 | 4,124 | 3,838 | 93.1 | 1,487 | 38.7 | 396 | 10.3 |
| 3 | 4,093 | 4,000 | 97.7 | 1,415 | 35.4 | 428 | 10.7 |
| 4 | 3,962 | 3,909 | 98.7 | 1,303 | 33.3 | 384 | 9.8 |
| 5 | 3,772 | 3,723 | 98.7 | 1,335 | 35.9 | 405 | 10.9 |
| 荻 窪 | 1,170 | 1,158 | 99.0 | 483 | 41.7 | 167 | 14.4 |
| 高井戸 | 976 | 965 | 98.9 | 314 | 32.5 | 88 | 9.1 |
| 高円寺 | 781 | 766 | 98.1 | 313 | 40.9 | 76 | 9.9 |
| 上井草 | 424 | 423 | 99.8 | 107 | 25.3 | 36 | 8.5 |
| 和 泉 | 421 | 411 | 97.6 | 118 | 28.7 | 38 | 9.2 |

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度・3年度・4年度は、集団指導（子育ての情報提供）は休止しました。

[4 か月児健康診査有所見数 (延数)]

| 年度 | 有所見延数 | 有所見内訳 (延数) | | | | | | |
|----|-------|------------|-----|------|----|-----|----------|-----|
| | | 発育 | 皮膚 | 胸部腹部 | 背部 | 四肢 | 発達 神経 | その他 |
| 元 | 2,072 | 327 | 819 | 123 | 14 | 280 | 136 | 373 |
| 2 | 2,127 | 285 | 845 | 166 | 18 | 369 | 137 | 307 |
| 3 | 2,266 | 355 | 959 | 132 | 20 | 408 | 152 | 240 |
| 4 | 2,211 | 307 | 894 | 150 | 22 | 358 | 181 | 299 |
| 5 | 2,332 | 319 | 950 | 133 | 28 | 358 | 236 | 308 |

ウ. 6 か月児・9 か月児健康診査

東京都内の医療機関に委託して実施しています。保健センターでは、その結果により必要な保健指導を行っています。

[6 か月児健康診査受診状況 (医療機関委託)]

| 年度 | 対象者数 (人) | 受診者数 (人) | 受診率 (%) | 結果通知票受理状況 | | | | | | | | |
|----|-------------|-------------|------------|------------------|----------|--------|--------|---------------------|--------------|------------|-------------|------------|
| | | | | 総合判定結果内訳 (実数) | | | | 今後の指導と保健所への 連絡事項 | | | | 所見率 (%) |
| | | | | 問題 なし | 問題 あり | 疑 い | 不 明 | 当院で 治療指導 | 保健所の 保健指導 | 他機関 管理中 | そ の 他 | |
| 元 | 4,417 | 4,223 | 95.6 | 4,032 | 75 | 101 | 15 | 2,264 | 27 | 45 | 1 | 4.2 |
| 2 | 4,124 | 4,188 | 101.6 | 3,996 | 71 | 112 | 9 | 2,405 | 14 | 54 | 3 | 4.4 |
| 3 | 4,093 | 3,902 | 95.3 | 3,719 | 56 | 94 | 33 | 2,496 | 6 | 47 | 1 | 3.8 |
| 4 | 3,962 | 3,777 | 95.3 | 3,618 | 63 | 76 | 20 | 2,277 | 18 | 52 | 1 | 3.7 |
| 5 | 3,772 | 3,553 | 94.2 | 3,421 | 47 | 76 | 9 | 3,497 | 7 | 47 | 2 | 3.5 |

[9 か月児健康診査受診状況 (医療機関委託)]

| 年度 | 対象者数 (人) | 受診者数 (人) | 受診率 (%) | 結果通知票受理状況 | | | | | | | | |
|----|-------------|-------------|------------|------------------|-----------|--------|--------|---------------------|--------------|------------|-------------|------------|
| | | | | 総合判定結果内訳 (実数) | | | | 今後の指導と保健所への連絡事 項 | | | | 所見率 (%) |
| | | | | 問 題 なし | 問 題 あり | 疑 い | 不 明 | 当院で 治療指導 | 保健所の 保健指導 | 他機関 管理中 | そ の 他 | |
| 元 | 4,417 | 4,161 | 94.2 | 3,985 | 70 | 90 | 16 | 2,279 | 36 | 41 | 2 | 3.8 |
| 2 | 4,124 | 4,042 | 98.0 | 3,902 | 53 | 77 | 10 | 2,718 | 10 | 50 | 1 | 3.2 |
| 3 | 4,093 | 3,752 | 91.7 | 3,616 | 61 | 75 | 0 | 2,334 | 9 | 49 | 2 | 3.6 |
| 4 | 3,962 | 3,735 | 94.3 | 3,595 | 52 | 74 | 14 | 2,207 | 27 | 37 | 4 | 3.4 |
| 5 | 3,772 | 3,565 | 94.5 | 3,438 | 53 | 65 | 9 | 3,511 | 4 | 50 | 0 | 3.3 |

エ. 1歳6か月児健康診査

身体測定、診察等は区内の医療機関に委託し、歯科健康診査、心理相談及び保健指導は保健センターで行っています。

疾病等の疑いのある場合は、専門機関に委託して精密健康診査を実施しています。

[1歳6か月児健康診査受診状況]

| 年度 | 対象者数 | 保健センター分 | | 心理相談 | 実施率(%) | 医療機関分 | | 指 導 区 分 (延) | | | | | | |
|-----|-------|---------|--------|------|--------|-------|--------|---------------|-------|-------|-----|-----|------|------|
| | | 受診者数 | 受診率(%) | | | 受診者数 | 受診率(%) | 特になし | 健診時指導 | 要経過観察 | 要精密 | 要治療 | 保健指導 | 保健所で |
| 元 | 4,621 | 4,292 | 92.9 | 536 | 12.5 | 3,940 | 85.3 | 3,610 | 70 | 177 | 24 | 23 | 13 | 2 |
| 2 | 4,357 | 4,272 | 98.0 | 655 | 15.3 | 4,126 | 94.7 | 3,848 | 69 | 178 | 28 | 13 | 17 | 5 |
| 3 | 4,195 | 4,081 | 97.3 | 629 | 15.4 | 3,743 | 89.2 | 3,494 | 68 | 147 | 26 | 15 | 20 | 3 |
| 4 | 3,999 | 3,962 | 99.1 | 533 | 13.5 | 3,604 | 90.1 | 3,369 | 55 | 153 | 28 | 6 | 22 | 0 |
| 5 | 3,834 | 3,763 | 98.1 | 578 | 15.4 | 3,466 | 90.4 | 3,234 | 67 | 144 | 24 | 13 | 26 | 0 |
| 荻 窪 | 1,253 | 1,229 | 98.1 | 169 | 13.8 | 1,181 | 94.3 | 1,102 | 24 | 51 | 11 | 6 | 10 | 0 |
| 高井戸 | 968 | 947 | 97.8 | 159 | 16.8 | 914 | 94.4 | 863 | 18 | 26 | 7 | 4 | 5 | 0 |
| 高円寺 | 727 | 716 | 98.5 | 112 | 15.6 | 621 | 85.4 | 569 | 11 | 40 | 2 | 0 | 1 | 0 |
| 上井草 | 473 | 462 | 97.7 | 74 | 16.0 | 403 | 85.2 | 370 | 9 | 20 | 2 | 1 | 6 | 0 |
| 和 泉 | 413 | 409 | 99.0 | 64 | 15.6 | 347 | 84.0 | 330 | 5 | 7 | 2 | 2 | 4 | 0 |

オ. 3歳児健康診査

保健センターで、健康診査・歯科健康診査・視力聴覚検査・心理相談及び保健指導等を行っています。平成30年度からは視能訓練士による視力検査を導入し、疾病等の疑いがある場合は、専門機関に委託して精密健康診査を実施しています。また、令和5年度からは視覚検査に屈折検査機器を導入し、弱視の主な原因となる屈折異常や斜視を早期に発見できる体制を整えています。

[3 歳児健康診査受診状況]

| 年度 | 対象者数 (人) | 受診者数 (人) | 受診率 (%) | 有所見者 実数 (人) | 有所見率 (%) | 有所見者 精密検査 (人) | 要精密率 (%) | 心理相談 (人) | 実施率 (%) |
|-----|-------------|-------------|------------|----------------|-------------|---------------------|-------------|-------------|------------|
| 元 | 4,355 | 4,282 | 98.3 | 1,273 | 29.7 | 463 | 10.8 | 465 | 10.9 |
| 2 | 4,345 | 4,358 | 100.3 | 1,557 | 35.7 | 501 | 11.5 | 471 | 10.8 |
| 3 | 4,236 | 4,144 | 97.8 | 1,273 | 30.7 | 544 | 13.1 | 529 | 12.8 |
| 4 | 4,079 | 4,075 | 99.9 | 1,180 | 29.0 | 578 | 14.2 | 570 | 14.0 |
| 5 | 3,910 | 3,851 | 98.5 | 1,252 | 32.5 | 650 | 16.9 | 555 | 14.4 |
| 荻 窪 | 1,206 | 1,198 | 99.3 | 369 | 30.8 | 221 | 18.4 | 173 | 14.4 |
| 高井戸 | 995 | 986 | 99.1 | 278 | 28.2 | 144 | 14.6 | 152 | 15.4 |
| 高円寺 | 789 | 775 | 98.2 | 303 | 39.1 | 126 | 16.3 | 109 | 14.1 |
| 上井草 | 479 | 452 | 94.4 | 136 | 30.1 | 89 | 19.7 | 64 | 14.2 |
| 和 泉 | 441 | 440 | 99.8 | 166 | 37.7 | 70 | 15.9 | 57 | 13.0 |

[3 歳児視力検診精密健康診査受診状況]

| 年度 | 結果把握数(人) | 異常なし(人) | 有所見者 実数(人) | 弱視あり(人) | | | | | 弱視なし又は弱視の 有無不明(人) | | | 結果不明・ 受診中断等(人) | 弱視発見率(%) |
|----|----------|---------|---------------|---------|-----|----|----|----------|----------------------|----------------|--------------------|-------------------|----------|
| | | | | 弱視 | 不同視 | 弱視 | 斜視 | 弱視 屈折 | 不明の弱視 | その他・種類 を除外) | 斜視 (偽内斜視 異常) | | |
| 元 | 144 | 16 | 120 | 13 | 4 | 33 | 5 | 22 | 28 | 15 | 8 | 1.3 | |
| 2 | 249 | 28 | 213 | 21 | 4 | 61 | 8 | 23 | 68 | 28 | 8 | 2.2 | |
| 3 | 254 | 36 | 200 | 23 | 3 | 42 | 8 | 33 | 60 | 31 | 18 | 1.8 | |
| 4 | 266 | 49 | 195 | 17 | 2 | 41 | 4 | 28 | 74 | 29 | 22 | 1.6 | |
| 5 | 341 | 26 | 286 | 15 | 3 | 68 | 9 | 34 | 119 | 38 | 29 | 2.5 | |

[3歳児聴覚検診精密健康診査受診状況]

| 年度 | 結果把握数(人) | 異常なし(人) | 有所見者実数(人) | 感音難聴(人) | 滲出性中耳炎(人) | | 言語発達遅滞(人) | | その他の疾患(人) | | 受診中断等(人) 結果不明・ | 感音難聴発見率(%) | 難聴発見率(%) |
|----|----------|---------|-----------|---------|-----------|--------------|-----------|-------|-----------|----|-------------------|------------|----------|
| | | | | | 難聴あり | 難聴なし又は難聴の有無不 | 不明 | 難聴の有無 | 難聴あり | 不明 | | | |
| 元 | 44 | 27 | 14 | 1 | 3 | 6 | 1 | 1 | 2 | 3 | 0.0 | 0.1 | |
| 2 | 79 | 43 | 36 | 1 | 3 | 4 | 7 | 9 | 12 | 0 | 0.0 | 0.3 | |
| 3 | 68 | 42 | 16 | 3 | 3 | 0 | 4 | 0 | 6 | 10 | 0.1 | 0.1 | |
| 4 | 105 | 60 | 32 | 1 | 7 | 5 | 11 | 1 | 7 | 13 | 0.0 | 0.2 | |
| 5 | 106 | 58 | 24 | 2 | 5 | 4 | 1 | 1 | 11 | 24 | 0.1 | 0.2 | |

カ. 乳幼児経過観察健康診査・心理相談（経過観察）の実施

保健センターで行う4か月児・1歳6か月児・3歳児の健康診査において、身体面及び心理発達面で経過観察を必要とする乳幼児に対し、専門医の診察や専門相談員による心理相談を実施しています。

[経過観察健康診査（専門医）実施状況]

| 年度 | 開催回数(回) | 受診者数 | (人) | | 初診者の有所見数(実) | 初診者の有所見率(%) |
|----|---------|------|------|-------------|-------------|-------------|
| | | | 初診者数 | 初診者の有所見数(実) | | |
| 元 | 61 | 452 | 351 | 101 | 28.8 | |
| 2 | 65 | 414 | 324 | 100 | 30.9 | |
| 3 | 60 | 385 | 306 | 73 | 23.9 | |
| 4 | 60 | 394 | 323 | 75 | 23.2 | |
| 5 | 60 | 443 | 350 | 73 | 20.9 | |

[心理相談（経過観察）]

| 年度 | 相談数(件) | |
|----|--------|-----|
| | 1歳6か月児 | 3歳児 |
| 元 | 382 | 106 |
| 2 | 424 | 143 |
| 3 | 435 | 148 |
| 4 | 443 | 186 |
| 5 | 578 | 221 |

(2) 妊婦・乳幼児の歯科保健に関すること

① 妊婦歯科健康診査の実施

妊婦の歯と口腔の健康の保持増進のため、区内指定歯科医療機関で妊婦歯科健康診査（歯科健診、健診結果に基づく保健指導）を実施しています。

[受診状況（受診者数）]

| 年度 | 妊婦歯科健康診査（人） |
|----|-------------|
| 元 | 1,937 |
| 2 | 1,805 |
| 3 | 1,746 |
| 4 | 1,735 |
| 5 | 1,683 |

② 歯科健康診査・乳幼児歯科相談

乳幼児期から、生涯にわたる歯と口腔の健康習慣の定着を目指します。歯科疾患や口腔内の異常の診査のみならず、育児支援の視点で歯科健康診査・乳幼児歯科相談を実施します。

[1歳6か月児歯科健康診査実施状況]

| 年度 | | 対象者数(人) | 受診者数(人) | むし歯のない者(人) | むし歯のある者(人) | 一人平均う歯数(本) | 不正咬合のある者(人) | 軟組織の異常のある者(人) | その他の異常のある者(人) | 問診結果 | |
|----|------|---------|---------|------------|------------|------------|-------------|---------------|---------------|-----------------------|----------------------|
| | | | | | | | | | | 甘味食品をほぼ毎日食べる習慣のある者(人) | 甘味飲料をほぼ毎日飲む習慣のある者(人) |
| 元 | 実数 | 4,442 | 4,283 | 4,267 | 16 | 0.01 | 304 | 194 | 434 | 105 | 419 |
| | 率(%) | — | 96.4 | — | 0.4 | | 7.1 | 4.5 | 10.1 | 2.5 | 9.8 |
| 2 | 実数 | 4,357 | 4,263 | 4,231 | 32 | 0.02 | 445 | 241 | 611 | 118 | 479 |
| | 率(%) | — | 97.8 | — | 0.8 | | 10.4 | 5.7 | 14.3 | 2.8 | 11.2 |
| 3 | 実数 | 4,195 | 4,069 | 4,053 | 16 | 0.01 | 435 | 252 | 485 | 85 | 371 |
| | 率(%) | — | 97.0 | — | 0.4 | | 10.7 | 6.2 | 11.9 | 2.1 | 9.1 |
| 4 | 実数 | 3,999 | 3,960 | 3,945 | 15 | 0.01 | 445 | 216 | 486 | 105 | 348 |
| | 率(%) | — | 99.0 | — | 0.4 | | 11.2 | 5.5 | 12.3 | 2.7 | 8.8 |
| 5 | 実数 | 3,834 | 3,756 | 3,744 | 12 | 0.01 | 471 | 278 | 514 | 77 | 289 |
| | 率(%) | — | 98.0 | | 0.3 | | 12.5 | 7.4 | 13.7 | 2.1 | 7.7 |

[3 歳児歯科健康診査実施状況]

| 年度 | | 対象者数(人) | 受診者数(人) | むし歯のない者(人) | むし歯のある者(人) | 一人平均う歯数(本) | 不正咬合のある者(人) | 軟組織の異常のある者(人) | その他の異常のある者(人) | 問診結果 | |
|----|------|---------|---------|------------|------------|------------|-------------|---------------|---------------|-----------------------|----------------------|
| | | | | | | | | | | 甘味食品をほぼ毎日食べる習慣のある者(人) | 甘味飲料をほぼ毎日飲む習慣のある者(人) |
| 元 | 実数 | 4,355 | 4,266 | 3,988 | 278 | 0.17 | 599 | 90 | 652 | 651 | 873 |
| | 率(%) | — | 98.0 | — | 6.5 | | 14.0 | 2.1 | 15.3 | 15.3 | 20.5 |
| 2 | 実数 | 4,345 | 4,287 | 4,034 | 253 | 0.15 | 650 | 105 | 783 | 611 | 947 |
| | 率(%) | — | 98.7 | — | 5.9 | | 15.2 | 2.4 | 18.3 | 14.3 | 22.1 |
| 3 | 実数 | 4,236 | 4,123 | 3,926 | 197 | 0.12 | 720 | 110 | 688 | 557 | 909 |
| | 率(%) | — | 97.3 | — | 4.8 | | 17.5 | 2.7 | 16.7 | 13.5 | 22.0 |
| 4 | 実数 | 4,079 | 4,055 | 3,924 | 131 | 0.09 | 783 | 120 | 732 | 560 | 892 |
| | 率(%) | — | 99.4 | — | 3.2 | | 19.3 | 3.0 | 18.1 | 13.8 | 22.0 |
| 5 | 実数 | 3,910 | 3,854 | 3,728 | 126 | 0.08 | 719 | 101 | 679 | 525 | 763 |
| | 率(%) | — | 98.6 | — | 3.3 | | 18.7 | 2.6 | 17.6 | 13.6 | 19.8 |

[乳幼児歯科相談実施状況]

| 年度 | 乳幼児歯科相談 | | 歯みがきデビュー教室 | |
|----|---------|---------|------------|---------|
| | 開催回数(回) | 受診人数(人) | 開催回数(回) | 来所者数(人) |
| 元 | 152 | 1,806 | 37 | 528 |
| 2 | 115 | 1,006 | — | — |
| 3 | 150 | 1,224 | — | — |
| 4 | 150 | 1,030 | 37 | 235 |
| 5 | 150 | 1,052 | 42 | 274 |

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度の乳幼児歯科相談は37回中止しました。

歯みがきデビュー教室は、令和2年度と令和3年度は休止し、令和4年度は5回中止しました。

③ 育児相談の実施

乳幼児を持つ保護者に対し育児相談を実施しています。また、日常的にも電話・面談等による相談を行っています。

ア. 乳幼児保健指導等

保健センターは地域の身近な相談機関として、乳幼児の病気や発育・発達・子育て等について個別相談を実施しています。相談の内容や状況に応じて、電話相談・面接相談・家庭訪問などを行い、保護者や家庭、地域の子育ての問題を改善できるように働きかけています。必要に応じて関係機関との連絡調整を行い、問題解決にむけて連携し対応しています。

[乳幼児保健指導（乳児）（件）]

| 年度 | 家庭訪問 | 電話相談 | 面接相談 | その他 | 関係機関へ連絡 |
|----|----------|-------|------|-----|---------|
| 元 | 実 1,427 | 2,311 | 344 | 44 | 1,575 |
| | 延べ 1,785 | | | | |
| 2 | 実 1,133 | 2,736 | 719 | 61 | 1,494 |
| | 延べ 1,785 | | | | |
| 3 | 実 1,221 | 2,205 | 362 | 77 | 1,667 |
| | 延べ 1,649 | | | | |
| 4 | 実 1,138 | 2,308 | 413 | 36 | 1,902 |
| | 延べ 1,548 | | | | |
| 5 | 実 1,260 | 1,912 | 456 | 48 | 2,005 |
| | 延べ 1,821 | | | | |

[乳幼児保健指導（幼児）（件）]

| 年度 | 家庭訪問 | 電話相談 | 面接相談 | その他 | 関係機関へ連絡 |
|----|--------|-------|------|-----|---------|
| 元 | 実 325 | 1,921 | 357 | 88 | 2,037 |
| | 延べ 487 | | | | |
| 2 | 実 287 | 2,540 | 393 | 58 | 2,840 |
| | 延べ 487 | | | | |
| 3 | 実 310 | 2,652 | 462 | 65 | 3,036 |
| | 延べ 555 | | | | |
| 4 | 実 325 | 2,571 | 464 | 85 | 4,076 |
| | 延べ 577 | | | | |
| 5 | 実 285 | 2,555 | 501 | 78 | 3,505 |
| | 延べ 551 | | | | |

イ. 育児相談

身体計測や低月齢児のつどいの場として、毎月1回保健センターで実施しています。保健師・栄養士・歯科衛生士が個別相談にも応じています。

[育児相談実施状況]

| 年度 | 開催回数 (回) | 参加人数 (人) |
|--------------------|-------------|-------------|
| 元 | 53 | 4,388 |
| 2 | 33 | 906 |
| 3 | 60 | 1,891 |
| 4 | 59 | 1,970 |
| 5 | 60 | 2,202 |
| 荻窪(遊ing) | 12 | 420 |
| 高井戸 (すくすく広場) | 12 | 566 |
| 高円寺 (ひよこのつどい) | 12 | 367 |
| 上井草 (ふれんどりーらんど) | 12 | 338 |
| 和泉 (すこやかタイム) | 12 | 511 |

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度育児相談は定員を減らして実施しました。

ウ. 地域からの依頼による健康教室

児童館や幼稚園などの地域の関係機関や母子グループなどからの依頼により、子どもたちの健やかな発達と保護者の健康増進が図れるように保健センターで健康教室を開催しています。主な内容は、子育てについて、子どもの病気と健康管理、歯の健康、離乳食と幼児食、事故防止・応急処置等です。子育てネットワーク事業を通して、地域での要望は高まっています。

[開催回数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-------|---|---|-----|-----|
| 開催回数(回) | 90 | 0 | 0 | 11 | 21 |
| 参加延人数(人) | 2,464 | 0 | 0 | 168 | 100 |

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年・3年度は休止しました。

(3) 親子の食育推進

生涯を通じた健康的な食習慣の形成のための取組は、とりわけ妊娠中や乳幼児期が重要です。成長段階の早期から基礎的な食習慣など食に関する土台となる力をしっかり身に付け、生涯を通じてその力を発揮していくことができるよう、講習会や個別相談、情報の発信を行っています。

① 個別相談・指導

保健センターの経過観察、1歳6か月児健診、3歳児健診時に、保護者の訴えや医師からの指示に応じて栄養士が個別相談・指導を行っています。

[個別栄養指導実施状況(件)]

| 年度 | 育児相談等 (電話相談を含む。) | 乳児の経過観察、 アレルギー健診時 乳児個別指導 | 1歳6か月児健 診時 個別指導 | 3歳児健診時 個別指導 |
|-----|---------------------|--------------------------------|-----------------------|----------------|
| 元 | 1,335 | 141 | 464 | 252 |
| 2 | 1,030 | 146 | 519 | 324 |
| 3 | 1,077 | 171 | 591 | 326 |
| 4 | 1,012 | 155 | 596 | 288 |
| 5 | 1,083 | 155 | 600 | 334 |
| 荻窪 | 276 | 66 | 215 | 143 |
| 高井戸 | 317 | 45 | 151 | 94 |
| 高円寺 | 217 | 12 | 109 | 48 |
| 上井草 | 143 | 16 | 55 | 20 |
| 和泉 | 130 | 16 | 70 | 29 |

② 集団指導

ア. 母親学級における講習「健康家族の食生活」

妊娠中の胎児の健全な発育と、母体だけでなく家族の健康づくりに向けた食生活のあり方について保健センター栄養士が食生活の講習をしています。

[健康家族の食生活実施状況]

| 年度 | 開催回数 (回) | 参加人数 (人) |
|-----|-------------|-------------|
| 元 | 32 | 545 |
| 2 | 21 | 354 |
| 3 | 34 | 571 |
| 4 | 34 | 592 |
| 5 | 35 | 618 |
| 荻 窪 | 11 | 264 |
| 高井戸 | 9 | 143 |
| 高円寺 | 7 | 114 |
| 上井草 | 4 | 41 |
| 和 泉 | 4 | 56 |

イ. 離乳食講習会

生涯にわたる健康な体づくりの基礎となる離乳食について、特に重要な開始期（5～6か月児）と9か月児以降を対象をわけて講習会を開催しています。食材の選択や調理方法など、児の発達に応じた進め方について保健センター栄養士が調理実演等を通じて指導しています。終了後は、参加者同士の情報交換や交流の場としても活用されています。

[離乳食講習会実施状況]

| 年度 | 開催回数 (回) | 参加人数 (人) |
|-----|-------------|-------------|
| 元 | 61 | 1,670 |
| 2 | 70 | 923 |
| 3 | 94 | 1,043 |
| 4 | 88 | 940 |
| 5 | 72 | 1,168 |
| 荻 窪 | 18 | 328 |
| 高井戸 | 15 | 261 |
| 高円寺 | 15 | 268 |
| 上井草 | 12 | 147 |
| 和 泉 | 12 | 164 |

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度から令和5年5月まで、定員を減らし、回数を増やして実施しました。

ウ. その他

保健センターで行う4か月児健診時に、離乳食を始めるタイミングや調理のポイント、各種栄養教材へのアクセス方法などを動画で情報提供しています。また、保健センター栄養士が、地域の児童館等からの依頼により食生活に関する講習を実施しています。

(4) 母子保健医療費助成等による支援

妊娠高血圧症候群等・養育医療・小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付の対象者に対して、医療費等の助成を行い、適切な医療が確実に受けられるようにするとともに、必要に応じて相談や保健指導を行っています。

また、生活保護受給世帯又は住民税非課税世帯の妊産婦に対して保健指導票を交付し、妊産婦健康診査（子の1か月健康診査を含む。）費用を負担します。

① 養育医療

2,000g以下の未熟児及び身体機能が未熟な新生児で指定医療機関で入院養育が必要な児に対し、医療費を助成しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|----|-----|-----|-----|-----|
| 助成人数(人) | 99 | 116 | 100 | 105 | 100 |

② 妊娠高血圧症候群等

妊娠高血圧症候群等で入院治療を必要とする人及びその続発症を有する人に対し、以下のア又はイに該当する場合に、公的医療保険を適用した自己負担額（食事療養費を除く。）を助成しています。

ア. 前年分の総所得税額が30,000円以下の世帯

イ. 入院見込期間26日以上妊産婦で、疾病の要件に該当する場合

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|---|---|---|---|---|
| 助成人数(人) | 4 | 2 | 5 | 2 | 4 |

③ 妊婦・乳幼児精密健康診査

妊婦及び乳幼児健康診査の結果、診断確定のために、精密健康診査を必要とする場合、専門的な診断のできる医療機関を受診できる受診票を交付しています。

[受診者数(人)]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------|----|----|----|----|----|
| 妊婦 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 乳児 | 73 | 42 | 41 | 21 | 51 |
| 1歳6か月児 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 3歳児 | 94 | 96 | 70 | 54 | 51 |

④ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

小児慢性特定疾病の対象者に対し、日常生活に必要な生活用具(電気式たん吸引器等)の購入費用を助成しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|---|---|---|---|---|
| 給付件数(件) | 0 | 2 | 1 | 2 | 1 |

⑤ 保健指導票

経済的理由により、保健指導を受けることが困難な妊産婦と乳児に対し、指定医療機関において必要な保健指導が受けられる保健指導票を交付しています。

| 年度 | 交付件数 | | |
|----|------|-----|----|
| | (件) | 妊産婦 | 乳児 |
| 元 | 7 | 2 | 5 |
| 2 | 6 | 3 | 3 |
| 3 | 7 | 3 | 4 |
| 4 | 9 | 5 | 4 |
| 5 | 10 | 6 | 4 |

(5) パパママ学級・母親学級に関する事務

① 出産育児準備教室の実施

妊娠・出産についての正しい知識の普及や仲間づくり、子育てに関する情報提供を行う母親学級に加え、父親の育児参加を促進し、両親で協力して育児をする動機づけを図るパパママ学級を開催し、地域で安心して出産・育児ができるよう取り組んでいます。

また、平日の参加が困難な方のために、休日の母親学級・パパママ学級を実施しています。令和4年7月より当日欠席者や来所が困難な希望者が参加できる休日のオンラインパパママ学級・母親学級を開催しています。

[母親学級・パパママ学級]

| 事業名 | 内容 |
|--------|--|
| 母親学級 | ① 助産師からお産の話・妊娠中の過ごし方 ② 歯と口の健康の話・健康家族の食生活・骨密度測定（平日のみ）・妊婦体操（休日のみ） ③ 赤ちゃんの特徴と育児について・先輩ママからのメッセージ・子育て支援サービスと地域の子育て情報 |
| パパママ学級 | お産の進み方（講義）・赤ちゃんの抱き方・おむつの替え方・沐浴の仕方・パパの妊婦体験・赤ちゃんへのメッセージ 等 |

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2～4年度は、内容を一部変更して実施しました。

[平日母親学級・パパママ学級実施状況]

| 年度 | 母親学級（3回制※） | | パパママ学級（1回制） | |
|-----|------------|-------------|-------------|---------|
| | 学級数 | 受講者数（延）（人） | 学級数 | 受講者数（人） |
| 元 | 32 | 731 (1,633) | 20 | 576 |
| 2 | 21 | 388 (800) | 15 | 287 |
| 3 | 34 | 653 (1,035) | 20 | 383 |
| 4 | 34 | 697 (1,236) | 21 | 496 |
| 5 | 35 | 746 (1,321) | 21 | 516 |
| 荻窪 | 11 | 319(564) | 4 | 120 |
| 高井戸 | 9 | 169(303) | 5 | 146 |
| 高円寺 | 7 | 141(247) | 6 | 144 |
| 上井草 | 4 | 51(91) | 3 | 48 |
| 和泉 | 4 | 66(116) | 3 | 58 |

※令和2年10月以降の母親学級は2回制で実施しています。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年度の母親学級は1学級中止しました。

[休日母親学級]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 開催回数 (回) | 6 | 12 | 16 | 16 | 8 |
| 受講者数 (人) | 228 | 208 | 225 | 242 | 179 |

[休日パパママ学級]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 開催回数 (回) | 49 | 82 | 111 | 63 | 54 |
| 受講者数 (人) | 2,124 | 1,491 | 1,949 | 1,991 | 1,926 |

[休日オンライン母親学級]

| 年度 | 4 | 5 |
|----------|----|----|
| 開催回数 (回) | 4 | 5 |
| 受講者数 (人) | 61 | 62 |

[休日オンラインパパママ学級]

| 年度 | 4 | 5 |
|----------|-----|----|
| 開催回数 (回) | 9 | 5 |
| 受講者数 (人) | 155 | 70 |

(6) 妊娠届・母子健康手帳の交付、ゆりかご面接に関する事務

① 妊娠期の相談・支援

妊娠初期は、心身のバランスを崩しやすく不安が多い時期でもあります。平成 27 年 12 月から、保健師や助産師等の専門職が、妊娠届出のあった全妊婦と面接を行い、相談やサービスの案内、支援プランを作成する「ゆりかご面接」を実施しています。さらに、面接後も管轄の保健センターの保健師が妊婦一人ひとりの実情を把握し相談等に応じるなど、安心して出産・子育てができるよう妊娠初期から切れ目のない支援を行っています。

[ゆりかご面接実施状況]

| 年度 | 面接数 (回) | 面接率 (%) |
|----|---------|---------|
| 元 | 4,805 | 98.4 |
| 2 | 4,609 | 98.5 |
| 3 | 4,432 | 98.9 |
| 4 | 4,128 | 99.4 |
| 5 | 3,958 | 99.9 |

[妊娠届出状況]

| 年度 | 妊娠届出者数 (人) | 妊娠週数内訳 | | | | | 満11週以内 の届出の割合 (%) |
|----|---------------|------------|--------------|--------------|---------------|--------|----------------------|
| | | 満11週 以内 | 満12週 ～19週 | 満20週 ～27週 | 満28週 ～分娩まで | 不 詳 | |
| 元 | 4,884 | 4,664 | 182 | 28 | 8 | 2 | 95.5 |
| 2 | 4,677 | 4,475 | 161 | 25 | 13 | 3 | 95.7 |
| 3 | 4,483 | 4,299 | 158 | 11 | 15 | 0 | 95.9 |
| 4 | 4,151 | 4,006 | 126 | 11 | 8 | 0 | 96.5 |
| 5 | 3,960 | 3,802 | 134 | 15 | 9 | 0 | 96.0 |

(7) 産後ケア事業に関する事務

① 産後ケア事業の実施

令和3年度より、生後6か月未満の子と母を対象に、母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の習得等を図るため、医療機関等への委託により、宿泊や日帰り（個別・少人数）で行う産後ケアを実施しています。

[利用実績（延数）]

| 年度 | 宿泊 | | 日帰り（個別） | | 日帰り（少人数） | |
|----|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| | 人数 (人) | 利用日数 (日) | 人数 (人) | 利用日数 (日) | 人数 (人) | 利用日数 (日) |
| 3 | 124 | 443 | 96 | 96 | 297 | 297 |
| 4 | 256 | 824 | 449 | 449 | 905 | 905 |
| 5 | 411 | 1,304 | 758 | 758 | 698 | 698 |

② すこやか赤ちゃん訪問の実施

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師・助産師等の専門職が訪問し、育児に関する様々な不安や悩みの相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供を行い、産後うつの早期発見・早期対応や育児不安の解消・軽減を図ります。また、各保健センターの保健師が家庭の状況に応じて、訪問後の継続した支援を関係機関と連携し行います。

[訪問件数 (件)]

| 年度 | 訪問 指導員 | 訪問員 | 保健師 | 合計 | 訪問率 (%) |
|----|-----------|-----|-----|-------|------------|
| 元 | 3,274 | 218 | 899 | 4,391 | 100.1 |
| 2 | 2,917 | 191 | 701 | 3,809 | 87.5 |
| 3 | 3,043 | 171 | 787 | 4,001 | 97.9 |
| 4 | 2,897 | 164 | 711 | 3,772 | 95.3 |
| 5 | 2,832 | 89 | 845 | 3,766 | 102.2 |

連絡票(出生通知書)

| すこやか赤ちゃん 連絡票受理件数 |
|---------------------|
| 3,507 |
| 3,451 |
| 3,623 |
| 3,514 |
| 3,635 |

※訪問数には転入者や杉並区に里帰り中の者を含むため、出生数を超える場合があります。

[継続支援状況 (件)]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 支援件数 | 1,120 | 1,024 | 1,117 | 1,268 | 1,364 |

③ あそびのグループ事業の実施

1歳6か月児健康診査後に、発達の偏り等の心配がある幼児とその保護者に対し、親子参加型のグループ活動(あそびのグループ)を実施します。その後も必要な場合には、あそびのグループプラスとしてグループ活動を継続し、これらの活動を通して、保護者の子どもへの関わり等について助言を行うとともに、幼稚園や療育機関等への円滑な通所に向けた支援を図ります。

[あそびのグループ事業実施状況]

| 年度 | あそびのグループ | | あそびのグループプラス | |
|-----|----------|---------|-------------|---------|
| | 実施回数 (回) | 参加延数(組) | 実施回数 (回) | 参加延数(組) |
| 元 | 60 | 310 | 60 | 194 |
| 2 | 51 | 244 | 52 | 151 |
| 3 | 58 | 291 | 57 | 161 |
| 4 | 52 | 253 | 52 | 169 |
| 5 | 60 | 271 | 60 | 185 |
| 荻 窪 | 12 | 60 | 12 | 38 |
| 高井戸 | 12 | 81 | 12 | 52 |
| 高円寺 | 12 | 43 | 12 | 27 |
| 上井草 | 12 | 40 | 12 | 35 |
| 和 泉 | 12 | 47 | 12 | 33 |

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年度はあそびのグループ・あそびのグループプラスとも8回中止しました。

14 子ども家庭支援課

事業係

●子ども家庭支援事業等の実施 (子ども家庭保健担当、子ども家庭相談担当)

目 的

児童福祉法に規定する子育て支援事業や、母子保健法に規定する特定妊婦・要支援・要保護児童のいる家庭を対象とする産後ケア事業等を実施することで、要支援・要保護児童等が安心して地域で生活できる環境をつくります。

事業内容・実績等

(1) 子育て短期支援事業の実施 (子どもショートステイ)

保護者が病気、出産などで一時的に子ども(0歳～12歳)を養育できない時に、区内の児童養護施設・乳児院において宿泊で預かります。

[利用状況] (単位 延べ人数：人、延べ日数：日)

| 年度 | 元 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 | |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 延人数 | 延日数 | 延人数 | 延日数 | 延人数 | 延日数 | 延人数 | 延日数 | 延人数 | 延日数 |
| 保護者の疾病 | 21 | 93 | 50 | 205 | 29 | 109 | 27 | 117 | 30 | 115 |
| 家族の看護 | 13 | 47 | 0 | 0 | 5 | 28 | 3 | 5 | 3 | 12 |
| 出産 | 3 | 21 | 3 | 14 | 5 | 22 | 1 | 2 | 5 | 33 |
| 冠婚葬祭 | 5 | 15 | 0 | 0 | 16 | 40 | 4 | 9 | 3 | 6 |
| 不安困難 育児疲れ | 231 | 650 | 169 | 483 | 156 | 400 | 246 | 664 | 257 | 691 |
| その他 | 8 | 17 | 5 | 12 | 0 | 0 | 6 | 14 | 25 | 53 |
| 合計 | 281 | 843 | 227 | 714 | 211 | 599 | 287 | 811 | 323 | 910 |

(2) 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業の実施

保護者の育児困難や虐待リスクが高い等の場合に、区内の児童養護施設・乳児院において児童(0～18歳未満)を預かり、当該児童への生活指導や発達・行動の観察とともに、保護者に対する養育支援を行い、虐待の未然防止と親子の生活の安定を図ります。

[利用状況] (単位 延べ人数：人、延べ日数：日)

| 年度 | 2 | | 3 | | 4 | | 5 | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 延人数 | 延日数 | 延人数 | 延日数 | 延人数 | 延日数 | 延人数 | 延日数 |
| 2歳未満 | 1 | 5 | 7 | 33 | 4 | 43 | 18 | 151 |
| 2歳以上 | 7 | 67 | 16 | 93 | 13 | 86 | 34 | 234 |
| 合計 | 8 | 72 | 23 | 126 | 17 | 129 | 52 | 385 |

(3) 養育支援訪問事業の実施

子ども家庭支援センターや保健センターの職員等が、育児不安や養育困難を抱える家庭を訪問し、親子の健康支援や育児指導・相談等を行います。また、養育支援が特に必要な家庭に、専門相談支援員が訪問し、養育に関する相談・指導・助言を行います。

[専門相談支援員による訪問]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|-----|----|----|-----|-----|
| 訪問世帯数 | 124 | 91 | 85 | 109 | 105 |

(4) 子育て世帯訪問支援事業の実施

要保護児童・要支援児童のいる家庭に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・子育て等に関する助言等を行います。

[利用状況]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|----|----|----|----|----|
| 訪問世帯数 | 34 | 23 | 17 | 22 | 27 |

(5) 要支援家庭産後ケア事業の実施

心身の不調や育児不安などから継続的な支援が必要な産後の母子等に対し、母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の習得を図るため、医療機関等におけるショートステイ・デイケア及び訪問による産後ケア事業を実施しています。

[利用状況]

| 年度 | ショートステイ | | デイケア | | 訪問 | |
|----|---------|-------|------|-------|-----|-------|
| | 人数 | 延利用日数 | 人数 | 延利用日数 | 人数 | 延利用日数 |
| 元 | 6 | 26 | 26 | 162 | 116 | 842 |
| 2 | 7 | 39 | 38 | 154 | 91 | 674 |
| 3 | 4 | 17 | 46 | 218 | 85 | 683 |
| 4 | 7 | 40 | 47 | 232 | 89 | 766 |
| 5 | 7 | 26 | 43 | 252 | 75 | 443 |

(6) 見守り強化事業の実施

要保護児童、要支援児童のいる家庭に訪問し、食材の提供を通じて子どもの状況を把握することで、支援が必要な子どもの見守りを強化します。

[実施状況]

| 年度 | 3 | 4 | 5 |
|------|----|----|-----|
| 延人数 | 28 | 54 | 101 |
| 訪問回数 | 50 | 77 | 163 |

●ヤングケアラーの支援

(障害者施策課、高齢者在宅支援課、介護保険課、教育相談担当)

目 的

子ども、教育、高齢、障害、生活困窮等の分野と連携してヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげることで、ヤングケアラーの負担軽減を図ります。

事業内容・実績等

ヤングケアラーへの支援を強化するため、子ども、教育、高齢、障害、生活困窮の分野によるプロジェクトチームを設置し検討を進めています。ヤングケアラー当事者だった方の助言を踏まえた実態調査の実施やヤングケアラーを発見する感度を高めるための関係機関研修を実施しています。

子ども家庭相談担当

●子どもと家庭に関する総合相談

(荻窪地域子ども家庭支援担当、高井戸地域子ども家庭支援担当、高円寺地域子ども家庭支援担当)

目 的

18歳未満の子どもと家庭の総合相談窓口として、電話または来所による相談を実施し、育児の不安・悩み等の解消・軽減を図ります。

事業内容・実績等

(1) ゆうライン相談の実施

大人だけではなく子ども自身からも相談を受ける身近な相談窓口として、電話や面接等により、子育て相談・児童虐待等の相談にきめ細かく対応するとともに、状況に応じて関係機関との連携による効果的な支援を行っています。

[相談対象]

18歳までの子ども、子育て中の保護者、関係者

[相談方法]

電話相談 月～土曜日 午前9時～午後8時 ゆうライン専用電話：5356-2601

来所相談 月～土曜日 午前9時～午後5時

[相談件数]

| 年度 | 内容別分類 | | | | | | | | | | 計 |
|----|-------|------|------|------|-----|-------|---------------------|------|---------------|--------|-------|
| | 保健相談 | ぐ犯行為 | 触法行為 | 性格行動 | 不登校 | 育児しつけ | その他の相談 | | | | |
| | | | | | | | サービス・区の機 関に関すること | 夫婦関係 | 保護者自身につ いて | その他の相談 | |
| 元 | 12 | 9 | 0 | 857 | 33 | 540 | 163 | 135 | 123 | 2 | 1,874 |
| 2 | 10 | 9 | 0 | 887 | 25 | 534 | 117 | 66 | 271 | 16 | 1,935 |
| 3 | 10 | 1 | 0 | 643 | 17 | 322 | 132 | 81 | 229 | 3 | 1,438 |
| 4 | 7 | 6 | 0 | 581 | 41 | 313 | 131 | 83 | 180 | 1 | 1,343 |
| 5 | 3 | 6 | 0 | 481 | 44 | 196 | 127 | 105 | 170 | 1 | 1,133 |

(2) 専門相談の実施

精神科医、臨床心理士等による専門相談を実施し、相談者のニーズに応え、適切な支援をします。

[子どものこころの相談件数 (児童精神相談)]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|----|----|----|----|----|
| 実施日数 | 24 | 24 | 23 | 24 | 30 |
| 相談者組数 | 43 | 38 | 43 | 47 | 50 |

[家族相談件数 (家族心理相談)]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|----|----|----|----|----|
| 実施日数 | 31 | 19 | 23 | 24 | 24 |
| 相談者組数 | 41 | 25 | 34 | 36 | 25 |

子ども家庭支援係

●児童虐待対策

(子ども家庭保健担当、子ども家庭心理担当、荻窪地域子ども家庭支援担当、高井戸地域子ども家庭支援担当、高円寺地域子ども家庭支援担当、保健サービス課)

目 的

子ども家庭支援センターと保健センターが医療機関等と連携しながら、特定妊婦及び要支援児童等の早期発見・早期支援を図ります。また、児童や保護者、関係機関等からの養育に関する相談・通告等の受け、要保護児童対策地域協議会を通じて、要保護児童等への適切な支援を行い、妊娠・出産期からの未然防止、早期発見、早期対応、重症化予防、高リスク事案への対応等を一体的に進めます。

なお、子ども家庭支援センターと保健センターの母子保健機能をあわせて、児童福祉法に規定する「こども家庭センター」として位置付けています。

事業内容・実績等

(1) 児童虐待対策等に関する普及啓発

児童虐待防止講演会の開催や広報すぎなみ・区ホームページ等を通して、児童虐待の防止に社会全体で取り組むための普及啓発を行います。

[区民向け虐待防止講演会]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------|----|----|----|----|----|
| 参加者数 | 50 | 52 | 49 | 47 | 55 |

(2) 要保護児童対策地域協議会の運営

要保護児童対策地域協議会の各種会議や研修等を実施するとともに、児童虐待に関する通告・相談から連携した支援及び未然防止の取組を示した児童虐待対応マニュアルを区内の関係機関に広く配布・共有化することで、構成員の対応力の向上や関係機関相互の連携を深め、子どもを虐待から守る地域ネットワーク機能を強化しています。

[杉並区要保護児童対策地域協議会の運営] (単位 実施回数：回)

| 項目 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 代表者会議 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 実務者会議 | 5 | 1 | 4 | 7 | 9 |
| 援助方針会議 | 18 | 25 | 30 | 30 | 30 |
| 個別事例支援会議 | 142 | 127 | 122 | 125 | 143 |

[職員等のスキルの向上]

| 項目 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 関係機関向け 虐待対応研修 | 実施回数 | 7 | 8 | 10 | 12 | 11 |
| | 参加人数 | 223 | 229 | 248 | 253 | 289 |
| 関係機関向け 巡回研修 | 実施回数 | — | — | — | — | 11 |
| | 参加人数 | — | — | — | — | 174 |
| ケースカンファレンス（回） | | 21 | 24 | 24 | 25 | 29 |

(3) 特定妊婦への支援

妊娠届出時の面接や、すこやか赤ちゃん訪問事業、産後ケア事業、医療機関との連携等を通して、特定妊婦等への妊娠・出産期からの継続的な支援を行います。

[特定妊婦の新規受理・対応件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 135 | 115 | 129 | 143 | 137 |

(4) 要保護児童、要支援児童への支援

児童や保護者、区民、関係機関からの養育に関する相談・通告を受け、要保護児童対策地域協議会における児童相談所、民生委員・児童委員、警察署等関係機関との役割分担の下、保護者や児童の相談対応、支援サービスの提供、個別事例支援会議の実施等による各機関の対応の調整などを行い、当該家庭への適切な支援を実施します。

[要保護児童・要支援児童の新規受理・対応件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 要保護児童件数 | 874 | 1,059 | 1,009 | 1,037 | 1,053 |
| 要支援児童件数 | 679 | 650 | 633 | 674 | 619 |

[すこやか赤ちゃん訪問事業及び乳幼児健康診査に伴う地域訪問]

※主任児童委員が保健センターからの依頼で、すこやか赤ちゃん訪問未面会家庭や乳幼児健康診査未受診家庭の訪問を行います。

| 年度 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------------------|---------------|---|---|---|---|---|
| 保健センターから依頼した件数 | | 3 | 4 | 3 | 2 | 4 |
| 内訳 | すこやか赤ちゃん未面会家庭 | 1 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| | 健康診査未受診家庭 | 2 | 3 | 3 | 2 | 1 |
| 主任児童委員が家族から状況確認できた件数 | | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 |

(5) 子育て寄り添い訪問事業（ハロー！なみすけ訪問）の実施

保健・福祉サービスを受けていない未就園児等のいる家庭を子ども家庭支援センター等の職員が訪問し、個々の状況に対応した子育てサービスの情報提供と相談・支援を行います。

[個別訪問・出入国状況の確認等により実態を把握した児童数]

| 年度 | 乳幼児健診未受診者 | | | 未就園児 | | | 就学先不明 | その他 | 計 |
|----|-----------|---------|-------|------|----|----|-------|-----|-----|
| | 4か月健診 | 1.6か月健診 | 3歳児健診 | 4歳 | 5歳 | 6歳 | | | |
| 元 | 5 | 9 | 6 | 60 | 51 | 11 | 28 | 5 | 175 |
| 2 | 1 | 14 | 22 | 85 | 66 | 37 | 43 | 6 | 274 |
| 3 | 0 | 1 | 1 | 55 | 54 | 17 | 109 | 0 | 237 |
| 4 | 0 | 2 | 1 | 42 | 38 | 9 | 65 | 0 | 157 |
| 5 | 0 | 3 | 1 | 35 | 38 | 5 | 32 | 0 | 114 |

(6) グループカウンセリング、保護者のこころの相談の実施

育児に自信が持てない、実際に虐待をして悩んでいるなどの母親たちが集い、専門家の助言を受けながら自らのことを語る「グループカウンセリング」や、子育てに伴う悩みや産後うつ状態等、保護者の精神的な問題について精神科医師等による「保護者のこころの相談」を実施し、親子関係の改善や虐待予防を図ります。

[グループカウンセリング]

| 年度 | 実施回数 (回) | 参加人数 | |
|----------|-------------|------|-----|
| | | 実人数 | 延人数 |
| 元 | 120 | 164 | 561 |
| 2 | 102 | 137 | 377 |
| 3 | 119 | 123 | 304 |
| 4 | 106 | 120 | 267 |
| 5 | 117 | 119 | 287 |
| 5年度センター別 | 荻窪保健センター | 24 | 69 |
| | 高井戸保健センター | 24 | 72 |
| | 高円寺保健センター | 23 | 52 |
| | 上井草保健センター | 24 | 42 |
| | 和泉保健センター | 22 | 52 |

[保護者のこころの相談]

| 年度 | 実施回数（回） | | | 相談件数 | |
|--------------------------|-----------|----|----|------|-----|
| | | | | 実人数 | 延人数 |
| 元 | 64 | 医師 | 24 | 39 | 42 |
| | | 心理 | 40 | 78 | 80 |
| 2 | 64 | 医師 | 23 | 47 | 47 |
| | | 心理 | 41 | 73 | 75 |
| 3 | 66 | 医師 | 24 | 48 | 50 |
| | | 心理 | 42 | 75 | 82 |
| 4 | 65 | 医師 | 24 | 42 | 44 |
| | | 心理 | 41 | 82 | 85 |
| 5 | 64 | 医師 | 23 | 39 | 50 |
| | | 心理 | 41 | 87 | 91 |
| 5 年度 セン ター 別 | 荻窪保健センター | 医師 | 5 | 4 | 5 |
| | | 心理 | 9 | 19 | 19 |
| | 高井戸保健センター | 医師 | 5 | 12 | 12 |
| | | 心理 | 9 | 24 | 24 |
| | 高円寺保健センター | 医師 | 5 | 9 | 17 |
| | | 心理 | 8 | 17 | 20 |
| | 上井草保健センター | 医師 | 5 | 10 | 12 |
| | | 心理 | 7 | 14 | 14 |
| | 和泉保健センター | 医師 | 3 | 4 | 4 |
| | | 心理 | 8 | 13 | 14 |

(7) 児童の家庭復帰への支援

一時保護や施設等から児童が復帰した家庭を、保育所や学校、児童相談所等の関係機関と連携を図りながら、訪問や各種支援事業の活用により必要な支援を行います。

15 児童相談所設置準備課

設置・運営準備係、施設整備担当

●区立児童相談所の設置

目 的

平成 28 年 6 月の児童福祉法の改正により、特別区においても児童相談所が設置できるようになりました。区は、区民に身近な基礎的自治体として、子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先される、「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現を目指し、区立児童相談所を設置します。

事業内容・実績等

区立児童相談所の設置に向けて、施設整備のほか、専門性の高い人材の育成・確保や社会的養育を推進する環境の整備、児童相談所が実施する事業の実施準備等に取り組んでいます。

(1) 施設整備

① 既存施設の解体工事

令和 6 年 6 月から 10 月末に予定している、旧杉並子ども家庭支援センター、阿佐谷南児童館等の施設の解体工事実施に向け準備・計画を進めています。

② 区立児童相談所の建設工事

令和 6 年 11 月から令和 8 年 8 月に予定している施設の建設工事（延床面積約 3,000 m²、地上 6 階、地下 1 階の施設を予定）実施に向け準備・計画を進めています。

(2) 人材育成・確保

① 他自治体の児童相談所・一時保護施設への研修派遣

専門性の高い人材の育成・確保に向けて、他自治体の児童相談所及び一時保護所への福祉職、心理職等の職員派遣研修を計画的に実施しています。

| 年度 | 3 | 4 | 5 |
|---------------|---|---|----|
| 児相派遣人数（人） | 4 | 7 | 18 |
| 一時保護施設派遣人数（人） | - | 2 | 2 |
| 合計（人） | 4 | 9 | 20 |

② 研修の充実

令和5年度から令和7年度を人材育成強化期間と位置付け、研修受講、研修派遣を集中的に進めることとし、福祉職、心理職等に対して、外部講師による専門研修を実施しています。

| | |
|-------------|----|
| 年度 | 5 |
| 専門研修実施回数（回） | 22 |

③ 任期付職員等の採用

児童相談所の児童心理司 SV 経験者を任期付で1名採用しました。また、児童相談所管理職経験者、一時保護施設長経験者を、それぞれ会計年度任用職員（専門職）で採用しました。

（3）運営準備

① 杉並区児童相談所設置運営計画の策定・更新

区立児童相談所を設置するに当たり、基本的な考え方や準備状況等をまとめたものであるとともに、開設後の区立児童相談所の運営及び児童相談体制の基本的指針となる「杉並区児童相談所設置運営計画（以下「設置運営計画」という。）」を、令和5年1月に策定、公表しました。その後も、引き続き検討を進め、運営の基本方針に子どもの権利保障の観点等を追記するなど、「設置運営計画（第2次更新）」として、令和5年9月に取りまとめました。

② 子どもアドボカシー（※）に関する研修

子どもの意見表明権等に関する理解を深めるため、子どもアドボカシーに関する研修を、区職員及び区内児童養護施設等職員を対象に実施しています。

※子どもアドボカシー：子どもの意見を聴きながら、子どもが自ら考えを整理することへの支援や意見を表明することへの支援を行うこと。

[区職員及び区内児童養護施設等職員向け講座参加人数]

| | |
|------------------------|--------------|
| 年度 | 5 |
| 講座参加人数（延べ：人） （開催回数） | 151 (全5回) |

[区民向け講座参加人数]

| | |
|---------------------|-------------|
| 年度 | 5 |
| 講座参加人数（人） （開催時期） | 13 (11月) |

③ 社会的養育の推進

都立杉並児童相談所との共催により、養育家庭（里親）体験発表会を引き続き開催したほか、東京都里親制度に関する PR 動画を、里親月間となる 10 月から 11 月まで、区役所 1 階のデジタルサイネージで放映し、里親制度の普及に努めています。また、令和 5 年 8 月から、区内里親家庭による子どもショートステイ事業を開始したほか、里親に関する研修や区内里親家庭との意見交換の実施や、区内児童養護施設・乳児院等との連絡会を年 4 回開催するなど、区立児童相談所開設前からの連携強化を進めています。

④ 親子関係形成支援事業

要保護・要支援児童のいる家庭を対象に、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者が、親子の関係や子どもとの関わり方等を学ぶため、「ペアレント・プログラム」を実施するほか、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が、相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換を行うワークショップを実施するなど、子ども家庭支援センターと連携しながら、健全な親子関係の形成を図るための支援を実施しています。

[講座及びワークショップ参加人数] (単位：人)

| | |
|------------------------|-----------------------|
| 年度 | 5 |
| 参加人数 (延べ) (開催回数：時期) | 64 (全 6 回：10～12 月) |

16 保育課

管理係 _____

●区立保育所の運営

目 的

保育所とは、保護者の就労又は疾病等の理由により、家庭で必要な保育を受けることが困難な0歳から5歳の子どもを保育する児童福祉施設です。保護者が働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実を図ります。

事業内容・実績等

(1) 施設数等

(各年4月1日現在)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 施設数(所) | 41 | 38 | 37 | 33 | 32 |
| 定員(人) | 3,106 | 3,597 | 3,467 | 3,078 | 2,985 |
| 在籍児童数(人) | 3,075 | 3,569 | 3,372 | 2,932 | 2,769 |

(2) 維持管理

保育環境の維持・向上を図るため、区立保育所の施設・設備等の修理や各種点検、清掃・警備業務を実施するとともに、必要な物品を購入しています。

●地域型保育事業所(直営)の運営

目 的

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応し、かつ質が確保された保育を提供し、乳幼児の成長を支援するために、区が定める設置運営基準を満たした 0～2 歳までの子どもを預かる定員規模 6～19 人の施設です。保護者が働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実を図ります。

事業内容・実績等

(1) 施設数等

(各年 4 月 1 日現在)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|----|----|----|----|----|
| 施設数(所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 定員(人) | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 在籍児童数(人) | 18 | 18 | 14 | 17 | 11 |

(2) 維持管理

保育環境の維持・向上を図るため、施設・設備等の修理や各種点検、清掃・警備業務を実施するとともに、必要な物品を購入しています。

●区保育室(直営型)の運営

目 的

区保育室とは、待機児童を解消するための緊急対策として整備している認可外の保育施設です。保護者が働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実を図ります。

事業内容・実績等

待機児童が解消されたことから段階的に廃止を進めています。

(1) 区保育室数等

(各年 4 月 1 日現在)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-----|-----|-----|----|----|
| 施設数(所) | 7 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 定員(人) | 223 | 173 | 128 | 98 | 70 |
| 在籍児童数(人) | 104 | 113 | 64 | 38 | 19 |

(2) 維持管理

保育環境の維持・向上を図るため、施設・設備等の修理や各種点検、清掃・警備業務を実施するとともに、必要な物品を購入しています。

●区立保育所(指定管理保育所等を除く)の職員に関すること

目 的

区立保育所が円滑に運営できるように職員の配置を行っています。

事業内容・実績等

[区立保育所常勤職員、再任用短時間勤務職員数] (各年4月1日現在)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 常勤職員(人) | 705 | 705 | 686 | 670 | 637 |
| 再任用短時間勤務職員(人) | 57 | 48 | 53 | 55 | 44 |

※保育室、小規模保育事業所を含む。

※区立保育所の常勤職員数に暫定再任用フルタイム勤務職員等含む。

●多様な保育サービスの推進 (管理係、保育施設給付係、保育支援係)

目 的

保護者の就労の機会を確保するとともに、乳幼児が心身共に健全に発達できるよう、障害児保育、医療的ケア児の受け入れ、延長保育、病児保育、一時保育、緊急一時保育など、利用者の多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。

事業内容・実績等

(1) 障害児保育の充実

増加している障害児保育の需要に応えるため、私立保育所を含めた障害児の受け入れを進めるとともに、区立保育所15所を障害児指定園とし、障害児受入れ枠の設定や保育環境の充実等を行っています。

[障害児指定園]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------|----|----|----|----|----|
| 設置数(所) | 9 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| 定員(人) | 47 | 65 | 65 | 65 | 65 |

[障害児保育実施状況]

(各年4月1日現在)

| 年度 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 区立 | 障害児数 (人) | 83 (45) | 87 (62) | 88 (62) | 76 (56) | 70 (54) |
| | 対在園児童総数比 (%) | 2.2 | 2.6 | 2.6 | 2.6 | 2.5 |
| 私立 | 障害児数 (人) | 49 | 52 | 51 | 61 | 75 |
| | 対在園児童総数比 (%) | 0.7 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.7 |

※ () 内数字は指定園在園児数の再掲

※区立は指定管理保育所及び委託園を含む

(2) 医療的ケア児の保育

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(医療行為)を受けることが必要な子どもを保育施設で受け入れています。原則、導尿・血糖測定とそれに付随するインスリン注射・ストーマ管理・酸素管理・経管栄養・喀痰吸引などの医療的ケアに対応します。

[区立保育所における医療的ケア児の受け入れ状況]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|---|---|---|-------|-------|
| 児童数 (人) | 2 | 1 | 2 | 4 (1) | 6 (3) |

※ () 内数字は私立保育所で受け入れている児童数

(3) 延長保育の実施

保護者の就労時間の多様化や長時間化などに伴う保育需要に応えるため、延長保育を行っています。

令和5年4月1日現在、区立保育所32所(指定管理保育所3所及び委託1所を含む)、私立保育所150所で実施しています。

[延長保育実施状況]

(令和5年4月1日現在)

| | 区立 | 私立 |
|--------------|------|------|
| 延長保育児童数 (人) | 47 | 380 |
| 対在園児童総数比 (%) | 1.69 | 3.55 |
| 実施園数 (所) | 32 | 150 |

(4) 病児保育の実施

保護者の就労等で保育施設に通っている子どもが、病気などで登園できない場合に、病児保育室で一時的にお預かりすることで、保護者の子育てと就労等の両立を支援します。

[病児・病後児保育利用状況]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 施設数 (所) | 3 | 3 | 4 | 4 | 4 |
| 延利用者数 (人) | 2,554 | 1,172 | 2,904 | 2,971 | 3,841 |

(5) 一時保育の実施

子育て中の保護者の通院や冠婚葬祭、育児疲れの解消等のため、一時的に保育を必要とする乳幼児を対象に、2か所の区立保育所に設置されている子育てサポートセンター（宮前、今川）及び一部の私立保育所において一時保育を実施しています。

[一時保育年度別受託状況]

| 年度 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 公立 | 実施施設 (所) | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 延べ利用人数 (人) | 1,630 | 632 | 920 | 1,034 | 1,025 |
| 私立 | 実施施設 (所) | 6 | 6 | 6 | 9 | 9 |
| | 延べ利用人数 (人) | 5,218 | 4,464 | 4,045 | 8,911 | 7,997 |

(6) 区立保育所における緊急一時保育の実施

家庭で保育をされている保護者が入院や出産などで一時的に子どもの保育ができなくなり、ご親族等の協力を得られない場合、区立保育所で一時的に子どもをお預かりします。

[緊急一時保育年度別受託状況]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|----|----|----|----|----|
| 延利用者数 (人) | 40 | 29 | 26 | 23 | 26 |

保育施設整備係

●区立保育所、区立子供園等の施設整備

目 的

老朽化した区立保育所等の改築・改修を計画的に進めます。改築に当たっては、将来的な保育需要や保育所の配置バランスなどを考慮しつつ、必要な施設について計画的な改築を進めます。

実 績

(令和元年度以降に着手したもの)

| 保育所名 | 工事期間 |
|---------|-----------------|
| 永福北保育園 | 令和元年度～令和2年度 |
| 成田保育園 | 令和2年度～令和3年度 |
| 久我山東保育園 | 令和3年度～令和4年度 |
| 高円寺北子供園 | 令和3年度～令和5年度 |
| 天沼保育園 | 令和3年度～令和5年度 |
| 高円寺東保育園 | 令和4年度～令和6年度竣工予定 |

●区立保育所、区立子供園等の維持管理

目 的

保育環境の維持・向上を図るため、区立保育所等の施設・設備等の修理を行います。

事業内容

- (1) 空調機などの設備を計画的に更新
- (2) 設備等に不具合が起きた場合の対応

認定・入園係

●各種保育サービスに係る相談及び案内

目 的

様々な理由で、日中子どもを預けたいという保護者に対する相談を受け、利用可能な保育サービスを案内します。

事業内容・実績等

保育課と5つの子どもセンターに保育に関する利用相談窓口を設置し、保育を希望する保護者の就労状況や保育ニーズをもとに、きめ細やかな保育施設の案内を行っています。

また、「保育施設利用のご案内」を毎年更新の上、配布するとともに、保育施設の空き情報や基礎情報（所在地、連絡先）、保育方針などをいつでも閲覧できるよう区ホームページに掲載しています。

さらに、保育施設選び、入園申込時や入園後の手続などでよく利用されるコンテンツを集約した、杉並区保育所・幼稚園案内アプリ「すぎぼよ（保幼）」の配信を行い、一層の情報提供の充実を図っています。

●教育・保育給付認定・施設等利用給付認定

目 的

保護者の就労又は疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども保護の申請に基づき、教育・保育給付認定、施設等利用給付認定を行います。

事業内容・実績等

(1) 保育所の利用に当たり、保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を行います。

(2) 認可外保育施設等の保育料無償化のため、「施設等利用給付認定」を行います。

●認可保育所、地域型保育事業所等の利用に係る調整、あっせん等**目 的**

教育・保育給付認定を受けた子どもに対し、認可保育所、地域型保育事業所等の保育施設の利用について調整等を行います。

事業内容・実績等

教育・保育給付認定を受けた子どもの保育施設利用について、保護者の希望を聴いた上で、利用調整を行います。調整に当たっては、利用者ごとに保育の必要性に応じて指数（優先順位）づけを行い、その上で、申請者の指数と利用希望を踏まえて、利用する保育施設を決定します。

また、利用施設決定後、子どもが保育所等を利用するに当たって、施設との連絡調整を行います。

保育料担当

●認可保育所、地域型保育事業所等の利用者負担

目 的

「保育料表」に基づいて利用者の区民税所得割額から利用者負担額を算定し、納付義務者から適切に徴収することにより、保育の質の維持・向上に必要な財源を確保いたします。

また、区立及び私立保育所・地域型保育事業所等の利用者負担額の算定基礎となる「保育料表」について、社会経済情勢や保育行政の実情等に応じて改定を行います。

事業内容・実績等

(1) 利用者負担金の歳入実績

① 区立保育園保護者負担金（区立小規模保育事業所保護者負担金を含む）

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 調定額（円） | 851,183,116 | 392,676,106 | 450,657,000 | 410,830,960 | 329,963,430 |
| 収入済額（円） | 845,992,060 | 387,495,440 | 445,223,090 | 405,329,350 | 323,438,850 |
| 収納率（％） | 99.4 | 98.7 | 98.8 | 98.7 | 98.0 |

※子ども・子育て支援法の改正による幼児教育・保育無償化（令和元年10月1日から実施）に伴い、令和元年度から令和2年度にかけて調定額が53.9%減となりました。

※東京都による第2子無償化（令和5年10月1日より実施）に伴い、令和4年度から令和5年度にかけて調定額が19.7%減となりました。

② 民営保育園保護者負担金

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 調定額（円） | 1,718,771,580 | 1,129,480,090 | 1,482,527,970 | 1,685,316,140 | 1,493,401,300 |
| 収入済額（円） | 1,710,374,040 | 1,123,113,970 | 1,472,654,000 | 1,668,692,470 | 1,477,321,800 |
| 収納率（％） | 99.5 | 99.4 | 99.3 | 99.0 | 98.9 |

※子ども・子育て支援法の改正による幼児教育・保育無償化（令和元年10月1日から実施）に伴い、令和元年度から令和2年度にかけて調定額が34.3%減となりました。

※東京都による第2子無償化（令和5年10月1日より実施）に伴い、令和4年度から令和5年度にかけて調定額が11.4%減となりました。

(2) 「保育料表」の改定実績

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----|-----|------|------|------|------|
| 実績 | 改定※ | 据え置き | 据え置き | 据え置き | 据え置き |

※子ども・子育て支援法の改正による幼児教育・保育無償化（令和元年10月1日から実施）に伴う改定

●認可保育所等の利用者負担に係る滞納金の徴収及び整理等

目 的

認可保育所等の利用者負担に係る滞納金の解消に向けて取り組めます。

事業内容・実績等

滞納金のある納付義務者に対して督促・催告を行うことにより納付を喚起します。

(1) 収入未済額及び件数

① 区立保育園保護者負担金

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収入未済額 (円) | 3,992,156 | 3,541,166 | 4,512,510 | 4,900,560 | 5,079,080 |
| 件数 (件) | 575 | 495 | 492 | 577 | 149 |

② 民営保育園保護者負担金

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 収入未済額 (円) | 7,817,040 | 5,222,120 | 9,363,720 | 15,822,870 | 13,634,600 |
| 件数 (件) | 831 | 736 | 857 | 1,216 | 598 |

(2) 不納欠損額及び件数

① 区立保育園保護者負担金

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|
| 不納欠損額 (円) | 1,319,800 | 1,639,500 | 921,400 | 601,600 | 1,445,500 |
| 件数 (件) | 128 | 105 | 59 | 39 | 76 |

② 民営保育園保護者負担金

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|
| 不納欠損額 (円) | 1,010,460 | 1,144,000 | 510,250 | 850,700 | 2,444,900 |
| 件数 (件) | 76 | 77 | 39 | 57 | 150 |

● 保育に係る徴収金の滞納処分

目 的

保育に係る徴収金のうち、児童福祉法第 56 条の規定により地方税の滞納処分の例による強制徴収が認められているものについて、強制徴収等の滞納処分を行うことにより、滞納金を徴収します。

事業内容・実績等

過去 5 年間実績なし

● 認証保育所等保育料補助

目 的

認可保育所と認証保育所・認可外保育所等との利用者負担の公平性を担保するため、認証保育所等の利用者負担の軽減を図ります。

事業内容・実績等

国及び都の補助制度を活用することにより、認証保育所等利用者に対して利用者負担額・世帯区分等に応じて算定された助成金を 4 半期ごとに交付します。

(1) 助成金交付実績

① 認証保育所

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|
| 交付額(円) | 181,583,190 | 117,353,324 | 102,845,106 | 54,758,334 | 37,543,830 |
| 延べ交付件数(件) | 1,535 | 1,119 | 864 | 430 | 249 |

② グループ保育室

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 交付額(円) | 96,880,000 | 3,999,500 | 5,203,200 | 5,256,000 | 6,439,000 |
| 延べ交付件数(件) | 129 | 55 | 68 | 68 | 72 |

③ 定期利用保育事業等

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 交付額(円) | 89,400,165 | 106,447,309 | 114,196,491 | 115,759,463 | 135,202,640 |
| 延べ交付件数(件) | 1,006 | 1,054 | 1,137 | 1,133 | 1,177 |

事業計画調整係

●区立保育所の民営化

目 的

持続可能な財政運営のために、杉並区施設運営パートナーズ制度（指定管理者制度）を導入している区立保育所7所を私立保育所に転換します。

事業内容・実績等

区立保育所を私立保育所に転換するに当たり、在園児童の保護者を対象とした説明会の開催や私立保育所転換後の運営事業者の公募・選定、保育所運営に係る引継ぎに取り組みます。

[杉並区施設運営パートナーズ制度を導入している区立保育所の私立保育所への転換]

| 年度 | 名称 |
|----|---------|
| 3 | 下高井戸保育園 |
| 4 | 高円寺南保育園 |
| | 荻窪北保育園 |
| | 高円寺北保育園 |
| 6 | 上高井戸保育園 |
| 7 | 高井戸保育園 |
| 8 | 堀ノ内東保育園 |

●認可外保育施設の認可化移行支援

目 的

保育環境の充実のため、認可外保育施設の認可化移行を支援します。

事業内容・実績等

区が運営経費を助成している認可外保育施設について、各運営事業者の意向を踏まえ、認可保育所や家庭的保育事業等への移行に向けて支援します。

[認可化移行の実績]

| 類型 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------------------|---|---|---|---|---|
| 認証保育所（所） | 6 | 5 | 2 | 3 | 2 |
| 家庭福祉員（所） ※グループ含む | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| グループ保育室（所） | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |

子供園・幼稚園係

●区立子供園の運営

目 的

3歳児から5歳児までの幼児を区立子供園（6園）で受け入れ、教育・保育を一体的に行うことで、地域における育ちの場としての役割を担います。保護者の就労の有無に関わらず受け入れる短時間保育（午前9時から午後2時までの保育）と保護者の就労等が必要な長時間保育（保護者の就労等により午前7時30分から午後6時30分までの保育）があります。

事業内容・実績等

より良い教育・保育環境の提供のため、幼児の発達段階に応じた教材の整備や施設の安全確保を図っています。

全ての園児が安心して園生活が送れるように、特別な配慮を要する園児へ適切な配慮や支援ができるように介助員の配置を行っています。

[在園児数及び介助員配置人数]

(各年5月1日現在)

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 在園児童数（人） | 455 | 425 | 402 | 380 | 388 |
| 介助員配置人数（人） | 33 | 27 | 27 | 24 | 30 |

※高円寺北子供園については、令和5年度から3歳児クラスの受入を開始しました。

●私立幼稚園の運営に関する支援

目 的

私立幼稚園の運営経費の一部補助を行うことで、私立幼稚園の運営が安定し、入所児童の安全で快適な幼児教育・保育環境を確保します。

事業内容

園外保育、健康管理、特別支援教育にかかる経費の補助を行い、私立幼稚園における就学前教育の充実を図っています。

幼稚園教育の充実発展と私立幼稚園教職員の資質向上を図るため、教育研修会等にかかる経費の一部を補助しています。

●私立幼稚園等園児保護者の経済的負担軽減に関する支援

目 的

私立幼稚園等の幼児教育・保育にかかる費用を園児保護者へ補助することで、区立子供園との間に生じる、保護者の経済的負担の格差是正を図ります。

事業内容

入園料、保育料等、園児保護者が負担した費用の一部を補助し、幼児教育・保育にかかる保護者の経済的な負担を軽減します。

[私立幼稚園等園児保護者への保育料助成]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 在園児童数（延人数） | 5,365 | 53,616 | 53,612 | 47,568 | 42,149 |

※令和元年10月から幼児教育・無償化が開始されたため、令和元年度は年度途中からの助成人数を計上しています。

●私立幼稚園における一時預かり事業に関する支援

目 的

一時預かり事業を実施する私立幼稚園へ事業費を補助し、保護者のリフレッシュや就労等の多様なニーズに対応することで、適切な保育環境の確保及び幼稚園教育の振興を図ります。

事業内容

私立幼稚園における一時預かり実績に応じ、事業費の補助を行います。

[私立幼稚園一時預かり事業（長時間預かり方式）実施状況]（各年4月1日現在）

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 施設数（園） | 6 | 6 | 6 | 7 | 7 |
| 定員（人） | 302 | 303 | 315 | 366 | 390 |

※年間200日以上かつ教育時間と合わせて9時間以上の定期の預かり保育を実施

保育施設給付係 _____

●指定管理保育所等の運営

目 的

保育所に対し指定管理料等を支払うことにより、入所児童の安全で快適な保育環境や多様な保育サービスを確保します。

事業内容・実績等

指定管理保育所等に対し、児童の入所人数や職員配置に応じて国及び区で定めた給付費等に準じた指定管理料・各種補助金等を支払います。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|---------------|---------------|---------------|-------------|-------------|
| 施設数（所） | 7 | 7 | 6 | 3 | 4 |
| 在籍児童数（人） | 698 | 711 | 587 | 260 | 340 |
| 支出額（円） | 1,501,329,103 | 1,489,379,781 | 1,295,490,064 | 594,112,414 | 699,886,912 |

※施設数、在籍児童数は、各年4月1日現在の数値

※支出額は、指定管理料

●特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認並びに施設型給付費及び地域型保育給付費等の支払い

目 的

保護者の就労・疾病等により、保育を必要とする乳幼児が私立保育所、地域型保育事業所等に入所した場合に、その保育所に対し給付費等を支払うことにより、入所児童の安全で快適な保育環境や多様な保育サービスを確保します。

事業内容・実績等

私立保育所、地域型保育事業所等に対し、児童の入所人数や職員配置に応じて国及び区で定めた給付費、各種補助金等を支払います。

(1) 私立保育所への給付等

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 施設数(所) | 100 | 120 | 134 | 149 | 155 |
| 在籍児童数(人) | 7,088 | 8,414 | 9,342 | 10,375 | 10,689 |
| 支出額(円) | 17,118,618,750 | 20,089,958,762 | 22,346,520,647 | 25,164,484,267 | 27,093,268,399 |

※施設数、在籍児童数は、各年4月1日現在の数値

※施設数は区内施設数、在籍児童数は区内施設に通う児童数

(2) 地域型保育事業実施施設への給付等

① 小規模保育事業

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 施設数(所) | 25 | 26 | 26 | 25 | 25 |
| 在籍児童数(人) | 394 | 421 | 414 | 352 | 324 |
| 支出額(円) | 1,341,160,265 | 1,497,955,588 | 1,529,251,014 | 1,440,517,672 | 1,435,740,148 |

※施設数、在籍児童数は、各年4月1日現在の数値

※施設数は区内施設数、在籍児童数は区内施設に通う児童数

② 家庭的保育事業

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 施設数（所） | 10 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 在籍児童数（人） | 41 | 59 | 57 | 45 | 55 |
| 支出額（円） | 181,495,739 | 232,327,923 | 232,561,545 | 246,945,648 | 249,432,040 |

※施設数、在籍児童数は、各年4月1日現在の数値

※施設数は区内施設数、在籍児童数は区内施設に通う児童数

③ 事業所内保育事業

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 施設数（所） | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 在籍児童数（人） | 60 | 66 | 65 | 56 | 51 |
| 支出額（円） | 235,833,452 | 248,385,168 | 238,833,601 | 274,765,432 | 279,303,785 |

※施設数、在籍児童数は、各年4月1日現在の数値

※施設数は区内施設数、在籍児童数は区内施設に通う児童数

※在籍児童数は、地域枠を記載

④ 居宅訪問型保育事業

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 事業者数（所） | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 在籍児童数（人） | 17 | 18 | 21 | 16 | 15 |
| 支出額（円） | 132,342,310 | 161,428,250 | 175,780,020 | 141,339,670 | 127,598,240 |

※事業者数、在籍児童数は、各年4月1日現在の数値

（3）新制度移行私立幼稚園

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 施設数（所） | 3 | 3 | 4 | 4 | 4 |
| 在籍児童数（人） | 325 | 303 | 298 | 252 | 226 |
| 支出額（円） | 201,304,167 | 203,389,837 | 209,754,309 | 202,694,619 | 184,277,510 |

※施設数、在籍児童数は、各年4月1日現在の数値

※施設数は区内施設数、在籍児童数は区内施設に通う児童数

● 認証保育所等認可外保育施設の運営費の支払等

目 的

区民の多様なニーズに応えた保育の場等を確保します。

事業内容・実績等

入所児童数に応じた補助の実施や、保育の運営の委託料を支払います。

(1) 認証保育所

東京都独自の基準による認証保育所の保育サービス水準を維持向上させるとともに、区民の多様なニーズに応えた保育の場を確保するため、入所児童数に応じて運営費等の補助を行っています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 施設数 (所) | 17 | 10 | 8 | 4 | 2 |
| 在籍児童数 (人) | 475 | 284 | 212 | 103 | 60 |
| 支出額 (円) | 988,004,105 | 635,085,726 | 491,155,002 | 274,127,132 | 150,364,320 |

※施設数、児童数は、各年4月1日現在の数値

※施設数は区内施設数、在籍児童数は区内施設に通う児童数

(2) 定期利用保育事業

地域の保育需要に対応するため、認可保育所等の入所に至らなかった児童を受け入れ、専用施設や認可保育所の空きスペースで保育を実施する施設に対し、補助金の交付を行っています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|
| 施設数 (所) | 15 | 20 | 19 | 17 | 3 |
| 在籍児童数 (人) | 30 | 43 | 29 | 9 | 5 |
| 支出額 (円) | 188,239,050 | 218,998,000 | 218,653,960 | 77,847,224 | 15,377,240 |

※施設数、在籍児童数は、各年4月1日現在の数値

(3) 家庭福祉員・家庭福祉員グループ

家庭的な雰囲気の中で保育を実施する施設です。0～2歳児の乳幼児の児童福祉の向上を図るため、区が運営を委託し、保育を実施しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 施設数(所) | 7 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 在籍児童数(人) | 27 | 20 | 21 | 17 | 12 |
| 支出額(円) | 60,830,404 | 42,087,480 | 42,316,395 | 43,289,510 | 42,170,971 |

※施設数、在籍児童数は、各年4月1日現在の数値

(4) グループ保育室

区が提供する保育施設において、区が育成した保育者によるグループに対し運営を委託し、保育を実施しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 施設数(所) | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 在籍児童数(人) | 38 | 19 | 18 | 16 | 13 |
| 支出額(円) | 51,004,917 | 26,109,889 | 24,387,450 | 25,308,749 | 25,598,789 |

※施設数、在籍児童数は、各年4月1日現在の数値

保育施設建設係

●認可保育所事業者の公募等

目 的

私立保育所の事業者を選定する際に、公募を行います。

事業内容・実績等

私立保育所が建設、移転、改築等する際に、東京都への認可の手続き等を行います。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|----|----|----|----|---|
| 認可件数（都） | 24 | 21 | 14 | 15 | 9 |

●地域型保育事業所の認可等

目 的

地域型保育事業所の認可の手続き等を行います。

事業内容・実績等

地域型保育事業所が、建設、移転、改築等する際に、認可の手続き等を行います。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------|---|---|---|---|---|
| 認可件数 | 3 | 3 | 1 | 0 | 0 |

●認可保育所における園庭確保のための支援

目 的

区内の認可保育所運営事業者が、保育内容の一層の充実に向けて新たに園庭を確保するために要する経費の一部を補助しています。

事業内容・実績等

| | 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------|--------|---|---|---|---|---|
| 補助金 交付団体数 | 借入利子補助 | — | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 賃借料補助 | — | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 整備費補助 | — | 3 | 0 | 0 | 0 |

※令和2年度からの補助事業

保育巡回支援担当 _____

●巡回指導・巡回訪問

目 的

区立保育所の園長経験者及び心理専門職等が定期的又は随時に保育施設へ訪問する巡回指導、巡回訪問等を通し、区全体の保育の質の維持・向上を図ります。

事業内容・実績等

(1) 巡回指導・巡回訪問

定期的又は随時に保育施設へ訪問し、保育の状況や配慮を要する子どもの様子などを確認するとともに、必要に応じて園長等への指導・助言を行っています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 心理職（回） | 1,843 | 1,930 | 1,318 | 1,340 | 1,361 |
| 園長経験者（回） | 852 | 1,211 | 1,124 | 1,047 | 1,048 |

※令和3年度以降、子供園及び幼稚園への心理職の巡回指導・巡回訪問は、就学前教育支援センターが実施しているため、令和3年度以降の心理職の巡回指導・巡回訪問の回数には就学前教育センター実施分は含まず

(2) 中核園の取組

中核園が企画・実施する地域懇談会や、職員・園児の交流等の取組を通じて、保育施設間の連携・情報共有の促進を図っています。

| 地域 | 井草 | 西荻窪 | | 荻窪 | | 阿佐谷 | | 高円寺 | 高井戸 | 方南・和泉 |
|----|----|------|----|------|-----|------|-----|------|-----|-------|
| | | 北 | 南 | 北 | 南 | 北 | 南 | | | |
| 園名 | 四宮 | 西荻北※ | 松庵 | 本天沼※ | 荻窪東 | 阿佐谷東 | 成田※ | 高円寺東 | 久我山 | 和泉 |

※令和2年4月から7園で実施し、その取組状況を踏まえ、令和5年4月から10園に拡大

指導検査担当 _____

● 保育施設への指導検査

目 的

保育施設が適正に運営・管理されているか、実地検査を行い、運営の適正化を図ります。

事業内容・実績等

(1) 保育施設への指導検査の実施

保育事業者に対して、区が定めた指導検査基準を基に保育施設への実地検査を行い、事業が適正に行われていることを確認します。基準を満たしていない点については、事業者が正しく理解できるよう助言・指導を行い、運営の適正化を図ります。

また、年1回程度、集団指導を行い、これまでに誤りが多い点や解釈が難しい点について、資料にまとめて説明するとともに、資料を各園に送付します。

| 年度 | | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------|-----------------------|----|----|----|----|----|
| 指導検査件数 | 私立保育所 | 61 | 39 | 35 | 79 | 73 |
| | 地域型保育事業 | 21 | 21 | 4 | 18 | 26 |
| | 認可外保育施設 (家庭福祉員を含む) | | 8 | 0 | 15 | 5 |

※令和2・3年度は、感染症等により一定期間、指導検査を自粛

17 兒童青少年課

管理係・児童館運営係・計画調整担当・学童クラブ整備担当

●児童館の運営

目的

18歳未満のすべての子どもを対象に、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的に、児童福祉法に基づく児童福祉施設（児童厚生施設）として設置・運営しています。

事業内容・実績等

児童館は、0歳から18歳未満の児童が気軽に利用できる身近な居場所です。次のような遊びや自主的な活動等を通して、心身ともに健やかに成長できるよう支援しています。

- ・子どもの遊びや自主活動の応援
- ・さまざまな体験プログラム
- ・おまつり、餅つきなどの地域行事
- ・中・高校生向けの事業や自主企画の応援
- ・障害のある子もない子と共に楽しむプログラム
- ・学童クラブ
- ・乳幼児親子のひろば（ゆうキッズ）

[設置状況] 25館（令和6年4月1日現在）

[児童館の利用者数推移（サンカード利用日を含む）]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 児童館数（所） | 39 | 37 | 29 | 28 | 27 |
| 延べ利用者数（人） | 1,326,165 | 588,590 | 834,826 | 853,257 | 907,076 |

※児童館数は各年度4月1日現在

（1）小学校から児童館への直接来館制度の実施

小学生の放課後の過ごし方の選択肢の一つとなるよう、あらかじめ登録した児童が、放課後一旦自宅に帰宅することなく学校から児童館に直接来館できる制度として、全児童館で実施しています。来館に要する時間を減らすことで、児童館で過ごせる時間を増やし、放課後の時間の充実を図っています。

（2）児童館障害児交流プログラムの充実

障害のある子もない子と共に楽しめるプログラムを実施するなど、障害児にとって児童館が友達と交流する場・放課後や休日に過ごす場となるよう、取り組んでいます。

(3) 地域中・高校生委員会活動の支援

4か所の児童館等に設置している地域中・高校生委員会を中心として、中・高校生自身の意見や要望に基づいた自主的な活動、社会参画を支援しています。また、中・高校生が子ども達のリーダーの役割を果たすなど、地域の中で活躍できる機会を提供しています。

(4) ゆうキッズ事業の実施

子育てに対する保護者の不安感や負担感の軽減を図るとともに、子育て力の向上を支援するため、すべての児童館において、乳幼児親子が気軽に集い、交流ができる場の提供や乳幼児親子向けプログラム等を実施しています。

(5) 地域子育てネットワーク事業の実施

各小学校区域で「出会い・ふれあい・支えあい」をスローガンに、地域や学校関係者、子育て支援団体等との連絡会議の開催や、地域の伝統行事、健全育成事業の共催等を実施しています。また、区民からの企画を取り入れた「区民企画事業」を行い、地域交流活動の促進を図っています。

●学童クラブの運営

目 的

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として設置・運営しています。

事業内容・実績等

学童クラブは、就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学生の遊びと生活の場です。

[設置状況] 51クラブ（令和6年4月1日現在）

※児童館内23クラブ、小学校内21クラブ、単独設置7クラブ

[利用方法] 入会申請書を希望する学童クラブに直接提出

[学童クラブ登録状況推移（各年度4月1日現在）]

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| クラブ数（所） | 45 | 48 | 50 | 51 | 51 |
| 登録者数（人） | 4,851 | 4,983 | 5,490 | 5,860 | 6,047 |
| 待機児童数（人） | 242 | 233 | 242 | 280 | 388 |

（１）特別支援児童の受入

すべての学童クラブで、障害等により、特別な支援が必要な児童の受入を行っています。また、重度の身体障害と知的障害がある児童を、高円寺学園学童クラブ（定員6名）及び四宮森学童クラブ（定員5名）で受け入れています。受入後は、専門家による巡回指導等を実施し、各児童に応じた対応をしています。

（２）学童クラブへの通所支援

自力で学童クラブへの通所が困難な障害児とその家庭を支援するために、通所支援ボランティアの募集、登録、斡旋を行っています。

（３）学童クラブの整備

学童クラブ需要に応えるため、小学校内への整備や既存学童クラブの育成室の拡張を行うことなどにより、児童の受入数の拡大を図っています。

（４）民間学童クラブ運営費助成

民間学童クラブ事業者の経営安定を図り、学童クラブ需要に応えるため、運営費の一部を助成しています。

●小学校内での放課後等居場所事業の実施

目 的

区内の小学校において、放課後等に学校施設を活用し、小学生の安全・安心な居場所を提供し、保護者や地域住民の参画を得て、遊びや学習、スポーツ、文化・創作活動、交流活動などの取組を通して、児童の自主性や社会性、創造性を育むとともに、児童が地域社会の中で健やかに成長できる環境づくりを推進することを目的としています。

事業内容・実績等

放課後等における小学生の活動拠点として、室内活動ができる場と動的な活動ができる場を用意し、児童のやりたい多様な遊びや学習、自由な過ごし方ができるよう援助しています。

また、遊びや学習、スポーツ、文化・創作活動、交流活動などのプログラムを実施しています。

[実施状況] 区立小学校 40 校中 17 校で実施（令和 6 年 4 月 1 日現在）

[放課後等居場所事業の利用者数推移]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 実施校数 (校) | 4 | 9 | 12 | 14 | 15 |
| 延べ利用者数 (人) | 47,495 | 48,190 | 103,351 | 131,444 | 144,241 |

●子ども・子育てプラザの運営

目 的

子育て支援に関する事業を総合的かつ一体的に行うことにより、安心して子育てができる環境の形成及び子どもの健全な育成に資することを目的としています。

事業内容・実績等

子ども・子育てプラザは、乳幼児親子やこれから子育てを始める方（妊娠中の方とそのパートナー）を対象とした地域の子育て支援拠点です。親子でゆっくり過ごせる居場所であるとともに、子育てサービスの利用相談や一時預かり事業（一部子ども・子育てプラザを除く）を行っています。

[設置状況] 7所（令和6年4月1日現在）

[子ども・子育てプラザの利用者数推移]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| プラザ数（所） | 3 | 4 | 4 | 5 | 6 |
| 延べ利用者数（人） | 203,039 | 117,351 | 181,127 | 217,940 | 286,825 |

※プラザ数は各年度4月1日現在

（1）地域子育てネットワーク事業の実施

児童館が存しない小学校区域においては、子ども・子育てプラザが地域子育てネットワーク事業を実施しています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|------------------|--|--------|
| 地域子育てネットワーク事業の実施 | 児童青少年課 管理係・児童館運営係 計画調整担当・学童クラブ整備担当 | P. 331 |

●その他の主な事業

目 的

児童館等の施設運営の他に、子どもの健全育成支援及び子育て支援を目的とした次のような様々な事業を実施しています。

事業内容・実績等

(1) 青少年問題協議会の運営

青少年問題に関する施策に対して必要な事項を調査・審議するとともに、区内関係機関・団体との連絡調整を図ることを目的に、区長の附属機関として設置しています。

委員数：20名

構成：地域・教育関係者、学識経験者、関係行政庁の職員、公募委員

(2) 子どもプレーパーク事業の実施

区内の公園において、子どもたちがたき火・泥遊び・ロープワーク等を通じて、自らのアイデアや創造力を活かし、自由に遊びを作り出すことができる「プレーパーク事業」を実施しています。

(3) 中・高校生赤ちゃんふれあい事業等実施

赤ちゃんへの愛着感情を醸成し、将来、親として子どもを育てる際に活かされるよう、赤ちゃんとのふれあい事業を進めています。

事業係

●児童青少年センター（ゆう杉並）の運営

目 的

児童青少年センター（愛称：ゆう杉並）は中・高校生のための全区的な大型児童館として設置しています。

事業内容・実績等

ゆう杉並は中学生・高校生のための児童館です。中学生・高校生にとって魅力ある施設をめざし、広い体育室や完全防音のスタジオなどを備えるとともに、利用者自身の声を生かすため「中・高校生運営委員会」の設置や自主企画事業への積極的な支援を行っています。

[センター利用者数推移（サンカード利用日を含む）]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 利用者数（人） | 49,109 | 6,728 | 18,716 | 31,240 | 41,346 |

（１）中・高校生の自主活動の支援

ゆう杉並を利用する中・高校生の自主グループを支援することで、やる気を引き出し、主体性の向上を図っています。また、「自主企画実現システム」など、利用者自らが企画実施できる機会を提供しています。

（２）中・高校生運営委員会活動の推進

利用者である中・高校生がゆう杉並の運営に自ら参画できるよう、中・高校生運営委員会を組織し、一年を通じて活動を支援しています。

● 友好都市交流事業**目 的**

友好都市の子どもとの交流を通して、児童の健全育成を図ることを目的としています。

事業内容・実績等

杉並区の交流自治体である群馬県東吾妻町、北海道名寄市と、小学5年～6年生を対象とした子ども交流会を実施しています。平成24年度から次世代育成基金活用事業としています。

[令和5年度開催状況]

名寄市子ども交流会（参加児童16名）

実施日：名寄編7月28日～7月31日（3泊4日）

杉並編8月5日～8月8日（3泊4日）

東吾妻町子ども交流会（参加児童16名）

実施日：8月17日～8月20日（3泊4日）

青少年係

● 青少年の健全育成の促進に関すること

目 的

善い行いをした青少年及び団体を表彰することで善行の気運醸成を図るほか、青少年育成に関わる地域団体等を支援することで、子どもたちの健全育成を推進しています。

事業内容・実績等

善い行いをした青少年及び団体を年に1度表彰しています。また、青少年育成に関わる地域団体等と組織するすぎなみ舞祭実行委員会の事務局を担うなど、青少年の健全育成に資する行事の開催やその支援を行っています。

(1) 善行青少年の表彰

善い行いをした青少年及び団体を推薦してもらい、年に1度表彰しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------|-----|----|----|-----|-----|
| 個人（人） | 243 | 82 | 26 | 131 | 292 |
| 団体（団体） | 45 | 5 | 13 | 21 | 28 |

(2) すぎなみ舞祭の開催

青少年育成に関わる地域団体等と実行委員会を組織し、「子どもたちの自主性・社会性の育成」「ダンスを中心とした地域のつながり」を目的に、2008（平成20）年より開催しています。区では、実行委員会の事務局を担うほか分担金を支出することで、開催を支援しています。

● 青少年健全育成団体の育成に関すること

目 的

地域の青少年健全育成団体の活動を助成し、これらの団体が行う事業活動を通して子どもたちの健全育成を推進しています。

事業内容・実績等

杉並区役所旧出張所の所管区域を単位として設置された任意団体である 17 の青少年育成委員会に対して補助金を支出するほか、活動場所の確保等により、その活動を支援しています。

また、区内で活動するボーイスカウト、ガールスカウトの各団で組織する杉並スカウト連絡会がその知識や技術を活かして実施する外遊び事業「わくわくフィールド SUGINAMI」を区内各地域で開催するための事業共催分担金を支出しています。

(1) 青少年育成委員会への助成・支援

各青少年育成委員会に対して、委員会の運営及び青少年健全育成のための諸事業に係る経費を、年度 100 万円を上限に補助しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|--------|-------|-------|--------|--------|
| 補助額 (千円) | 16,398 | 5,461 | 7,603 | 13,864 | 14,816 |

(2) 杉並スカウト連絡会との共催事業の実施

区内で活動するボーイスカウト、ガールスカウトの各団で組織するスカウト連絡会との共催で「わくわくフィールド SUGINAMI」を実施し、その事業に係る経費の一部を事業共催分担金として支出しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-----|---|-----|-----|-----|
| 実施回数 (回) | 8 | 0 | 8 | 9 | 8 |
| 参加者数 (人) | 563 | 0 | 869 | 735 | 450 |

● 青少年の自立支援に関すること

目 的

青少年が社会を構成する主体として自覚を持った成人に成長するよう支援しています。

事業内容・実績等

二十歳という節目の年に改めて成人であることの自覚と自立を促し、次代を担う青年への期待と励ましを伝えるために「二十歳のつどい」を成人の日に開催しています。

(1) 二十歳のつどいの実施

開催年度中に 20 歳を迎える方のうち、区内在住者または区外在住者で区内在住歴あるいは区立小・中学校の在学歴があり式典への参加を希望する方を対象に、杉並公会堂で式典を開催しています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 対象者数 (人) | 5,142 | 4,962 | 4,745 | 4,844 | 5,124 |
| 参加者数 (人) | 2,140 | 1,814 | 2,223 | 2,089 | 2,253 |

次世代育成基金担当

●次世代育成基金の活用推進

目 的

次代を担う子ども・青少年の国内外の交流、スポーツ、文化・芸術等の事業への参加を支援することにより、その健やかな成長を図ることを目的に設置した次世代育成基金を活用し、様々な体験・交流の機会を提供しています。

事業内容・実績等

次世代育成基金は、その趣旨に賛同した区民等からの寄附や募金活動への協力により得た額を基金として積み立てています。積み立てた基金は、その設置目的に規定する事業を実施する際に、事業に係る経費のうち子どもに係る経費の1/2にあたる額に充当することで活用しています。なお、基金活用事業には、区が主催する事業と民間団体等に助成して実施する事業の2種類があります。

[令和5年度 基金活用事業]

| 活用事業名 | 事業主管課 | 参加者数 (人) | 基金活用額 (千円) |
|-------------------|----------|-------------|---------------|
| 子ども国内交流（名寄編・東吾妻編） | 児童青少年課 | 32 | 1,930 |
| 小学生名寄自然体験交流 | 生涯学習推進課 | 25 | 1,441 |
| 交流自治体中学生親善野球大会 | スポーツ振興課 | 30 | 3,957 |
| 中学生小笠原自然体験交流 | 済美教育センター | 27 | 2,767 |
| 中学生海外留学 | 済美教育センター | 28 | 10,382 |
| チャレンジ・アスリート | スポーツ振興課 | 221 | 1,355 |
| 広島平和学習中学生派遣 | 区民生活部管理課 | 29 | 1,716 |
| 民間提案事業（4事業） | 児童青少年課 | 340 | 2,211 |
| 計 12 事業 | | 732 | 25,759 |

[年度末寄附実績・基金残高]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 寄附件数（件） | 1,733 | 321 | 1,667 | 2,075 | 1,645 |
| 寄附額（千円） | 18,309 | 8,331 | 18,278 | 9,774 | 7,523 |
| 基金残高（千円） | 100,485 | 103,671 | 114,893 | 106,498 | 89,945 |

18 国民健康保険

国民健康保険

●概説

(国保年金課)

国民健康保険は、国民皆保険制度として加入者（被保険者）の疾病、負傷、出産及び死亡に関して必要な給付を行い、地域住民の安心・安全な医療の確保と健康保持増進に寄与することを目的としています。

加入対象者は、職場の健康保険、各種共済組合等職域の医療保険や後期高齢者医療制度に加入していない区民（外国人を含む）です。

杉並区は、他区と同時に昭和34年12月から、区民の約20%、99,441人を被保険者として保険事業を開始し、令和6年度当初の被保険者数は107,725人で、区民の加入率は18.74%になっています。

医療給付費は、近年の少子高齢化や医療技術の進歩などに伴う医療費の増加を主要因として、年々増加傾向が続いていましたが、平成30年度をピークに令和元年度からは、被保険者の減少に伴い医療給付費が減少に転じ、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による診療控えなどにより医療給付費が落ち込み、令和3年度からはコロナ前の減少傾向に戻りました。一方、国民健康保険制度を支える保険料収入は、高齢者や一時的な離職者、非正規雇用者などの加入割合が高いことや、被保険者の資格得喪の移動率が高く、保険料滞納者の割合が高いという大都市の特性から、収納率は低い状況が続いています。

これまで同様、保険料等収納率の向上や医療費の適正化に努め、安定的な事業運営に取り組んでいきます。

●国民健康保険事業の運営に関する協議会

(国保年金課)

国民健康保険法第11条に基づいて設置された区長の諮問機関であり、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、区長の諮問に応じて審議し、答申します。

(1) 所掌事項

- 国民健康保険に係る条例規則等の制定及び改廃に関すること
- 療養の給付の充実及び改善に関すること
- 保険料の賦課徴収方法に関すること
- その他国民健康保険事業の運営上の重要事項

(2) 委員の構成

| 定員 20名 | | | |
|-------------|-------------------|-----------|-------------------|
| 被保険者を代表する委員 | 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 | 公益を代表する委員 | 被用者保険等被保険者を代表する委員 |
| 6名 | 6名 | 6名 | 2名 |

(3) 委員の任期

3年

●資格事務

(国保年金課)

一般被保険者及び退職被保険者の資格取得届を受理し、被保険者証の交付を行っています。
また、資格喪失届を受理し、被保険者証の回収を行っています。

退職被保険者については、平成20年4月から、対象年齢が64歳までに変更されたため、65歳への到達をもって一般被保険者との切り替えを行っています（退職者医療制度は令和6年3月末をもって廃止となりました。）。また、70歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象とし、高齢受給者証の交付を行っています。

なお、65歳から74歳で一定の障害がある方は、後期高齢者医療制度に任意で加入することができます。

(1) 被保険者加入状況

| 区 人 口 | | | 被 保 険 者 数 等 | | | | 国保加入率 | |
|---------|---------|---------|-------------|-------------|------------|---------|--------|--------|
| | | | 加入 世帯数 | 被保険者数 総数 | 一般 被保険者 | 退職被保険者等 | | |
| 年月日 | 世帯数 | 人員 | 世帯 | 人 | 人 | 人 | 世帯 | 人員 |
| 2. 4. 1 | 327,480 | 576,093 | 90,309 | 120,679 | 120,679 | 104 | 27.58% | 20.95% |
| 3. 4. 1 | 326,249 | 573,375 | 88,456 | 117,535 | 117,535 | 0 | 27.11% | 20.50% |
| 4. 4. 1 | 325,481 | 570,925 | 85,881 | 113,141 | 113,141 | 0 | 26.39% | 19.82% |
| 5. 4. 1 | 328,310 | 572,468 | 84,310 | 109,644 | 109,644 | 0 | 25.68% | 19.15% |
| 6. 4. 1 | 332,091 | 574,841 | 84,010 | 107,725 | 107,725 | 0 | 25.30% | 18.74% |

※区人口は外国人住民を含む

(2) 資格取得状況

| 年 度 | 転入 | | 組合国保から | | 社会保険から | | 生活保護から | | 出生 | | その他 | | 計 | |
|--------|--------|--------|--------|-----|--------|--------|--------|-----|----|-----|-------|-------|--------|--------|
| | 世帯 | 人員 | 世帯 | 人員 | 世帯 | 人員 | 世帯 | 人員 | 世帯 | 人員 | 世帯 | 人員 | 世帯 | 人員 |
| 元 | 11,226 | 13,502 | 417 | 852 | 13,689 | 21,794 | 159 | 245 | - | 431 | 1,666 | 1,739 | 27,157 | 38,563 |
| 2 | - | 10,492 | - | 741 | - | 21,203 | - | 150 | - | 368 | - | 730 | 24,955 | 33,684 |
| 3 | - | 8,540 | - | 427 | - | 16,346 | - | 118 | - | 332 | - | 368 | 21,343 | 26,131 |
| 4 | - | 12,263 | - | 361 | - | 16,353 | - | 127 | - | 321 | - | 389 | 24,595 | 29,814 |
| 5 | - | 12,647 | - | 526 | - | 16,502 | - | 137 | - | 298 | - | 380 | 25,352 | 30,490 |

※1「その他」は、人員の資格取得を伴わない世帯の分離、合併の数を計上しているため、世帯数が人員を上回る年度がある

※2 令和3年1月に稼働したシステムでは、世帯数の内訳が抽出できないため、令和2年度から「計」のみを計上

(3) 資格喪失状況

| 年 度 | 転出 | | 組合国保へ | | 社会保険へ | | 生活保護へ | | 死亡 | | その他 | | 計 | |
|--------|-------|--------|-------|-------|--------|--------|-------|-----|-----|-----|-------|-------|--------|--------|
| | 世帯 | 人員 | 世帯 | 人員 | 世帯 | 人員 | 世帯 | 人員 | 世帯 | 人員 | 世帯 | 人員 | 世帯 | 人員 |
| 元 | 9,342 | 12,175 | 642 | 1,166 | 14,485 | 23,220 | 370 | 488 | 355 | 603 | 4,457 | 5,141 | 29,651 | 42,793 |
| 2 | - | 11,407 | - | 998 | - | 18,975 | - | 445 | - | 636 | - | 4,438 | 26,875 | 36,899 |
| 3 | - | 9,414 | - | 628 | - | 14,478 | - | 407 | - | 586 | - | 5,013 | 23,918 | 30,526 |
| 4 | - | 9,569 | - | 815 | - | 15,393 | - | 457 | - | 618 | - | 6,459 | 26,166 | 33,311 |
| 5 | - | 9,763 | - | 643 | - | 15,213 | - | 422 | - | 557 | - | 5,811 | 25,652 | 32,409 |

国民健康保険

※1 「その他」は、後期高齢者医療制度への加入による喪失を含みます。また、資格喪失を伴わない世帯の分離、合併の数を計上しているため、世帯数が人員を上回る年度がある

※2 令和3年1月に稼働したシステムでは、世帯数の内訳が抽出できないため、令和2年度から「計」のみを計上

(4) 高齢受給者証交付状況 (令和6年4月1日) (単位：人)

| 一般 (2割負担) | 一定以上所得者 (3割負担) | 合計 |
|--------------|-------------------|--------|
| 14,680 | 2,962 | 17,642 |

●賦課事務

(国保年金課)

基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額を被保険者ごとに算定し、世帯で合算した額を年度の保険料として世帯主に賦課しています。また、所得割額の算定基礎額となる賦課標準額は前年の賦課標準額(旧ただし書所得)です。(平成22年度までは当該年度の住民税額)

なお、保険料については、軽減基準総所得金額が一定金額以下の場合に、均等割額を軽減する減額賦課のほか、令和4年度より未就学児における均等割額を半額に軽減する減額賦課や、令和6年1月より出産した(する)被保険者に係る産前産後期間の保険料を軽減する減額賦課を行っています。また、災害・病気・その他特別な事情が生じたときは、申請により保険料の一般減免を行っています。

※旧ただし書所得…住民税の課税方式としては、既に廃止されている旧地方税法における住民税課税方式に関する条文のただし書きとして規定されていた方法を用いて算出される所得のことです。

総所得金額等から基礎控除のみを差し引くことで算出します。

(1) 保険料率等年度別の推移

| 年 | 月 | 基礎賦課分(医療分) | | | 後期高齢者支援金等賦課額 | | | 介護納付金賦課額 | | |
|---|---|------------|----------|---------|--------------|----------|---------|----------|----------|---------|
| | | 均等割額 | 所得割料率 | 限度額 | 均等割額 | 所得割料率 | 限度額 | 均等割額 | 所得割料率 | 限度額 |
| | | 円 | | 円 | 円 | | 円 | 円 | | 円 |
| 元 | 4 | 39,900 | 7.25/100 | 610,000 | 12,300 | 2.24/100 | 190,000 | 15,600 | 1.78/100 | 160,000 |
| 2 | 4 | 39,900 | 7.14/100 | 630,000 | 12,900 | 2.29/100 | 190,000 | 15,600 | 2.09/100 | 170,000 |
| 3 | 4 | 38,800 | 7.13/100 | 630,000 | 13,200 | 2.41/100 | 190,000 | 17,000 | 2.20/100 | 170,000 |
| 4 | 4 | 42,100 | 7.16/100 | 650,000 | 13,200 | 2.28/100 | 200,000 | 16,600 | 2.20/100 | 170,000 |
| 5 | 4 | 45,000 | 7.17/100 | 650,000 | 15,100 | 2.42/100 | 220,000 | 16,200 | 2.20/100 | 170,000 |

※令和4年度より、未就学児(年度の末日時点で年齢が6歳以下の被保険者)に係る基礎賦課分(医療分)及び後期高齢者支援金等賦課額の均等割額を半額に減額しています。

国民健康保険

<令和6年度保険料額計算方法>

$$\boxed{\text{年間保険料額}} = \boxed{\text{基礎賦課額 (医療分)}} + \boxed{\text{後期高齢者 支援金等賦課額}} + \boxed{\left[\begin{array}{l} \text{介護納付金賦課額} \\ \text{40歳~64歳の被保険} \\ \text{に加算される保険料} \end{array} \right]}$$

$$\boxed{\text{基礎賦課額}} = \boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{所得割額}}$$

均等割額 = 被保険者数 × 1人当たりの均等割額 (49,100円 ※未就学児は半額)

所得割額 = 世帯の賦課標準額 × 所得割料率 (8.69/100)

※ 限度額 65万円

$$\boxed{\text{後期高齢者 支援金等賦課額}} = \boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{所得割額}}$$

均等割額 = 被保険者数 × 1人当たりの均等割額 (16,500円 ※未就学児は半額)

所得割額 = 世帯の賦課標準額 × 所得割料率 (2.80/100)

※ 限度額 24万円

$$\boxed{\text{介護納付金 賦課額}} = \boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{所得割額}}$$

均等割額 = 介護保険第2号被保険者数 × 1人当たりの均等割額 (16,500円)

所得割額 = 介護保険第2号被保険者の賦課標準額 × 所得割料率 (2.20/100)

※ 限度額 17万円

(2) 保険料（均等割額）減額賦課

① 基準（令和5年度）

7割軽減世帯＝世帯の所得金額が43万円+10万円×（給与所得者等（※）の数-1）以下

5割軽減世帯＝世帯の所得金額が43万円+被保険者1人増える毎に+29万円+10万円×（給与所得者等（※）の数-1）以下

2割軽減世帯＝世帯の所得金額が43万円+被保険者1人増える毎に+53.5万円+10万円×（給与所得者等（※）の数-1）以下

（※）給与所得者等とは、被保険者のうち給与所得者と公的年金等の支給を受ける者をいいます。

② 保険料（均等割額）減額賦課状況

| 年 度 | 賦課期日被保険者 | | 7割減額 | | 5割減額 | | 2割減額 | | 合計 | |
|--------|----------|---------|------------------|------------------|----------------|------------------|----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 世帯数 | 人員 | 世帯数 | 人員 | 世帯数 | 人員 | 世帯数 | 人員 | 世帯数 | 人員 |
| | (世帯) | (人) | (世帯) | (人) | (世帯) | (人) | (世帯) | (人) | (世帯) | (人) |
| 元 | 93,323 | 125,323 | 23,902 25.61% | 27,924 22.28% | 6,996 7.50% | 10,545 8.41% | 5,994 6.42% | 9,472 7.56% | 36,892 39.53% | 47,941 38.25% |
| 2 | 91,035 | 121,600 | 28,014 30.77% | 32,743 26.93% | 8,475 9.31% | 12,565 10.33% | 7,137 7.84% | 11,080 9.11% | 43,626 47.92% | 56,388 46.37% |
| 3 | 88,953 | 118,118 | 27,429 30.84% | 32,183 27.25% | 8,346 9.38% | 12,310 10.42% | 6,986 7.85% | 10,811 9.15% | 42,761 48.07% | 55,304 46.82% |
| 4 | 87,042 | 114,365 | 29,599 34.01% | 34,366 30.05% | 7,846 9.01% | 11,512 10.07% | 6,503 7.47% | 9,919 8.67% | 43,948 50.49% | 55,797 48.79% |
| 5 | 84,904 | 110,385 | 30,561 35.99% | 35,092 31.79% | 7,583 8.93% | 11,164 10.11% | 6,243 7.35% | 9,531 8.63% | 44,387 52.28% | 55,787 50.54% |

(3) 保険料一般減免状況

(単位：件)

| 年度 | 減額 | 免除 | 減免合計 |
|----|-----|----|------|
| 元 | 541 | 43 | 584 |
| 2 | 549 | 36 | 585 |
| 3 | 547 | 27 | 574 |
| 4 | 288 | 39 | 327 |
| 5 | 272 | 35 | 307 |

● 収納事務

(国保年金課)

新規加入時や窓口納付時などあらゆる場面で口座勧奨を行っているほか、スマートフォン決済アプリによる納付などキャッシュレス納付の勧奨を行っています。

保険料の徴収は、口座振替または納付書による普通徴収と、世帯主の年金から引き落とす特別徴収があります。特別徴収には65歳以上の世帯で年額18万円以上の年金受給などの要件があります。

令和3年度賦課分から、納期限までに納付しない場合は公平性の確保等のため延滞金の徴収を行っています。

●過誤納保険料の還付及び充当

(国保年金課)

保険料額の変更や重複納付に伴い発生した過誤納金を、還付又は滞納保険料等に充当します。令和3年度賦課分から、過誤納等により還付するときに還付加算金を加算しています。

●滞納整理・滞納処分

(国保年金課)

納入期限が過ぎても納付の確認ができない世帯主に対し、督促状を発送するほか、滞納状況により警告書や差押え予告等を発送しています。

それでも滞納状況に改善が見られない場合には、滞納整理の一環として、短期証・資格証明書を交付し滞納金の徴収に結び付けています。

また、特別な理由もなく滞納しているときは、財産調査を行い、差押える財産がある場合は、財産を差押えるなど滞納処分を行い、差押える財産がない場合や生活困窮など一定の要件に該当する場合は滞納処分の執行停止を行います。保険料の確保と公平性を保つよう事務を行っています。

<収納率の推移>

(単位：%)

| 収納率 | 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 現年分 | 86.29 | 88.72 | 91.26 | 89.90 | 90.15 |
| 滞納繰越分 | 42.18 | 34.29 | 28.09 | 30.83 | 35.56 | |
| 合計 | 78.90 | 79.84 | 81.53 | 82.45 | 83.12 | |

●保険給付

(国保年金課)

(1) 疾病及び負傷に対する給付

① 療養の給付

病気やけがで医療機関にかかったとき、その医療費の7割(6歳になった年の年度末(3月31日)までは8割、70歳以上は8割または7割(現役並み所得者))を国民健康保険が負担しています。

＜療養給付費支給状況＞ (単位：円)

| 年度 | | 件数 | 支給額 |
|----|----|-----------|----------------|
| 元 | 一般 | 1,890,781 | 27,286,628,808 |
| | 退職 | 1,520 | 20,559,417 |
| | 計 | 1,892,301 | 27,307,188,225 |
| 2 | 一般 | 1,657,255 | 25,817,306,432 |
| | 退職 | 40 | 373,465 |
| | 計 | 1,657,295 | 25,817,679,897 |
| 3 | 一般 | 1,767,456 | 27,130,643,962 |
| | 退職 | 7 | 69,937 |
| | 計 | 1,767,463 | 27,130,713,899 |
| 4 | 一般 | 1,766,699 | 26,850,866,037 |
| | 退職 | 0 | 0 |
| | 計 | 1,766,699 | 26,850,866,037 |
| 5 | 一般 | 1,774,096 | 26,413,655,263 |
| | 退職 | 0 | 0 |
| | 計 | 1,774,096 | 26,413,655,263 |

② 療養費の支給

次のような場合で全額自己負担したとき、それぞれ審査に基づき、国民健康保険の負担額分を支給しています。

- 旅行や出張など、出先での急なけがや病気により、保険証を持たずに治療を受けたとき
- 医師の指示により治療用のコルセット、ギプスなどの補装具をつくったとき
- 医師の同意や診断により、はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき
- 骨折やねんざなど接骨院で治療を受けたとき
- 海外旅行等で急なけがや病気のため海外の医療機関で診療を受けたとき

＜療養費支給状況＞ (単位：円)

| 年度 | 診療費 | | 接骨 | | 補装具・その他 | | 合計 | | |
|----|-----|-------|------------|--------|-------------|-------|-------------|--------|-------------|
| | 件数 | 支給額 | 件数 | 支給額 | 件数 | 支給額 | 件数 | 支給額 | |
| 元 | 一般 | 2,336 | 28,175,047 | 61,627 | 335,026,861 | 5,575 | 101,826,559 | 69,538 | 465,028,467 |
| | 退職 | 0 | 0 | 51 | 328,401 | 11 | 152,292 | 62 | 480,693 |
| | 計 | 2,336 | 28,175,047 | 61,678 | 335,355,262 | 5,586 | 101,978,851 | 69,600 | 465,509,160 |
| 2 | 一般 | 2,203 | 22,133,515 | 47,314 | 258,418,169 | 5,075 | 91,224,643 | 54,592 | 371,776,327 |
| | 退職 | 0 | 0 | 5 | 49,959 | 0 | 0 | 5 | 49,959 |
| | 計 | 2,203 | 22,133,515 | 47,319 | 258,468,128 | 5,075 | 91,224,643 | 54,597 | 371,826,286 |
| 3 | 一般 | 1,766 | 17,057,054 | 49,826 | 264,229,103 | 5,170 | 96,914,997 | 56,762 | 378,201,154 |
| | 退職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 1,766 | 17,057,054 | 49,826 | 264,229,103 | 5,170 | 96,914,997 | 56,762 | 378,201,154 |
| 4 | 一般 | 1,974 | 25,977,665 | 47,938 | 245,510,331 | 5,270 | 99,676,271 | 55,182 | 371,164,267 |
| | 退職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 1,974 | 25,977,665 | 47,938 | 245,510,331 | 5,270 | 99,676,271 | 55,182 | 371,164,267 |
| 5 | 一般 | 2,626 | 42,893,293 | 45,267 | 226,751,808 | 5,325 | 99,603,078 | 53,218 | 369,248,179 |
| | 退職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 2,626 | 42,893,293 | 45,267 | 226,751,808 | 5,325 | 99,603,078 | 53,218 | 369,248,179 |

③ 移送費の支給

重病人や重傷者などを緊急にやむを得ない理由で、入院、転院させるため自動車等を使用し、その費用を負担したとき、その負担分を審査に基づき支給しています。

④ 入院時食事療養費の支給

病院や診療所などに入院したとき、食事代の自己負担額を超えた額を、国民健康保険が負担しています。住民税非課税世帯の方は、自己負担について減額措置があります。

⑤ 入院時生活療養費の支給

65歳以上の方が、療養病床に入院した場合に、入院時生活療養費を支給しています。

⑥ 訪問看護療養費の支給

在宅で療養している方が、医師の指示により訪問看護を受けたとき、その費用を支給しています。

⑦ 高額療養費の支給

入院等で医療費の支払いが高額になったとき、支給条件に該当し、算定基準額を超えた金額について高額療養費として国民健康保険から支給しています。算定基準額は、住民税の申告に基づいて区分を定めています。

また、「高齢受給者証」及び「限度額適用認定証」により高額療養費の現物給付を行っています。

*算定基準額

| 高額療養費算定基準額（自己負担限度額） | | | |
|---------------------|-------------------------|---|-----------|
| | 区分 | 自己負担限度額 | 4回目以降の限度額 |
| 70歳未満の方 | 賦課標準額 901万円超 | 252,600円 (医療費総額が842,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算) | 140,100円 |
| | 賦課標準額 600万円超～901万円以下 | 167,400円 (医療費総額が842,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算) | 93,000円 |
| | 賦課標準額 210万円超～600万円以下 | 80,100円 (医療費総額が842,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算) | 44,400円 |
| | 賦課標準額 210万円以下 | 57,600円 | 44,400円 |
| | 住民税非課税世帯 | 35,400円 | 24,600円 |

※ 医療費総額とは、被保険者が支払う一部負担金と保険者負担額の合計をいいます。保険給付対象外の費用は含まれません。

※ 賦課標準額とは、総所得金額等から住民税基礎控除を差し引いた後の金額です。

※ 4回目以降とは、同じ世帯で1年（診療を受けた月以前12か月）の間に、高額療養費の支給を4回以上受けたとき、4回目からは自己負担限度額が変わります。4回目以降の自己負担限度額には、医療費に応じた加算はありません。

| 高額療養費算定基準額（自己負担限度額） | | | | |
|---------------------|------------------------|----------|---|-------------------------|
| 区分 | | 外来（個人単位） | 外来+入院（世帯単位） | |
| 高齢受給者証対象者 | 課税所得 690万円以上 | | 252,600円 (医療費総額が842,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算) (4回目以降140,100円) | |
| | 課税所得 380万円以上690万円未満 | | 167,400円 (医療費総額が558,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算) (4回目以降93,000円) | |
| | 課税所得 145万円以上380万円未満 | | 80,100円 (医療費総額が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算) (4回目以降44,400円) | |
| | 一般 | | 18,000円 (年間上限144,000円) | 57,600円 4回目以降44,400円 |
| | 住民税 非課税世帯 | 低所得Ⅱ | 8,000円 | 24,600円 |
| 低所得Ⅰ | | 15,000円 | | |

- ※ 高齢受給者証対象者の外来は、個人の全ての一部負担金を合算し、高額療養費算定基準額を超えた額を支給しています。
- ※ 低所得Ⅱ・・・世帯主と世帯の被保険者全員が、住民税非課税の世帯の方
- ※ 低所得Ⅰ・・・低所得Ⅱのうち、世帯員それぞれの所得が一定基準以下の世帯の方
(同一世帯の世帯主及び被保険者の住民税が非課税で、その世帯の各所得が、必要経費・控除（年金の場合は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方)
- ※ 4回目以降・・・同じ世帯で、1年（診療を受けた月以前12か月）の間に、高額療養費の支給を4回以上受けたとき、4回目からは自己負担限度額が変わります。ただし、70歳以上の方の外来のみ（現役並み除く）の高額療養費は、個人計算分の場合、該当月数に含まれません。4回目以降の自己負担限度額には、医療費に応じた加算はありません。

⑧ 高額介護合算療養費の支給

世帯内の被保険者の医療保険と介護保険の両方の自己負担額を1年間分（毎年8月1日から翌年7月31日までの期間）合計して、下表の自己負担限度額を超えた金額について、高額介護合算療養費として支給しています。

| 高額介護合算療養費算定基準額（自己負担限度額） | | | |
|-------------------------|---------------------|-----------------------|-------|
| 年齢区分 | 区分 | 医療保険+介護保険の 自己負担限度額 | |
| 70歳未満の方 | 賦課標準額901万円超 | | 212万円 |
| | 賦課標準額600万円超～901万円以下 | | 141万円 |
| | 賦課標準額210万円超～600万円以下 | | 67万円 |
| | 賦課標準額210万円以下 | | 60万円 |
| | 住民税非課税世帯 | | 34万円 |
| 70～74歳の方 | 課税所得690万円以上 | | 212万円 |
| | 課税所得380万円以上690万円未満 | | 141万円 |
| | 課税所得145万円以上380万円未満 | | 67万円 |
| | 一般 | | 56万円 |
| | 住民税非課税世帯 | 低所得Ⅱ | 31万円 |
| 低所得Ⅰ | | 19万円 | |

⑨ 結核・精神医療費の給付

結核医療を受けている方で住民税非課税者に医療費の5%を給付しています。また、精神医療費については、障害者自立支援医療制度（精神通院医療）を受け、住民税非課税世帯の方に自立支援医療制度（精神通院医療）の月ごとの自己負担額までを給付しています。

（２）出産に対する給付

被保険者が出産したとき、出産育児一時金として出生児一人につき50万円を支給しています。主に国民健康保険から医療機関等に出産育児一時金を直接支払う「直接支払制度」、「受取代理制度」などの方法で支給しています。

（３）死亡に対する給付

被保険者が死亡したとき、葬儀を行った方に対し葬祭費として7万円を支給しています。

（４）診療報酬明細書の審査

保険者負担額を支払うにあたり、医療機関などから請求のあった診療報酬明細書を審査しています。

（５）一部負担金の減免・猶予

災害などにより一部負担金の支払いが困難なとき、申請内容について審査を行い、一部負担金を減額または免除しています。

（６）不当利得の返還請求

杉並区の被保険者資格を失った後に保険証を使用した方に対して、区が負担した医療費の返還を求めています。

（７）第三者行為にかかる医療費の請求

交通事故など第三者（加害者）から傷害を受けたとき届出により保険給付を行い、かかった医療費についてはあとで区が加害者に請求を行っています。

（８）高額療養費資金及び出産費資金の貸付

長期入院などにより医療費が多額となって支払いが困難なとき、高額療養費支給見込額の9割までを高額療養費資金として、また、出産予定日の1か月前から、出産育児一時金の8割までを出産費資金として、それぞれ基金から無利子で貸し付けを行っています。

（９）傷病手当金の支給

被保険者で給与等の支払を受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるとき、療養のため労務に服することができない場合に支給しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、支給適用期間を令和5年5月7日までとしています。

●保健事業

(国保年金課)

(1) 提携保養施設

被保険者の健康保持増進を目的として、後期高齢者医療制度の保健事業と共同で、全国の「亀の井ホテル（旧かんぼの宿）」等と協定を結び利用できるようにしています。

令和5年度 33施設（通年）

(2) 国保特定健康診査・特定保健指導

高齢者の医療の確保に関する法律により、40歳以上の国民健康保険被保険者に対し、生活習慣病の発症や重症化を予防し、中長期的には医療費の増加を抑えることを目的とした国保特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

なお、国保特定健康診査は、区民健康診査の1つとして実施しています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|-----------|-----------|--------|
| 区民健康診査の実施 | 健康推進課 健診係 | p. 160 |

<特定保健指導実施状況>

| 年 度 | | 30 | 元 | 2 | 3 | 4 |
|--------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 積極的支援 | 対象者数 (人) | 1,335 | 1,049 | 981 | 869 | 829 |
| | 終了者数 (人) | 93 | 75 | 56 | 65 | 71 |
| | 終了率 (%) | 7.0 | 7.1 | 5.7 | 7.5 | 8.6 |
| 動機付け支援 | 対象者数 (人) | 2,748 | 2,395 | 2,134 | 2,046 | 1,936 |
| | 終了者数 (人) | 394 | 300 | 180 | 236 | 213 |
| | 終了率 (%) | 14.3 | 12.5 | 8.4 | 11.5 | 11.0 |
| 合計 | 対象者数 (人) | 4,083 | 3,444 | 3,115 | 2,915 | 2,765 |
| | 終了者数 (人) | 487 | 375 | 236 | 301 | 284 |
| | 終了率 (%) | 11.9 | 10.9 | 7.6 | 10.3 | 10.3 |

※上記の表は、法定報告値となるため確定数値は該当年度の翌年11月末となります。

(3) データヘルス計画の取組推進

令和6年度を計画の始期とする「第三期データヘルス計画・第四期特定健康診査等実施計画」に基づき、生活習慣病に対する啓発による理解の促進、発症予防・重症化予防や服薬適正化などの保健事業を効果的・効率的に実施し、被保険者の健康寿命の延伸及び医療費の適正化を推進しています。

●趣旨普及

(国保年金課)

国民健康保険制度の趣旨普及をはかるため、毎年、案内冊子等、ポスター及び外国人向け案内冊子を発行しています。

(1) 案内冊子の発行

冊子「国保のてびき」を作成し、被保険者世帯に郵送及び窓口で配布しています。

発行部数 110,500部

(2) 外国人向け案内冊子の発行

6カ国語(日・英・中・ハングル・ベトナム・ネパール)対訳の冊子を作成し、本庁及び区民事務所等の窓口で配布しています。

発行部数 5,000部

(3) 「国保だより」の発行

被保険者世帯に郵送及び窓口で配布しています。

発行部数 195,000部(年2回発行)

(4) ポスターの掲示

区役所、区民事務所等の掲示板のほか、区内病院・診療所・薬局等に掲示し、国民健康保険制度や保険料の口座振替手続きに関するの周知を行っています。

19 後期高齢者医療

後期高齢者医療

●概説

(国保年金課)

平成20年4月からスタートした後期高齢者医療制度は、それまでの老人保健制度の課題に対応するため、受益と負担の明確化を図り、持続可能な医療制度をめざし創設されました。

制度に関わる費用負担は、公費（国・都・区市町村約5割）、現役世代からの支援金（各医療保険の保険者から約4割）、被保険者本人の保険料（約1割）を財源に運営されています。

被保険者は、75歳以上の方及び65歳～74歳で一定の障害があり、東京都後期高齢者医療広域連合が認定した方です。一部負担金の割合は、1割負担、2割負担、3割負担となっています。

都内62区市町村で構成する東京都後期高齢者医療広域連合が保険者となることで、財政リスクの軽減による安定的な運営が可能となるほか、事務を共同処理することで効率的に行うことができます。広域連合と区市町村は、適切な役割分担のもとに連携・協力して保険制度の運営にあたります。

●被保険者の状況

(国保年金課)

被保険者の一部負担金の割合は、1割、2割又は3割で、被保険者の所得等により変更となることから、毎年度所得判定を行い、負担割合が変わる被保険者に対しては、新たな被保険者証を送付しています。

<被保険者数> (単位：人)

| 年月日 | 杉並区 | 東京都 |
|--------|--------|-----------|
| 2.3.31 | 62,625 | 1,579,667 |
| 3.3.31 | 62,542 | 1,583,852 |
| 4.3.31 | 63,456 | 1,615,173 |
| 5.3.31 | 65,633 | 1,679,514 |
| 6.3.31 | 67,219 | 1,729,418 |

<自己負担割合別被保険者数> (令和6年3月31日)

| | 自己負担割合 | | | | | |
|-------|-----------|------|---------|------|---------|------|
| | 1割負担 | | 2割負担 | | 3割負担 | |
| | 人 | % | 人 | % | 人 | % |
| 東京都全体 | 1,094,969 | 63.3 | 390,732 | 22.6 | 243,701 | 14.1 |
| 杉並区 | 37,696 | 56.1 | 15,830 | 23.5 | 13,693 | 20.4 |

●保険料事務

(国保年金課)

(1) 令和5年度の保険料額

均等割額（被保険者1人あたり46,400円）
 + 所得割額（賦課のもととなる所得金額×所得割率9.49%）＝ 年間保険料額
 限度額は1人 66万円

(2) 収納事務

保険料は、原則として介護保険と同じ年金から引き落とされます（特別徴収）。
 その年金額が年額18万円未満あるいは介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が引き落とし対象となる年金の受給額の2分の1を超える方等は、納付書や口座振替で納めます（普通徴収）。

特別徴収となった被保険者は、申し出により、普通徴収の口座振替に変更できます。

(3) 過誤納保険料の還付及び充当事務

保険料額の変更や重複納付に伴い発生した過誤納金を、還付又は滞納保険料等に充当します。

(4) 滞納整理事務

納入期限が過ぎても納付が確認できない被保険者に対し、督促状や催告書を発送するほか、分割納付等の納付相談に応じています。

<収納率の推移>

(単位：%)

| 収納率 | 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 現年分 | 99.01 | 99.22 | 99.22 | 99.15 | 99.14 |
| 滞納繰越分 | 53.03 | 60.78 | 52.87 | 59.89 | 62.96 | |
| 合計 | 98.20 | 98.59 | 98.64 | 98.75 | 98.75 | |

●給付事務

(国保年金課)

(1) 医療給付

後期高齢者医療の医療給付は、広域連合が支給しています。区では、医療給付に係る各種申請や届け出の受付をしています。

(2) 葬祭費給付

被保険者が死亡したとき、葬儀を行った者に対し、葬祭費として7万円を支給しています。7万円のうち、5万円は広域連合から、2万円は杉並区で付加給付しています。

●健康診査事業

(健康推進課、国保年金課)

後期高齢者の健診事業は、生活習慣病の早期発見、健康の保持等に資することを目的とし、「高齢者の医療の確保に関する法律」によって広域連合の努力義務とされています。区では、広域連合より健康診査事業を受託し実施しています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載項 |
|-----------|--------------|--------|
| 区民健康診査の実施 | 健康推進課 健診係 | p. 160 |

●高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

(高齢者在宅支援課)

被保険者の心身の多様な課題に対しきめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施します。広域連合からの受託事業であり、区では令和3年度から実施しています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載項 |
|------------------------|-----------------------|--------|
| 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 | 高齢者在宅支援課 日常生活支援事業係 | p. 110 |

●趣旨普及

(国保年金課)

後期高齢者医療制度の趣旨普及をはかるため、保険料改定にあわせて「後期高齢者医療制度杉並区ガイドブック」を作成し、被保険者全員に配付しています。

20 国民年金

国民年金

●概説

(国保年金課)

公的年金制度は、国民の安定した老後生活を確保するとともに、重い障害や死亡といった、万が一のときに生活の安定が損なわれることのないよう国民全体で支えあう制度で、国民年金、厚生年金に分かれています。

国民年金は日本国内に住所がある 20 歳以上 60 歳未満のすべての人が加入する制度であり、会社員や公務員の人は、国民年金と同時に厚生年金にも加入することになります。そのため、年金の支給は、国民年金から全国民に共通する基礎年金が支給され、厚生年金からは基礎年金に上乘せする報酬比例の年金を支給するという、2階建ての仕組みとなっています。

本区における国民年金事務は、昭和 34 年の福祉年金裁定請求受付に始まり、昭和 36 年 4 月の制度開始に向けて昭和 35 年に国民年金課が発足し、国民皆年金制度事務の執行等を経て、今日に至っています。この間、機関委任事務として事務処理を担当してきましたが、平成 11 年の地方分権一括法の成立によって法定受託事務となり、現在では区民に身近な窓口として、各種届出の受理・報告を中心とした事務処理を行っています。

平成 24 年度には、さらなる社会保障の充実を目指すことを目的として、社会保障・税一体改革に関連して公的年金制度の大幅な改正があり、平成 26 年 4 月から国民年金保険料免除期間の見直しや遺族基礎年金の支給対象拡大等が実施されたほか、平成 29 年 8 月から老齢基礎年金受給資格期間短縮が実施されました。また、令和元年 10 月 1 日に低所得年金生活者に対する年金生活者支援給付金が開始されています。

(1) 事務分担

国民年金に関する事業は、国が財政責任と管理運営責任を負いつつ、平成 22 年 1 月から一連の業務運営が日本年金機構に委任・委託されています。

市区町村では法定受託事務として、第 2 号・第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への移行にともなう資格取得の手続き、保険料の法定免除、申請免除、納付猶予や学生納付特例の申請及び老齢基礎年金や障害基礎年金の裁定請求等の受付を行い、日本年金機構は保険料収納事務と免除申請、年金裁定請求等の審査事務を行っています。

(2) 被保険者

① 強制加入

国民年金の被保険者で必ず加入しなければならない人は次のように区分されます。

- 第 1 号被保険者 … 日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満の自営業者・学生等
- 第 2 号被保険者 … 厚生年金保険に加入している原則 65 歳未満の人
- 第 3 号被保険者 … 第 2 号被保険者の被扶養配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の人

② 任意加入

国民年金の適用から除外されている人のうち、次に該当する人は、本人の希望によって任意に加入できます。

- 日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の人で、現在、他の公的年金に加入していなく 60 歳になるまでに受給資格期間を満たせなかった人や、年金を受ける資格はあるが年金額を満額に近づけたい人
- 外国に居住している日本人で 20 歳以上 65 歳未満の人

国民年金

- 65歳になったときに、老齢基礎年金の受給資格期間が不足しており、70歳までに資格期間を満たすことができる人（昭和40年4月1日以前生まれの人）。

[被保険者数]

(単位：人)

| 年度 | 強制被保険者 第1号被保険者 (A) | 任意加入被保険者 (B) | | 第3号被保険者 (C) | 被保険者総数 (A+B+C) |
|----|--------------------------|--------------|-------|----------------|-------------------|
| | | 60歳以上 | 60歳未満 | | |
| 元 | 81,833 | 1,121 | 589 | 32,226 | 115,769 |
| 2 | 81,955 | 1,144 | 546 | 30,923 | 114,568 |
| 3 | 81,435 | 1,186 | 528 | 29,460 | 112,609 |
| 4 | 80,090 | 1,307 | 536 | 27,802 | 109,735 |
| 5 | 79,439 | 1,394 | 550 | 26,534 | 107,917 |

[被保険者異動状況]

(単位：人)

| 年度 | (年度初) 被保険者数 | 異 動 状 況 | | | | | (年度末) 被保険者数 |
|----|----------------|---------|--------|-------|--------|--------|----------------|
| | | 資格取得 | 転入 | 転出 | 資格喪失 | 増減 | |
| 元 | 116,877 | 32,310 | 10,938 | 8,744 | 35,612 | △1,108 | 115,769 |
| 2 | 115,769 | 29,298 | 10,185 | 9,609 | 31,075 | △1,201 | 114,568 |
| 3 | 114,568 | 27,556 | 10,094 | 9,676 | 29,933 | △1,959 | 112,609 |
| 4 | 112,609 | 28,641 | 9,785 | 8,849 | 32,451 | △2,874 | 109,735 |
| 5 | 109,735 | 29,136 | 9,530 | 8,206 | 32,278 | △1,818 | 107,917 |

●保険料及び保険料免除制度等

(国保年金課)

(1) 保険料

- 保険料は定額となっています。(令和6年度 月16,980円<年間203,760円>)
将来支給される老齢基礎年金の増額を希望する場合には、申し出により、定額保険料に付加保険料(月400円<年間4,800円>)を加算して納付することができます。
- 保険料の納付期限は、該当する月の翌月末です。
- 保険料の収納事務は、日本年金機構が取り扱っています。

(2) 納付義務者

保険料を納付する義務があるのは、第一次的には被保険者本人です。国民年金法では納付能力が少ない人でも制度からはずすことなく、保険料の収納が確保できるように、その被保険者が属する世帯主及び配偶者も連帯して保険料を納付する義務を負います。

(3) 保険料の免除・納付猶予及び学生納付特例制度

第1号被保険者で保険料の納付が困難な人などには次のような制度があります。

① 法定免除

国民年金の障害基礎年金または厚生年金の障害年金(1・2級)の受給権者であるときや、生活保護法による生活扶助を受けているとき等に免除されます。

② 申請免除(全額、4分の3、半額、4分の1)

前年に本人・配偶者・世帯主に所得がないか、一定額以下のときや、失業等により保険料を

納めることが著しく困難なときは、被保険者(本人)の申請に基づき承認を受ければ保険料が免除されます。

③ 納付猶予

50歳未満の方は、本人及び配偶者の所得が一定額以下のとき、同居している世帯主(親など)の所得にかかわらず、申請により保険料の納付が猶予されます。

④ 学生納付特例制度

大学・短大・専門学校等の学生・生徒については、本人の所得が一定額以下のとき、学生期間中は毎年度の申請により保険料の納付が猶予されます。

⑤ 産前産後期間免除

産前産後期間の4か月(多胎児は6か月)は、該当届の提出により、保険料の納付義務が免除されます。

※保険料の免除及び猶予(学生納付特例制度を含む)期間は、老齢基礎年金の年金額を計算する際の資格期間として扱われます。

○免除期間の年金額は、全額免除期間は全額保険料を納めた場合の1/2、4分の3免除期間は5/8、半額免除期間は3/4、4分の1免除期間は7/8で計算されます。納付猶予の期間は、年金額には算定されません。

○保険料の免除及び猶予(学生納付特例制度を含む)期間は、障害基礎年金や遺族基礎年金の支給事由に該当することになったときには、保険料を納めた場合と同様の期間として計算されます。

○全額免除以外で自己負担分の保険料を期限までに納めなかったときは、その期間は未納期間となります。

○産前産後の免除は、保険料を全額納付したものとして算定されます。

[保険料の改定経過]

(単位：円)

| 年度 | 金 額 (月額) | |
|----|----------|-------|
| | 定額保険料 | 付加保険料 |
| 2 | 16,540 | 400 |
| 3 | 16,610 | 400 |
| 4 | 16,590 | 400 |
| 5 | 16,520 | 400 |
| 6 | 16,980 | 400 |

[免除等被保険者状況]

| 年度 | 法定免除者 | | 申請免除者 | | 合 計 | |
|----|--------|------|---------|-------|---------|-------|
| | 人 数 | 免除率 | 人 数 | 免除率 | 人 数 | 免除率 |
| 元 | 4,008人 | 4.9% | 20,065人 | 24.5% | 24,073人 | 29.4% |
| 2 | 4,094人 | 5.0% | 21,111人 | 25.8% | 25,205人 | 30.8% |
| 3 | 4,214人 | 5.2% | 21,426人 | 26.3% | 25,640人 | 31.5% |
| 4 | 4,419人 | 5.5% | 21,134人 | 26.4% | 25,553人 | 31.9% |
| 5 | 4,520人 | 5.7% | 20,979人 | 26.4% | 25,499人 | 32.1% |

※1 免除率=保険料免除者数÷第1号被保険者数×100

※2 申請免除者には、学生納付特例、納付猶予を含む

●年金給付

(国保年金課)

(1) 公的年金制度すべてに共通する給付

- ① 老齢基礎年金 ② 障害基礎年金 ③ 遺族基礎年金

(2) 国民年金の第1号被保険者に係る独自給付

- ① 付加年金 ② 寡婦年金 ③ 死亡一時金 ④ 脱退一時金

(3) 旧国民年金法による拠出年金給付

- ① 老齢年金 ② 通算老齢年金 ③ 障害年金 ④ 寡婦年金

(4) 無拠出制 老齢福祉年金

拠出制の年金が中心となる国民年金制度は昭和36年4月1日に発足しましたが、当時すでに高年齢に達していた人は、拠出年金を受けるための受給資格期間を満たせないため、無拠出制の老齢福祉年金が支給されています。

※特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が平成17年4月に創設されました。

※年金額の改定について

年金額は、賃金や物価の変動率を基準に毎年度改定しています。しかし、平成12年度から平成14年度にかけて、特例法によりマイナスの物価スライドを行わずに年金額を据え置き、その後も物価の下落が続いたことによって、本来の年金額より2.5%高い水準(特例水準)で支払われていたため、平成24年11月に成立した社会保障・税一体改革に伴う国民年金法の改正により、特例水準の解消を図ることになりました。これにより、平成25年10月から平成27年4月にかけて、特例水準を段階的に解消しました。

国民年金

[国民年金法による給付]

(令和6年4月現在)

| 種 類 | 受 給 要 件 | 令和6年4月からの年金額 () 内は68歳以上の人の年金額 |
|-------------|---|--|
| 老 齢 基 礎 年 金 | <p>大正15年4月2日以後生まれの人で保険料納付済期間、免除期間、合算対象期間を合わせて10年以上ある人が、65歳になったとき受給できます。</p> <p>なお、希望により60歳からの繰り上げ受給または66歳以後への繰下げ受給ができます。この場合の年金額は一定の割合で減額又は増額されます。</p> | <p>◎40年間全ての保険料を納めた場合 816,000円 (813,700円)</p> <p>◎納付月数に応じて計算する場合 【平成21年4月以降】 年金額×[(保険料納付済月数) + (全額免除月数) × 1/2 + (4分の1免除月数) × 7/8 + (半額免除月数) × 3/4 + (4分の3免除月数) × 5/8] ÷ (加入可能年数×12<月>)</p> <p>【平成21年3月以前】 年金額×[(保険料納付済月数) + (全額免除月数) × 1/3 + (4分の1免除月数) × 5/6 + (半額免除月数) × 2/3 + (4分の3免除月数) × 1/2] ÷ (加入可能年数×12<月>)</p> |
| 付 加 年 金 | <p>第1号被保険者として付加保険料(月400円)を納めた人が、老齢基礎年金に上乗せして受給します。</p> | <p>200円×付加保険料納付済月数</p> |
| 障 害 基 礎 年 金 | <p>以下のいずれかの場合に受給できます。</p> <p>①被保険者が病気やけがで障害者になったとき。</p> <p>②60歳で被保険者でなくなった人が、国内に住んでいて65歳になるまでに障害者になったとき。</p> <p>③20歳前に障害者になった人が20歳になったとき。</p> <p>ただし、①、②の場合は、被保険者期間の2/3以上が保険料の納付済期間(免除・猶予・学生納付特例期間を含む)であること、または令和8年3月31日までに初診日がある場合は、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと(免除・猶予・学生納付特例期間は除く)。</p> <p>受給資格ができたとき及びその後、受給者本人によって扶養される子がいる場合、加算額が加わります。加算額の対象となる子は18歳に達した日以後の最初の3月31日まで(子に障害のあるときは20歳に達するまで)となっています。</p> <p>なお、③の場合は本人の収入により所得制限があります。</p> | <p>1級 1,020,000円 (1,017,125円)</p> <p>2級 816,000円 (813,700円)</p> <p><子の加算額></p> <p>2人目までは1人につき 234,800円 (234,800円)</p> <p>3人目からは1人につき 78,300円 (78,300円)</p> |

国民年金

[旧国民年金法による給付]

(令和6年4月現在)

| 種 類 | 受 給 要 件 | 令和6年4月からの年金額 () 内は68歳以上の人の年金額及び率 |
|-------------|---|---|
| 老 齢 年 金 | 大正15年4月1日以前に生まれた人や、昭和61年3月31日に旧厚生年金の老齢年金等の受給権のある人が対象です。 保険料の納付済期間と免除期間を合わせて10年以上ある人が、65歳になったとき受給できます。 | 保険料の納付期間に応じて (上限) — (813,700円) |
| 通 算 老 齢 年 金 | 保険料納付済期間(免除期間を含む)が1年以上あり、厚生年金など他の公的年金加入期間と合わせて10年以上ある人が、65歳になったとき受給できます。資格期間の短縮等は老齢年金と同じです。 | 年金額 = (2,501円 × 改定率 × 保険料納付月数) + (2,501円 × 改定率 × 保険料免除月数 × 1/3) 令和6年度改定率 — (1.042) |
| 障 害 年 金 | 保険料納付済期間が1年(免除期間を含むときは3年)以上ある被保険者が、病気やけがで障害者になったとき、または老齢年金の受給資格期間のある人が、65歳になるまでに障害者になったとき受給できます。ただし、障害認定日が昭和61年3月31日以前にある人が対象(子の加算については障害基礎年金の場合と同じ)です。 | 1級 1,020,000円 (1,017,125円) 2級 816,000円 (813,700円) <子の加算額> 2人目までは1人につき 234,800円 (234,800円) 3人目からは1人につき 78,300円 (78,300円) |
| 寡 婦 年 金 | 大正15年4月1日以前に生まれ、老齢年金の受給資格期間を満たした夫が年金を受けずに死亡したとき、10年以上の婚姻期間があった妻が、60歳から65歳になるまでの間受給できます。 | 夫が受給予定であった老齢年金の3/4 |

21 介護保険

介護保険

●介護保険制度の概要

(介護保険課)

急速な高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加や介護期間の長期化など、介護ニーズがますます増大していく中、要介護高齢者を支えてきた家族の高齢化や、核家族化の進行など、高齢者の介護を取り巻く状況も大きく変化しました。こうした問題に対応するため、平成12年4月に、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして介護保険制度がスタートしました。

この制度は、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた身近な地域で、安心して自立した生活が送れるよう、必要なサービスを提供し、利用者が自らの選択に基づいた介護サービスを受ける制度です。

保険者は介護保険法により市町村及び特別区とされており、杉並区が保険者として運営を担っています。

保険者は、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、サービス量や施設整備数などを見込み、介護サービスに必要な費用を推計し、それに対応した保険料を定めています。

令和5年度は第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）に基づく取組を進めました。

●介護保険運営協議会

(高齢者施策課)

区長の附属機関として、介護保険事業に関する調査審議等を行います。

(1) 所掌事項

- ・杉並区介護保険事業計画に関すること
- ・介護保険事業に係る相談苦情事例の対応及び改善策に関すること
- ・区の地域包括支援センター（ケア24）の適正な運営の確保に関すること
- ・区の介護施設等の整備に関する計画に関すること
- ・区の地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに関すること
- ・その他介護保険事業に関連する区の保健福祉事業に関すること

(2) 委員の構成

| 委員 22人 | | | | |
|--------|-------|-------|---------|-------|
| 公募区民 | 区議会議員 | 学識経験者 | 保健医療関係者 | 福祉関係者 |
| 6 | 2 | 3 | 3 | 8 |

(3) 委員の任期

3年

●介護保険の被保険者

(介護保険課)

介護保険の被保険者は、次のように区分されます。

| | | | | | | |
|---------|-------------------|---|---------|---------|---------|---------|
| 第一号被保険者 | 対象 | 杉並区内に住所を有する 65 歳以上の方及び住所地特例被保険者（他自治体の住所地特例被保険者を除く） | | | | |
| | 各年度3月末現在の被保険者数（人） | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| | | 120,865 | 121,310 | 121,293 | 121,180 | 121,611 |
| 第二号被保険者 | 対象 | 杉並区内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険に加入している方（他自治体の住所地特例被保険者を除く） | | | | |
| | 各年度3月末現在の被保険者数（人） | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| | | 200,164 | 201,724 | 203,146 | 204,702 | 206,221 |

●要介護認定

(介護保険課)

要支援・要介護の認定は、区の介護認定審査会の判定に基づき行い、判定の結果、要支援1・2、要介護1～5、非該当の要介護状態区分の認定がなされます。

[年度別要介護度別認定者数]

| 区分 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 要支援1(人) | 5,432 | 5,158 | 5,183 | 5,018 | 5,167 |
| 要支援2(人) | 2,216 | 2,202 | 2,108 | 2,151 | 2,511 |
| 要介護1(人) | 5,883 | 6,146 | 6,331 | 6,318 | 6,293 |
| 要介護2(人) | 3,410 | 3,461 | 3,371 | 3,297 | 3,497 |
| 要介護3(人) | 2,726 | 2,913 | 3,017 | 3,023 | 3,023 |
| 要介護4(人) | 3,030 | 3,190 | 3,385 | 3,456 | 3,309 |
| 要介護5(人) | 2,434 | 2,436 | 2,324 | 2,308 | 2,258 |
| 合計(人) | 25,131 | 25,506 | 25,719 | 25,571 | 26,058 |

※ 各年度の3月末の認定者数

●介護保険料

(介護保険課)

(1) 第1号被保険者

① 介護保険料基準月額

住民税課税状況等により、14段階の保険料段階を設定しています。

第8期計画における基準月額(第5段階)は、6,200円です。

② 介護保険料基準月額の推移

| | | | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 期 | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 |
| 基準月額(円) | 2,940 | 3,000 | 4,200 | 4,000 |
| 期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 |
| 基準月額(円) | 5,200 | 5,700 | 6,200 | 6,200 |

③ 介護保険料の納付方法

ア. 特別徴収 … 年金(老齢福祉年金を除く)の年額が18万円以上の方は、原則として年金から引き落としされます。

イ. 普通徴収 … 上記以外の方は、納付書または口座振替で納付します。

(2) 第2号被保険者

各医療保険者が医療保険各法の規定により、介護保険料を算定・徴収し、社会保険診療報酬支払基金に集められた後、区市町村に交付されます。

●介護保険給付 (介護保険課)

介護保険サービスは、要支援・要介護の認定を受けた方が利用できます。サービスには居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの3種類があります。

| サービスの種類 | 利用方法 | 保険給付の方法 |
|---------------------|---|--|
| 居宅サービス 地域密着型サービス | <ul style="list-style-type: none"> 要支援の認定を受けた方は、契約をした地域包括支援センターまたは指定介護予防支援事業者ケアプランの作成を依頼し、サービスを利用します。 要介護の認定を受けた方は、契約をした指定居宅介護支援事業者ケアプランの作成を依頼し、サービスを利用します。 | <p>利用者は、サービス利用時に費用額の1割から3割を事業者を支払う「現物給付」、または一旦サービス費用の全額を支払い、後日申請により9割から7割が払い戻される「償還払い」により介護保険の給付を受けます。</p> <p>なお、介護認定を受けて非該当と認定された方や、生活機能が低下し介護が必要となるおそれがある虚弱な高齢者の方は、一般介護予防事業を利用することができます。</p> |
| 施設サービス | 直接各施設に申し込み、面接等を経て入所となります。 | |

(1) 介護保険サービスの種類

① 居宅サービス (介護予防・介護給付)

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、デイサービス (通所介護)、デイケア (通所リハビリテーション)、ショートステイ (短期入所生活介護・短期入所療養介護)、居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、福祉用具購入費の支給、住宅改修費の支給などのサービスです。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 利用件数 (件) | 605, 218 | 608, 940 | 636, 636 | 652, 417 | 662, 263 |

② 施設サービス（介護給付）

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（療養病床等）、介護医療院への入所や入院のサービスです。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用件数（件） | 33,728 | 33,936 | 33,985 | 33,997 | 33,888 |

③ 地域密着型サービス（介護予防・介護給付）

夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの利用により、住みなれた地域での生活を継続できるようにするサービスです。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用件数（件） | 55,006 | 53,328 | 57,023 | 58,140 | 57,554 |

（2）各種軽減制度及び助成制度

① 高額介護サービス費

介護保険サービス利用時に支払う1割から3割の利用者負担額には、住民税の課税状況等によって1か月当たりの上限額があり、上限額を超えた分は申請により高額介護サービス費として別途支給されます。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用件数（件） | 88,688 | 89,738 | 88,706 | 87,299 | 89,036 |

② 高額医療合算介護サービス費

介護保険の被保険者が、1年間（毎年8月～翌年7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、負担限度額（所得区分により段階あり）を500円以上超えた場合に、申請によりその超えた金額が支給されます。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用件数（件） | 5,164 | 5,112 | 5,300 | 5,468 | 5,334 |

③ 特定入所者介護サービス費

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた利用者については、居住費・食費の一定額以上が保険給付されます。低所得の方は、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用件数（件） | 17,696 | 17,365 | 15,576 | 14,444 | 14,141 |

④ 旧措置入所者利用者負担額の減免・特定負担限度額の減額

介護保険法施行前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している場合、住民税の課税状況等に応じて利用者負担額の減免、特定負担限度額（居住費・食費の負担限度額）が設定されています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|---|---|---|---|---|
| 減額件数（件） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 免除件数（件） | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 |

⑤ 利用者負担額の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少した場合、申請により、一定期間利用者負担額が減免されます。

⑥ 高額介護サービス費等資金貸付事業

高額介護サービス費の支給や住宅改修費・福祉用具購入費の支給などの償還払いによる給付は、支給されるまでに2～3か月かかるため、その間必要な方に、保険給付見込額の範囲内で、無利子で資金貸付を行います。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------------|---|---|---|---|---|
| 高額介護サービス費貸付件数（件） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 福祉用具購入費貸付件数（件） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 住宅改修費貸付件数（件） | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 |

⑦ 住宅改修支援事業（区制度）

ケアマネジャー等が当該月に居宅介護支援の提供を受けていない要介護者等に関して住宅改修のための理由書を作成した場合、1件2,000円を支給します。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|---|----|---|---|---|
| 支給件数（件） | 8 | 12 | 8 | 7 | 6 |

⑧ 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成

都と区に実施を申し出たサービス事業者が介護保険サービスの提供を行うに当たり、低所得者のうち特に生計が困難である利用者に対し利用者負担額（介護負担）の軽減を行った場合その費用の一部を助成します。

軽減対象者には、区が「確認証」を交付します。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|-----|-----|-----|-----|----|
| 確認証発行件数（件） | 142 | 121 | 118 | 104 | 75 |
| 助成事業所数（件） | 97 | 90 | 77 | 80 | 71 |

⑨ 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成（区制度）

「生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成」制度の確認を受けた方について、同月の利用者負担額の2分の1を別途助成します。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 助成件数（件） | 1,015 | 938 | 861 | 798 | 637 |

⑩ 家族介護慰労事業

要介護4または要介護5の認定を受けた方を在宅で1年間介護している同居家族の方に、要介護者1人当たり、10万円の慰労金を支給します。

| 支給要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービスを1年間利用していない場合（福祉用具貸与、特定福祉用具購入費及び住宅改修、10日以内のショートステイ利用は除く。また、医療機関の入院期間が90日以内であること。） ・要介護者及びその方を介護している家族が上記の介護保険サービスを利用していない期間、住民税非課税世帯であること | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|
| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 件数（件） | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 |

⑪ 介護保険サービス利用者負担額助成事業（区制度）

高齢福祉年金受給者で世帯全員の住民税が非課税の方と、福祉事務所から境界層該当証明書を交付された方の一部の方については、利用者負担上限額を月額3,000円とし、それを超えた分について区が助成します。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|----|-----|----|----|----|
| 支給件数（件） | 83 | 113 | 87 | 59 | 40 |

●介護保険サービスの適切な利用促進

(介護保険課)

(1) 介護保険制度の周知・介護保険サービス情報の提供

介護保険制度の理解を高めるとともに、介護を必要とする被保険者の利用を促進するため、ミニパンフレット、利用者ガイドブック等を発行し、制度の周知を図っています。

| 種類 | 内容 | 発行部数 (部) |
|-----------------|---|-------------|
| こんにちは！介護保険です！ | 被保険者（65歳到達者）向け 介護保険制度の概要やサービスの利用手続きに係る周知のためのミニパンフレット | 6,500 |
| 介護保険だより | 年2回発行（第48・49号） | 146,000 |
| 介護保険の住宅改修 | 介護保険の対象となる住宅改修について、制度や手続き等を周知するための冊子 | 1,000 |
| 介護保険利用者ガイドブック | 要介護・要支援認定の申請手続きから、介護保険サービスを実際に利用するまでの流れ等をわかりやすく整理した冊子 | 14,400 |
| よくわかる介護保険 | 介護保険制度改正の概要や令和6年度から8年度の介護保険料体系などを記載したリーフレット（3年に1回発行） | 95,000 |
| 介護保険事業者情報検索システム | <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区公式ホームページに「在宅医療・介護保険サービス事業者・地域の集いの場情報検索システム」を掲載 ・居宅介護支援・通所介護・短期入所生活介護・老人保健施設・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・地域密着型通所介護の6サービスについては、随時、空き状況の情報を更新 | |

(2) 相談・苦情処理体制の整備

被保険者やその家族から介護保険制度に関わる苦情・意見要望を受け、関係事業者や関係機関と問題解決に向けた調整を行うほか、介護保険サービスについて、事業者の改善が必要な場合には、助言や指導を行っています。また、区民に身近な相談機関である地域包括支援センター（ケア24）、介護保険相談員（民生委員）、まちかど介護相談薬局などと連携し、幅広く相談に応じています。

[介護保険制度等に関する苦情・意見要望件数]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------------|----|----|----|----|----|
| 要介護認定（件） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護保険料 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| サービス供給量（件） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護事業者及び保険給付（件） | 18 | 16 | 20 | 29 | 13 |
| その他（件） | 28 | 25 | 20 | 9 | 7 |
| 合計（件） | 46 | 43 | 40 | 38 | 20 |

[相談対応結果]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------------|----|----|----|----|----|
| 相談者への説明・助言（件） | 32 | 30 | 17 | 9 | 5 |
| 当事者間を調整（件） | 4 | 5 | 21 | 29 | 15 |
| 他機関を紹介（件） | 6 | 7 | 2 | 0 | 0 |
| その他（件） | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 合計（件） | 46 | 43 | 40 | 38 | 20 |

東京都国民健康保険団体連合会への苦情申し立ての受付、東京都介護保険審査会への審査請求に関する相談や申請の受付とともに、必要に応じて関係機関等と連絡調整を行います。

[東京都国民健康保険団体連合会との調整及び東京都介護保険審査会への審査請求]

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------------------|---|---|---|---|---|
| 東京都国民健康保険団体連合会との調整（件） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 東京都介護保険審査会への審査請求（件） | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 |
| 合計（件） | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 |

① 介護保険相談員

介護保険や介護予防のサービスが必要な方が、サービスを適切に受けるため、地域における高齢者の日々の生活に密着した身近な相談援助機関として民生委員による「介護保険相談員」を設置しています。

| | |
|----------|---|
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域において、要介護高齢者等とその家族から、介護保険等のサービスに関する相談を受け、介護保険サービス等の周知及び地域包括支援センター(ケア 24)の紹介などの情報提供を行います。 ・介護保険サービス等のサービスに関する苦情・要望等を把握し、区に報告を行います。 ・区が行う介護保険等に関する調査へ協力します。 |
| 介護保険相談員数 | 354人(令和6年4月1日現在) |

② まちかど介護相談薬局

介護保険制度を地域に根付かせ、高齢者が安心して暮らせる地域づくりのために、杉並区薬剤師会が区と協定を締結し、「まちかど介護相談薬局」を設置しています。

| | |
|-------|---|
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の要支援・要介護高齢者及びその介護者等に対する保健福祉サービスの周知及び地域包括支援センター(ケア 24)の紹介を行います。 ・各種保健福祉サービスの広報及びその積極的活用についての啓発を行います。 |
| 相談薬局数 | 137所(令和6年4月1日現在) |

(3) 民間事業者に対する第三者評価受審費用の助成(福祉サービス第三者評価の推進)

介護保険事業者は、東京都が指定した評価機関によってサービスの評価を受け、それらの結果を公表し、常に改善を図ることが東京都策定のガイドラインにより定められています。区は、第三者評価の受審費を助成することにより、受審を促しています。

| 関連事業名 | 担当課・係 | 掲載頁 |
|-----------------------|----------------------|-------|
| 民間事業者に対する第三者評価受審費用の助成 | 保健福祉部管理課 保健福祉支援担当 | p. 15 |

●介護保険サービスの質の向上 (介護保険課・高齢者施策課)

(1) 研修事業の実施及び支援

区内介護保険サービス事業者の自主的組織である連絡会等と共催で、介護従事者にむけた研修等を開催し、講師派遣や会場提供を行います。また、区主催による、介護従事者に必要な知識や実践的技術を習得する研修を行います。

介護保険サービスごとの事業者団体で構成される事業者の会での情報提供も行います。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-------|-----|-----|-----|-------|
| 開催回数 (回) | 17 | 11 | 11 | 13 | 15 |
| 参加人数 (人) | 1,045 | 699 | 967 | 889 | 1,049 |

(2) 介護人材の確保・定着支援

区内の介護保険サービス事業所で働く人材の確保を進めるため、ハローワーク等との協力により就職相談会を開催しています。

区内の介護保険サービス事業所に勤務する非常勤職員の健康診断費用の一部助成を行っています。また、介護職員初任者研修等受講料の助成を行い、新たな人材確保を図っています。

このほか、介護現場における職員の負担軽減と作業効率の向上を図るため、区内の介護サービス事業者^{※1}に対し、下表のとおり、介護ロボット導入経費の補助を行っています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|----|---|----|---|---|
| 事業者数 (事業者) | 4 | 2 | 5 | 2 | 3 |
| 台数 (台) | 12 | 6 | 13 | 5 | 8 |

※1 補助対象の事業者…指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護（老人福祉法（昭和38年法律133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームにおける事業に限る。）

(3) 介護給付の適正化

認定調査結果の点検による適正な要介護認定や、ケアプラン点検、医療情報と介護給付情報の突合などにより、適切なサービス提供を促すことで、その結果としての費用の効率化を通じ介護保険制度への信頼性を高め、持続可能な介護保険事業運営を行っています。

(4) 指導(運営指導・集団指導)の実施

区内の介護サービス事業者が、介護保険の基準を正しく理解し、適正に事業所運営ができるよう育成・支援するために、事業所に出向き、運営指導を行っています。

また、解釈に疑義が多い事項や誤解が生じやすい事項について一斉指導により効率的に普及啓発を図るため、年に1回の集団指導を行っています。

実施方法は、視聴の時間を限定せず繰り返し閲覧できるよう、ホームページへの資料の掲載及び動画配信としており、令和5年度は、集団指導の対象の715事業所に対して行いました。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|----|----|----|----|----|
| 運営指導件数(件) | 72 | 24 | 31 | 26 | 60 |

●地域密着型サービス事業所等の指定 (介護保険課)

地域密着型サービスは、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするための介護保険サービスです。そのため、事業所の指定は区が行い、指定に当たっては計画段階からその地域の実情に応じたサービス内容となるように助言を行うとともに、開設後は全ての事業所を対象に運営指導を行い、質の高いサービスを確保していきます。

また、地域包括支援センター(ケア24)に併設している介護予防支援事業所の指定や基準該当事業所の登録も行っています。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|----|----|----|----|----|
| 指定事業所数(所) | 29 | 23 | 25 | 35 | 39 |

22 新型コロナウイルス感染症対策等 に関する主な取組

新型コロナウイルス感染症等に関する主な取組

●安定的な地域医療体制の維持・強化

(1) 杉並区受診・相談センターの運営・強化（保健予防課）（令和5年5月31日まで実施）

新型コロナウイルス感染症に関する区民からの問合せや、発熱等症状がある方で「かかりつけ医がない」、「受診する医療機関を紹介してほしい」などの相談を受けるとともに、発熱外来等への受診調整などを行いました。また、令和4年度より電話相談員を追加するとともに、自動音声案内（IVR）を導入し、電話応答の効率化と区民の利便性を向上させました。

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5※ |
|---------|--------|--------|--------|-----|
| 相談件数（件） | 24,925 | 36,136 | 45,791 | 675 |

(2) 入院病床を有する区内医療機関支援（健康推進課）

区内の感染症協力医療機関等での患者受け入れを維持することに加え、それ以外の入院病床を有する医療機関においても、新型コロナウイルス感染症患者受け入れ体制の構築や感染拡大による入院患者増加に備え、患者の受け入れ実績に応じた費用を助成しました。

入院患者受入医療機関支援事業補助金交付団体数 13 団体

(3) PCR 検査バスによる検査の実施（健康推進課）

陰圧装置や除菌システムを完備したバスを活用し、区内各所でPCR検査を上半期まで実施しました。

検査件数 661 件

(4) 区職員によるPCR検査判定の実施（生活衛生課）

新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後も区職員によるPCR検査判定実施体制を確保するとともに、変異株スクリーニング検査により区内の発生動向の把握に努めました。

○PCR検査実績 794 検体（うち陽性 254 検体）

○変異株スクリーニング検査実績 1,710 件

(5) 転院支援の実施（在宅医療・生活支援センター）（令和5年5月7日まで実施）

基幹病院等に入院している感染症患者のうち、感染症に係る治療を終えても、虚弱状態や基礎疾患のために引き続き入院を必要とする患者が他の医療機関に転院した場合

新型コロナウイルス感染症等に関する主な取組

に、当該医療機関に対して補助を行うことで転院を支援し、基幹病院等における感染症患者の病床を確保しました。

転院患者数 2人

(6) 医療費の公的負担・移送費の支給（保健予防課）

① 医療費の公費負担（4月分の医療費まで負担、5月1日～7日分は東京都において負担）

新型コロナウイルス感染症を罹患したことに伴い、入院医療が必要な患者に対して感染症法第37条で規定された医療費の一部公費負担を行いました。

承認件数 85件

② 新型コロナウイルス感染症患者の移送（令和5年5月7日まで実施）

感染症法第21条に基づいて、新型コロナウイルス感染症患者が感染症指定医療機関及び区が指定する医療機関等療養先に移動する際に周囲への感染を防ぐため、民間救急による移送を行い、その費用を負担しました。

移送件数 103件

(7) 発生時対応（保健予防課）（令和5年5月7日まで実施）

発生届を受理し、感染症法に基づき入院勧告など必要な措置等を行いました。

保健師等による陽性者に対する積極的疫学調査を実施し、集団発生時には、福祉施設等各施設担当課とともに現地調査や保健指導を行いました。合わせて、調査の結果に基づく療養支援や健康観察等も行いました。なお、医療機関や社会福祉施設等に対する集団感染指導等については、5類移行後も引き続き取り組みました。

| 年度 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5※ |
|---------|----|-------|--------|--------|-------|
| 発生届数（件） | 29 | 4,926 | 45,209 | 77,808 | 1,533 |

※令和5年5月7日までの患者分

(8) 自宅待機者の健康観察用パルスオキシメーターの貸出（保健予防課）（令和5年5月7日まで実施）

血中の酸素濃度を測定する機械「パルスオキシメーター」を購入し、軽症で自宅待機している区民に貸し出しました。

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-----|-------|-------|-----|
| 貸出実績（件） | 270 | 3,071 | 4,312 | 195 |

(9) 新型コロナウイルス感染症対策寄附金の受入れ（健康推進課）

新型コロナウイルス感染症による地域の医療崩壊を食い止めるほか、地域医療を支援

新型コロナウイルス感染症等に関する主な取組

する杉並区を取組に対して、令和2年5月にふるさと納税のメニューとして「新型コロナウイルス感染症対策寄附金」を設置し、区民等から寄附を受け入れました。寄附金は、医療機関に対する休業中の経営継続支援等に活用しました。

寄附受入実績 9件 559,000円

(10) 新型コロナウイルス感染症対策連絡会の開催（健康推進課）

杉並区における新型コロナウイルス感染症対策の更なる体制強化に当たり、感染対策の仕組み並びに感染対策に係る各関係機関の役割、調整及び取決め事項等について、関係医療機関等が多角的多面的な視点をもって協議・連携を図る場として、杉並区新型コロナウイルス感染症対策連絡会を開催しました。

連絡会開催実績 6回

(11) オンラインまたは訪問診療及び訪問看護による経過観察体制の確保（保健予防課）（令和5年5月7日まで実施）

区医師会と訪問看護ステーションの協力を得て、容体の悪化や酸素飽和度の低下を訴えた患者宅を訪問し、在宅酸素療法や薬物の投与など、必要に応じた治療と経過観察等を行う体制を確保しました。

(12) 酸素濃縮装置の確保（保健予防課）（令和5年5月7日まで実施）

酸素濃縮装置を取り扱う事業者の手配が困難である状況を踏まえ、区が酸素濃縮装置を確保し、医療機関からの要請に応じて、即日、患者宅へ機器を届け酸素投与ができる体制を維持しました。

(13) 陽性患者管理システムの運用（保健予防課）

令和3年度に導入した、相談から療養終了までの陽性患者の情報を一元管理できるシステムを活用し、業務の効率化を図り、迅速かつ適切な患者支援を実施しました。

(14) 医療機関に対する休業中の経営継続支援（健康推進課）

区内の新型コロナウイルス感染症に係る行政検査等を実施する医療機関に勤務する従事者が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、休業若しくは休診又は診療の縮小を余儀なくされる医療機関に対し、休業期間中の経営継続に必要な経費の一部を補助し、業務再開に向けた支援を行いました。

休業期間経営継続支援事業補助金交付団体数 6団体

(15) 都無料PCR検査無料化事業（健康推進課）

新型コロナウイルス感染症の感染症類型が5類に移行するまでの期間、感染力の高い

新型コロナウイルス感染症等に関する主な取組

オミクロン株により、PCR 検査を希望する区民が身近な場所で速やかに検査を受けられる体制を整備・拡充し、感染者の早期発見、早期治療につなげるため、区内施設等を無償で提供しました。

検査件数 1,735 件

● ワクチン接種及びワクチン接種体制整備

(1) ワクチン接種の実施（保健予防課）

令和 3 年 2 月 17 日以降、予防接種法第 6 条第 3 項に定める臨時の予防接種として、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化はもとより、感染予防、発症予防を目的に、生後 6 か月以上の希望する区民が新型コロナウイルスワクチン接種を受けられるよう、医療機関における個別接種や地域集団接種会場の設置等、接種体制の確保に取り組みました。

令和 6 年 4 月 1 日以降は、重症化予防を目的に、65 歳以上の高齢者及び 60～64 歳の一部の方を対象に予防接種法第 5 条第 1 項に定める定期接種として、医療機関におけるワクチン接種を実施します。

[臨時接種の実績]

(上段：累計 下段：令和 5 年度実績)

(令和 6 年 3 月 31 日時点)

| 年齢区分 | 対象者数 | 1 回目 | | 2 回目 | | 3 回目 | |
|----------|---------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | | 接種数 | 接種率 | 接種数 | 接種率 | 接種数 | 接種率 |
| 12 歳以上 | 523,976 | 460,563 | 87.9% | 457,061 | 87.2% | 385,204 | 73.5% |
| | | 181 | 0.0% | 197 | 0.0% | 997 | 0.2% |
| 5～11 歳 | 28,771 | 7,219 | 25.1% | 6,747 | 23.5% | 2,924 | 10.2% |
| | | 57 | 0.2% | 71 | 0.2% | 296 | 1.0% |
| 6 か月～4 歳 | 19,721 | 1,292 | 6.6% | 1,212 | 6.1% | 953 | 4.8% |
| | | 195 | 1.0% | 205 | 1.0% | 317 | 1.6% |

| 年齢区分 | 対象者数 | 4 回目 | | 5 回目 | | 6 回目 | |
|----------|---------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | | 接種数 | 接種率 | 接種数 | 接種率 | 接種数 | 接種率 |
| 12 歳以上 | 523,976 | 237,312 | 45.3% | 141,937 | 27.1% | 100,777 | 19.2% |
| | | 3,157 | 0.6% | 19,171 | 3.7% | 100,777 | 19.2% |
| 5～11 歳 | 28,771 | 941 | 3.3% | 224 | 0.8% | 1 | 0.0% |
| | | 814 | 2.8% | 224 | 0.8% | 1 | 0.0% |
| 6 か月～4 歳 | 19,721 | 181 | 0.9% | | | | |
| | | 181 | 0.9% | | | | |

新型コロナウイルス感染症等に関する主な取組

| 年齢区分 | 対象者数 | 7回目 | | 2価ワクチン (1～6回目) | XBB1.5対応ワクチン (1～7回目) |
|--------|---------|--------|-------|-------------------|-------------------------|
| | | 接種数 | 接種率 | 接種数 | 接種数 |
| 12歳以上 | 523,976 | 68,700 | 13.1% | 327,056 | 99,678 |
| | | 68,700 | 13.1% | 92,980 | 99,678 |
| 5～11歳 | 28,771 | / | / | 1,083 | 585 |
| | | / | / | 838 | 585 |
| 6か月～4歳 | 19,721 | / | / | / | 517 |
| | | / | / | / | 517 |

※対象者数は、令和5年4月1日時点の人口

※接種数は、国のワクチン接種記録システム（VRS）を基に、令和6年5月31日に集計（転出者及び死亡者を含む）

●その他新型コロナウイルス感染症対策の取組

（1）介護者等の感染時における障害者・高齢者等への生活支援（障害者施策課・高齢者在宅支援課）

区内在住の障害者、高齢者の介護を行う家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、介護者等が安心して入院・宿泊療養できるよう、被介護者である障害者、高齢者の健康観察の期間、旧杉並区保育室浜田山東で一時保護を行う生活支援事業を実施しました。

[対象] 障害者・高齢者等で、介護者等が新型コロナウイルスに感染したことに伴い、一時的に介護又は養育を受けることが困難となった者。（PCR検査において陰性の診断を受けている者に限る）

[実施場所等] 旧区立西田保育園（令和2年6月～令和2年11月）、旧杉並区保育室浜田山東（令和2年12月～令和5年9月）

自宅以外での生活が困難な障害者・高齢者等については、本人の自宅において生活支援を実施

[実績] 3年度 障害者2件 高齢者5件
 4年度 障害者4件 高齢者1件
 (※) 5年度 障害者0件 高齢者0件

※令和5年度も引き続き実施体制を整えていましたが、実績はありませんでした。

新型コロナウイルス感染症等に関する主な取組

(2) 令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給（子ども家庭部管理課）

食費等の物価高騰の影響を特に受けた低所得のひとり親世帯への支援の一環として、児童扶養手当を受給する世帯及び家計急変により収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている世帯等に対し、児童1人当たり5万円の国の給付金を支給しました。

支給実績 1,645世帯

(3) 令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の支給（子ども家庭部管理課）

食費等の物価高騰の影響を特に受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）への支援の一環として、令和4年度給付金支給対象者及び令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯及び家計急変により非課税である者と同様の事情にあると認められる世帯に対し、児童1人当たり5万円の国の給付金を支給しました。

支給実績 2,250世帯

(4) 地域包括支援センター（ケア24）におけるオンラインの活用（高齢者在宅支援課）

地域包括支援センター（ケア24）において、区・関係機関との会議や各種研修等をオンライン形式で実施しました。

(5) 母親学級・パパママ学級の実習動画配信（地域子育て支援課）

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、外出への不安から母親学級等に参加できなかった妊婦やその家族に対して、安心して育児ができるよう、「沐浴、おむつの替え方、赤ちゃんの抱き方」の実習動画をYouTube 杉並区公式チャンネルで配信しています。

累計視聴回数：2年度 6,299回 3年度 11,035回 4年度 13,989回 5年度 17,054回

(6) 「おうちで児童館・おうちでプラザ」の区公式ホームページ掲載（児童青少年課）

コロナ禍の中、家庭で過ごすことが多くなった乳幼児親子や小学生親子に向けて、児童館や子ども・子育てプラザで行っている遊びや工作の中から家庭でもできるものを「おうちで児童館・おうちでプラザ」というタイトルで区公式ホームページに掲載しました。現在も遊びや工作のコンテンツを増やしながらか掲載を継続しました。

(7) 傷病手当金の支給（国民健康保険・後期高齢者医療保険）（国保年金課）

国民健康保険または後期高齢者医療保険の加入者の中で、給与等の支払を受けている方が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり新型コロナ

新型コロナウイルス感染症等に関する主な取組

ウイルス感染症の感染が疑われるときに、療養のため労務に服することができず、給与等の全部または一部を受け取ることができなかつた方を対象に傷病手当金を支給しました。

| | 4年度支給分 | | 5年度支給分 | | 計 | |
|-----------|--------|------------|--------|-----------|-----|------------|
| | 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) |
| 国民健康保険 | 428 | 15,222,179 | 48 | 1,157,849 | 476 | 16,380,028 |
| 後期高齢者医療保険 | 5 | 164,627 | 1 | 13,680 | 6 | 178,307 |

(8) 保険料の減免(国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金)(国保年金課・介護保険課)

① 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合、もしくは主たる生計維持者の事業等の収入(見込)額が前年中の当該事業等の収入と比較し3割以上減少した場合に、令和4年度分保険料を減免しました。

(令和6年3月31日時点)

| | 3年度分保険料 | | 4年度分保険料 | | 計 | |
|-----------|---------|-------------|---------|------------|-------|-------------|
| | 件数 | 減免額(円) | 件数 | 減免額(円) | 件数 | 減免額(円) |
| 国民健康保険 | 1,331 | 214,161,933 | 547 | 86,365,054 | 1,878 | 300,526,987 |
| 後期高齢者医療保険 | 99 | 8,311,000 | 34 | 2,414,400 | 133 | 10,725,400 |
| 介護保険 | 251 | 14,782,802 | 85 | 4,655,310 | 336 | 19,438,112 |

② 国民年金保険料の免除

新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が相当程度まで下がった場合(収入源となる業務の喪失や、売り上げの減少など)、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きによる国民年金保険料免除・猶予(学生の場合は学生納付特例)制度が設けられました。

制度は令和4年度分の申請をもって終了しましたが、以下の期間の保険料については、引き続き臨時特例措置による申請手続きが可能です。

○学生納付特例制度は、申請する月の2年1カ月前の月分から令和5年3月分までの保険料

○保険料免除・納付猶予制度は、申請する月の2年1カ月前の月分から令和5年6月分までの保険料

●物価高騰等緊急支援対策等の取組

(1) 物価高騰対策支援給付金の支給（保健福祉部管理課）

エネルギー価格、食料品価格等の物価高騰の影響が著しい住民税非課税世帯等に対し、日常生活に係る経済的負担への支援を行うため、給付金を支給しました。住民税非課税世帯等には3万円（基準日6月1日）及び7万円（同12月1日）を、住民税均等割のみ課税世帯には10万円（同12月1日）を支給しました。また、対象世帯の内、18歳以下の児童を有する世帯に対しては児童1人当たり5万円（こども加算）を加算しました。

[支給実績] 3万円 53,842世帯 7万円 55,361世帯 10万円 5,177世帯
こども加算 2,567世帯・児童3,901人

(2) 福祉サービス事業所等に対する物価高騰等に関する支援（障害者生活支援課、介護保険課）

原油価格及び物価高騰の影響による障害福祉サービス・介護保険サービス事業所等の経済的負担を軽減するため、食事提供に係る食材料費、光熱費の一部について、支援を行いました。

[食材料費及び光熱費]

障害福祉サービス事業所等 81件
介護保険サービス事業所 1,100件

(3) 保育所等に対する物価高騰等緊急対策（子ども家庭部管理課、保育課、地域子育て支援課）

原油価格の上昇や電気・ガス料金を含む物価高騰等による負担増に直面している保育所等に対し事業継続の支援を行うため、運営経費の一部を補助しました。

23 資料

「(1) 杉並区の人口動態」における凡例

- ◎調査の期間は、時点表示（10月1日）によるもののほかは、暦年によります。
- ◎表中の表章記号は、次のとおりです。
 - ：計数のない場合（総数や合計欄を除く）
 - …：計数不明または計数を表章することが不適当な場合
- ◎表中に再掲した数値は、年次比較の対象項目を抽出しているため、再掲の合計が総数に合わない場合があります。
- ◎以下の表の数値は、厚生労働省所管の人口動態調査の情報を独自利用して集計を行ったものであり、東京都保健医療局で公表する数値と異なる場合があります。

●食品の安全確保

(生活衛生課)

(1) 食品関係営業施設数及び監視指導状況

表1 改正前食品衛生法第52条に規定する営業と監視指導件数

(令和5年度)

| 業 種 | 元 年度末 施設数 | 2 年度末 施設数 | 3 年度末 施設数 | 4 年度末 施設数 | 5 年度末 施設数 | 許可件数 | | 廃業 | 監視 指導 件数 |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------|----|-------|----------------|
| | | | | | | 新規 | 更新 | | |
| 総 数 | 8,532 | 8,607 | 6,155 | 4,855 | 3,792 | - | - | 1,063 | 5,071 |
| 飲 食 店 営 業 | 5,747 | 5,747 | 4,874 | 3,835 | 2,977 | - | - | 858 | 3,385 |
| 旅館・ホテル | 13 | 13 | 8 | 6 | 2 | - | - | 4 | 4 |
| バー・キャバレー | 105 | 70 | 54 | 41 | 33 | - | - | 8 | 12 |
| 一般飲食店 | 4,462 | 4,479 | 3,742 | 2,931 | 2,254 | - | - | 677 | 1,745 |
| 民生食堂 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| すし屋 | 112 | 113 | 96 | 77 | 60 | - | - | 17 | 136 |
| そば屋 | 135 | 127 | 105 | 79 | 64 | - | - | 15 | 31 |
| 仕出し屋 | 60 | 57 | 48 | 42 | 32 | - | - | 10 | 52 |
| 弁当屋 | 221 | 232 | 204 | 153 | 122 | - | - | 31 | 468 |
| そう菜店 | 242 | 249 | 211 | 174 | 141 | - | - | 33 | 497 |
| コンビニエンスストア等 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | - | - | 1 | 2 |
| 移動 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | - | - | 0 | 0 |
| 臨時 | 64 | 63 | 39 | 29 | 17 | - | - | 12 | 13 |
| 許可ある集団給食 | 234 | 241 | 280 | 234 | 203 | - | - | 31 | 418 |
| 自動車 | 59 | 72 | 66 | 55 | 44 | - | - | 11 | 6 |
| 自動販売機 | 38 | 29 | 18 | 11 | 3 | - | - | 8 | 1 |
| 天ぶら船・屋形船 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 喫 茶 店 営 業 | 304 | 270 | 194 | 134 | 88 | - | - | 46 | 88 |
| 店舗 | 84 | 81 | 66 | 49 | 36 | - | - | 13 | 48 |
| 自動販売機 | 219 | 189 | 128 | 85 | 52 | - | - | 33 | 40 |
| 自動車 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 菓 子 製 造 業 | 740 | 785 | 685 | 552 | 441 | - | - | 111 | 620 |
| パン製造業 | 162 | 162 | 144 | 119 | 94 | - | - | 25 | 219 |
| 生菓子製造業 | 143 | 153 | 125 | 98 | 81 | - | - | 17 | 169 |
| その他の菓子製造業 | 427 | 461 | 407 | 328 | 262 | - | - | 66 | 231 |
| 移動 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 臨時 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | - | - | 0 | 1 |
| 自動車 | 7 | 8 | 8 | 6 | 3 | - | - | 3 | 0 |
| あ ん 類 製 造 業 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| アイスクリーム類製造業 | 57 | 60 | 49 | 39 | 33 | - | - | 6 | 56 |
| 乳 処 理 業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 特別牛乳さく取処理業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 乳 製 品 製 造 業 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 集 乳 業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 乳 類 販 売 業 | 683 | 655 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 専 業 | 20 | 20 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| ショーケース売り | 561 | 540 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 自動販売機 | 101 | 94 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 自動車 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |

| 業 種 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 許可件数 | | 廃業 | 監視 指導 件数 |
|---------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------|----|----|----------------|
| | 年度末 施設数 | 年度末 施設数 | 年度末 施設数 | 年度末 施設数 | 年度末 施設数 | 新規 | 更新 | | |
| 食 肉 処 理 業 | 11 | 14 | 12 | 11 | 10 | - | - | 1 | 23 |
| 食 肉 販 売 業 | 447 | 495 | 126 | 109 | 101 | - | - | 8 | 371 |
| 一 般 | 108 | 143 | 126 | 109 | 101 | - | - | 8 | 371 |
| 包 装 | 337 | 350 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 自動販売機・自動車 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 食 肉 製 品 製 造 業 | 7 | 7 | 4 | 3 | 2 | - | - | 1 | 14 |
| 魚 介 類 販 売 業 | 431 | 445 | 108 | 87 | 70 | - | - | 17 | 380 |
| 一 般 | 112 | 124 | 106 | 85 | 69 | - | - | 16 | 380 |
| 包 装 | 315 | 317 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 自 動 車 | 4 | 4 | 2 | 2 | 1 | - | - | 1 | 0 |
| 魚 介 類 せ り 売 業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 魚 肉 ね り 製 品 製 造 業 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 | - | - | 0 | 0 |
| 食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 冷 凍 業 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 冷 蔵 業 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 食 品 の 放 射 線 照 射 業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 清 涼 飲 料 水 製 造 業 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | - | - | 0 | 0 |
| 乳 酸 菌 飲 料 製 造 業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 氷 雪 製 造 業 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 氷 雪 製 造 業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 自 動 角 氷 製 造 業 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 氷 雪 の 自 動 販 売 機 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 氷 雪 販 売 業 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 食 用 油 脂 製 造 業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 動 物 性 油 脂 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 植 物 性 油 脂 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| マーガリン又はショートニング製造業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| み そ 製 造 業 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| し ょ う 油 製 造 業 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| ソ ー ス 類 製 造 業 | 3 | 3 | 2 | 1 | 0 | - | - | 1 | 0 |
| 酒 類 製 造 業 | 6 | 6 | 6 | 5 | 4 | - | - | 1 | 8 |
| 豆 腐 製 造 業 | 15 | 15 | 12 | 6 | 4 | - | - | 2 | 23 |
| 納 豆 製 造 業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| め ん 類 製 造 業 | 16 | 16 | 11 | 9 | 7 | - | - | 2 | 17 |
| そ う ざ い 製 造 業 | 49 | 74 | 68 | 61 | 53 | - | - | 8 | 84 |
| かん詰又はびん詰食品製造業 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 添 加 物 製 造 業 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | - | - | 1 | 2 |

表2 改正後食品衛生法55条に規定する営業等と監視指導件数

(令和5年度)

| 業種 | 3年度末 施設数 | 4年度末 施設数 | 5年度末 施設数 | 許可件数 | | 廃業 | 監視指導 件数 |
|---------------|-------------|-------------|-------------|-------|----|-----|------------|
| | | | | 新規 | 更新 | | |
| 総数 | 1,045 | 2,224 | 3,245 | 1,144 | 0 | 123 | 4,150 |
| 飲食店営業 | 897 | 1,924 | 2,818 | 1,004 | 0 | 110 | 3,269 |
| 一般飲食店 | 817 | 1,750 | 2,539 | 891 | 0 | 102 | 2,872 |
| 集団給食 | 55 | 90 | 133 | 48 | 0 | 5 | 252 |
| 自動車 | 16 | 39 | 56 | 17 | 0 | 0 | 27 |
| 簡易 | 6 | 40 | 67 | 30 | 0 | 3 | 60 |
| 移動 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 臨時 | 3 | 5 | 23 | 18 | 0 | 0 | 58 |
| 天ぷら船 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 屋形船 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 調理機能を有する自動販売機 | 1 | 9 | 12 | 3 | 0 | 0 | 13 |
| 食肉販売業 | 17 | 31 | 35 | 7 | 0 | 3 | 110 |
| 魚介類販売業 | 15 | 29 | 36 | 9 | 0 | 2 | 203 |
| 魚介類競り売り営業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 集乳業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 乳処業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特別牛乳搾取処理業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 食肉処業 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | 3 |
| 一般 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | 3 |
| 自動車 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 食品の放射線照射業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 菓子製造業 | 72 | 157 | 243 | 91 | 0 | 5 | 350 |
| アイスクリーム類製造業 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 5 |
| 乳製品製造業 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 清涼飲料水製造業 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 食肉製品製造業 | 3 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 水産製品製造業 | 6 | 8 | 9 | 1 | 0 | 0 | 42 |
| 氷雪製造業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 液卵製造業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 食用油脂製造業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| みそ又はしょうゆ製造業 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 酒類製造業 | 1 | 2 | 4 | 2 | 0 | 0 | 5 |
| 豆腐製造業 | 3 | 8 | 11 | 3 | 0 | 0 | 29 |
| 納豆製造業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 麺類製造業 | 4 | 6 | 8 | 2 | 0 | 0 | 8 |
| そうざい製造業 | 16 | 35 | 48 | 15 | 0 | 2 | 83 |
| 複合型そうざい製造業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 冷凍食品製造業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 複合型冷凍食品製造業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 漬物製造業 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 密封包装食品製造業 | 3 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 食品の小分け業 | 2 | 3 | 6 | 3 | 0 | 0 | 15 |
| 添加物製造業 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 4 |

表3 改正後食品衛生法57条に規定する営業等と監視指導件数

(令和5年度)

| 業 種 | | 3年度末 施設数 | 4年度末 施設数 | 5年度末 施設数 | 届出件数 | 廃業 | 監視指導 件数 |
|---------------------|-------------------------------------|-------------|-------------|-------------|------|-----|------------|
| 総 数 | | 2,082 | 2,139 | 2,270 | 259 | 128 | 1,865 |
| 営 業 届 出 業 種 | | 1,969 | 2,026 | 2,159 | 259 | 126 | 1,864 |
| 旧許可 業種 であつた営業 | 魚介類販売業（包装） | 136 | 83 | 66 | 1 | 18 | 33 |
| | 食肉販売業（包装） | 160 | 104 | 89 | 3 | 18 | 65 |
| | 乳類販売業 | 365 | 296 | 278 | 7 | 25 | 220 |
| | 氷雪販売業 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | カップ式自動販売機 （自動洗浄・屋内設置） | 41 | 74 | 121 | 50 | 3 | 4 |
| 販売業 | 弁当販売業 | 35 | 44 | 52 | 9 | 1 | 22 |
| | 野菜果物販売業 | 85 | 101 | 109 | 9 | 1 | 50 |
| | 米穀類販売業 | 18 | 21 | 23 | 2 | 0 | 8 |
| | 通信販売・訪問販売 | 4 | 5 | 6 | 1 | 0 | 0 |
| | コンビニエンスストア | 191 | 210 | 220 | 17 | 7 | 87 |
| | 百貨店、総合スーパー | 70 | 79 | 84 | 8 | 3 | 413 |
| | 自動販売機による販売業 | 72 | 94 | 105 | 22 | 11 | 23 |
| | その他食料・飲料販売業 | 467 | 549 | 606 | 85 | 28 | 444 |
| 製造・ 加工業 | 添加物製造・加工業 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| | いわゆる健康食品の製造・加工業 | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | コーヒー製造・加工業 | 36 | 54 | 69 | 16 | 1 | 9 |
| | 農産保存食料品製造・加工業 | 3 | 3 | 5 | 2 | 0 | 0 |
| | 調味料製造・加工業 | 10 | 13 | 14 | 2 | 1 | 14 |
| | 糖類製造・加工業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 精穀・製粉業 | 6 | 6 | 8 | 2 | 0 | 1 |
| | 製茶業 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 海藻製造・加工業 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| | 卵選別包装業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他食料品製造・加工業 | 12 | 17 | 22 | 5 | 0 | 10 |
| 上記以 外のもの | 行 商 | 13 | 16 | 17 | 1 | 0 | 1 |
| | 集団給食施設 | 235 | 246 | 251 | 14 | 9 | 457 |
| | 器具容器包装の製造・加工業 （合成樹脂製に限る） | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | 露店、仮設店舗等における飲食の 提供うち、営業とみなされないもの | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | そ の 他 | 4 | 4 | 6 | 2 | 0 | 0 |
| 公衆衛生に与える影響が少ない営業 | | 113 | 113 | 111 | 0 | 2 | 1 |

表4 生食用食肉取扱施設：再掲

| 業 種 | 元 年度末 施設数 | 2 年度末 施設数 | 3 年度末 施設数 | 4 年度末 施設数 | 5 年度末 施設数 | 届出 件数 | 廃業 | 監視 指導 件数 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------|----|----------------|
| 飲 食 店 営 業 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 4 |
| 食 肉 処 理 業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 食 肉 販 売 業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 給 食 施 設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

表5 東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する営業

| 年 度 | ふぐ取扱所 | 認定小規模 食鳥処理場 | 届出食肉販売業 |
|-----|---------|----------------|---------|
| 元 | 54(117) | 16(30) | 1(0) |
| 2 | 52(113) | 15(3) | 1(0) |
| 3 | 55(133) | 15(16) | 0(0) |
| 4 | 52(159) | 11(10) | 1(0) |
| 5 | 50(125) | 11(8) | 1(0) |

※ () 内の数は監視指導件数

●杉並区の人口動態

(健康推進課)

(1) 人口推移統計(各年10月1日)

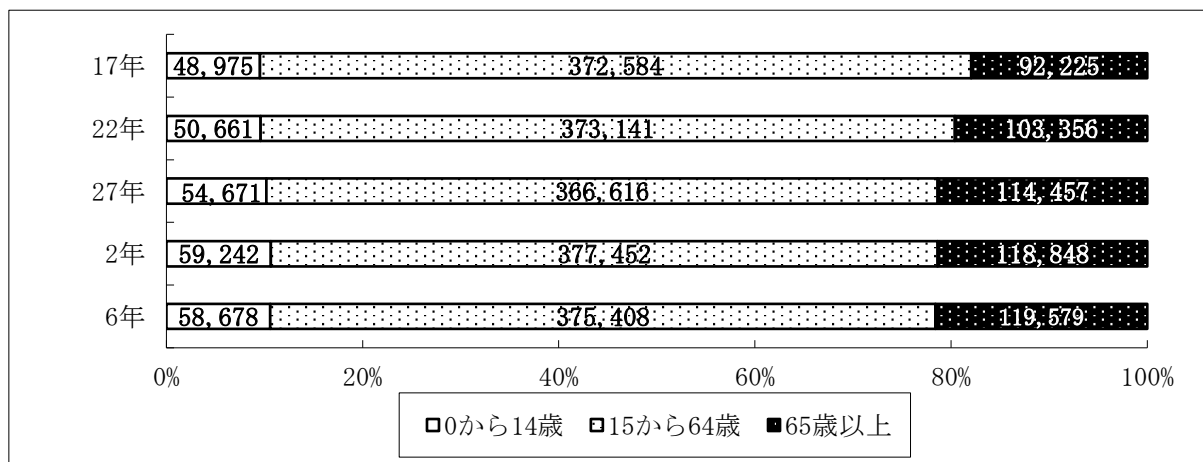
(単位：人)

| 年次 | 全国 | 東京都 | 杉並区 | 荻窪 保健センター | 高井戸 保健センター | 高円寺 保健センター | 上井草 保健センター | 和泉 保健センター |
|-----|-------------|------------|---------|--------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 29年 | 126,706,000 | 13,724,000 | 548,163 | 156,576 | 144,322 | 129,352 | 61,815 | 56,098 |
| 30年 | 126,443,000 | 13,822,000 | 551,207 | 157,802 | 144,991 | 129,841 | 61,835 | 56,738 |
| 元年 | 126,167,000 | 13,921,000 | 555,500 | 159,364 | 146,344 | 130,120 | 62,069 | 57,603 |
| 2年 | 125,708,382 | 13,971,109 | 558,104 | 159,858 | 147,955 | 130,106 | 62,383 | 57,802 |
| 3年 | 125,502,000 | 14,010,000 | 555,706 | 159,478 | 148,010 | 128,978 | 62,308 | 56,932 |
| 4年 | 124,947,000 | 14,038,000 | 554,929 | 159,620 | 147,600 | 128,696 | 62,305 | 56,708 |
| 5年 | 124,352,000 | 14,086,000 | 554,384 | 159,302 | 147,495 | 128,799 | 62,212 | 56,576 |

※全国及び東京都の人口は、総務省統計局「人口推計(各年10月1日現在)」による総人口。杉並区及び各保健センター人口は日本人人口

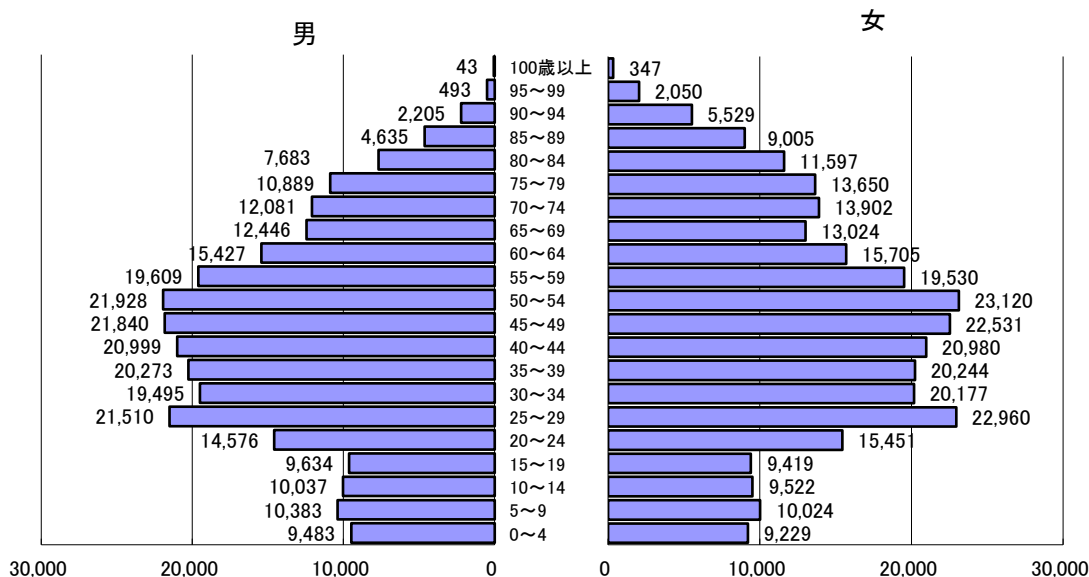
杉並区の人口構成の変化(各年1月1日住民基本台帳・日本人)

(単位：人)



性・年齢階級別人口構成図(令和6年1月1日住民基本台帳・日本人)

(単位：人)



(2) 人口動態年次別統計

表1 人口動態実数

(単位：人)

| 年次 | 所別 | 出生 | 再掲 | 死亡 | 再掲 | | 周産期死亡 | 再掲 | | 死産 | 再掲 | | 婚姻 | 離婚 | 自然増加 |
|----|-----|-------|--------|-------|------|-------|-------|-------------|-------------|----|------|------|-------|-----|--------|
| | | | 低体重児出生 | | 乳児死亡 | 新生児死亡 | | 妊娠満22週以後の死産 | 生後一週未満の乳児死亡 | | 自然死産 | 人工死産 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 元年 | 総数 | 4,386 | 436 | 4,634 | 8 | 3 | 11 | 9 | 2 | 87 | 36 | 51 | 3,947 | 802 | -248 |
| | 荻窪 | 1,434 | 156 | 1,321 | 4 | 1 | 2 | 2 | - | 23 | 11 | 12 | ... | ... | 113 |
| | 高井戸 | 1,079 | 106 | 1,258 | 4 | 2 | 3 | 1 | 2 | 16 | 6 | 10 | ... | ... | -179 |
| | 高円寺 | 952 | 85 | 1,101 | - | - | 4 | 4 | - | 23 | 8 | 15 | ... | ... | -149 |
| | 上井草 | 432 | 43 | 513 | - | - | 1 | 1 | - | 6 | 3 | 3 | ... | ... | -81 |
| | 和泉 | 489 | 46 | 441 | - | - | 1 | 1 | - | 19 | 8 | 11 | ... | ... | 48 |
| 2年 | 総数 | 4,355 | 461 | 4,664 | 4 | 1 | 11 | 10 | 1 | 93 | 38 | 55 | 3,368 | 695 | -309 |
| | 荻窪 | 1,347 | 165 | 1,259 | 1 | 1 | 3 | 2 | 1 | 21 | 8 | 13 | ... | ... | 88 |
| | 高井戸 | 1,116 | 123 | 1,299 | 1 | - | 3 | 3 | - | 24 | 10 | 14 | ... | ... | -183 |
| | 高円寺 | 909 | 88 | 1,133 | 1 | - | 4 | 4 | - | 22 | 10 | 12 | ... | ... | -224 |
| | 上井草 | 437 | 33 | 522 | - | - | - | - | - | 7 | 2 | 5 | ... | ... | -85 |
| | 和泉 | 546 | 52 | 451 | 1 | - | 1 | 1 | - | 19 | 8 | 11 | ... | ... | 95 |
| 3年 | 総数 | 4,086 | 425 | 4,821 | 8 | 4 | 14 | 10 | 4 | 83 | 37 | 46 | 3,201 | 693 | -735 |
| | 荻窪 | 1,359 | 151 | 1,300 | 3 | 1 | 3 | 2 | 1 | 24 | 15 | 9 | ... | ... | 59 |
| | 高井戸 | 996 | 100 | 1,327 | 2 | 2 | 5 | 3 | 2 | 18 | 7 | 11 | ... | ... | -331 |
| | 高円寺 | 839 | 90 | 1,125 | 1 | - | 4 | 4 | - | 23 | 6 | 17 | ... | ... | -286 |
| | 上井草 | 441 | 43 | 589 | 1 | - | - | - | - | 9 | 4 | 5 | ... | ... | -148 |
| | 和泉 | 451 | 41 | 480 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 9 | 5 | 4 | ... | ... | -29 |
| 4年 | 総数 | 3,959 | 419 | 5,244 | 5 | 4 | 12 | 10 | 2 | 70 | 30 | 40 | 3,379 | 642 | -1,285 |
| | 荻窪 | 1,228 | 134 | 1,453 | 2 | 1 | 3 | 2 | 1 | 21 | 7 | 14 | ... | ... | -225 |
| | 高井戸 | 1,043 | 98 | 1,501 | 3 | 3 | 2 | 1 | 1 | 14 | 4 | 10 | ... | ... | -458 |
| | 高円寺 | 842 | 95 | 1,239 | - | - | 4 | 4 | - | 18 | 10 | 8 | ... | ... | -397 |
| | 上井草 | 436 | 56 | 567 | - | - | 2 | 2 | - | 6 | 3 | 3 | ... | ... | -131 |
| | 和泉 | 410 | 36 | 484 | - | - | 1 | 1 | - | 11 | 6 | 5 | ... | ... | -74 |
| 5年 | 総数 | 3,685 | 402 | 5,113 | 10 | 2 | 4 | 4 | 0 | 73 | 27 | 46 | 3,214 | 663 | -1,428 |
| | 荻窪 | 1,165 | 144 | 1,405 | 3 | - | 1 | 1 | - | 15 | 4 | 11 | ... | ... | -240 |
| | 高井戸 | 972 | 93 | 1,425 | 4 | 1 | 1 | 1 | - | 15 | 7 | 8 | ... | ... | -453 |
| | 高円寺 | 759 | 81 | 1,156 | 2 | 1 | 1 | 1 | - | 16 | 7 | 9 | ... | ... | -397 |
| | 上井草 | 397 | 38 | 612 | 1 | - | 1 | 1 | - | 15 | 6 | 9 | ... | ... | -215 |
| | 和泉 | 392 | 46 | 515 | - | - | - | - | - | 12 | 3 | 9 | ... | ... | -123 |

表2 人口動態率

| 年次 | 所別 | 出 生 (人口千対) | 低 体 重 児 出 生 (出生千対) | 死 亡 (人口千対) | 乳 児 死 亡 (出生千対) | 新 生 児 死 亡 (出生千対) | 周 産 期 死 亡 (出生+妊娠満22週 以後の死産千対) | 死 産 (出生+死産千対) | 婚 姻 (人口千対) | 離 婚 (人口千対) | 自 然 増 加 (人口千対) |
|----|-----|------------------|--------------------------------------|------------------|----------------------------|---------------------------------|---|---------------------|------------------|------------------|----------------------------|
| 元年 | 総数 | 7.9 | 99.4 | 8.3 | 1.8 | 0.7 | 2.5 | 19.5 | 7.1 | 1.4 | -0.4 |
| | 荻窪 | 9.0 | 108.8 | 8.3 | 2.8 | 0.7 | 1.4 | 15.8 | ... | ... | 0.7 |
| | 高井戸 | 7.4 | 98.2 | 8.6 | 3.7 | 1.9 | 2.8 | 14.6 | ... | ... | -1.2 |
| | 高円寺 | 7.3 | 89.3 | 8.5 | - | - | 4.2 | 23.6 | ... | ... | -1.1 |
| | 上井草 | 7.0 | 99.5 | 8.3 | - | - | 2.3 | 13.7 | ... | ... | -1.3 |
| | 和泉 | 8.5 | 94.1 | 7.7 | - | - | 2.0 | 37.4 | ... | ... | 0.8 |
| 2年 | 総数 | 7.8 | 105.9 | 8.4 | 0.9 | 0.2 | 2.5 | 20.9 | 6.0 | 1.2 | -0.5 |
| | 荻窪 | 8.4 | 122.5 | 7.9 | 0.7 | 0.7 | 2.2 | 15.4 | ... | ... | 0.6 |
| | 高井戸 | 7.5 | 110.2 | 8.8 | 0.9 | - | 2.7 | 21.1 | ... | ... | -1.2 |
| | 高円寺 | 7.0 | 96.8 | 8.7 | 1.1 | - | 4.4 | 23.6 | ... | ... | -1.7 |
| | 上井草 | 7.0 | 75.5 | 8.4 | - | - | - | 15.8 | ... | ... | -1.3 |
| | 和泉 | 9.4 | 95.2 | 7.8 | 1.8 | - | 1.8 | 33.6 | ... | ... | 1.6 |
| 3年 | 総数 | 7.4 | 104.0 | 8.7 | 2.0 | 1.0 | 3.4 | 19.9 | 5.8 | 1.2 | -1.3 |
| | 荻窪 | 8.5 | 111.1 | 8.2 | 2.2 | 0.7 | 2.2 | 17.4 | ... | ... | 0.4 |
| | 高井戸 | 6.7 | 100.4 | 9.0 | 2.0 | 2.0 | 5.0 | 17.8 | ... | ... | -2.2 |
| | 高円寺 | 6.5 | 107.3 | 8.7 | 1.2 | - | 4.7 | 26.7 | ... | ... | -2.2 |
| | 上井草 | 7.1 | 97.5 | 9.5 | 2.3 | - | - | 20.0 | ... | ... | -2.4 |
| | 和泉 | 7.9 | 90.9 | 8.4 | 2.2 | 2.2 | 4.4 | 19.6 | ... | ... | -0.5 |
| 4年 | 総数 | 7.1 | 103.6 | 9.4 | 1.3 | 1.0 | 3.0 | 17.4 | 6.1 | 1.2 | -2.3 |
| | 荻窪 | 7.7 | 107.5 | 9.1 | 1.6 | 0.8 | 2.4 | 16.8 | ... | ... | -1.4 |
| | 高井戸 | 7.1 | 91.1 | 10.2 | 2.9 | 2.9 | 1.9 | 13.2 | ... | ... | -3.1 |
| | 高円寺 | 6.5 | 111.6 | 9.6 | - | - | 4.7 | 20.9 | ... | ... | -3.1 |
| | 上井草 | 7.0 | 123.9 | 9.1 | - | - | 4.6 | 13.6 | ... | ... | -2.1 |
| | 和泉 | 7.2 | 85.4 | 8.5 | - | - | 2.4 | 26.1 | ... | ... | -1.3 |
| 5年 | 総数 | 6.6 | 109.1 | 9.2 | 2.7 | 0.5 | 1.1 | 19.4 | 5.8 | 1.2 | -2.6 |
| | 荻窪 | 7.3 | 123.6 | 8.8 | 2.6 | - | 0.9 | 12.7 | ... | ... | -1.5 |
| | 高井戸 | 6.6 | 95.7 | 9.7 | 4.1 | 1.0 | 1.0 | 15.2 | ... | ... | -3.1 |
| | 高円寺 | 5.9 | 106.7 | 9.0 | 2.6 | 1.3 | 1.3 | 20.6 | ... | ... | -3.1 |
| | 上井草 | 6.4 | 95.7 | 9.8 | 2.5 | - | 2.5 | 36.4 | ... | ... | -3.5 |
| | 和泉 | 6.9 | 117.3 | 9.1 | - | - | - | 29.7 | ... | ... | -2.2 |

※人口は、各年10月1日人口（日本人）を使用

(3) 出生統計

表3 合計特殊出生率の推移

| | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 全国 | 1.42 | 1.45 | 1.44 | 1.43 | 1.42 |
| 東京都 | 1.15 | 1.24 | 1.24 | 1.21 | 1.20 |
| 杉並区 | 0.99 | 1.04 | 1.03 | 1.01 | 1.03 |

| | 元年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 全国 | 1.36 | 1.33 | 1.30 | 1.26 | 1.20 |
| 東京都 | 1.15 | 1.12 | 1.08 | 1.04 | 0.99 |
| 杉並区 | 1.00 | 0.99 | 0.96 | 0.94 | 0.89 |

※令和5年全国及び東京都の率は、厚生労働省「令和5年人口動態統計月報年計（概数）の概況」による概数

表4 母の年齢階級別・出産順位別出生数（令和5年）

（単位：人）

| 母の年齢 | 総数 | 出 産 順 位 | | | | | | | |
|-------|-------|---------|-------|-----|-----|-----|-----|----------|----|
| | | 第1児 | 第2児 | 第3児 | 第4児 | 第5児 | 第6児 | 第7児 ～ | 不詳 |
| 総 数 | 3,685 | 2,079 | 1,290 | 276 | 29 | 8 | 1 | 0 | 2 |
| 15歳未満 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 15～19 | 2 | 2 | - | - | - | - | - | - | - |
| 20～24 | 59 | 46 | 12 | - | 1 | - | - | - | - |
| 25～29 | 631 | 507 | 108 | 15 | 1 | - | - | - | - |
| 30～34 | 1,422 | 850 | 483 | 83 | 4 | 1 | 1 | - | - |
| 35～39 | 1,194 | 517 | 534 | 124 | 13 | 4 | - | - | 2 |
| 40～44 | 368 | 153 | 150 | 54 | 8 | 3 | - | - | - |
| 45～49 | 9 | 4 | 3 | - | 2 | - | - | - | - |
| 50歳以上 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 不詳 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

表5 性別・体重別・妊娠週数別出生数（令和5年）

（単位：人）

| 性別 | 週数区分 | 総計 | 2,500g未満（低体重児） | | | | 2,500g以上 | | | | | | 体重不詳 |
|----|--------|-------|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------|------|
| | | | 1,000g未満 | 1,000～1,499 | 1,500～1,999 | 2,000～2,499 | 2,500～2,999 | 3,000～3,400 | 3,500～3,999 | 4,000～4,499 | 4,500～4,999 | 5,000g以上 | |
| 総数 | | 3,685 | 8 | 15 | 45 | 334 | 1,548 | 1,436 | 274 | 22 | 1 | 0 | 2 |
| 男 | 総数 | 1,901 | 3 | 8 | 23 | 151 | 741 | 784 | 170 | 18 | 1 | 0 | 2 |
| | 満40週以上 | 394 | - | - | - | 4 | 81 | 213 | 86 | 9 | 1 | - | - |
| | 36～39 | 1,447 | - | 1 | 5 | 125 | 652 | 571 | 84 | 9 | - | - | - |
| | 32～35 | 49 | - | 2 | 18 | 22 | 7 | - | - | - | - | - | - |
| | 28～31 | 5 | - | 5 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 満27週以下 | 3 | 3 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 不詳 | 3 | - | - | - | - | 1 | - | - | - | - | - | 2 |
| 女 | 総数 | 1,784 | 5 | 7 | 22 | 183 | 807 | 652 | 104 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| | 満40週以上 | 435 | - | - | - | 7 | 114 | 246 | 66 | 2 | - | - | - |
| | 36～39 | 1,305 | - | 1 | 10 | 161 | 688 | 406 | 37 | 2 | - | - | - |
| | 32～35 | 35 | 1 | 2 | 12 | 15 | 5 | - | - | - | - | - | - |
| | 28～31 | 6 | 2 | 4 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 満27週以下 | 2 | 2 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 不詳 | 1 | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | - |

(4) 死亡統計

表6 年齢階級別・主要死因別死亡数

(人)

| 死 因 | 年 齢 | 総 数 | 性 別 | | 0 | 1 | 5 | 10 | 15 | 20 | 25 | 30 | 35 | 40 | 45 | 50 | 55 | 60 | 65 | 70 | 75 | 80 | 85 | 90 | 95 | 100 | |
|-----------------|-------------|---------------|-------|-------|----|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| | | | 男 | 女 | 歳 | 4 | 9 | 14 | 19 | 24 | 29 | 34 | 39 | 44 | 49 | 54 | 59 | 64 | 69 | 74 | 79 | 84 | 89 | 94 | 99 | 以上 | |
| 3年 | | 4,821 | 2,361 | 2,460 | 3 | 1 | 1 | 0 | 3 | 6 | 6 | 10 | 17 | 20 | 28 | 47 | 69 | 102 | 145 | 267 | 277 | 375 | 493 | 351 | 120 | 20 | |
| 4年 | | 5,244 | 2,495 | 2,749 | 2 | 1 | 2 | 1 | 0 | 7 | 7 | 7 | 11 | 22 | 27 | 57 | 76 | 100 | 150 | 247 | 333 | 373 | 465 | 402 | 176 | 29 | |
| 5年 | | 5,113 | 2,574 | 2,539 | 5 | 1 | 0 | 0 | 2 | 6 | 11 | 12 | 11 | 17 | 32 | 38 | 62 | 69 | 99 | 192 | 279 | 371 | 540 | 495 | 274 | 58 | |
| 結 核 | | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 悪性新生物 | | 1,291 | 671 | 620 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 | 4 | 3 | 3 | 13 | 17 | 29 | 47 | 89 | 114 | 118 | 120 | 82 | 24 | 3 | |
| 再掲 | 食道 | 53 | 37 | 16 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 2 | 2 | 5 | 9 | 8 | 5 | 3 | 3 | - | - | |
| | 胃 | 120 | 75 | 45 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 3 | 2 | 5 | 6 | 7 | 12 | 18 | 11 | 10 | 1 | - | |
| | 大 腸 | 162 | 78 | 84 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 4 | 3 | 4 | 11 | 12 | 14 | 16 | 7 | 3 | 0 | |
| | 再掲 | 結腸 | 120 | 56 | 64 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | 3 | 1 | 4 | 9 | 6 | 10 | 13 | 6 | 3 | - |
| | | 直腸S状結腸移行部及び直腸 | 42 | 22 | 20 | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | 1 | - | 1 | 1 | 2 | - | 2 | 6 | 4 | 3 | 1 | - | - |
| | 肝及び肝内胆管 | 56 | 37 | 19 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | 2 | 3 | 3 | 4 | 4 | 10 | 6 | 4 | 4 | 1 | 1 |
| | 胆のう及びその他の胆道 | 44 | 23 | 21 | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | 4 | 3 | 1 | 2 | 6 | 5 | 1 | - |
| | 膵 | 153 | 77 | 76 | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | 1 | 1 | 3 | - | 6 | 8 | 9 | 13 | 13 | 15 | 6 | 1 | - | |
| | 気管、気管支及び肺 | 193 | 125 | 68 | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | 1 | 1 | 1 | 2 | 8 | 21 | 31 | 23 | 19 | 11 | 5 | - | |
| | 乳房 | 63 | 0 | 63 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | 4 | 2 | - | 5 | 5 | 11 | 10 | 8 | 7 | 7 | 3 | - | |
| | 子宮 | 27 | 0 | 27 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 3 | 1 | 3 | 2 | 1 | 3 | 2 | 2 | 7 | 3 | - | - |
| | 卵巣 | 32 | 0 | 32 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 2 | 4 | 2 | 3 | 4 | 4 | 5 | 3 | 1 | - | - | - |
| | 前立腺 | 55 | 55 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | 2 | 2 | 2 | 6 | 5 | 9 | 13 | 11 | 3 | 1 | - |
| | 悪性リンパ腫 | 62 | 31 | 31 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | 1 | 2 | 1 | 7 | 7 | 6 | 4 | 2 | - |
| 白血病 | 27 | 19 | 8 | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | - | - | - | 6 | 1 | 4 | 3 | 4 | - | - | - | |
| その他 | 244 | 144 | 100 | - | - | - | - | - | 2 | - | 1 | 1 | - | 1 | 3 | 3 | 8 | 8 | 15 | 27 | 24 | 28 | 17 | 6 | - | - | |
| 糖尿病 | 38 | 23 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 3 | 3 | 9 | 2 | 1 | 0 | |
| 高血圧性疾患 | 31 | 17 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 4 | 2 | 4 | 1 | 2 | 1 | |
| 年 齢 | | 総 数 | 性 別 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 死 因 | | | 男 | 女 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 心疾患 | | 753 | 359 | 394 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 4 | 5 | 6 | 11 | 8 | 18 | 32 | 44 | 67 | 76 | 46 | 32 | 6 | |
| 再掲 | 急性心筋梗塞 | 67 | 32 | 35 | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 6 | 7 | 8 | 2 | - | - | |
| | その他の虚血性心疾患 | 271 | 169 | 102 | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | 2 | 3 | 2 | 4 | 5 | 9 | 18 | 25 | 35 | 42 | 13 | 9 | 1 | |
| | 心不全 | 254 | 96 | 158 | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - | 1 | 1 | 1 | 3 | 5 | 7 | 16 | 17 | 20 | 20 | 4 | |
| 脳血管疾患 | | 293 | 145 | 148 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 1 | 4 | 8 | 6 | 7 | 17 | 16 | 30 | 28 | 19 | 4 | 1 | | |
| 再掲 | くも膜下出血 | 27 | 12 | 15 | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | - | 1 | 1 | 2 | 1 | - | 1 | 1 | - | 3 | 2 | - | - | |
| | 脳内出血 | 112 | 57 | 55 | - | - | - | - | - | - | 1 | 1 | - | 2 | - | 3 | 4 | 5 | 7 | 9 | 7 | 10 | 4 | 4 | - | - | |
| | 脳梗塞 | 150 | 76 | 74 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 2 | - | - | 7 | 8 | 20 | 13 | 4 | 1 | |
| 大動脈瘤及び解離 | 73 | 39 | 34 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 4 | 2 | 1 | 7 | 7 | 9 | 3 | 0 | 0 | |
| 肺炎 | 222 | 120 | 102 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 4 | 16 | 21 | 33 | 31 | 12 | 1 | |
| 慢性閉塞性肺疾患 | 55 | 46 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 6 | 15 | 10 | 6 | 5 | 0 | |
| 喘息 | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | |
| 誤嚥性肺炎 | 230 | 132 | 98 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 12 | 17 | 37 | 40 | 19 | 1 | | |
| 胃潰瘍及び十二指腸潰瘍 | 19 | 13 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | |
| 肝疾患 | 78 | 54 | 24 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 4 | 3 | 7 | 9 | 4 | 5 | 10 | 3 | 3 | 2 | 1 | 0 | |
| 再掲 | 肝硬変 | 28 | 15 | 13 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 2 | 2 | 2 | 4 | 1 | 2 | 1 | - | 1 | - | |
| 糸球体疾患及び腎尿管間質性疾患 | 15 | 6 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | |
| 腎不全 | 57 | 26 | 31 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 4 | 7 | 8 | 0 | 0 | |
| 老衰 | 707 | 195 | 512 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 6 | 17 | 47 | 72 | 43 | 8 | | |
| 再掲 | 不慮の事故 | 138 | 81 | 57 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 3 | 4 | 10 | 15 | 17 | 13 | 4 | 1 | 1 | |
| | 交通事故 | 6 | 4 | 2 | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 2 | - | - | - | |
| | 不慮の溺死及び溺水 | 23 | 14 | 9 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | 4 | 5 | 2 | 1 | - | - | |
| | 不慮の窒息 | 30 | 18 | 12 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | 2 | 1 | 4 | 5 | 2 | 3 | - |
| | 煙、火及び火災への曝露 | 0 | 0 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 自殺 | 76 | 53 | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 5 | 5 | 4 | 4 | 14 | 3 | 4 | 3 | 1 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | |
| その他の全死因 | 1,031 | 475 | 556 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 5 | 1 | 2 | 6 | 2 | 10 | 17 | 23 | 52 | 65 | 81 | 99 | 69 | 25 | 7 | | |

※上段：男、下段：女

表7 子宮頸がん・子宮体がん・新型コロナウイルス感染症の年齢階級別・主要死因別死亡数（令和4年）
（単位：人）

| 死因 | 年齢 | 総数 | 0 | 5 | 10 | 15 | 20 | 25 | 30 | 35 | 40 | 45 | 50 | 55 | 60 | 65 | 70 | 75 | 80 |
|------------------|----|-----|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | 4 | 9 | 14 | 19 | 24 | 29 | 34 | 39 | 44 | 49 | 54 | 59 | 64 | 69 | 74 | 79 | 84 |
| 子宮頸がん | | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 子宮体がん | | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 新型コロナ ウイルス感染症 | | 194 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 2 | 5 | 3 | 10 | 13 | 29 |

| 死因 | 年齢 | | | |
|------------------|----|----|----|----------------|
| | 85 | 90 | 95 | 100 歳 以上 |
| 子宮頸がん | 1 | 2 | 1 | 0 |
| 子宮体がん | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 新型コロナ ウイルス感染症 | 37 | 57 | 26 | 9 |

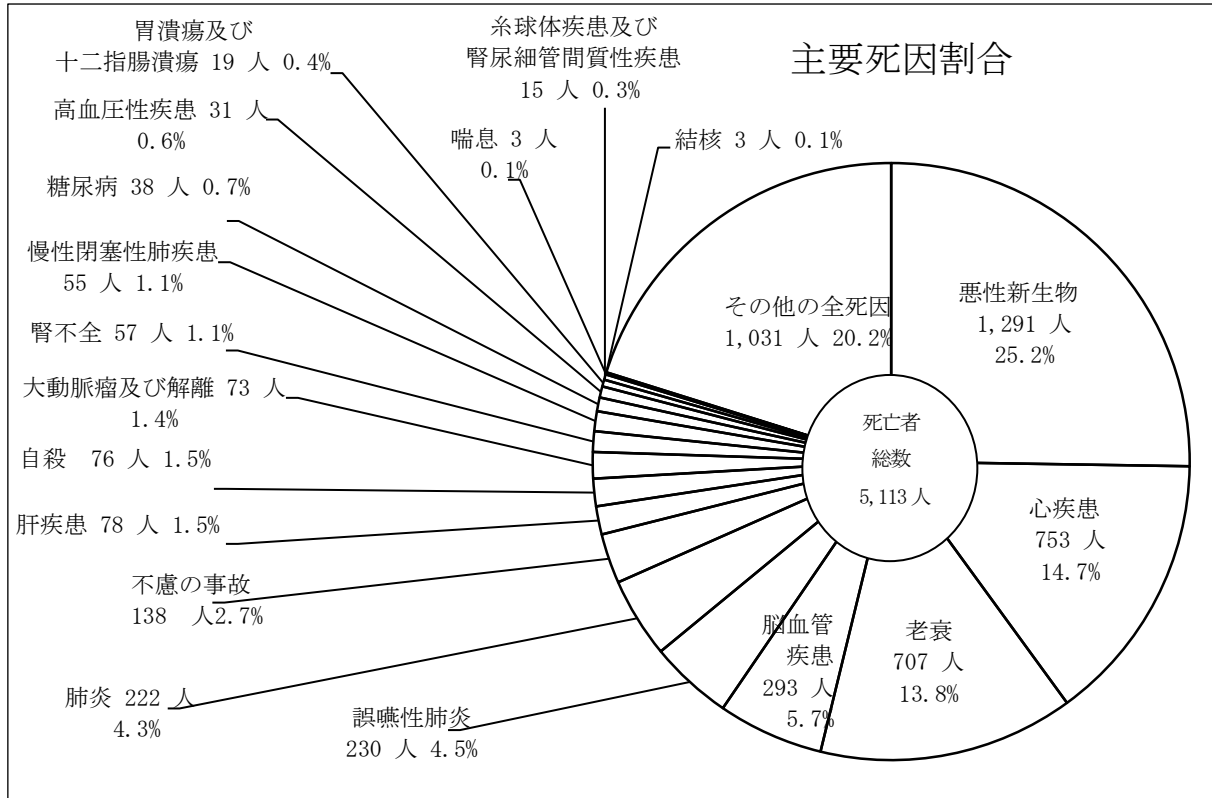
※本表の死亡者数は、人口動態調査上の原死因による

表8 主要死因順位の変遷

| 年次 | 第1位 | 第2位 | 第3位 | 第4位 | 第5位 | 第6位 | 第7位 | 第8位 | 第9位 | 第10位 |
|-----|-----------|-----|-----|-----------|-----------|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 26年 | 悪性 新生物 | 心疾患 | 肺炎 | 脳血管 疾患 | 老衰 | 不慮の 事故 | 自殺 | 大動脈瘤 及び解離 | 肝疾患 | 腎不全 |
| 27年 | 悪性 新生物 | 心疾患 | 肺炎 | 脳血管 疾患 | 老衰 | 不慮の 事故 | 自殺 | 腎不全 | 大動脈瘤 及び解離 | 肝疾患 |
| 28年 | 悪性 新生物 | 心疾患 | 肺炎 | 脳血管 疾患 | 老衰 | 不慮の 事故 | 自殺 | 大動脈瘤 及び解離 | 腎不全 | 肝疾患 |
| 29年 | 悪性 新生物 | 心疾患 | 老衰 | 肺炎 | 脳血管 疾患 | 不慮の 事故 | 大動脈瘤 及び解離 | 自殺 | 肝疾患 | 腎不全 |
| 30年 | 悪性 新生物 | 心疾患 | 老衰 | 脳血管 疾患 | 肺炎 | 誤嚥性 肺炎 | 不慮の 事故 | 自殺 | 腎不全 | 大動脈瘤 及び解離 |
| 元年 | 悪性 新生物 | 心疾患 | 老衰 | 脳血管 疾患 | 肺炎 | 不慮の 事故 | 誤嚥性 肺炎 | 腎不全 | 肝疾患 | 自殺 |
| 2年 | 悪性 新生物 | 心疾患 | 老衰 | 脳血管 疾患 | 肺炎 | 不慮の 事故 | 誤嚥性 肺炎 | 大動脈瘤 及び解離 | 自殺 | 腎不全 |
| 3年 | 悪性 新生物 | 心疾患 | 老衰 | 脳血管 疾患 | 肺炎 | 誤嚥性 肺炎 | 不慮の 事故 | 自殺 | 腎不全 | 大動脈瘤 及び解離 |
| 4年 | 悪性 新生物 | 心疾患 | 老衰 | 脳血管 疾患 | 誤嚥性 肺炎 | 肺炎 | 不慮の 事故 | 自殺 | 腎不全 | 大動脈瘤 及び解離 |
| 5年 | 悪性 新生物 | 心疾患 | 老衰 | 脳血管 疾患 | 誤嚥性 肺炎 | 肺炎 | 不慮の 事故 | 肝疾患 | 自殺 | 大動脈瘤 及び解離 |

※誤嚥性肺炎は平成30年分より項目追加

図1 主要死因割合（令和5年）



三大死因（悪性新生物・脳血管疾患・心疾患）割合（令和5年）

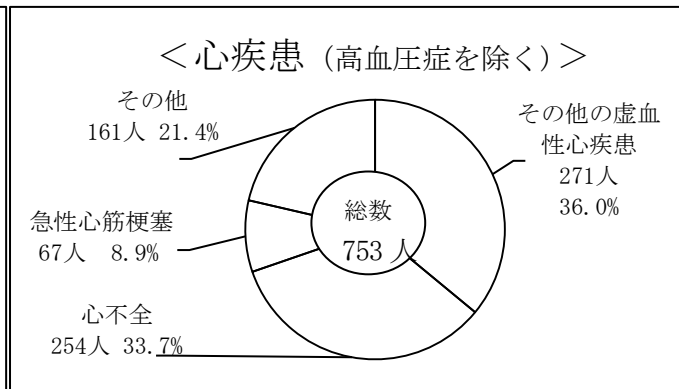
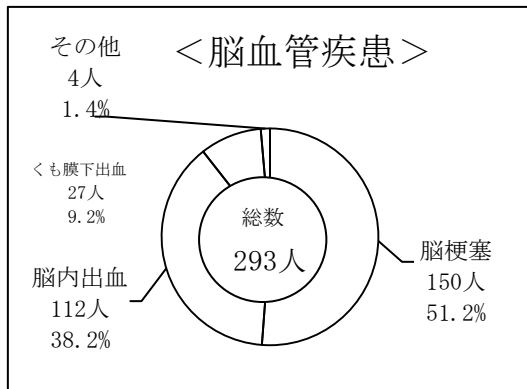
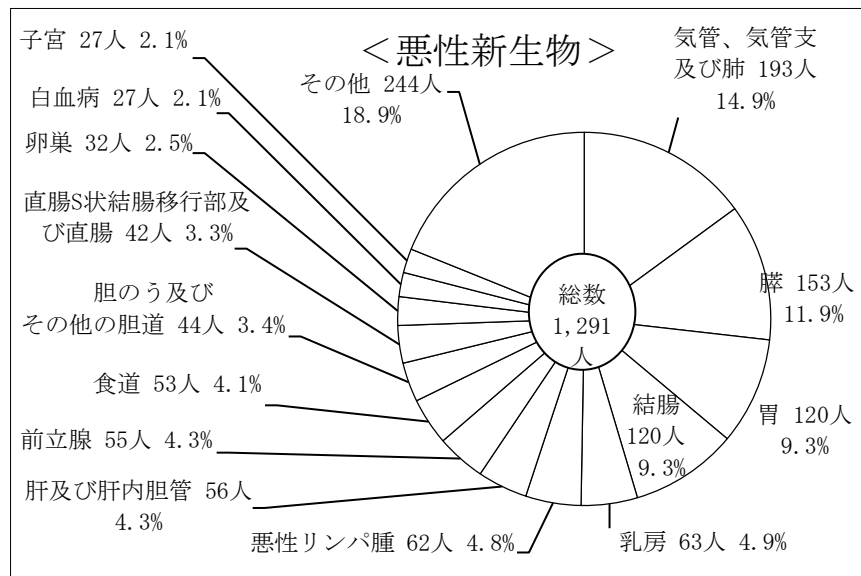


表9 主要死因死亡率の年次推移（人口対10万人）

| 年次 | 悪性新生物 | | 心疾患 | | 脳血管疾患 | | 肺炎 | | 不慮の事故 | | 自殺 | | 結核 | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|-------|------|------|------|-----|-----|
| | 杉並区 | 全国 | 杉並区 | 全国 | 杉並区 | 全国 | 杉並区 | 全国 | 杉並区 | 全国 | 杉並区 | 全国 | 杉並区 | 全国 |
| 26年 | 245.1 | 293.5 | 126.8 | 157.0 | 59.7 | 91.1 | 67.0 | 95.4 | 23.7 | 31.1 | 18.5 | 19.5 | 1.9 | 1.7 |
| 27年 | 237.5 | 295.5 | 129.6 | 156.5 | 61.1 | 89.4 | 71.8 | 96.5 | 18.0 | 30.6 | 15.7 | 18.5 | 1.1 | 1.6 |
| 28年 | 252.3 | 298.3 | 122.6 | 158.4 | 56.0 | 87.4 | 69.8 | 95.4 | 19.8 | 30.6 | 16.9 | 16.8 | 1.5 | 1.5 |
| 29年 | 241.0 | 299.5 | 123.0 | 164.3 | 55.1 | 88.2 | 55.6 | 77.7 | 17.9 | 32.4 | 12.4 | 16.4 | 0.9 | 1.8 |
| 30年 | 240.6 | 300.7 | 132.4 | 167.6 | 56.1 | 87.1 | 49.2 | 76.2 | 20.1 | 33.2 | 15.1 | 16.1 | 1.5 | 1.8 |
| 元年 | 242.2 | 304.2 | 128.1 | 167.8 | 55.7 | 86.1 | 54.6 | 77.2 | 24.5 | 31.9 | 12.8 | 15.7 | 2.3 | 1.7 |
| 2年 | 238.0 | 306.6 | 135.8 | 166.6 | 50.5 | 83.5 | 38.2 | 63.6 | 23.8 | 30.9 | 13.6 | 16.4 | 1.4 | 1.5 |
| 3年 | 235.0 | 310.7 | 129.9 | 174.9 | 54.9 | 85.2 | 34.7 | 59.6 | 18.7 | 31.2 | 15.7 | 16.5 | 0.9 | 1.5 |
| 4年 | 239.3 | 316.1 | 145.6 | 190.8 | 60.0 | 88.1 | 31.7 | 60.6 | 22.9 | 35.5 | 15.5 | 24.2 | 1.1 | 1.4 |
| 5年 | 232.9 | 315.6 | 135.8 | 190.7 | 52.9 | 86.2 | 40.0 | 62.5 | 24.9 | 36.6 | 13.7 | 17.3 | 0.5 | 1.1 |

※令和5年全国の率は、厚生労働省「令和5年人口動態統計月報年計（概数）の概況」による概数

図2 主要死因別死亡率の年次推移（人口対10万人）

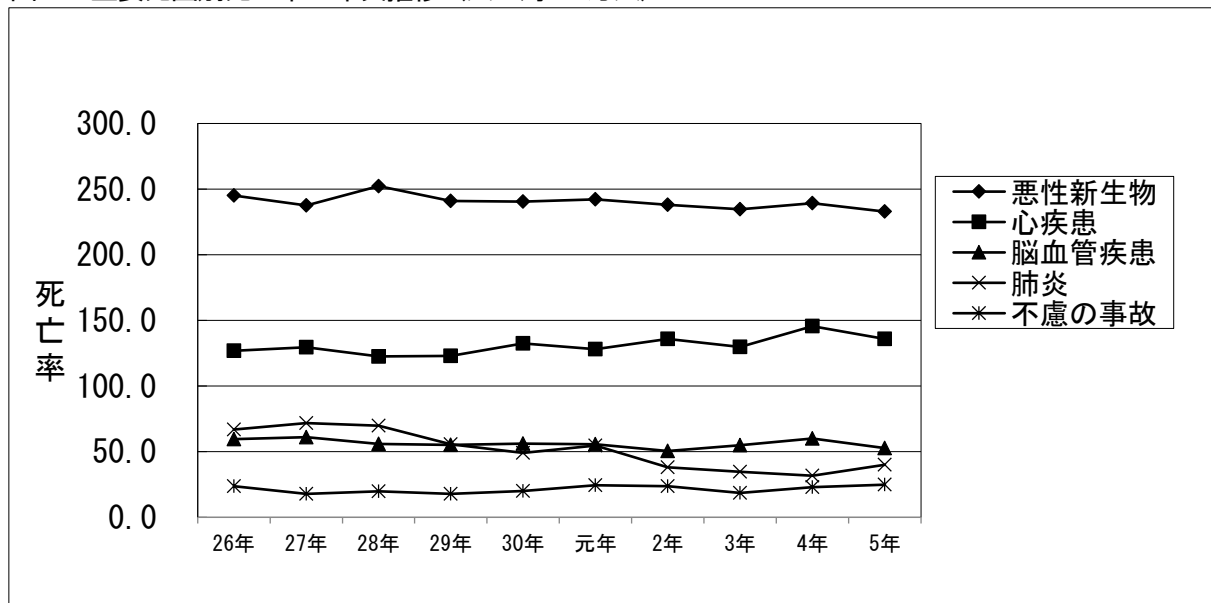


表 10 部位別・年齢別悪性新生物（がん）死亡数

(単位：人)

| 部 位 | 年 齢 | 総 数 | 性別 | | 20 | 20 | 30 | 40 | 50 | 60 | 70 | 80 | 90 |
|----------------------|-----|--------|-----|-----|--------|----|----|----|----|-----|-----|-----|--------|
| | | | 男 | 女 | 歳 | 歳 | 歳 | 歳 | 歳 | 歳 | 歳 | 歳 | |
| | | | | | 未 満 | 29 | 39 | 49 | 59 | 69 | 79 | 89 | 以 上 |
| 3年 | | 1,306 | 712 | 594 | 1 | 1 | 6 | 24 | 73 | 164 | 376 | 436 | 225 |
| 4年 | | 1,328 | 694 | 634 | 2 | 2 | 7 | 34 | 80 | 170 | 370 | 427 | 236 |
| 5年 | | 1,291 | 671 | 620 | 1 | 3 | 5 | 26 | 66 | 145 | 356 | 452 | 237 |
| 口唇、口腔及び咽頭 | | 29 | 21 | 8 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 5 | 11 | 8 | 4 |
| 食道 | | 53 | 37 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 8 | 23 | 12 | 8 |
| 胃 | | 120 | 45 | 75 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 16 | 28 | 41 | 26 |
| 結腸 | | 120 | 56 | 64 | 0 | 0 | 0 | 3 | 9 | 9 | 33 | 35 | 31 |
| 直腸S状結腸移行部及び直腸 | | 42 | 22 | 20 | 0 | 0 | 1 | 1 | 4 | 6 | 14 | 11 | 5 |
| 肝及び肝内胆管 | | 56 | 37 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 7 | 15 | 21 | 10 |
| 胆のう及びその他の胆道 | | 44 | 23 | 21 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 | 5 | 22 | 10 |
| 膵 | | 153 | 77 | 76 | 0 | 0 | 1 | 4 | 8 | 23 | 38 | 60 | 19 |
| 喉頭 | | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 気管、気管支及び肺 | | 193 | 125 | 68 | 0 | 1 | 0 | 2 | 3 | 15 | 71 | 71 | 30 |
| 皮膚 | | 10 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 3 |
| 乳房 | | 63 | 0 | 63 | 0 | 0 | 0 | 5 | 2 | 10 | 21 | 15 | 10 |
| 子宮 | | 27 | 0 | 27 | 0 | 0 | 0 | 3 | 4 | 3 | 5 | 9 | 3 |
| 卵巣 | | 32 | 0 | 32 | 0 | 0 | 0 | 2 | 6 | 7 | 8 | 8 | 1 |
| 前立腺 | | 55 | 55 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 4 | 11 | 22 | 15 |
| 膀胱 | | 34 | 26 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 9 | 11 | 12 |
| 中枢神経系 | | 14 | 9 | 5 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 5 | 2 | 2 |
| 悪性リンパ腫 | | 62 | 31 | 31 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 14 | 28 | 15 |
| 白血病 | | 27 | 19 | 8 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 11 | 8 | 6 |
| リンパ組織、造血組織及び 関連組織 | | 16 | 6 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 8 | 3 |
| その他 | | 101 | 57 | 44 | 0 | 2 | 1 | 3 | 9 | 13 | 20 | 38 | 15 |

(5) 乳児死亡統計

表 11 生存期間別・性別乳児死亡数

(単位：人)

| 生存期間 | 総数 | 生 後 | | 1 か 月 | 2 か 月 | 3 か 月 | 4 か 月 | 5 か 月 | 6 か 月 | 7 か 月 | 8 か 月 | 9 か 月 | 10 か 月 | 11 か 月 |
|------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | | 1 か月未満 | 4 週未満 | | | | | | | | | | | |
| 4年 | 5 | 4 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 男 | 2 | 2 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 女 | 3 | 2 | - | - | - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 5年 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| | 男 | 7 | - | - | 1 | - | 2 | - | 2 | - | - | - | 2 | - |
| 女 | 3 | 2 | - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |

表 12 生存期間別・死因別乳児死亡数

(単位：人)

| 死 因 | 総数 | 感 染 症 | 悪 性 新 生 物 | 脳 性 麻 痺 | 心 疾 患 (高 血 圧 性 を 除 く) | 肺 炎 ・ 呼 吸 器 疾 患 | 周 産 期 に 発 生 し た 病 態 | (再 掲) 出 産 外 傷 新 生 児 呼 吸 窮 迫 そ の 他 | 先 天 奇 形 ・ 変 形 及 び 染 色 体 異 常 | 再 掲 | | | | 乳 幼 児 突 然 死 候 群 | そ の 他 の す べ て の 疾 患 | 不 慮 の 事 故 | (再 掲) | | | 他 殺 | そ の 他 の 外 因 死 | | | |
|-----|-------------|-------|-----------|---------|-----------------------|-----------------|---------------------|--|-----------------------------|-------------------------|-------------------|-------------------|--------------|-----------------|---------------------|-----------|---------|-----------|-----------|-----|---------------|---------------|-------------|---|
| | | | | | | | | | | 心 臓 ・ 循 環 器 系 の 先 天 奇 形 | 呼 吸 器 系 の 先 天 奇 形 | 消 化 器 系 の 先 天 奇 形 | 染 色 体 異 常 ほか | | | | 交 通 事 故 | 転 倒 ・ 転 落 | 溺 死 ・ 溺 水 | | | 食 物 等 の 誤 え ん | そ の 他 の 窒 息 | |
| 4年 | 総 数 | 5 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 4 週 未 満 総 数 | 4 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 1 日 未 満 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 1 日 ~ 6 日 | 2 | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | 1 | - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 1 週 以 上 | 2 | - | - | - | 2 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 4 週 以 上 | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 5年 | 総 数 | 10 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 4 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 4 週 未 満 総 数 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 1 日 未 満 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 1 日 ~ 6 日 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 1 週 以 上 | 2 | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | 1 | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 4 週 以 上 | 8 | 1 | - | - | - | - | 1 | - | - | - | 1 | 3 | - | - | - | - | 3 | - | 3 | - | - | - | - |

(6) 死産統計

表 13 母の年齢階級別・妊娠期間別死産数

(単位：胎)

| 年・ 死産種別・ 妊娠週数 | 母の年齢 | 総 数 | 母の年齢 | | | | | | | | | |
|---------------------|--------|--------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|---|
| | | | 15歳 未 満 | 15～19 | 20～24 | 25～29 | 30～34 | 35～39 | 40～44 | 45～49 | 50歳 以 上 | |
| | | | 4年 | | | | | | | | | |
| 自然死産 | 総数 | 70 | 1 | 0 | 7 | 14 | 17 | 24 | 7 | 0 | 0 | |
| | 総数 | 30 | 0 | 0 | 1 | 5 | 10 | 11 | 3 | 0 | 0 | |
| | 満22週未満 | 20 | - | - | 1 | 5 | 7 | 5 | 2 | - | - | |
| | 22～23 | 1 | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | |
| | 24～27 | 3 | - | - | - | - | 1 | 2 | - | - | - | |
| | 28～31 | 2 | - | - | - | - | 2 | - | - | - | - | |
| | 32～35 | 2 | - | - | - | - | - | 2 | - | - | - | |
| | 36～39 | 2 | - | - | - | - | - | 1 | 1 | - | - | |
| | 満40週以上 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 不詳 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 人工死産 | 総数 | 40 | 1 | 0 | 6 | 9 | 7 | 13 | 4 | 0 | 0 |
| | | 満22週未満 | 40 | 1 | 0 | 6 | 9 | 7 | 13 | 4 | 0 | 0 |
| | | 22～23 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 24～27 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 28～31 | | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 32～35 | | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 36～39 | | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 満40週以上 | | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 不詳 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 5年 | | | | | | | | | | | | |
| 自然死産 | 総数 | 73 | 0 | 1 | 6 | 9 | 18 | 26 | 12 | 1 | 0 | |
| | 総数 | 27 | 0 | 0 | 0 | 3 | 9 | 7 | 7 | 1 | 0 | |
| | 満22週未満 | 23 | - | - | - | 3 | 7 | 6 | 6 | 1 | - | |
| | 22～23 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 24～27 | 1 | - | - | - | - | 1 | - | - | - | - | |
| | 28～31 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 32～35 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 36～39 | 3 | - | - | - | - | 1 | 1 | 1 | - | - | |
| | 満40週以上 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 不詳 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 人工死産 | 総数 | 46 | 0 | 1 | 6 | 6 | 9 | 19 | 5 | 0 | 0 |
| | | 満22週未満 | 46 | - | 1 | 6 | 6 | 9 | 19 | 5 | - | - |
| | | 22～23 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 24～27 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 28～31 | | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 32～35 | | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 36～39 | | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 満40週以上 | | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 不詳 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |

表 14 原因別死産数（母側・児側）

（単位：胎）

| 死産原因 (児側病態) | 総 数 | 周産期に発生した主要病態 | 再 掲 | | | | | | 先天奇形、変形及び染色体異常 | 再 掲 | | | | | その他 | |
|----------------|---|--------------|-------------|-----------------------|----------|-------------|-------------------------|-----------|----------------|--------|----------|----------|-----------|-----------|-----|-----------|
| | | | 胎児発育に関連する障害 | 妊娠期間及び 呼吸障害及び心血管障害 | 周産期に特異的な | 周産期に特異的な感染症 | 胎児及び新生児の 出血性障害及び血液障害 | 原因不明の胎児死亡 | | その他の病態 | 周産期に発生した | 神経系の先天奇形 | 循環器系の先天奇形 | 呼吸器系の先天奇形 | | 筋骨格系の先天奇形 |
| 自然死産 | 4年 | 30 | 28 | 1 | 0 | 1 | 0 | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 5年 | 27 | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 | 25 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 現在の妊娠とは無関係の場合 もありうる母体の病態により 影響を受けた胎児及び新生児 | 11 | 11 | - | - | - | - | 10 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 母体の妊娠合併症により影響 を受けた胎児及び新生児 | 1 | 1 | - | - | - | - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 胎盤、臍帯及び卵膜の合併症 により影響を受けた胎児及び 新生児 | 4 | 4 | - | - | - | - | 4 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | その他の分娩合併症により影 響を受けた胎児及び新生児 | 0 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 胎盤又は母乳を介して有害な 影響を受けた胎児及び新生児 | 0 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 母体に原因がないもの | 11 | 10 | - | - | - | - | 10 | - | 1 | - | - | - | - | 1 | - |
| | その他病態に記載がないもの | 0 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 人工死産 | 4年 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 40 |
| | 5年 | 46 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 46 |
| | 現在の妊娠とは無関係の場合 もありうる母体の病態により 影響を受けた胎児及び新生児 | 0 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 母体の妊娠合併症により影響 を受けた胎児及び新生児 | 0 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 胎盤、臍帯及び卵膜の合併症 により影響を受けた胎児及び 新生児 | 0 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | その他の分娩合併症により影 響を受けた胎児及び新生児 | 0 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 胎盤又は母乳を介して有害な 影響を受けた胎児及び新生児 | 0 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 妊娠を継続することが母体の 健康を著しく害するおそれがあるもの | 46 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 46 |